

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

## 43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震、津波、溢水及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。</p> <p>屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外又は建屋面に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。大容量ポンプを用いた海水供給については、3号炉及び4号炉同時供給時においても、それぞれ独立した接続口、ホースにて供給できる設計とする。</p>	<p>地震、津波及び火災に対しては、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p> <p>同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p>	<p>地震、津波及び火災に対しては、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」及び「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p> <p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊及び大飯で設置する接続口は、交流給電又は直流給電、送水のための接続口であり、電磁波による影響を受けやすい制御系ケーブルの接続口は設けていないことから、影響を受けないと記載した。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では、有効性評価／技術的能力の手順において、一つの接続口を同時に使用することはないが、複数の機能で使用する場合にはそれぞれの機能に必要な容量が確保できることを設計方針とした。(柏崎刈羽と同様)。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線による影響因子</li> <li>溢水、火災</li> <li>自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象</li> <li>外部人為事象のうち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補助建屋の外からの可搬型重大事故等対処設備接続対象として、炉心冷却及び格納容器冷却機能、使用済燃料ピットの補給又は格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水又は電力と、その他（空気）で分類し、水又は電力の接続場所に応じて屋内又は屋面上に設置の場合と屋外に設置の場合に分類した。</li> </ul>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件</li> <li>②自然現象</li> <li>③人為事象</li> <li>④溢水</li> <li>⑤火災</li> <li>⑥容量</li> </ul> <p>記載順の相違</p> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備の接続対象として、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものを「A」と分類し、その他設備を対象外と分類。</li> <li>複数の機能で一つの接続口を使用する設備については「a」、その他を「b」と分類。</li> </ul>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境条件</li> <li>溢水、火災</li> <li>自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象</li> <li>外部人為事象のうち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備の接続対象として、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給するものと、その他（空気）を供給するもので分類し、水又は電力の接続場所は屋内（壁面含む）に分類した。</li> </ul>	

2. 設計方針について

【要求事項：常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】

（1）各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。

2. 設計方針について

【要求事項：常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】

（1）各考慮事項に対する設計方針は、以下の表にまとめた。

2. 設計方針について

【要求事項：常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。】

（1）各考慮事項に対する設計方針は、以下の表にまとめた。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <tr> <td>項目</td><td colspan="2">可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口</td></tr> <tr> <td></td><td>建屋面</td><td>建屋内</td></tr> <tr> <td>環境条件</td><td colspan="2">第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>地盤</td><td colspan="2">第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td colspan="2">第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td colspan="2">第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td></tr> <tr> <td>洪水</td><td colspan="2">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td></tr> <tr> <td>風（台風）</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>降水</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td colspan="2">地滑りを起すような地形は存在しない</td><td></td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">自然現象</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>項目</td><td colspan="2">可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>建屋面</td><td>建屋内</td><td></td></tr> <tr> <td>環境条件</td><td colspan="2">第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>地盤</td><td colspan="2">第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td>地震</td><td colspan="2">第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td colspan="2">第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>洪水</td><td colspan="2">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td><td></td></tr> <tr> <td>風（台風）</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>降水</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> </table>	項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口			建屋面	建屋内	環境条件	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。			位置的分散（複数箇所）		地盤	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。		地震	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。		津波	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。		洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。		風（台風）	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		竜巻	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		凍結	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		降水	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		積雪	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		落雷	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		地滑り	地滑りを起すような地形は存在しない			火山の影響	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			自然現象							項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口				建屋面	建屋内		環境条件	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。				位置的分散（複数箇所）			地盤	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。			地震	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。			津波	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。			洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。			風（台風）	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			竜巻	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			凍結	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			降水	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			積雪	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			落雷	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）			地滑り	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。		火山の影響	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。			位置的分散（複数箇所）		
項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口																																																																																																																																																																																	
	建屋面	建屋内																																																																																																																																																																																
環境条件	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																	
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
地盤	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																	
地震	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																	
津波	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																	
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																	
風（台風）	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
竜巻	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
凍結	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
降水	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
積雪	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
落雷	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
地滑り	地滑りを起すような地形は存在しない																																																																																																																																																																																	
火山の影響	接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
自然現象																																																																																																																																																																																		
項目	可搬型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口																																																																																																																																																																																	
	建屋面	建屋内																																																																																																																																																																																
環境条件	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																	
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
地盤	第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。																																																																																																																																																																																	
地震	第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																	
津波	第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																																																																																																	
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																	
風（台風）	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
竜巻	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
凍結	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、凍結に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
降水	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降水による浸水に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
積雪	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、積雪に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
落雷	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	
地滑り	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
火山の影響	接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、降下火砕物に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。																																																																																																																																																																																
	位置的分散（複数箇所）																																																																																																																																																																																	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">可燃型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口</th></tr> <tr> <th></th><th>建屋面</th><th>建屋内</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物学的事象</td><td>開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td>自然現象</td><td>位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>高潮</td><td>高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td>外部火災</td><td>森林火災 接続口は、防火帯の内側の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td>災</td><td>爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）</td><td>爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>人為事象</td><td>飛来物（航空機落下） 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>飛来物（航空機落下） 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>ダムの崩壊 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>ダムの崩壊 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>有毒ガス 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>有毒ガス 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>船舶の衝突 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>船舶の衝突 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>電磁的障害 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>電磁的障害 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</td></tr> <tr> <td></td><td>故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td><td>溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散（複数箇所）</td><td>位置的分散（複数箇所）</td></tr> </tbody> </table>	項目	可燃型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口			建屋面	建屋内	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	自然現象	位置的分散（複数箇所）		高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。		外部火災	森林火災 接続口は、防火帯の内側の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	災	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）	人為事象	飛来物（航空機落下） 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	飛来物（航空機落下） 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		ダムの崩壊 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	ダムの崩壊 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		有毒ガス 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	有毒ガス 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		船舶の衝突 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	船舶の衝突 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		電磁的障害 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	電磁的障害 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。		故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。		火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（複数箇所）	位置的分散（複数箇所）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">可燃型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口</th></tr> <tr> <th></th><th>建屋面</th><th>建屋内</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物学的事象</td><td>開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</td><td>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td>自然現象</td><td>位置的分散（複数箇所）</td><td></td></tr> <tr> <td>高潮</td><td>高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td>外部火災</td><td>森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td><td>森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td>災</td><td>爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）</td><td>爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）</td></tr> <tr> <td>人為事象</td><td>飛来物（航空機落下） 航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td><td>飛来物（航空機落下） 航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td></tr> <tr> <td></td><td>ダムの崩壊 発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td><td>ダムの崩壊 発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td></tr> <tr> <td></td><td>有毒ガス 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>有毒ガス 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>船舶の衝突 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>船舶の衝突 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>電磁的障害 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。</td><td>電磁的障害 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</td></tr> <tr> <td></td><td>故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。</td><td>故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td><td>溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</td></tr> <tr> <td></td><td>火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散（複数箇所）</td><td>位置的分散（複数箇所）</td></tr> </tbody> </table>	項目	可燃型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口			建屋面	建屋内	生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	自然現象	位置的分散（複数箇所）		高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。		外部火災	森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	災	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）	人為事象	飛来物（航空機落下） 航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	飛来物（航空機落下） 航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。		ダムの崩壊 発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊 発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。		有毒ガス 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	有毒ガス 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		船舶の衝突 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	船舶の衝突 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		電磁的障害 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	電磁的障害 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。		故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。		溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。		火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。		位置的分散（複数箇所）	位置的分散（複数箇所）	
項目	可燃型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口																																																																																																		
	建屋面	建屋内																																																																																																	
生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
自然現象	位置的分散（複数箇所）																																																																																																		
高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。																																																																																																		
外部火災	森林火災 接続口は、防火帯の内側の適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
災	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）																																																																																																	
人為事象	飛来物（航空機落下） 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	飛来物（航空機落下） 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	ダムの崩壊 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	ダムの崩壊 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	有毒ガス 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	有毒ガス 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	船舶の衝突 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	船舶の衝突 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	電磁的障害 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	電磁的障害 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。																																																																																																	
	故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。																																																																																																	
	火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																	
	位置的分散（複数箇所）	位置的分散（複数箇所）																																																																																																	
項目	可燃型 SA 設備と常設 SA 設備の接続口																																																																																																		
	建屋面	建屋内																																																																																																	
生物学的事象	開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内又は適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
自然現象	位置的分散（複数箇所）																																																																																																		
高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。																																																																																																		
外部火災	森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	森林火災 接続口は、防火帯の内側の建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
災	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）	爆発 近隣工場等の火災 位置的分散（複数箇所）																																																																																																	
人為事象	飛来物（航空機落下） 航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	飛来物（航空機落下） 航空機落下確率評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。																																																																																																	
	ダムの崩壊 発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	ダムの崩壊 発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。																																																																																																	
	有毒ガス 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	有毒ガス 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	船舶の衝突 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	船舶の衝突 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	電磁的障害 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。	電磁的障害 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、電磁波に対して、各接続口が機能を確保可能な設計とする。なお、接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。																																																																																																	
	故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、適切に離隔した位置に複数箇所に設置する。	故意による大型航空機の衝突その他のデロリズム 接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。																																																																																																	
	溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	溢水 溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。																																																																																																	
	火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災 第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。																																																																																																	
	位置的分散（複数箇所）	位置的分散（複数箇所）																																																																																																	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	区分	設計方針	関連資料	備考	相違理由
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			
A	屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。	配置図		Aa	可搬型重大事故等対処設備のうち、 <b>原子炉建屋</b> の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に <b>複数箇所</b> に設置する。  また、一つの接続口で、複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保可能な接続口を設ける。	接続図	A	可搬型重大事故等対処設備のうち、 <b>原子炉建屋</b> 又は <b>原子炉補助建屋</b> の外から水又は電力を供給する設備との接続口は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災の影響による共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に <b>複数箇所</b> 設置する。  また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	接続図		類型分類の相違 ・女川は接続口を「兼用で使用」と「単独で使用」に類型化しているが、泊は「兼用及び単独」での使用で一つの設計方針としている。 ・いずれも、接続口の配置設計方針と容量設計方針の組合せであり、設計方針に相違はない。
B	屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に複数箇所設置する。	配置図		Ab	可搬型重大事故等対処設備のうち、 <b>原子炉建屋</b> の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続口は、環境条件、自然現象、溢水及び火災の影響による共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に <b>複数箇所</b> に設置する。	接続図					
C	<b>原子炉補助建屋</b> の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	配置図		対象外	—	—	対象外	<b>原子炉建屋</b> 又は <b>原子炉補助建屋</b> の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	—	—	
D	<b>原子炉補助建屋</b> の外から水及び電力を供給する設備ではなく、接続箇所に対する設計上の考慮は行わない。	配置図		※ 個別条文で記載する事項を下部で示す							

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・使用済燃料ピット事故時には遮蔽としてのSFP水量が減少していくことから、使用済燃料ピット事故時に使用する設備については、「A」として分類。 ・上記以外の設備については、作業に対する放射線の影響で分類でき、「B」とする。</p>  <pre> graph LR     A[設置場所の選定] --&gt; BC[考慮事項 放射線の影響]     BC --&gt; SFP[SFP 事故時に使用する設備]     SFP --&gt; A     BC --&gt; OB[その他の設備]     OB --&gt; B[ ] </pre> <p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>エビデンス</th> <th>パターン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A SFP</td> <td>設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFPによる遮蔽や線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。</td> <td>配置図</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B SFP 以外</td> <td>設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか追加遮蔽の設置を行う。</td> <td>配置図</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考	A SFP	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFPによる遮蔽や線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。	配置図	A		B SFP 以外	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか追加遮蔽の設置を行う。	配置図	B	
区分	設計方針	エビデンス	パターン	備考											
A SFP	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、SFPによる遮蔽や線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置する。	配置図	A												
B SFP 以外	設備の設置及び接続場所は、放射線の影響を想定した環境条件においても、線源からの離隔距離により、設置場所で操作可能となるように、放射線量の低い場所を選定して設置するか追加遮蔽の設置を行う。	配置図	B												
<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第四号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の設置場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>(2) 類型化の考え方 a. 考慮事項 ・放射線の影響 b. 類型化 ・なし</p> <p>2. 設計方針について 【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。】</p> <p>各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A SFP</td> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 個別条文で記載する事項を下部で示す</td><td></td> </tr> <tr> <td>B SFP 以外</td> <td>可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</td> <td>配置図 接続図</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	A SFP	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図	※ 個別条文で記載する事項を下部で示す			B SFP 以外	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図			
区分	設計方針	関連資料													
A SFP	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図													
※ 個別条文で記載する事項を下部で示す															
B SFP 以外	可搬型重大事故等対処設備は、放射線量の高くなるおそれの少ない場所の選定、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により、想定される重大事故等が発生した場合においても、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	配置図 接続図													

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を考慮する。 自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。</p> <p>地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。 地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び引火煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。 なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。</p> <p>風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び掘り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第五号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。 これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は掘り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故等対処設備の保管場所を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重を考慮する。</p> <p>地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から又は電力を</p>	<p>■設計方針の相違 ・重大事故等の発生頻度を踏まえ、重大事故等時の環境条件の設定として竜巻、火山の影響は対象外。（補足説明資料、共一）（女川と同様）</p> <p>■設計方針の相違 ・泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セット数を強固な地盤上に保管する設計方</p>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の<b>安全機能</b>、<b>使用済燃料ピットの冷却機能</b>若しくは<b>注水機能</b>又は常設重大事故防止設備の<b>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能</b>と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港内に入港する船舶の火災及びい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<b>複数の取水箇所</b>を選定できる設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、<b>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する</b>。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び右油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p>	<p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等<b>及び常設重大事故等対処設備</b>と同時に<b>その機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する</b>設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれない設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」及び「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等<b>及び常設重大事故等対処設備</b>と同時に<b>その機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する</b>設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等<b>及び常設重大事故等対処設備の機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する</b>設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれない設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>針とする。（伊方と同様）</p> <p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セト数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）</li> </ul> <p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補助機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境条件</li> <li>自然現象</li> <li>外部人為事象</li> <li>溢水</li> <li>火災</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、分散配置の考え方を明確にした。</li> </ul> <pre> graph LR     A[考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③外部人為事象 ④溢水 ⑤火災] --- A_in[屋内]     A --- A_out[屋外]     B[考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③外部人為事象 ④溢水 ⑤火災] --- B_in[屋内]     B --- B_out[屋外]     A_in --- Aa[共通要因の考慮対象設備あり]     A_out --- Ab[共通要因の考慮対象設備なし]     B_in --- Ba[共通要因の考慮対象設備あり]     B_out --- Bb[共通要因の考慮対象設備なし]   </pre> <p>保管場所</p> <p>考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③外部人為事象 ④溢水 ⑤火災</p> <p>位置的分類</p> <p>屋内 —— A</p> <p>屋外 —— B</p>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境条件</li> <li>自然現象</li> <li>人為事象</li> <li>溢水</li> <li>火災</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型重大事故等対処設備のあるものについては、「A a」又は「B a」。対応する常設重大事故等対処設備がないものについては「A b」又は「B b」に分類し、分散配置の考え方を明確にした。</li> </ul> <pre> graph LR     A[考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③人為事象 ④溢水 ⑤火災] --- A_in[屋内]     A --- A_out[屋外]     B[考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③人為事象 ④溢水 ⑤火災] --- B_in[屋内]     B --- B_out[屋外]     A_in --- Aa[共通要因の考慮対象設備あり]     A_out --- Ab[共通要因の考慮対象設備なし]     B_in --- Ba[共通要因の考慮対象設備あり]     B_out --- Bb[共通要因の考慮対象設備なし]   </pre> <p>保管場所</p> <p>考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③人為事象 ④溢水 ⑤火災</p> <p>位置的分類</p> <p>屋内 —— A</p> <p>屋外 —— B</p>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境条件</li> <li>自然現象</li> <li>外部人為事象</li> <li>溢水</li> <li>火災</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対応する常設重大事故等対処設備があるものについては、保管場所を屋内「A」と屋外「B」に分類し、それぞれ共通要因の考慮対象設備のなし「a」と共通要因の考慮対処設備あり「b」について、分散配置の考え方を明確にした。</li> </ul> <pre> graph LR     A[考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③外部人為事象 ④溢水 ⑤火災] --- A_in[屋内]     A --- A_out[屋外]     B[考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③外部人為事象 ④溢水 ⑤火災] --- B_in[屋内]     B --- B_out[屋外]     A_in --- Aa[共通要因の考慮対象設備なし]     A_out --- Ab[共通要因の考慮対象設備あり]     B_in --- Ba[共通要因の考慮対象設備なし]     B_out --- Bb[共通要因の考慮対象設備あり]   </pre> <p>保管場所</p> <p>考慮事項 ①環境条件 ②自然現象 ③外部人為事象 ④溢水 ⑤火災</p> <p>位置的分類</p> <p>屋内 —— A</p> <p>屋外 —— B</p>	<p>相違理由</p> <p>類型化付番の相違 ・泊と女川で、共通要因の考慮対象設備の有無の子付番が相違しているが、類型化及び考慮事項は同じである。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
2. 設計方針について 【要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。】  (1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。	2. 設計方針について 【要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。】  (1) 各考慮事項における設計方針について、以下の表にまとめた。	2. 設計方針について 【要求事項：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。】  (1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>旧設置</th> <th>常設 SA 設備</th> <th>可搬型 SA 設備</th> </tr> <tr> <th></th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td>第 12 条（安全施設）に基づく設計とする。</td> <td colspan="3">第 43 条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>第 3 条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。</td> <td>地震により生ずる軟地盤下斜面のすべり、液状化又は橋脚沈下による不等沈下、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能喪失しない複数の位置に分散して保管する。</td> <td>第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく設置された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>第 4 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項）</td> <td>第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>第 39 条（地震による損傷の防止）にて考慮された設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>第 5 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）</td> <td>第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。</td> <td>第 40 条（津波による損傷の防止）にて考慮された設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="4">敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地上より離れてられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはないと。</td> </tr> <tr> <td>自然現象</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</td> <td>第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	旧設置	常設 SA 設備	可搬型 SA 設備		屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第 12 条（安全施設）に基づく設計とする。	第 43 条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。			地盤	第 3 条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	地震により生ずる軟地盤下斜面のすべり、液状化又は橋脚沈下による不等沈下、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能喪失しない複数の位置に分散して保管する。	第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく設置された建屋内に保管する設計とする。		地震	第 4 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項）	第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 39 条（地震による損傷の防止）にて考慮された設計とする。		津波	第 5 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 40 条（津波による損傷の防止）にて考慮された設計とする。		洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地上より離れてられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはないと。				自然現象	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。	竜巻	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。	凍結	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。	
項目	旧設置	常設 SA 設備	可搬型 SA 設備																																																
	屋外	屋内	屋外	屋内																																															
環境条件	第 12 条（安全施設）に基づく設計とする。	第 43 条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																	
地盤	第 3 条（設計基準対象施設の地盤）に基づく地盤上に設置する。	地震により生ずる軟地盤下斜面のすべり、液状化又は橋脚沈下による不等沈下、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能喪失しない複数の位置に分散して保管する。	第 38 条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく設置された建屋内に保管する設計とする。																																																
地震	第 4 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項）	第 39 条（地震による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 39 条（地震による損傷の防止）にて考慮された設計とする。																																																
津波	第 5 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	第 40 条（津波による損傷の防止）に基づく設計とする。	第 40 条（津波による損傷の防止）にて考慮された設計とする。																																																
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地上より離れてられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはないと。																																																		
自然現象	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。																																															
竜巻	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。																																															
凍結	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。 位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に、設計基準事故対処設備等の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計された建屋内に保管する設計とする。																																															

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
項目	IP設備	常設SA設備	可搬型SA設備	IP設備	常設SA設備	可搬型SA設備	
自然現象	降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
	積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
	暴雨	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
	地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。			地滑りを起こすような地形は存在しない。		地滑りを起こすような地形は存在しない。
		位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	
	火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
	生物学者的事象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
人为事象	高潮	影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。			影響を受けない敷地高さに設置する。		影響を受けない敷地高さに設置する。
		位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	
	森林火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
	外品火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	
人間活動	森林火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	位置的分散（2項）	
	近隣工場等の火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計と同様に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	
		位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	位置的分散（3項）	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表																																																																																																																									
大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉			相違理由																																																																																																															
<p>外 部 火 災 等 の 火 災</p> <p>飛来物 (航空機落下)</p> <p>ダムの崩壊</p> <p>人為事象</p> <p>船舶の衝突</p> <p>電磁的障害</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>爆発近隣工場等の火災</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。  位置的分散(2項)</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td>設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛来物(航空機落下)</td> <td>航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td>設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。</td> <td>設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撺による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>構内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備		項目	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	爆発近隣工場等の火災	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。  位置的分散(2項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。		飛来物(航空機落下)	航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。		ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。		有毒ガス	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。		船舶の衝突	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撺による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。		電磁的障害	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	構内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。						<p>飛来物(航空機落下)</p> <p>ダムの崩壊</p> <p>有毒ガス</p> <p>船舶の衝突</p> <p>電磁的障害</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">DB設備</th> <th colspan="2">常設SA設備</th> <th colspan="2">可搬型SA設備</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛来物(航空機落下)</td> <td>航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> <td>航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。</td> <td>『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</td> <td>『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</td> <td>『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>構内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備		項目	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	飛来物(航空機落下)	航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。		ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。		有毒ガス	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。		船舶の衝突	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。		電磁的障害	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。		故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	構内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。						
DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																																																					
項目	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																			
爆発近隣工場等の火災	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。  位置的分散(2項)	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。																																																																																																																				
飛来物(航空機落下)	航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。																																																																																																																				
ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。																																																																																																																				
有毒ガス	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。																																																																																																																				
船舶の衝突	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撺による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。																																																																																																																				
電磁的障害	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設計された建屋内に保管する設計とする。																																																																																																																				
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	構内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。																																																																																																																								
DB設備		常設SA設備		可搬型SA設備																																																																																																																					
項目	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																			
飛来物(航空機落下)	航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	航空機落下海平評価結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	『故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム』に対する常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。																																																																																																																				
ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。																																																																																																																				
有毒ガス	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。																																																																																																																				
船舶の衝突	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。																																																																																																																				
電磁的障害	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。																																																																																																																				
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	構内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。建屋外の可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。																																																																																																																								

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">IE設備</th> <th colspan="2">常設 SA設備</th> <th colspan="2">可搬型 SA設備</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水</td><td>第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。</td><td>屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に保管する。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。</td><td>想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。</td><td>想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td><td></td><td></td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。</td><td>火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。</td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td><td></td><td></td><td>位置的分散（2項）</td><td>位置的分散（3項）</td></tr> </tbody> </table>	項目	IE設備		常設 SA設備		可搬型 SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。	屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に保管する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）			位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）			位置的分散（2項）	位置的分散（3項）		
項目	IE設備		常設 SA設備		可搬型 SA設備																																							
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																						
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう、位置的分散を図り設置する。	屋外タンクからの漏水による影響を受けない場所に保管する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り設置する。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対し機能を喪失しない設計とする。																																						
	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）			位置的分散（2項）	位置的分散（3項）																																						
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消火対策を行う。																																						
	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）			位置的分散（2項）	位置的分散（3項）																																						

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。						
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	区分	設計方針	関連資料	備考				
共通	地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、 <u>設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能</u> 又は <u>常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対応するため必要な機能</u> と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、 <u>設計基準事故対処設備の配置を含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した箇所に保管する。</u>	-		共通	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、溢水及び火災に対して、 <u>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なわないよう</u> に、 <u>設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</u>	-	共通	風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的影響に対して、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地震、津波、溢水及び火災に対して設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわないように、 <u>設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</u>	-					
A 屋内	地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。 風（台風）、巻き、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。 故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図		A a (共通要因の考慮対象設備あり)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、巻き、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち <u>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備の機能を代替するもの</u> は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。		A a (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、巻き、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する		A b (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、巻き、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する	配置図 保管場所図	配置図 保管場所図	
B 屋外	地震及び地滑りに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び挿り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。 風（台風）、巻き、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、 <u>設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能</u> 又は <u>常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対応するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を保護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されるため影響を受けない。 故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<u>設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</u></u>	配置図		B a (共通要因の考慮対象設備あり)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。 風（台風）、巻き、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、 <u>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。</u>	配置図 保管場所図	B b (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。 飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムに対して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数の箇所に分散して保管する設計とする。	B a (共通要因の考慮対象設備なし)	可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。	B b (共通要因の考慮対象設備なし)	地盤及び地滑りに対しては、共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか又は必要により固縛等の処置をする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を買うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要となる容量等を買うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は挿り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。	配置図 保管場所図	
												大飯、女川の青枠部分は泊の「Bb」と比較 (比較のため、次頁に転記)		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
区分	設計方針	関連資料	備考	
B 屋外	<p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港溝内に入港する船舶の火災及びい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて、常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>生物学的事象のうち、くらげ等の海岸生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。高潮に対する可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されるため影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管。又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p>	配置図		<p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セト数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。</li> </ul>
Ba 屋外	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は盛り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により、必要な機能を喪失しない複数の位置に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する設計とする。</p>			
Bb 屋外	<p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数の箇所に分散して保管する設計とする。</p>			<p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セト数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。</li> </ul>
	<p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対する可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は盛り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巒、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時に必要な機能を損なわないよう、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p>			<p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セト数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）。</li> </ul>
	<p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対する可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。</p>			<p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補助機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、</p> <p>外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置上り設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（津波による影響、台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降灰）を想定し、複数のアクセスルートを想定し、複数のアクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巒による飛来物、積雪及び火災の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブル</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第六号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巒による飛来物、積雪及び火災の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブル</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、発電所内の屋外道路及び屋内通路を確保するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巒による飛来物、積雪及び火災の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブル</p>	<p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテンウォールは女川の固有設備。泊において船舶の衝突は、人為事象として考慮し、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

## 43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管及び使用する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>また、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートの地盤については、基準地震動による地盤力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。</p> <p>また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2.0大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>ブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台使用する。ブルドーザの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤを装着することにより、並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況について（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p>	<p>ブルドーザ及び段差箇所の復旧に対応可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。ブルドーザの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>地滑りに対しては、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>ブルドーザ及び段差箇所の復旧に対応可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。ブルドーザの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>地滑りに対しては、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確保する。飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は碎石による段差箇所の復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。</p> <p>なお、融雪剤の配備等については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>
			<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に使用する設備の相違</li> <li>・泊は、障害物の除去にはホイールローダーを用いる。あらかじめ段差緩和対策を実施しているが、想定を上回る段差が発生した場合には段差箇所の復旧にバックホウを用いる。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、発電所敷地内に地滑り地形があることから、考慮する共通要因としている。地滑り地形の影響箇所は、限定的であることをから、地滑り地形の影響範囲を避ける方針とした。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地滑りに對しては、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びポンペ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）について、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、<b>地震、津波、その他自然現象による影響</b>（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人為事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び引い煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ぼくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、</p> <p>停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ぼくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明設備を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びポンペ口金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ぼくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</p>
<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数のアクセスルートの確保</li> <li>・夜間及び停電時</li> <li>・放射線、化学薬品等の影響</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象等</li> <li>・外部人為事象のうち、故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズムの影響等</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p> <pre> graph LR     A[考査事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物の除去 ⑤自然現象のうち地震、津波、風（台風）、竜巻、落雷及び生物学的事象等 ⑥外部人為事象のうち、故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズムの影響等] --- Indoor[屋内]     B[考査事項 ①自然現象 ②人為事象 ③溢水 ④火災 ⑤夜間及び停電時] --- Outdoor[屋外]     Indoor --- A     Outdoor --- B </pre>	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象</li> <li>・人為事象</li> <li>・溢水</li> <li>・火災</li> <li>・夜間及び停電時</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <p>屋内アクセスルートと屋外アクセスルートに分類した。</p> <pre> graph LR     A[考査事項 ①自然現象 ②人為事象 ③溢水 ④火災 ⑤夜間及び停電時] --- Indoor[屋内]     B[考査事項 ①改変及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --- Outdoor[屋外]     Indoor --- A     Outdoor --- B </pre>	<p>設計方針の相違（女川）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊には発電所敷地内に可燃物ポンペがあり、大飯同様に火災の発生防止策としてポンペ口金の通常閉運用も定める。</li> </ul> <p>設計方針の相違（大飯）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、油計量タンクは運用停止して空にしており火災の拡大防止策を定める対象ではない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
2. 設計方針について			2. 設計方針について	2. 設計方針について		
<b>【要求事項】想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。】</b>						
各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。			
(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。			(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下のとおり。			
①環境要因、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水及び火災			①環境要因、地震、津波その他の自然現象、人為事象、溢水、火災			
考慮事項	屋内	屋外	考慮事項	屋内	屋外	
環境条件 夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	地盤	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。 不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ブルドーザによる段差緩和対策の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、段差解消対策を講じる設計とする。 なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 (第38条(重大事故等対処施設の地盤))に基づく地盤上に設置された建屋内に確保する)  また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う、迂回する、又は碎石による段差解消対策により対処する設計とする。	
一 地盤	迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。					
地震 (第39条対応)	迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。 地震時に資機材の転倒及び散乱に上り通行が阻害されないように火災の発生防止対策として、通行性確保対策として、搬出出来ない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固脚又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。 これらの運用について は、「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保することにより通行可能な設計とする。 (第39条(地震による損傷防止)に基づき設置された建屋内に確保する資機材転倒時の通行性確保対策及び地震随伴溢水を想定した防護具の配備については、「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す)。	地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確保する。  また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等を行う、迂回する、又は碎石による段差解消対策により対処する設計とする。		
自然現象			地震	耐震設計を行った建屋内に、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保することにより通行可能な設計とする。	地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処施設の地盤上に設置された建屋内に確保する)。	
津波 (第40条対応)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。 防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回るガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。 防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回るガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。	基準津波に対して防潮堤及び防潮壁により防護されたアクセスルートを確保する設計とする。	基準津波に対して防潮堤及び防潮壁により防護されたアクセスルートを確保する設計とする。		
洪水	敷地付近に河川はないため、影響を受けない。		洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	
風(台風) (飛来物)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	風(台風) 竜巻	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	
電雷 (飛来物)						
その他 の 自 然 現 象 を 選 定 ( 外 部 事 象 と して D B)	凍結	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	車両は常時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備するとともにすべり止め舗装等を施す。 常時スタッドレスタイヤを装着する。(「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」)	車両はスタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備する。(「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」)	
B そ の と 同 じ 1 2 事 象 を 選 定 ( 外 部 事 象 と して D B)						

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
降水	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。	降水 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	降水 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計により、海城へ排水される設計とする。	降水 適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水される設計とする。
積雪	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。  車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	積雪 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	積雪 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。  （「技術的能力説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項」）	積雪 ブルドーザにより撤去を行う設計とする。 車両は當時スタッドレスタイヤを装着し、また、急勾配の箇所については、すべり止め材を配備するとともにすべり止め舗装等を施す。
落雷	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。	落雷 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	落雷 落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないから、アクセスルートへの影響はない。	落雷 道路面が直接影響を受けることはない。
地滑り	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い通行性を確保する設計とする。	地滑り 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	地滑り 地滑りにより影響を受ける範囲がない。	地滑り 通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。
火山の影響 (降灰)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用する。	火山の影響 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	火山の影響 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	火山の影響 ブルドーザにより撤去を行う設計とする。
生物学的事象	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	容易に排除可能なことから影響を受けない。	生物学的事象 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	生物学的事象 容易に排除可能であり、生物学的事象によりアクセスルートが影響を受けることはない。	生物学的事象 容易に排除可能なことから影響はない。
森林火災 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。			森林火災 (外部火災) 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。
高潮	津波に危険されることから影響を受けない。		高潮 通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。	高潮 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	高潮 通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
考慮事項	屋内	屋外			
外部火災  (外部事象として 外部人D/Bと同一 の他の事象+ ○を適用)	石油コンビナート等の施設の火災、爆発	敷地付近に石油コンビナート施設はないため、影響を受けない。			
	近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス	外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。
	船舶の衝突	船舶が取水口に漂着する可能性は低い。また、日本海航行中の大型タンカー等が直撲し、重油が流出した場合は、取水機能に影響を与えるようオイルフェンスを設置することから取水路が閉塞することなく、影響を受けない。		第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設置された建屋内にアクセスルートを確保する設計とする。	「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」に示す。
	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。			迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。
	飛来物（航空機落下）	防護設計の要否判断の基準を超えないことから、設計上考慮する必要はない。			迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。
	ダムの崩壟	近傍にダムが無いことから影響を受けない。			ダムの崩壟
	電磁的障害（その他使用条件）	道路・通路面が直接影響を受けることはない。			電磁的障害（その他使用条件※1）
	溢水	アクセスルートでの被曝を考慮した放射線防護具を着用する。  地盤による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。	溢水	溢水
	火災	地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材においては、転倒防止により実際をきたさない措置を講じる。  これらの運用については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。	地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びポンペ口金の通常開運用）及び火災の拡大防止策（大量的可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。	火災	火災
			夜間及び停電時	可搬型照明の運用は「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。	記載箇所の相違 (前ページ 最上段)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。				(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。					
区分	設計方針	エビデンス	備考	区分	設計方針	関連資料	備考	区分	設計方針	関連資料	備考		
A 屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</li> <li>屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人災事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</li> <li>屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。</li> <li>地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて周囲壁又は船体防止により支障をきたさない措置を講じる。停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</li> </ul>	・アクセスルート説明資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</li> </ul>	<p>○屋内アクセスルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象による影響（津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災）及び人為事象（飛来物（航空機落下）爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</li> </ul>	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</li> </ul>	<p>○屋内アクセスルートにおける機器からの溢水等に対して、適切な防護具を着用する。</p> <p>・地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固定、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p>			・屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水等に対して、適切な防護具を着用する。	アクセスルート図
B 屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</li> <li>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の崩壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（津波による影響、台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザー1台（予備1台）を保管及び使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</li> <li>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確保する設計とする。想定を上回る方のガレキ発生に対するブルドーザーにより速かに撤去することにより対応する。また、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人災事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</li> <li>屋外アクセスルートは、基準地盤動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。</li> <li>・アクセスルートの地盤については、基準地盤動による地震力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地盤構造物の崩壊が想定される箇所については、傾斜対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対応する。</li> <li>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。</li> <li>・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</li> <li>屋外アクセスルートの地震発生における、火災の発生防止策（可燃物収容容器の固定による転倒防止及びポンベラボ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</li> </ul>	・アクセスルート説明資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外アクセスルートの確保</li> </ul>	<p>○屋外アクセスルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による影響（周辺構造物等の崩壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台（予備1台）保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</li> <li>・津波の影響については、基準津波に対して防潮堤及び防潮壁により防護されたアクセスルートを確保する設計とする。また、高潮に対しては通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</li> </ul>	—	アセスルート図	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外アクセスルートの確保</li> </ul>	<p>○屋外アクセスルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による影響（周辺構造物等の崩壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台（予備1台）保管、使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</li> <li>・津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤で防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。また、高潮に対しては通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する設計とする。</li> </ul>			・屋外アクセスルートの確保	アセスルート図

※個別条文で記載する事項を下部表示

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉 停電時及び夜間等の確実な運転や移動のため可搬型照明装置を配備する。 これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」に示す。			

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の<b>安全機能</b>、使用済燃料ピットの冷却機施設しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の<b>重大事故に係るおそれがある事故に対処するために必要な機能</b>と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>また、重大事故防止設備のうち可搬型のものは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故防止設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故防止設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。</p> <p>地震及<b>津波以外</b>の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、<b>石油コンビナート等の施設の火災</b>、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響)、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p> <p>なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、重大事故防止設備のうち可搬型のものにて考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第四十三条第3項第七号 可搬型重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するに当たり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故防止設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>サポート系の故障については、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源を考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障について</p> <p>1. 概要 重大事故等対処設備の基準適合性を確認するにあたり、設置許可基準規則により要求されている項目のうち、可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止に関する健全性を確認するための区分及び設計方針について整理した。</p> <p>(1) 基本設計方針 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共に要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故防止設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、火災及びサポート系の故障を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び火山の影響を考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 波浪による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故防止設備による対策を講じることとする。</p> <p>建屋等については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>サポート系の故障については、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源を考慮する。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、重大事故防止設備のうち可搬型のものがその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。</p> <p>風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁波障害に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。</p> <p>屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び掘り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による屋水位を考慮した高所に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時に、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、複数の取水箇所を選定できる設計とする。</p> <p>高潮に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。</p> <p>屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故防止設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋内に保管する。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固定等の処置をする。</p> <p>地震及び地滑りに対して可搬型重大事故防止設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固定等の処置をする。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して、可搬型重大事故等対処設備は「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故防止設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故防止設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する能力を有する設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保する。</p>	<p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「重大事故等時の環境条件における健全性について」に記載する。</p> <p>風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して可搬型重大事故防止設備は、「原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固定等の処置をする。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」及び「重大事故等対処設備について 2.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故防止設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故防止設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セト数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。（伊方と同様）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

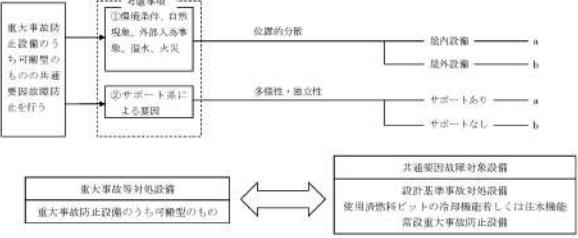
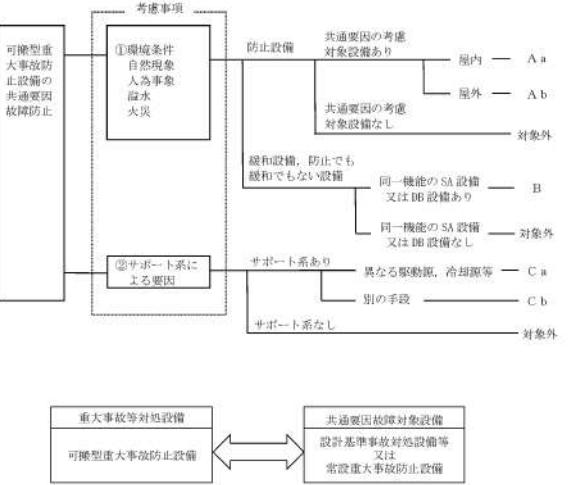
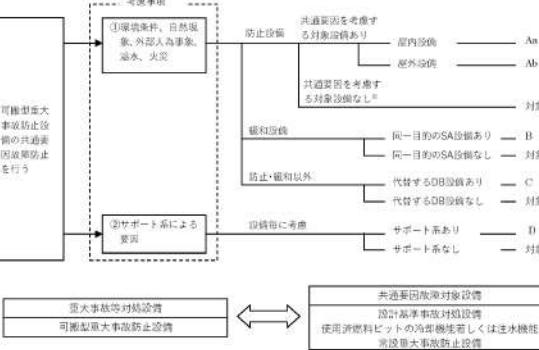
## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、<b>飛来物（航空機落下）</b>については、<b>防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由</b>により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系に対しても、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち<b>可搬型のものは</b>設計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。</p> <p>また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。</p> <p>なお、可搬型重大事故緩和設備並びに可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当しない可搬型重大事故等対処設備は、共通要因により同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処設備は、共通要因により重大事故等対処設備の有する発電用原子炉の未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能及び使用済燃料プール注水の各機能を同時に損なうおそれがないように、同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>なお、洪水、<b>地滑り</b>及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、及び冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。</p> <p>また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。</p> <p>なお、可搬型重大事故緩和設備並びに可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当しない可搬型重大事故等対処設備は、共通要因により同一の機能を有する設備と同時に機能を損なうおそれがないように、同一の機能を有する設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とするか、又は可能な限り頑健性を有する設計とする。</p> <p>さらに、重大事故等対処設備は、共通要因により重大事故等対処設備の有する発電用原子炉の未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能及び使用済燃料プール注水の各機能を同時に損なうおそれがないように、同一の機能を有する重大事故等対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p><b>設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対応設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 類型化の考え方は以下のとおり。</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災</li> <li>②サポート系による要因：共通要因故障対象設備に対し独立した又は多様性を有するサポート系としての系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水及び水源</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。</li> <li>②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。</li> </ul> 	<p>(2) 類型化の考え方</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災</li> <li>②サポート系による要因：系統又は機器に供給される電源、燃料油、空気、冷却水、水源</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件、自然現象、人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。</li> <li>②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。</li> </ul> 	<p>2) 類型化の考え方は以下のとおり。</p> <p>a. 考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災</li> <li>②サポート系による要因：系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水、水源</li> </ul> <p>b. 類型化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災については、屋内設備と屋外設備に分類する。</li> <li>②サポート系による要因については、設備ごとに考慮する。</li> </ul> 	<p><b>類型化付番の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊と女川で、②サポート系による要因に対する方針は同じであるが、女川では多様化した方が供給が可能であるかで細分化している。</li> <li>②サポート系による共通要因故障を防止する方針として、泊においても同様の対応方針としており、類型化付番は相違するが共通要因故障防止のための考慮事項及び方針は同じである。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2. 設計方針について	2. 設計方針について	2. 設計方針について																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>【要求事項：重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。】 (第3項第7号)</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。(第2条第2項第18号解釈)</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は別紙のとおり。</p>	<p>【要求事項：重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。】 (第3項第7号)</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。(第2条第2項第18号解釈)</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下とのとおり。</p> <p>①環境条件、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>DB設備</th><th>常設SA設備</th><th>可搬型SA設備</th></tr> <tr> <th></th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td><td>第12条(安全施設) に基づく設計とする。</td><td>第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>地盤</td><td>第3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。</td><td>第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。</td><td>第40条第3項第5号に基づく保管場所に保管する。</td><td>第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>地震</td><td>第4条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>第5条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>洪水</td><td>敷地両辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自然現象</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>風(台風)</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>雹巻</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、設置する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	DB設備	常設SA設備	可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条(安全施設) に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。					地盤	第3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第40条第3項第5号に基づく保管場所に保管する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。			地震	第4条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。					位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						津波	第5条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。					位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						洪水	敷地両辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。						自然現象							風(台風)	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。			位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						雹巻	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。			位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						凍結	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。			位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						<p>【要求事項：重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。】 (第3項第7号)</p> <p>「共通要因」とは、二つ以上の系統又は機器に同時に作用する要因であって、例えば環境の温度、湿度、圧力又は放射線等による影響因子、系統若しくは機器に供給される電力、空気、油、冷却水等による影響因子及び地震、溢水又は火災等の影響をいう。(第2条第2項第18号解釈)</p> <p>(1) 各考慮事項に対する設計方針は以下とのとおり。</p> <p>①環境条件、地震、津波、その他自然現象、人為事象、溢水、火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>DB設備</th><th>常設SA設備</th><th>可搬型SA設備</th></tr> <tr> <th></th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td><td>第12条(安全施設) に基づく設計とする。</td><td>第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>地盤</td><td>第3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。</td><td>第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。</td><td>第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td>第43条第3項第5号に基づく保管場所に保管する。</td><td>第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td>地震</td><td>第4条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>津波</td><td>第5条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>第40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>洪水</td><td>敷地両辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自然現象</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>風(台風)</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>雹巻</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、設置する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td>設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。</td><td>設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</td><td>第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(2項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>位置的分散(3項)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	DB設備	常設SA設備	可搬型SA設備		屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	環境条件	第12条(安全施設) に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。					地盤	第3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。	第43条第3項第5号に基づく保管場所に保管する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。		地震	第4条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。					位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						津波	第5条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。					位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						洪水	敷地両辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。						自然現象							風(台風)	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。			位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						雹巻	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。			位置的分散(2項)							位置的分散(3項)						凍結	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。			位置的分散(2項)							位置的分散(3項)					
項目	DB設備	常設SA設備	可搬型SA設備																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																												
環境条件	第12条(安全施設) に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地盤	第3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第40条第3項第5号に基づく保管場所に保管する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																														
地震	第4条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波	第5条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
洪水	敷地両辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
自然現象																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
風(台風)	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
雹巻	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
凍結	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項目	DB設備	常設SA設備	可搬型SA設備																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内																																																																																																																																																																																																																																																																																												
環境条件	第12条(安全施設) に基づく設計とする。	第43条第1項第1号の環境条件として健全性を確認している。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
地盤	第3条(設計基準対象施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づく地盤上に設置する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。	第43条第3項第5号に基づく保管場所に保管する。	第38条(重大事故等対処施設の地盤)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
地震	第4条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)に基づく設計とする。	第39条(地震による損傷の防止)にて考慮された設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波	第5条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)に基づく設計とする。	第40条(津波による損傷の防止)にて考慮された設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
洪水	敷地両辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
自然現象																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
風(台風)	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
雹巻	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
凍結	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づく設計とする。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に設置する。	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)に基づき設置された建屋内に保管する。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	位置的分散(2項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	位置的分散(3項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

#### 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
項目	DB 設備		常設 SA 設備		可動型 SA 設備		
	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	
自然現象	降水	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	積雪	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	落雷	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	地滑り	地滑りを起こすような地形は存在しない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	火山の影響	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計されるた建屋内に保管する。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
人為的原因	生物学的事象	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撺による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計されるた建屋内に保管する。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	高齢	影響を受けない敷地高さに設置する（非常用取水設備は除く）。	影響を受けない敷地高さに設置する。	影響を受けない敷地高さに設置する。	影響を受けない敷地高さに設置する。	影響を受けない敷地高さに設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	森林火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計されるた建屋内に保管する。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	外部火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計されるた建屋内に保管する。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	
	近隣工場等の火災	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事務対応設備等及び常設重大事故等対応設備と位相的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計されるた建屋内に保管する。
		位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	位置的分散（3項）	位置的分散（2項）	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
項目	BB設備 屋外 屋内	常設 SA設備 屋外 屋内	可搬型 SA設備 屋外 屋内	項目	BB設備 屋外 屋内	常設 SA設備 屋外 屋内	可搬型 SA設備 屋外 屋内	項目	BB設備 屋外 屋内	常設 SA設備 屋外 屋内	可搬型 SA設備 屋外 屋内	相違理由	
飛来物（航空機落下）	航空機落下應急設備の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。  位置的分散（2項） 位置的分散（3項）	設計基準事故対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	飛来物（航空機落下）	航空機落下による損傷の防止を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	航空機落下による損傷の評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	飛来物（航空機落下）	航空機落下による損傷の評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	航空機落下による損傷の評価の結果、防護設計を要する判断基準を超えないため、防護設計を考慮する必要はない。	可能な限り設計基準事例等と合わせて、その他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	
ダムの崩壟	発電所周辺にはダムや堤堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壟による被害を受けることはない。			ダムの崩壟				ダムの崩壟					
有毒ガス	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	有毒ガス	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	有毒ガス	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	可能な限り設計基準事例等と同時にその他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	
船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	船舶の衝突	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	可能な限り設計基準事例等と同時にその他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	
電磁的障害	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に設置する。	電磁的障害	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	電磁的障害	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時にその機能が損なわれないよう、位置的分散を図り、設置する。	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）に基づき設計された建屋内に保管する。	可能な限り設計基準事例等と同時にその他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	
放電による可搬型重大事故防止設備	放電による可搬型重大事故防止設備は、可能な限り設計基準事例対処設備等の配置も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び制御建屋から10m以上の距離距離を確保とともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事例対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の距離距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。			放電による可搬型重大事故防止設備	放電による可搬型重大事故防止設備と同様の分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び制御建屋から10m以上の距離距離を確保とともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事例対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の距離距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。			放電による可搬型重大事故防止設備	放電による可搬型重大事故防止設備と同様の分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び制御建屋から10m以上の距離距離を確保とともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事例対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の距離距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。		放電による可搬型重大事故防止設備	放電による可搬型重大事故防止設備と同様の分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故防止設備は、原子炉建屋及び制御建屋から10m以上の距離距離を確保とともに、当該可搬型重大事故防止設備がその機能を代替する屋外の設計基準事例対処設備等及び常設重大事故防止設備から100m以上の距離距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。	可能な限り設計基準事例等と同時にその他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。
漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	設計基準事例対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	設計基準事例対処設備等と同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図り、設置する。	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	想定される漏水水位に対応して機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対応して機能を喪失しない設計とする。	漏水	第9条（漏水による損傷の防止等）に基づく設計とする。	想定される漏水水位に対応して機能を喪失しない設計とする。	想定される漏水水位に対応して機能を喪失しない設計とする。	可能な限り設計基準事例等と同時にその他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	
火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消防対策を行う。	火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消防対策を行う。	火災	第8条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とする。	火災防護計画に基づき、火災の発生防止、感知及び消防対策を行う。	可能な限り設計基準事例等と同時にその他のテロリズムに対する設備も含めて常設重大事故以上設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>②サポート系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th><th>ポンプ等</th><th>発電機</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源 (駆動方式含む)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の多様性 〔可搬型代替交流電源設備（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> <li>・駆動方式の多様性 〔エンジン駆動（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> </ul> </td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料油</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ガスタービン発電設備軽油タンク（↔軽油タンク）〕</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ガスタービン発電設備軽油タンク（↔軽油タンク）〕</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>空気</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>冷却方式</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））〕</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））〕</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>水源</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる水源 〔淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海（↔サプレッショントンネル、復水貯蔵タンク）〕</li> </ul> </td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>*括弧内の設備は、多様性等の対象となる設計基準対象施設又は常設重大事故防止設備を表す。</p>	共通要因	ポンプ等	発電機	電源 (駆動方式含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の多様性 〔可搬型代替交流電源設備（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> <li>・駆動方式の多様性 〔エンジン駆動（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> </ul>	—	燃料油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ガスタービン発電設備軽油タンク（↔軽油タンク）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ガスタービン発電設備軽油タンク（↔軽油タンク）〕</li> </ul>	空気	—	—	冷却方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））〕</li> </ul>	水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる水源 〔淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海（↔サプレッショントンネル、復水貯蔵タンク）〕</li> </ul>	—	<p>②サポート系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th><th>ポンプ等</th><th>発電機</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源 (駆動方式含む)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の多様性 〔可搬型代替交流電源設備（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> <li>・駆動方式の多様性 〔エンジン駆動（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> </ul> </td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料油</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽（↔燃料タンク（S.A.））〕</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽（↔燃料タンク（S.A.））〕</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>空気</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>冷却方式</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却設備）〕</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却設備）〕</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>水源</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる水源 〔代替給水ピット、原水槽、海（↔燃料取替用水ピット、補給給水ピット）〕</li> </ul> </td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>*括弧内の設備は、多様性等の対象となる設計基準対象施設又は常設重大事故防止設備を表す。</p>	共通要因	ポンプ等	発電機	電源 (駆動方式含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の多様性 〔可搬型代替交流電源設備（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> <li>・駆動方式の多様性 〔エンジン駆動（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> </ul>	—	燃料油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽（↔燃料タンク（S.A.））〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽（↔燃料タンク（S.A.））〕</li> </ul>	空気	—	—	冷却方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却設備）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却設備）〕</li> </ul>	水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる水源 〔代替給水ピット、原水槽、海（↔燃料取替用水ピット、補給給水ピット）〕</li> </ul>	—	
共通要因	ポンプ等	発電機																																					
電源 (駆動方式含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の多様性 〔可搬型代替交流電源設備（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> <li>・駆動方式の多様性 〔エンジン駆動（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> </ul>	—																																					
燃料油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ガスタービン発電設備軽油タンク（↔軽油タンク）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ガスタービン発電設備軽油タンク（↔軽油タンク）〕</li> </ul>																																					
空気	—	—																																					
冷却方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。））〕</li> </ul>																																					
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる水源 〔淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海（↔サプレッショントンネル、復水貯蔵タンク）〕</li> </ul>	—																																					
共通要因	ポンプ等	発電機																																					
電源 (駆動方式含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源の多様性 〔可搬型代替交流電源設備（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> <li>・駆動方式の多様性 〔エンジン駆動（↔非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備）〕</li> </ul>	—																																					
燃料油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽（↔燃料タンク（S.A.））〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置的分散 〔ディーゼル発電機燃料油貯油槽（↔燃料タンク（S.A.））〕</li> </ul>																																					
空気	—	—																																					
冷却方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却設備）〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却方式の多様性 〔自己冷却（↔原子炉補機冷却設備）〕</li> </ul>																																					
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる水源 〔代替給水ピット、原水槽、海（↔燃料取替用水ピット、補給給水ピット）〕</li> </ul>	—																																					

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。					(2) 各区分における設計方針については、以下の表にまとめた。					(2) 各区分における設計方針について、以下の表にまとめた。						
影響評価項目	設計方針	ユビデンス	備考		類型化区分	設計方針	関連資料		影響評価項目	設計方針	関連資料	備考				
共通	地震、津波、溢水及び火災に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した箇所に保管する。なお、発電所敷地想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの構造、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置上より設計上考慮する必要はない。	-			①環境条件 自然現象 人為事象 溢水 火災	地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 耐津波設計の基本方針」にて考慮された設計とする。 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。  地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図る。			①環境条件、自然現象、外人部人、溢水、火災	共通	凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対する考慮として、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。  地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「重大事故等対処設備について 2.1.2 耐震設計の基本方針」、「重大事故等対処設備について 2.1.3 耐津波設計の基本方針」にて考慮された設計とする。 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は「重大事故等対処設備について 2.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。  地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備と同時に機能が損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る設計とする。  想定される溢水水位に対して機能喪失しない設計とする。					
a. 屋内	風（台風）、巻き、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次の影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図			屋内 A.a	○防護設備一対象（代替対象 DB 設備あり）一屋内  風（台風）、巻き、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高熱、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。	配置図 系統図 接続図 保管場所図	A.a. 屋内の可搬型重大事故防止設備	地震及び地滑りに対して、屋内の可搬型重大事故防止設備は、「L.1. 建屋用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。 風（台風）、巻き、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。  飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図 系統図 接続図 保管場所図						
b. 屋外	地震及び地滑りに対して、屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。  風（台風）、巻き、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及び煙等の二次の影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。	配置図			重大事故防止設備 共通要因の考慮対象設備あり 屋外 A.b	○防護設備一対象（代替対象 DB 設備あり）一屋外  地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は盛り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。  風（台風）、巻き、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高熱、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の屋外に保管する。  クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。		A.b. 屋外の可搬型重大事故防止設備	地震及び地滑りに対して、転倒しないことを確認する。又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は盛り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。 風（台風）、巻き、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。	配置図 系統図 接続図 保管場所図						

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
生物学的事象のうち、くらげ等の海藻生物に対して屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、複数の取水箇所を選定できる設計とする。	高潮に対して重大事故防止設備のうち可搬型のものは、津波に包囲されたため影響を受けない。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋外の重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代償する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管することで、設計基準事故対処設備等は常設重大事故防止設備と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代償する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管することで、設計基準事故対処設備等は常設重大事故防止設備と同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を備えることができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を備えることができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは、100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。	飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を備えることができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を備えることができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から少なくとも1セットは、100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。	設計方針の相違 ・泊は、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セット数を強固な地盤上に保管する設計方針とする。(伊方と同様)。	
②サポート系による要因	サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及 <del>て</del> 冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち可搬型のものは設計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及 <del>て</del> 冷却源を用いる設計とし、駆動源及 <del>て</del> 冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。(多様性、独立性)	配置図 系統図	※ 個別条文で記載する事項を下部で示す	B. 重大事故緩和設備 B. 重大事故緩和設備 C. 防止・緩和以外 ②サポート系 ②サポート系による要因	(同一目的の重大事故等対処設備がある場合) 環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性を有する設計とする。 (代替する設計基準事故対処設備がある場合) 環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、設計基準事故対処設備等又は同一機能の重大事故対処設備と可能な限り多様性、位置的分散を図った設計とする。 (代替する設計基準事故対処設備がある場合) 環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、設計基準事故対処設備等又は同一機能の重大事故対処設備と可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図った設計とする。 サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と可能な限り異なる駆動源、冷却源を用いる設計とする。また、水源についても可能な限り異なる水源を用いる設計とする。 ○対象（サポート系あり）一異なる駆動源、冷却源 可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と可能な限り異なる駆動源、冷却源を用いる設計とする。また、水源についても可能な限り異なる水源を用いる設計とする。 ○対象（サポート系あり）一別の手段 可搬型重大事故防止設備は、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り異なる水源を用いる設計とする。	設計方針の相違 ・大飯には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプがあるため、建屋名を記載している。
						系統図 単線結線図 系統図 単線結線図

## 自發電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 43 条 重大事故等對處設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 43 条 重大事故等對處設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

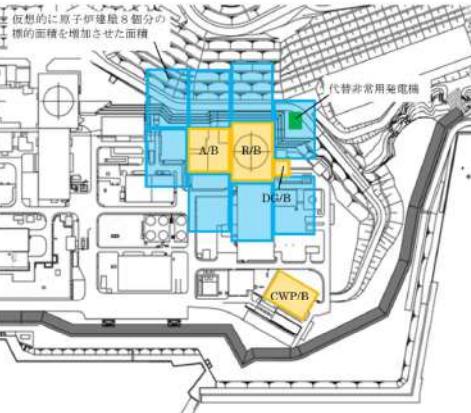
## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>常設重大事故等対処設備への航空機落下確率評価について</p> <p>第6条:外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象) 別添資料1 拡足資料2「航空機落下確率評価について」の抜粋を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>泊発電所3号炉の原子炉施設への航空機落下確率は、以下に示すとおり <math>10^{-7}</math>(回／炉・年) を超えていないため、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に定められた判断基準を満足する。</p> <p>なお、令和4年3月に原子力規制委員会が航空機落下事故に関するデータを更新したことから、最新の事故データ<sup>注</sup>を用いた航空機落下確率の評価を実施した。最新の事故データを用いた航空機落下確率は約 <math>2.3 \times 10^{-8}</math> (回／炉・年) であり、設置許可変更申請時の評価結果を上回らないことを確認している。</p> <p>注:「航空機落下事故に関するデータ」(令和5年3月 原子力規制委員会)</p> <p style="text-align: center;">第1表 航空機落下確率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発電所名称</th> <th>号炉</th> <th>落下確率(回／炉・年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊発電所</td> <td>3号炉</td> <td>約<math>2.3 \times 10^{-8}</math></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>上記の評価では、原子炉施設の標的面積として <math>0.0116 (\text{km}^2)</math> を用いている。「可搬型重大事故等対処設備と常設設備の接続口」は、建屋内又は建屋面に設けていることから、標的面積は第6条における評価と変わらないが、「常設重大事故等対処設備」は、泊3号炉においては屋外に常設代替交流電源設備である代替非常用発電機があるため、標的面積は第6条における評価よりも大きくなる。</p> <p>そこで、標的面積が増大した場合に、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に定められた判断基準に達すると評価される面積を求め、常設重大事故等対処設備を含む面積が包絡されることを確認する。</p> <p>原子炉施設の標的面積 <math>0.0116 (\text{km}^2)</math> の内訳を第2表に示す</p> <p style="text-align: center;">第2表 泊発電所3号炉 原子炉施設の標的面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋(R/B)</td> <td><math>0.004582 (\text{km}^2)</math></td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋(A/B)</td> <td><math>0.003720 (\text{km}^2)</math></td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋(DG/B)</td> <td><math>0.000420 (\text{km}^2)</math></td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋(CWP/B)</td> <td><math>0.002795 (\text{km}^2)</math></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><math>0.011517 (\text{km}^2)</math> *</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 合計の面積を切り上げて <math>0.0116 (\text{km}^2)</math> としている。</p>	発電所名称	号炉	落下確率(回／炉・年)	泊発電所	3号炉	約 $2.3 \times 10^{-8}$	建屋	面積	原子炉建屋(R/B)	$0.004582 (\text{km}^2)$	原子炉補助建屋(A/B)	$0.003720 (\text{km}^2)$	ディーゼル発電機建屋(DG/B)	$0.000420 (\text{km}^2)$	循環水ポンプ建屋(CWP/B)	$0.002795 (\text{km}^2)$	合計	$0.011517 (\text{km}^2)$ *	
発電所名称	号炉	落下確率(回／炉・年)																			
泊発電所	3号炉	約 $2.3 \times 10^{-8}$																			
建屋	面積																				
原子炉建屋(R/B)	$0.004582 (\text{km}^2)$																				
原子炉補助建屋(A/B)	$0.003720 (\text{km}^2)$																				
ディーゼル発電機建屋(DG/B)	$0.000420 (\text{km}^2)$																				
循環水ポンプ建屋(CWP/B)	$0.002795 (\text{km}^2)$																				
合計	$0.011517 (\text{km}^2)$ *																				

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>上記の面積から、航空機落下確率が <math>10^{-7}</math> (回／炉・年) 程度となる標的面積は、  <math>0.0116 \times \frac{10 \times 10^{-7}}{2.8 \times 10^{-8}} = 0.0504 \dots (\text{km}^2)</math> である。</p> <p>このとき、標的面積の増分 (<math>0.0504 - 0.0116 = 0.0388 (\text{km}^2)</math>) は、原子炉建屋の面積の約 8.4 倍に相当するため、第1図に仮想的に原子炉建屋 8 倍分の面積を重ねることで、屋外の常設重大事故等対処設備を含む面積が包絡されることを確認する。</p> <p>第1図より、屋外に設置される常設重大事故等対処設備である代替非常用発電機の設置場所を含めた場合でも、航空機落下確率が <math>10^{-7}</math> (回／炉・年) を超えることはない。</p>  <p>第1図 仮想的に標的面積を増加させた場合の概略図 以上</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-3 重大事故等対処設備の環境条件について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>共-3 重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備については、保管時・機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。</p> <p>保管時については、重大事故等対処設備は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限りの多様性、独立性を確保した設計とする。また、多様性を確保できない場合は、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性をもたせた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時の環境条件については、自然現象を考慮に入れた適切な規模を想定する必要がある。重大事故等については、設計基準では発生しないとしているため、発生要因は特定せずにランダムで発生している状況を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時における環境条件として考慮する自然現象は、第四条（地震）及び第五条（津波）に加え、第六条（その他自然現象）で選定した事象のうち、敷地周辺に発生要因が無いことを確認できた事象（洪水、地滑り）を除いた事象から選定する。</p> <p>選定した自然現象を環境条件として考慮する際の規模は、重大事故等の発生が設計基準事故の発生と比較して低頻度であることを考慮し、設計基準として想定する規模と比較して厳しくなく、かつ、日常的に発生する規模と比較して保守的なものとする。</p> <p>具体的には、発電所敷地周辺における観測記録の年最大値の平均又は観測記録から求めた年超過確率<math>10^{-1}</math>の規模のうち保守的なものとする。なお、参照する年超過確率(<math>10^{-1}</math>)は、発電所の供用期間（年超過確率<math>10^{-2}</math>の規模）を踏まえて設定した。</p> <p>以上の考え方に基づき、環境条件として設定する自然現象として、風（台風）、凍結、降水、積雪を選定する。検討結果を図1及び表1に示す。</p>	<p>共-3 重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備の環境条件について</p> <p>重大事故等対処設備については、保管時・機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。</p> <p>保管時については、重大事故等対処設備は、環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障に対して、可能な限りの多様性、独立性を確保した設計とする。また、多様性を確保できない場合は、修復性等を考慮し、可能な限り頑健性をもたせた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時の環境条件については、自然現象を考慮に入れた適切な規模を想定する必要がある。重大事故等については、設計基準では発生しないとしているため、発生要因は特定せずにランダムで発生している状況を考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能要求時における環境条件として考慮する自然現象は、第四条（地震）及び第五条（津波）に加え、第六条（その他自然現象）で選定した事象のうち、敷地周辺に発生要因が無いことを確認できた事象（洪水）を除いた事象から選定する。</p> <p>選定した自然現象を環境条件として考慮する際の規模は、重大事故等の発生が設計基準事故の発生と比較して低頻度であることを考慮し、設計基準として想定する規模と比較して厳しくなく、かつ、日常的に発生する規模と比較して保守的なものとする。</p> <p>具体的には、発電所敷地周辺における観測記録の年最大値の平均又は観測記録から求めた年超過確率<math>10^{-1}</math>の規模のうち保守的なものとする。なお、参照する年超過確率(<math>10^{-1}</math>)は、発電所の供用期間（年超過確率<math>10^{-2}</math>の規模）を踏まえて設定した。</p> <p>以上の考え方に基づき、環境条件として設定する自然現象として、風（台風）、凍結、降水、積雪を選定する。検討結果を図1及び表1に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <p>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一3 重大事故等対応設備の環境条件について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 重大事故等対応設備の環境条件を設定する自然現象</p>	<p>図1 重大事故等対応設備の環境条件を設定する自然現象</p>	<p>【女川】</p> <p>設備（プラント立地条件）の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</li> </ul>

共一3 重大事故等対応設備の環境条件について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	事象	表1 重大事故等における環境条件としての参考事例	表1 重大事故等における環境条件を設定する自然現象の選定及び規模の設定	備考/設定値
1 地震	第三十九条における評価に引基。	年起過振幅率 $10^{-1}$ の発振が発生したとして重大事故等に起因する場合を対象とする。	以下の限り評価対象にして必要な期間を考慮して設定 <最大地震 > 10 年/年率 : 約 23.1m/s (年最大震度 : 約 16.2m/s)	
2 波浪	海面に起因する風浪を対象とする。	年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。		
3 風 (白鳥)	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率の発振の発生した場合の風速は、高くなることから、環境条件に対する除外とする。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大風速 > 10 年/年率 : 約 11.2°C (年最大平均 : 約 8.8°C)	
4 電磁	電磁的影響を考慮する。	年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率の発振の発生した場合の風速は、高くなることから、環境条件に対する除外とする。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大電磁誘導率 > 10 年/年率 : 約 48.2m/s (年最大平均 : 約 13.0m/s)	
5 地盤	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大地盤相対変位 > 10 年/年率 : 約 16.0mm (年最大平均 : 約 4.76mm)	
6 降水	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大降水量 > 10 年/年率 : 約 27.6cm (年最大平均 : 約 6.7cm)	
7 雪害	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大積雪量 > 10 年/年率 : 約 8.1cm	
8 傷害	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。高さが及ぶ高さの構造物は無いこと等から、環境条件に対する除外とする。	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。高さが及ぶ高さの構造物は無いこと等から、環境条件に対する除外とする。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大高さの構造物 > 10 年/年率 : 約 3.3m (年最大平均 : 約 0.7m)	
9 火山の噴火	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	既定条件として年起過振幅率 $10^{-1}$ 年/年率を考慮する。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大噴火量 > 10 年/年率 : 約 160 km <sup>3</sup> (年最大平均 : 約 130.0km <sup>3</sup> )	
10 生物学的	既定条件により、小動物に対する直接的・間接的影響による影響を考慮する。	既定条件により、小動物に対する直接的・間接的影響による影響を考慮する。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大生物量 > 10 年/年率 : 約 1.1t (年最大平均 : 約 0.1t)	
11 森林火災	既定条件により、森林火災による影響を考慮する。	既定条件により、森林火災による影響を考慮する。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大森林火災頻度 > 10 年/年率 : 約 0.05 回 (年最大平均 : 約 0.01 回)	
12 高潮	既定条件による対象外とする。	既定条件による対象外とする。	以下の限り評価対象にして必要な期間等を考慮して設定 <最大高潮水位 > 10 年/年率 : 約 2.5m (年最大平均 : 約 0.5m)	

### 共-3 重大事故等対処設備の環境条件について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p style="text-align: center;"><b>表1 重大事故等における環境条件を設定する自然現象の選定及び施設の設定（2／2）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事象</th> <th>重大事故等における環境条件として評価品項</th> <th>環境条件設定箇</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>地滑り</td> <td>地盤により影響を受ける範囲は製造され、重大事故等社員設備の他の用場所を内包する所すなれば既存等及既存等外における既存等 大震等構造設備（可搬型モータリックダミストを除く）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲になら、また、可搬型モータリックダミストの使用場所は地滑りによる影響が受けられる可能性があるが、当該箇所にアセスメントすることができない場合は、アセスメントの結果で適用できる範囲にて該場所を変更して設定するため、影響は受けないこととする。専用条件の除外とする。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>火山の影響</td> <td>自燃地すべりによる降灰は10年に1回程度の発生は考えにくことから、環境条件の対象としない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>生物学的 事象</td> <td>屋内設備は、設計基準地震動の基準により防護される。屋外設備は、ケラゲ等の発生に対する防護装置やストレーナーの設置により、小動物に対して許容限の値で免震等により侵入防止対策を行うことから、環境条件の対象外とする。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>森林火災</td> <td>設計基準地震動の森林火災を想定した構造でも耐火耐候があることから、設備に影響を及ぼさないが、専用条件の除外とする。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>高潮</td> <td>高潮の影響を受けない敷地高さに既設・保管する設計とするた め、環境条件の対象外とする。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事象	重大事故等における環境条件として評価品項	環境条件設定箇	9	地滑り	地盤により影響を受ける範囲は製造され、重大事故等社員設備の他の用場所を内包する所すなれば既存等及既存等外における既存等 大震等構造設備（可搬型モータリックダミストを除く）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲になら、また、可搬型モータリックダミストの使用場所は地滑りによる影響が受けられる可能性があるが、当該箇所にアセスメントすることができない場合は、アセスメントの結果で適用できる範囲にて該場所を変更して設定するため、影響は受けないこととする。専用条件の除外とする。	—	10	火山の影響	自燃地すべりによる降灰は10年に1回程度の発生は考えにくことから、環境条件の対象としない。	—	11	生物学的 事象	屋内設備は、設計基準地震動の基準により防護される。屋外設備は、ケラゲ等の発生に対する防護装置やストレーナーの設置により、小動物に対して許容限の値で免震等により侵入防止対策を行うことから、環境条件の対象外とする。	—	12	森林火災	設計基準地震動の森林火災を想定した構造でも耐火耐候があることから、設備に影響を及ぼさないが、専用条件の除外とする。	—	13	高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに既設・保管する設計とするた め、環境条件の対象外とする。	—	<p style="color: red;">【女川】</p> <p style="color: red;">設備（プラント立地条件）の相違</p> <p style="color: red;">・泊は発電所敷地内に地滑り地形がある。</p>
No.	事象	重大事故等における環境条件として評価品項	環境条件設定箇																								
9	地滑り	地盤により影響を受ける範囲は製造され、重大事故等社員設備の他の用場所を内包する所すなれば既存等及既存等外における既存等 大震等構造設備（可搬型モータリックダミストを除く）の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲になら、また、可搬型モータリックダミストの使用場所は地滑りによる影響が受けられる可能性があるが、当該箇所にアセスメントすることができない場合は、アセスメントの結果で適用できる範囲にて該場所を変更して設定するため、影響は受けないこととする。専用条件の除外とする。	—																								
10	火山の影響	自燃地すべりによる降灰は10年に1回程度の発生は考えにくことから、環境条件の対象としない。	—																								
11	生物学的 事象	屋内設備は、設計基準地震動の基準により防護される。屋外設備は、ケラゲ等の発生に対する防護装置やストレーナーの設置により、小動物に対して許容限の値で免震等により侵入防止対策を行うことから、環境条件の対象外とする。	—																								
12	森林火災	設計基準地震動の森林火災を想定した構造でも耐火耐候があることから、設備に影響を及ぼさないが、専用条件の除外とする。	—																								
13	高潮	高潮の影響を受けない敷地高さに既設・保管する設計とするた め、環境条件の対象外とする。	—																								

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について	共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要容量、予備数及び保有数について	共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について	【女川】 記載表現の相違 ・43条本文において、「容量等」とはポンプ流量等のことをいうのに対し、本資料は可搬型重大事故等対処設備の必要数を述べるため、記載表現を変更した（島根と同様）。
1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について 可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2n + \alpha$ 」、「 $n + \alpha$ 」、「 $n$ 」設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図る設計とする。  なお、保管場所に配備する可搬型設備は、必要により地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛又は固定を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。  タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。	1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について 可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2n + \alpha$ 」、「 $n + \alpha$ 」、「 $n$ 」設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより設備の多重化を図っている。また、常設及び可搬型設備を設置することで多様化を図る。  なお、保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備は、地震及び竜巻による悪影響を防止する設計としていることから、隣接する可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。 さらに、保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を満杯の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。	1. 可搬型重大事故等対処設備の保有数の分類について 可搬型重大事故等対処設備の配備数は「 $2n + \alpha$ 」、「 $n + \alpha$ 」、「 $n$ 」設備に分類し、それらを屋外設備であれば屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア※）のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより設備の多重化を図っている。また、常設及び可搬型設備を設置することで多様化を図る。  なお、保管エリアに配備する可搬型重大事故等対処設備は、地震及び竜巻による悪影響を防止する設計としていることから、隣接する可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。 さらに、保管エリアに配置する可搬型重大事故等対処設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を満杯の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。	【女川】 記載表現の相違 ・43条本文において、「容量等」とはポンプ流量等のことをいうのに対し、本資料は可搬型重大事故等対処設備の必要数を述べるため、記載表現を変更した（島根と同様）。
(参考掲載) 島根 共-4 表紙および1ページ		※屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）は次のとおり。 51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)、展望台行管理道路脇西側60mエリア、緊急時対策所エリア	【女川】 記載表現の相違 ・女川の保管箇所が簡潔に記載可能な名称であるのに対し、泊の保管場所名称は保管エリアごとに設置高さ等も含めた名称としていることから、本資料内では総称して「重大事故等対処設備保管エリア」として各保管エリア名称を別記載とした。
(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、可搬型代替注水ポンプ（大量送水車）、原子炉補機代替冷却系、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。  なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。 また、燃料プールへのスプレーのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。	(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備 原子炉建物外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。	(1) 「 $2n + \alpha$ 」の可搬型重大事故等対処設備 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機）、可搬型注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、屋外の重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）のいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。  なお、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）の必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管エリアに予備を配備後に点検を行うことにより、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）に必要となる容量を有する設備は2セット確保される。	【女川】 記載表現の相違 ・屋外から給電又は給水を受け入れる接続口を設置している建屋について、女川は原子炉建物のみであるのに対し、泊は原子炉建屋又は原子炉補助建屋に接続口を設けている。 【女川】 記載方針の相違 ・2n配備の可搬型設備について、保守点検時の必要数確保について記載した（島根と同様）。
(参考掲載) 島根 共-4-1ページ			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 「<math>n + \alpha</math>」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>負荷に直接接続する、高圧窒素ガスボンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>(3) 「n」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>図1 可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	<p>(2) 「<math>n + \alpha</math>」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>負荷に直接接続する、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁操作用バッテリ）、可搬型ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ）、可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>(3) 「n」の可搬型重大事故等対処設備</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、重大事故等対処設備保管エリア（7エリア）のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>図1 可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 可搬型重大事故等対処設備の必要容量の考え方について 1基当たりの必要となる容量は、設置許可基準規則解釈第43条5(c)において「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量」と示されている。ここで「想定する重大事故等」とは、同解釈第43条1において「第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループ」と示されていることから、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮して必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>一方、可搬型重大事故等対処設備は、その特性上、重大事故等発生後早期に使用することはできないため、重大事故等に対する初期対応は常設設備によって行うことが基本となる。従つて、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等発生から一定時間経過後に常設設備に加えて使用する場合、もしくは更なる安全性向上のために常設設備のバックアップとして待機する場合に期待することとなる。この特性も勘案して必要となる容量を算出する必要がある。ただし、設備設計等の考慮により常設設備と同等程度の即応性を確保できる場合は、重大事故等発生後早期に使用できるものとして必要となる容量を算出することも可能である。</p> <p style="text-align: right;">(参考掲載) 島根 共-4-3ページ*</p>	<p>2. 可搬型重大事故等対処設備の必要数の考え方について 1基当たりの必要となる容量は、設置許可基準規則解釈第43条5(c)において「当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために有効に必要な機能を果たすことができる容量」と示されている。ここで「想定する重大事故等」とは、同解釈第43条1において「第37条において想定する事故シーケンスグループ（炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、計画された対策が想定するもの。）、想定する格納容器破損モード、使用済燃料貯蔵槽内における想定事故及び想定する運転停止中事故シーケンスグループ」と示されていることから、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮して必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>一方、可搬型重大事故等対処設備は、その特性上、重大事故等発生後早期に使用することはできないため、重大事故等に対する初期対応は常設設備によって行うこととなる。したがって、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等発生から一定時間経過後に常設設備に加えて使用する場合、又は更なる安全性向上のために常設設備のバックアップとして待機する場合に期待することとなる。この特性も勘案して必要となる容量を算出する必要がある。ただし、設備設計等の考慮により常設設備と同等程度の即応性を確保できる場合は、重大事故等発生後早期に使用できるものとして必要となる容量を算出することも可能である。</p> <p>また、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）においては、可搬型重大事故等対処設備の設置を必須のものとして要求する条文と、必須ではないが当該設備の機能に期待することができる設備の設置を要求する条文が存在する。この要求の相違も踏まえて必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の必要数算出における考慮事項を、図2に示す。</p>  <p>図2 可搬型重大事故等対処設備の必要容量算出における考慮事項</p> <p>これらの点に着目して必要となる容量を算出した結果を以下に示す。</p> <p>また、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）においては、可搬型重大事故等対処設備の設置を必須のものとして要求する条文と、必須ではないが当該設備の機能に期待することができる設備の設置を要求する条文が存在する。この要求の相違も踏まえて必要となる容量を算出する必要がある。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の必要数算出における考慮事項を、図2に示す。</p>  <p>図2 可搬型重大事故等対処設備の必要数算出における考慮事項</p> <p>これらの点に着目して必要となる容量を算出した結果を以下に示す。</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の3つの視点から可搬型設備の必要数を設定する方針は同じである。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①可搬型設備の必要数について、有効性評価にて想定するプラント状態を考慮した必要数</li> <li>②可搬型設備は機能確立には時間を要することを踏まえ、同機能を有する常設設備による機能確立後の「バックアップ」等の使用方法を考慮した必要数</li> <li>③設置許可基準規則の可搬型設備の要求を考慮した必要数</li> </ul> </li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般論として、可搬型設備の機能確立に時間を要する考え方とは同様であるが、屋内等に保管する可搬型設備については、即応性を有する設備もあることを記載（島根と同様）。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>女川と異なる文書構成（掲載順）とした理由について</p> <p>女川の可搬型代替電源設備は、電源車と可搬型バッテリであり、泊のように組み合わせて使用せず、それぞれ単独で使用する設計としている。</p> <p>泊の可搬型代替電源設備のうち、外部から直流電源を供給するために使用する可搬型直流電源用発電機（<math>2n + \alpha</math>）と可搬型直流変換器（<math>N + \alpha</math>）は、直列に系統構成することで機能確立する設計としている。また、電源車についても交流母線に給電する可搬型代替電源車と可搬型直流電源用発電機の2つを配備している。</p> <p>可搬型代替電源として配備する SA 設備が異なっており、女川のように配備数の種別ごと（<math>2n + \alpha \rightarrow n + \alpha</math>）に記載する文書構成とした場合、組み合わせて使用する可搬型直流電源用発電機と可搬型直流変換器が分断された記載となることから、泊の記載では、可搬型代替電源設備について配備数の種別ごと（<math>2n + \alpha \rightarrow n + \alpha</math>）にまとめて記載し、それ以降も配備する SA 設備の種別ごとに送水設備、代替空気設備の順の記載とする資料構成としている。</p> <p>結果、記載比較として、女川の可搬型バッテリ（<math>n + \alpha</math>）を繰り上げて記載比較することとなったが、それ以降は、泊・女川とも送水設備（<math>2n + \alpha</math>のみ）、代替空気設備（<math>n + \alpha</math>のみ）であり、代替電源設備のみ冒頭にまとめた構成となっている。</p>	<p>(1) 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する電源車は、原子炉建屋の外側から電力を供給する可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う代替機能を要求するのは、外部電源及び非常用ディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。</p> <p>その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）による給電によって対応する。したがって、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）等への電源供給については、常設代替交流電源設備を期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、電源車は期待していない。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す 14 条文である。</p> <p>表1 代替電源設備を要求している条文</p> <table border="1"> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>45 条</td> <td>可搬型代替直流電源設備（旧EY 代替電源車、電源車及びT250 代替電源装置）</td> </tr> <tr> <td>46 条</td> <td>可搬型代替直流電源設備（同 45 条）</td> </tr> <tr> <td>47 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>48 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>49 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51 条</td> <td>代替電源設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>52 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>53 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>55 条</td> <td>可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（同 5 条）</td> </tr> <tr> <td>59 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>60 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>61 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>62 条</td> <td>通信機能設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> </table>	条文	要求事項	45 条	可搬型代替直流電源設備（旧EY 代替電源車、電源車及びT250 代替電源装置）	46 条	可搬型代替直流電源設備（同 45 条）	47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）	52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（同 5 条）	59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	62 条	通信機能設備の代替電源設備（常設または可搬型）	<p>(1) 可搬型代替電源設備</p> <p>可搬型代替電源設備として配備する可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器の必要数について、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。</p> <p>a. 可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）については、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外側から電力を供給する可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(1)に示す。</p> <p>(a) 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う代替機能を要求するのは、外部電源及びディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。</p> <p>その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）による給電及び所内常設蓄電式直流電源設備によって対応する。したがって、代替炉心注水（常設重大事故等対処設備）等への電源供給については、常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）には期待していない。</p> <p>(b) 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す 15 条文である。</p> <p>表1 代替電源設備を要求している条文</p> <table border="1"> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>45 条</td> <td>可搬型直流電源設備（常温蒸気の発生から可搬型代用電源車）</td> </tr> <tr> <td>46 条</td> <td>可搬型直流電源設備（常温蒸気の発生から可搬型代用電源車、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）</td> </tr> <tr> <td>47 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>48 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>49 条</td> <td>設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51 条</td> <td>代替電源設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>52 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>53 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54 条</td> <td>計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>55 条</td> <td>可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（同 5 条）</td> </tr> <tr> <td>59 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>60 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>61 条</td> <td>代替交流電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>62 条</td> <td>通信機能設備の代替電源設備（常設または可搬型）</td> </tr> </table>	条文	要求事項	45 条	可搬型直流電源設備（常温蒸気の発生から可搬型代用電源車）	46 条	可搬型直流電源設備（常温蒸気の発生から可搬型代用電源車、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）	47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）	51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）	52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）	55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（同 5 条）	59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）	62 条	通信機能設備の代替電源設備（常設または可搬型）	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川の掲載順は、<math>2n + \alpha</math> の「電源車」「送水ポンプ車」「熱交換ユニット」を記載した後、<math>n + \alpha</math> の「窒素ボンベ」「可搬型バッテリ」を記載している。</li> <li>泊の掲載順は、可搬型電源設備（<math>2n + \alpha</math> の「電源車」、<math>n + \alpha</math> の「可搬型バッテリ」）、可搬型送水車、窒素ボンベを記載している。（相違理由の詳細は大飯欄に記載）</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要数の評価については「有効性評価における要求」「設置許可基準規則における要求」のそれぞれで、必要数を算定し、両要求を満足する配備数を設定する方法は同じである。</li> </ul> <p>可搬型設備への期待に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価において、早期の電源復旧のため常設代替電源設備に期待し、可搬型設備は更なる安全性向上のためのバックアップとして位置づけ、有効性評価においては可搬型設備には期待していない。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>対象条文の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要求条文は 56 条の PWR のみの要求「代替再循環設備等による多重性又は多様性を確保」についての差異により、泊が 1 条文多い。</li> <li>令和 4 年 9 月 26 日改正にて「多重性又は多様性」の記載は削除されたものの、格納容器を水源として代替再循環する SA 手段の整備を要求することに変わりはないが、泊は、56 条を含めて 15 条文を対象としている。</li> </ul>
条文	要求事項																																																														
45 条	可搬型代替直流電源設備（旧EY 代替電源車、電源車及びT250 代替電源装置）																																																														
46 条	可搬型代替直流電源設備（同 45 条）																																																														
47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）																																																														
52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（同 5 条）																																																														
59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
62 条	通信機能設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
条文	要求事項																																																														
45 条	可搬型直流電源設備（常温蒸気の発生から可搬型代用電源車）																																																														
46 条	可搬型直流電源設備（常温蒸気の発生から可搬型代用電源車、加圧器逃がし弁操作用バッテリ）																																																														
47 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
48 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
49 条	設計基準事故対応設備と独立した電源（常設または可搬型）																																																														
51 条	代替電源設備（常設又は可搬型）																																																														
52 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
53 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
54 条	計画設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														
55 条	可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備（同 5 条）																																																														
59 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
60 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
61 条	代替交流電源設備（常設または可搬型）																																																														
62 条	通信機能設備の代替電源設備（常設または可搬型）																																																														

## 共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

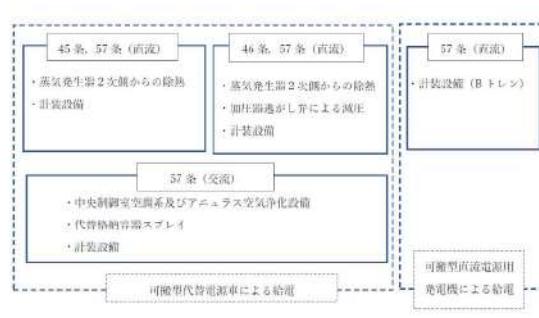
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>このうち、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を必須のものとして要求している条文は45条、46条、57条である。なお、45条における要求は、人力による高圧代替注水系等の起動及び十分な期間の運転継続が容易に行えることから女川2号炉については除外されるが、ここでは容量算定の観点から、当該要求も加味する。</p> <p>45条及び57条の可搬型代替直流電源設備に期待する場合は、高圧代替注水系により原子炉注水を継続しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>一方、46条の可搬型代替直流電源設備に期待する場合は、減圧操作を行う場合であり、同時に57条の可搬型代替交流電源設備等に期待して低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉注水を行いつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>これらは同時に発生することはなく、いずれも1基当たり2台以下の電源車にて実施可能である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される電源車の容量は<u>1基当たり2台</u>となる。</p>	<p>このうち、可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）を必須のものとして要求している条文は45条、46条、57条である。なお、45条における要求は、人力によるタービン動補助給水ポンプの起動及び十分な期間の運転継続が容易に行えることから除外されるが、可搬型代替電源車の容量算定の観点から、当該要求も加味する。</p> <p>45条及び57条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ）を使用した蒸気発生器2次側からの除熱を継続しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>46条及び57条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、減圧操作を行う場合であり、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ）を使用した蒸気発生器2次側からの除熱又は加圧器逃がし弁により原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧しつつ、各種計装設備による状態監視を続けている状態である。</p> <p>45条及び46条に共通の対応である蒸気発生器2次側からの除熱と1次冷却設備を直接減圧する加圧器逃がし弁による減圧を同時に使用する場合であっても、1基当たり1台以下の可搬型代替電源車にて実施可能である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される可搬型代替電源車の容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>一方、57条の可搬型代替電源車で構成する可搬型代替電源設備による交流給電に期待する場合は、可搬型代替電源車による給電負荷として「プラント監視設備及び中央制御室空調装置等最低限必要負荷」に対し、45条及び46条の要求に対する直流給電負荷も含め、<u>1基当たり1台</u>の可搬型代替電源車にて実施可能である。57条の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器で構成する可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池）の供給電圧が低下した後（24時間以降）、重大事故等の対応に必要な直流負荷に対し、<u>1基当たり1台</u>の可搬型直流電源用発電機にて実施可能である。</p>	<p>条文要求への対応方針に相違なし 負荷算定も考え方方に相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>明示的に可搬型電源の整備を求める条文は同一であり、45条において、人力により容易に「起動及び十分な期間の運転継続」が行える場合、要求を除外することも同一である。</li> <li>泊は、SBO状態から可搬型代替電源車による母線給電が可能となれば、交流母線から直流負荷への給電は可能となることから、可搬型代替電源車の容量算定については、45条及び46条要求に対応する代替直流給電として、女川と同様に当該要求による負荷を加味して容量を定める。</li> </ul> <p>なお、45条及び46条要求への対応と同時に期待する交流給電の対象は、泊ではSA対応の相違から含まれない。</p> <p>また、57条要求に対応した可搬型代替電源車に期待する交流電源供給、可搬型直流電源用発電機に期待する直流電源供給について、本頁最終段落にて、それぞれの容量を定めている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3 条文ごとの給電対象</p>	 <p>図3 条文ごとの給電対象</p>	<p>前項のとおり、各条要求に対する代替給電への期待が異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川では代替電源に期待する45条対応及び46条対応の同時発生はなく、各条の要求には1基当たり2台の必要数を算定している。</li> <li>泊は、2種類の可搬型電源を配備し、女川と同様の給電方法として使用する可搬型代替電源車（代替交流電源及び交流母線給電による代替潮流電源給電）について容量算定の観点で、45条及び46条要求の給電負荷を含めて策定した必要台数を設定し、同時に使用を想定する交流母線への給電負荷と併せた配備数を設定する。</li> </ul> <p>可搬型直流電源用発電機は、直流給電専用の発電機として配備し、SBO発生後の蓄電池による給電が枯渇した後、必要な負荷に対し直流給電を継続するための配備数として設定する。</p>

以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用される電源車に必要となる容量は1基当たり2台となる。

また、本設備は「 $2n + \alpha$ 」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、1基当たりの必要容量は、2台×2セット=4台となる。

以上の「有効性評価における必要数」及び「設置許可基準規則における最大必要数」から、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機として必要となる容量はそれぞれ1基当たり1台となる。

また、本設備は「 $2n + \alpha$ 」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機は、それぞれ1基当たり1台×2セット=2台が必要数となる。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

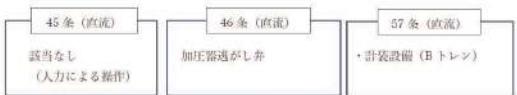
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「n + α」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求 重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、高圧注水機能が健全であれば早期の対応は不要であるが、高圧注水機能が機能喪失している状態が重畳した場合においては早期に機能回復させ、減圧・低圧注水を行う必要がある。しかしながら、早期機能回復は困難であることから、減圧機能の多重性・頑健性確保による機能喪失回避が必須である。したがって、減圧機能の維持において、本設備に期待する。 このとき、<u>1基当たり1個</u>が必要となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求 一方、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を要求しているのは表5に示す<u>46条のみ</u>である。</p> <p>表5 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46条</td> <td>減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備</td> </tr> </tbody> </table>	条文	要求事項	46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備	<p>b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器 可搬型代替電源設備（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1. (2)に示す「n + α」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(2)に示す。</p> <p>(a) 有効性評価における要求 重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う直流電源の代替機能を要求するのは、外部電源及びディーゼル発電機による給電に失敗している状態である。 その状態に対しては、早期の電源復旧が必須であることから、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機による給電及び所内常設蓄電式直流電源設備による給電によって対応する。したがって、加圧器逃がし弁アクセサリへの電源供給及び安全系直流母線への電源供給については、常設代替交流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に期待し、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためにバックアップとして待機する場合であるため、重大事故等対策の有効性評価においては、加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器には<u>期待していない</u>。</p> <p>(b) 設置許可基準規則における要求 設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替電源設備を要求しているのは表1に示す<u>15条文</u>である。</p>	<p>【女川】 対象設備の相違 ・女川は負荷に直接接続する設備としてSR弁用可搬型蓄電池を対象としているが、泊では、SR弁用可搬型蓄電池に相当する（46条要求への対応）加圧器逃がし弁操作用バッテリに加え、外部からの代替直流電源供給に使用する可搬型直流変換器を対象としている。</p> <p>【女川】 可搬型設備への期待に相違 ・対象設備の相違により、想定するプラント状態についても、女川はSR弁の作動機能喪失としているのに対し、泊ではSBOを想定している。 ・泊はプラント全体としてのSA代替電源（常設）による対応方針及びSA代替電源（常設）による復電対応した状態における可搬型SA電源（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）の有効性評価における期待を記載している。 ・本相違により、女川では有効性評価において期待する設備、泊では有効性評価において期待しない設備とした相違となる。</p> <p>【女川】 対象条文の相違 ・対象設備の相違により、泊では可搬型直流変換器（外部直流電源の給電時に使用）が含まれ、対象とする設置許可基準規則は、4ページに示す電源要求と同じとなる。</p>
条文	要求事項						
46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備						

## 共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>46条の主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池に期待する場合は、減圧用の主蒸気逃がし安全弁操作用の直流電源が喪失している状態である。上述のとおり、初期対応として期待する設備ではないことから、条文上要求されているものではあるが、更なる安全性向上のためのパックアップという位置づけとなる。このための必要容量は<u>1基当たり1個</u>である。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は<u>1基あたり1個</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、<u>1基当たりの必要容量は1個</u>となる。</p> <p style="text-align: center;">P22より比較のため線上げ掲載</p>	<p>1. (1)a. (b)に同じく、45条及び46条の可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、これらは重大事故等が発生した後、事象初期にて実施する重大事故等対策であり、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外部からの給電の確立には時間を要することから、建屋内に専用の可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁操作用バッテリ）を設け、加圧器逃がし弁2台の作動時間を考慮した必要な直流負荷に対し、<u>1基当たり1個</u>にて実施可能である。</p> <p>一方、57条の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器で構成する可搬型代替電源設備による直流給電に期待する場合は、全交流動力電源喪失時に所内常設蓄電式直流電源設備の供給電圧が低下した後（24時間以降）、重大事故等の対応に必要な直流負荷に対し、<u>1基当たり1台</u>の可搬型直流変換器にて実施可能である。</p>  <p>図4 条文ごとの給電対象</p> <p>以上の「有効性評価における必要数」及び「設置許可基準規則における必要数」から、必要となる容量は加圧器逃がし弁操作用バッテリは<u>1基当たり1個</u>、可搬型直流変換器は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、加圧器逃がし弁操作用バッテリは<u>1基当たり1個</u>、可搬型直流変換器は<u>1基当たり1台</u>となる。</p>	<p>【女川】</p> <p>以下のとおり、対象設備の相違により代替直流電源の対象条文が異なっている（女川は図3における46条要求への対応設備を記載）が、負荷設定に対し必要な配備数とする方針は同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準45条及び46条の発電用原子炉の冷却及び減圧に対応するプラット状態においては、外部からの直流給電に対し即応性を有する加圧器逃がし弁操作用バッテリを46条要求の対応SA設備として配備する。</li> <li>・発電用原子炉を冷却及び減圧している状態においては、常設蓄電池からの給電が継続している段階かつ常設代替交流電源設備を用いた交流母線への給電による直流給電に期待している段階であり、可搬型直流変換器を使用する外部からの代替直流電源の給電は45条及び46条の要求対応設備として位置づけない。</li> <li>・可搬型直流変換器（外部からの代替直流給電）は、57条要求に対応するSA設備であり、常設蓄電池の枯渇後にプラント監視等に必要となる直流負荷への給電に使用する設備として位置づける。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>大容量注水ポンプ（タイプI）は、原子炉建物の外側から水を供給する可搬型重大事故等対応設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1.(1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、原子炉格納容器内の冷却機能、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能を有する設計基準対象施設が機能喪失している状態、水源を補給する必要のある状態、又は原子炉補機代替冷却水系によって除熱を行う状態である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、「注水設備及び水の供給設備としての要求」と「除熱設備としての要求」を併せ持つ。以下に、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。</p> <p>(a) 注水設備及び水の供給設備としての要求</p> <p>本設備は、以下i～iiiに示す「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、燃料プール代替注水系（可搬型）及び復水貯蔵タンクへの補給」の各系統への注水設備及び水の供給設備として用いる。</p> <p>i. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</p> <p>本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち、「高圧・低圧注水機能喪失」、「崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」、「LOCA時注水機能喪失」、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」及び「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、原子炉格納容器内へのスプレイ流量として<u>88m³/h以上</u>が必要である。</p> <p>ii. 燃料プール代替注水系（可搬型）</p> <p>本設備の容量は、使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故シーケンスのうち、「想定事故1」及び「想定事故2」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、<u>114m³/h以上</u>が必要である。</p> <p>また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、設置許可基準規則54条で要求される燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プールスプレイ系（常設配管）及び燃料プールスプレイ系（可搬型）としての使用を考慮し、燃料プール代替注水系（常設配管）として<u>114m³/h以上</u>、燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ</p>	<p>(2) 可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車については、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対応設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1.(1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表5(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、使用済燃料ピットの冷却機能又は炉心への注水機能を有する設計基準対象施設が機能喪失している状態、水源を補給する必要のある状態、又は原子炉補機冷却機能が喪失している状態である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、「注水設備及び水の供給設備としての要求」及び「除熱設備としての要求」を併せ持つ。以下に、各々の要求を踏まえた必要台数を整理する。</p> <p>(a) 注水設備及び水の供給設備としての要求</p> <p>本設備は、以下のイ.～ニ.に示す「使用済燃料ピットへの注水又はスプレイ、燃料取替用水ピットへの補給及び補助給水ピットへの補給、代替炉心注水」について、注水設備及び水の供給設備として用いる。</p> <p>イ. 使用済燃料ピットへの注水</p> <p>本設備の容量は、使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故シーケンスのうち、「想定事故1」及び「想定事故2」に係る有効性評価解析において有効性が確認されている、注水流量として<u>25m³/h以上</u>が必要である。</p>	<p>【女川】</p> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要数の評価については「有効性評価における要求」「設置許可基準規則における要求」のそれぞれで、必要数を算定し、両要求を満足する配備数を設定する方法は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価にて担う機能のうち、格納容器冷却について、女川では可搬設備によるSA手段を設定しているのに対し、泊では水源補給による常設SA設備による格納容器冷却の継続をSA手段としており相違はある。</li> <li>ただし、本設備が担う機能ごとに要求流量を設定して必要容量を賄う配備数を決定する方法は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では可搬型大型送水ポンプ車による格納容器スプレーの手段は設定していないため、比較対象とするSA手段はなし。</li> <li>代替格納容器スプレーにて水源が枯渇する前に水源補給を行い、常設ポンプによる格納容器スプレーを継続する。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川の「また、～」以降の記載は、有効性評価にて期待しないSA手段であり、泊では有効性評価において使用しない手段として、11ページに記載している。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>系(可搬型)として <u>126m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料プール代替注水系(可搬型)、燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)は、同時使用することはないため、燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料プール代替注水系(可搬型)、燃料プールスプレイ系(常設配管)又は燃料プールスプレイ系(可搬型)の流量として <u>126m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>iii. 復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている、復水貯蔵タンクへの補給量として <u>150m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p>	<p>ロ. 燃料取替用水ピットへの補給（代替格納容器スプレイ使用時）</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給には期待していない。</p> <p>格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードにおいて有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として <u>140m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>燃料取替用水ピットへの補給により格納容器破損防止対策の格納容器スプレイを継続する過圧破損及び過温破損シーケンスにおいては、B一充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水は解析上考慮しておらず、炉心注水と格納容器スプレイを同時に使用することはなく、格納容器スプレイを使用時の補給量として <u>140m<sup>3</sup>/h</u> 以上が必要である。</p> <p>ハ. 補助給水ピットへの補給（蒸気発生器2次側からの除熱使用時）</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている蒸気発生器2次側からの除熱として使用する場合には <u>80m<sup>3</sup>/h</u> 以上が補助給水ピットへの補給量として必要であり、補助給水ピットを水源とする炉心注水には期待していない。</p> <p>格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイには期待していない。</p> <p>補助給水ピットへの補給により蒸気発生器2次側からの除熱を継続する全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA 有）シーケンスにおいては、1次冷却設備からの漏えいが発生した状態では、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水と蒸気発生器2次側からの除熱を同時に使用するが、代替炉心注水は燃料取替用水ピットを水源とし補給することなく高圧再循環へ切り替えることから、補助給水ピットへの補給量は蒸気発生器2次側からの除熱を継</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源補給の SA 手段として、女川では1つの補給先に対し、泊は2つの補給先があるため2つの SA 手段を設定している。</li> <li>・各 SA 手段にて、補給時において水源を使用する SA 手段の要求流量を踏まえて、補給水量を設定している方針は同じである。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、以下iv～viに示す「低圧代替注水系(可搬型)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給」の各系統への注水設備及び水の供給設備として必要な流量を考慮する。</p> <p>ニ、使用済燃料ピットへのスプレイ 重大事故等対策の有効性評価において、設置許可基準規則54条で要求される使用済燃料ピットへのスプレイとしての使用時に本設備に期待するのは、「想定事故1」とび「想定事故2」を上回る使用済燃料ピット水位の低下が生じるおそれのある場合である。本設備の容量は、使用済燃料ピットへのスプレイとして<u>120m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ホ、燃料取替用水ピットへの補給（代替炉心注水使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、燃料取替用水ピットを水源とする代替炉心注水として使用時に本設備による補給に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている代替炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ヘ、補助給水ピットへの補給（代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして本設備に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、ホ、項と同じく代替炉心注水として使用する場合には、30m<sup>3</sup>/h以上、格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、補助給水ピットへの補給量として<u>140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。 補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして使用する場合には、1台の代替格納容器スプレイポンプの注水先を切り替えて使用することから代替炉心注水と代替格納容器スプレイとして同時に使用することはなく、補給量として<u>140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要となる。</p>	<p>続するための補給量として<u>80m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>また、重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、以下のニ、～トに示す水の注水設備及び水の供給設備として必要な流量を考慮する。</p> <p>ニ、使用済燃料ピットへのスプレイ 重大事故等対策の有効性評価において、設置許可基準規則54条で要求される使用済燃料ピットへのスプレイとしての使用時に本設備に期待するのは、「想定事故1」とび「想定事故2」を上回る使用済燃料ピット水位の低下が生じるおそれのある場合である。本設備の容量は、使用済燃料ピットへのスプレイとして<u>120m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ホ、燃料取替用水ピットへの補給（代替炉心注水使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、燃料取替用水ピットを水源とする代替炉心注水として使用時に本設備による補給に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループにおいて有効性が確認されている代替炉心注水として使用する場合には、燃料取替用水ピットへの補給量として<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p> <p>ヘ、補助給水ピットへの補給（代替炉心注水又は代替格納容器スプレイ使用時） 重大事故等対策の有効性評価において、補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして本設備に期待するのは、更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、ホ、項と同じく代替炉心注水として使用する場合には、30m<sup>3</sup>/h以上、格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードに係る有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器スプレイとして使用する場合には、補助給水ピットへの補給量として<u>140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。 補助給水ピットを水源とする代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして使用する場合には、1台の代替格納容器スプレイポンプの注水先を切り替えて使用することから代替炉心注水と代替格納容器スプレイとして同時に使用することはなく、補給量として<u>140m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要となる。</p>	<p>方針に相違なし ・有効性評価で使用しないSA手段における要求水量も踏まえ、可搬型ボンプの配備数を設定する方針は同じである。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・女川の使用済燃料ピットへのスプレイは、9ページに記載しており、スプレー要求流量を示している。</p> <p>方針に相違なし ・女川の水源補給は、復水貯蔵ピットへの補給量の最大値を9ページに記載している。 ・泊は、有効性評価で期待する水源補給を10ページに記載し、本ページには有効性評価で期待しない水源補給を記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>iv. 低圧代替注水系(可搬型)</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち、「全交流動力電源喪失」、「崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」に係る有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量として最大130m<sup>3</sup>/h以上が必要である。</p> <p>また、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち、「高圧・低圧注水機能喪失」及び「LOCA時注水機能喪失」に係る有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量として最大199m<sup>3</sup>/h以上が必要である。</p> <p>上記より、低圧代替注水系(可搬型)として必要な最大流量は<u>199m<sup>3</sup>/h以上</u>である。</p> <p>v. 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。</p> <p>(i) 溶融炉心冷却時の原子炉格納容器下部への注水</p> <p>本設備の容量は、運転中の原子炉における格納容器破損モードのうち、「溶融炉心・コンクリート相互作用」において、溶融炉心冷却時には、崩壊熱による蒸発量相当の注水流量として50m<sup>3</sup>/h以上が必要である。</p> <p>上記より、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)として必要な流量は<u>50m<sup>3</sup>/h以上</u>である。</p> <p>vi. 原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給</p> <p>設計において考慮した原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の水の蒸発量を考慮し<u>10m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p>	<p>ト. 代替炉心注水</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備に期待するのは更なる安全性向上のためのバックアップとして待機する場合である。本設備の容量は、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループ及び格納容器破損防止対策の有効性評価の格納容器破損モードのうち「全交流動力電源喪失」において有効性が確認されている炉心への注水流量として<u>30m<sup>3</sup>/h以上</u>が必要である。</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型ポンプによる炉心への代替注水の要求流量を設定する方針は同じである。</li> <li>・泊の代替注水時は、原子炉圧力パシタリが減圧された後の崩壊熱除去として必要流量を設定しており、目的に応じ、炉心除熱又は格納容器除熱に必要な容量を設定する方針は同じである。</li> </ul>
		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では可搬型大型送水ポンプ車による格納容器下部注水の手段は設定していないため、比較対象とするSA手段はなし。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊に格納容器フィルタベントは設置していないため、比較対象とするSA手段はなし。</li> </ul>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>上記 i ~ vi は、全ての系統を同時に使用することはないものの、保守的に全ての系統を同時使用した場合を考慮し、これらを足し合わせた流量(<u>623m<sup>3</sup>/h以上</u>)を1台で確保可能な設計とする。</p> <p>したがって、大容量送水ポンプ(タイプI)の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>(b) 除熱設備としての要求            原子炉補機代替冷却水系に使用する大容量送水ポンプ(タイプI)に必要な容量は、原子炉補機代替冷却水系を用いた残留熱除去系の運転を行う場合の除熱効果が確認されている伝熱容量 16MW、又は原子炉補機代替冷却水系を用いた代替循環冷却系の運転を行う場合の除熱効果が確認されている伝熱容量 14.7MW とともに、重大事故等時における燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に必要な伝熱容量 2.29MW を除熱可能な容量として 20MW を、原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニットの熱交換器を介して除熱するために<u>必要な流量 892m<sup>3</sup>/h</u>に、海水ストレーナに必要な流量約 300m<sup>3</sup>/h を考慮した 1, 200m<sup>3</sup>/h 以上であり、これを 1 台で確保可能な設計とする。            したがって、大容量送水ポンプ(タイプI)の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p>	<p>上記有効性評価で期待していないニ. ~ト. は、有効性評価で期待するイ. ~ハ. とすべてを同時に使用することはなく、次のとおりの組合せにて必要量を設定する。</p> <p>ホ. 燃料取替用水ピットへの補給及びヘ. 据付給水ピットへの補給は、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、格納容器スプレイのいずれかの使用用途に応じた貯水量の減少に合わせた補給を行うことから、有効性評価にて期待するのは、ロ. 燃料取替用水ピットへの補給を行う場合の 140m<sup>3</sup>/h 以上又はハ. 据付給水ピットへの補給を行う場合の 80m<sup>3</sup>/h 以上であり、水源の補給として最大量の 140m<sup>3</sup>/h 以上が必要である。            ト. 代替炉心注水は、可搬型大型送水ポンプ車により直接炉心に代替炉心注水する必要量を設定しており、有効性評価においては代替格納容器スプレイと同時に使用することはないため、ト. 代替炉心注水の必要量 30m<sup>3</sup>/h 以上は水源の補給として最大量の 140m<sup>3</sup>/h 以上と組み合わせる使用はない。            イ. 使用済燃料ピットへの注水は、有効性評価にて考慮している使用済燃料ピットへの注水の必要量 25m<sup>3</sup>/h 以上とし、燃料取替用水ピットへの補給 140m<sup>3</sup>/h 以上との同時使用を考慮して必要量を設定する。使用済燃料ピットへの注水及び燃料取替用水ピットへの補給を足し合わせた流量(<u>165m<sup>3</sup>/h以上</u>)を必要量とし、可搬型大型送水ポンプ車 1 台で確保可能な設計とする。</p> <p>したがって、可搬型大型送水ポンプ車の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>(b) 除熱設備としての要求            原子炉補機冷却水系の機能喪失時に代替補機冷却として使用する可搬型大型送水ポンプ車に必要な容量は、代替補機冷却を用いた A - 高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環を行う場合の<u>必要量 22.5m<sup>3</sup>/h 以上</u>、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる格納容器内の水素濃度監視を行う場合の<u>必要量 1m<sup>3</sup>/h 以上</u>と同時に、代替補機冷却を用いた格納容器内自然対流冷却を行う場合の<u>必要量 164m<sup>3</sup>/h 以上</u>を足し合わせた<u>187.5m<sup>3</sup>/h 以上</u>が必要であり、これを 1 台で確保可能な設計とする。</p> <p>したがって、可搬型大型送水ポンプ車の必要となる容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、SA 手段として設定した流量の合計値を要求流量として設定しているが、泊は、同時に使用する可能性のある SA 手段の合計値のうち最大の量を要求流量として設定している。</li> <li>泊の補給及び注水としての可搬型大型送水ポンプ車の使用方法の組合せは、水源補給の組合せ、炉心注水時の組合せ、使用済燃料ピットへの注水との組合せから最大の要求流量の組合せを設定している。</li> </ul>
			方針相違なし

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【注水設備及び水の供給設備】 大容量送水ポンプ（タイプ1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</li> <li>・燃料プール代替注水系（可搬型）</li> <li>・復水貯蔵タンクへの補給 (燃料プール代替注水系（常設配管）)</li> <li>(燃料プールスプレイ系（常設配管）)</li> <li>(低圧代替注水系（可搬型）)</li> <li>(原子炉格納容器下部注水系（可搬型）)</li> <li>(原子炉格納容器フィルタベント系/フィルタ装置への補給)</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【除熱設備】 大容量送水ポンプ（タイプ1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機代替冷却却系</li> </ul> </div> </div> <p>注：( )に記載の系統は重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、注水設備及び水の供給設備として必要な容量を考慮している。</p> <p>図4 有効性評価における大容量送水ポンプ（タイプ1）への要求</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【注水設備及び水の供給設備】 可搬型大型送水ポンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットへの注水 (伊川) 済燃料ピットへのスプレー)</li> <li>・燃料取替用氷ピットへの補給</li> <li>・補助給氷ピットへの補給 (代替熱交換器)</li> </ul> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【除熱設備】 可搬型大型送水ポンプ車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替補機冷却           <ul style="list-style-type: none"> <li>- A - 高圧注入ポンプ（海水冷却）代替再循環</li> <li>- 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</li> <li>- 格納容器内自然対流冷却</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <p>注：( )に記載の重大事故等対策の有効性評価においては使用しないものの、注水設備及び水の供給設備として必要な容量を考慮する。</p> <p>図4 有効性評価における可搬型大型送水ポンプ車への要求</p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効性評価に期待する SA 手段及び期待しない SA 手段の組合せにおいて「注水及び水の供給」で1台、「除熱」で1台にて賄う設備容量として設計する方針は同じである。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はすべての SA 手段での使用量を合計した数量を賄うポンプ容量を設定している。</li> <li>・泊の SA 手段においては、使用済燃料ピットの水位が異常に低下した際の対応手段である使用済燃料ピットへのスプレーについて、他 SA 手段との組合せとして、プラント事象進展に応じた可搬型送水ポンプ車による外部送水系統（2系統）の負荷時間帯を考慮して、「注水及び水の補給」又は「除熱」のいずれかと同時使用可能である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
b. 設置許可基準規則における要求 (a) 注水設備及び水の供給設備としての要求 設置許可基準規則第三章(重大事故等対処施設)において、代替注水等設備を要求しているのは表2に示す5条文である。	<p>表2 代替注水等設備を要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>可搬型低圧代替注水設備</td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>可搬型スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51条</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54条</td> <td>使用済燃料プールへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>56条</td> <td>水源からの供給設備（常設又は可搬型）</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型代替注水等設備を必須のものとして要求している条文は47条、54条である。 これらの条文に要求される機能は、低圧代替注水系(可搬型)、燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料プール代替注水系(可搬型)、燃料プールスプレイ系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(可搬型)であり、前述のとおり1台で必要容量を満足する設計としている。</p> <p>図5 条文ごとの注水又は補給対象</p> <pre> graph LR     47[47条 ・低圧代替注水系（可搬型）]     54[54条 ・燃料プール代替注水系（常設配管） ・燃料プール代替注水系（可搬型） ・燃料プールスプレイ系（常設配管） ・燃料プールスプレイ系（可搬型）]     </pre>	条文	要求事項	47条	可搬型低圧代替注水設備	49条	可搬型スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）	51条	原子炉格納容器下部注水設備（常設または可搬型）	54条	使用済燃料プールへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備	56条	水源からの供給設備（常設又は可搬型）	<p>表2 代替注水等設備を要求している条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>可搬型低圧代替注水設備</td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）</td> </tr> <tr> <td>51条</td> <td>格納容器下部注水設備（常設または可搬型）</td> </tr> <tr> <td>54条</td> <td>使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>56条</td> <td>水源からの供給設備（常設または可搬型）</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型代替注水設備を必須のものとして要求している条文は47条、54条である。 これらの条文に要求される機能は、可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 <math>30m^3/h</math>以上、使用済燃料ピットへの注水 <math>25m^3/h</math>又はスプレー <math>120m^3/h</math>であり、前述のとおり1台で必要容量を満足する設計としている。</p> <p>図5 条文ごとの注水又は補給対象</p> <pre> graph LR     47[47条 ・可搬型大型送水ポンプ車による 代替炉心注水]     54[54条 ・使用済燃料ピットへの注水 ・使用済燃料ピットへのスプレー]     </pre>	条文	要求事項	47条	可搬型低圧代替注水設備	49条	格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）	51条	格納容器下部注水設備（常設または可搬型）	54条	使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備	56条	水源からの供給設備（常設または可搬型）	<p>対象条文に相違なし ・「注水及び水の供給」を要求する設置許可基準規則の対象条文は同じである。</p> <p>方針に相違なし ・「注水及び水の供給」としてのSA手段の要求流量の最大値を1台で賄う設計は同じである。</p>
条文	要求事項																										
47条	可搬型低圧代替注水設備																										
49条	可搬型スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）																										
51条	原子炉格納容器下部注水設備（常設または可搬型）																										
54条	使用済燃料プールへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備																										
56条	水源からの供給設備（常設又は可搬型）																										
条文	要求事項																										
47条	可搬型低圧代替注水設備																										
49条	格納容器スプレイ代替注水設備（常設又は可搬型）																										
51条	格納容器下部注水設備（常設または可搬型）																										
54条	使用済燃料ピットへの可搬型代替注水設備、可搬型スプレイ設備																										
56条	水源からの供給設備（常設または可搬型）																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>一方、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す2条文である。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2">表3 代替除熱設備を要求している条文</th> </tr> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>48条</td> <td>炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）</td> </tr> <tr> <td>50条</td> <td>炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器圧力逃がし装置など）</td> </tr> </table> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとして要求している条文は48条である。</p> <p>48条の可搬型代替除熱設備に期待する場合は、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このための必要数は1組（移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台）である。</p> <p>なお、上述のとおり、一定時間経過後に期待するものであるが、仮に故障した場合には常設代替除熱設備である格納容器フィルタベント（格納容器圧力逃がし装置）を用いて最終ヒートシンクへの熱輸送を達成することも可能である。</p> <p style="text-align: right;">(参考掲載) 島根 共-4-11 ページ 48条の赤字は、オリジナルの文字色であり、本比較表にて識別したものではない。</p>	表3 代替除熱設備を要求している条文		条文	要求事項	48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）	50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器圧力逃がし装置など）	<p>(b) 除熱設備としての要求 設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2">表3 代替除熱設備を要求している条文</th> </tr> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>48条</td> <td>炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）</td> </tr> <tr> <td>50条</td> <td>炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置）</td> </tr> <tr> <td>54条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却設備（常設又は可搬型）</td> </tr> </table> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとして要求している条文は48条である。</p> <p>48条の可搬型代替除熱設備に期待する場合は、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このための必要容量は1基当たり1台である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要容量は、本設備の「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の同時使用を考慮し、<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、<u>1基当たりの必要容量は2台×2セット=4台</u>となる。</p>	表3 代替除熱設備を要求している条文		条文	要求事項	48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）	50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置）	54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却設備（常設又は可搬型）	<p>(b) 除熱設備としての要求 設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2">表3 代替除熱設備を要求している条文</th> </tr> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> <tr> <td>48条</td> <td>タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱</td> </tr> <tr> <td>50条</td> <td>炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）</td> </tr> <tr> <td>56条</td> <td>原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備</td> </tr> </table> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとしている条文はないが、48条の設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備として、48条の代替除熱設備として可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替機冷却を整備する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により50条の要求である格納容器再循環ユニットを使用した代替除熱設備として格納容器内自然対流冷却を整備し、56条の要求である代替再循環として代替補機冷却に期待するA-高圧注入ポンプ（海水冷却）代替再循環を整備しており、格納容器内自然対流冷却及び代替再循環を同時に使用する場合の代替補機冷却の必要容量は前述のとおり1台で必要量を満足する設計としている。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要量は、本設備の「注水設備及び水の供給設備」及び「除熱設備」の同時使用を考慮し、<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要量」及び「設置許可基準規則における必要量」から、必要となる容量は<u>1基当たり2台</u>となる。</p> <p>本設備は「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設であり、2セットを配備する必要があるため、<u>1基当たりの必要量は2台×2セット=4台</u>となる。</p>	表3 代替除熱設備を要求している条文		条文	要求事項	48条	タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱	50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）	56条	原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備	<p>【女川】</p> <p>対象条文に相違あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、54条の要求に対し代替除熱設備を設けているため、「除熱設備」の要求条文と整理している。</li> <li>泊は、水位低下に応じた注水とスプレイによる冷却設備を設け、これらは許可基準の「注水及び補給」の要求条文として整理している。（島根と同様）</li> <li>また、PWRのみの56条の代替再循環は、除熱機能を有する手段のため、対象条文としている。</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は、設置許可基準規則48条において明示的な要求「代替除熱設備」に対応するSA手段を設定している。</li> <li>泊は、明示的な基準要求「蒸気発生器2次側からの除熱」を整備するとともに、外部送水系による「代替補機冷却」のSA手段を設定しており、これを用いてA-高圧注入ポンプによる代替再循環及び格納容器内自然対流冷却のSA手段を設定している。</li> <li>除熱設備としての可搬型大型送水ポンプ車の要求流量を1台で賄う設計は同じである。</li> </ul>
表3 代替除熱設備を要求している条文																															
条文	要求事項																														
48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）																														
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器圧力逃がし装置など）																														
表3 代替除熱設備を要求している条文																															
条文	要求事項																														
48条	炉心損傷前において、残留熱除去系が使用可能な場合、使用不可能な場合の代替除熱設備（所内車載代替最終ヒートシンクシステムなど）																														
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置）																														
54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却設備（常設又は可搬型）																														
表3 代替除熱設備を要求している条文																															
条文	要求事項																														
48条	タービン動補助給水ポンプ及び主蒸気逃がし弁による蒸気発生器2次側からの除熱																														
50条	炉心損傷後において、格納容器の圧力及び温度を低下させるための代替除熱設備（格納容器再循環ユニット）																														
56条	原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 热交換器ユニット</p> <p>原子炉補機代替冷却水系に使用する熱交換器ユニットは、原子炉建屋の外側又は建屋内に設置した接続口を通じて原子炉建屋内の残留熱除去系熱交換器及び燃料プール冷却浄化系熱交換器との間で淡水を循環させるとともに、大容量送水ポンプ（タイプI）により取水した海水を使用して除熱を行うための可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故の防止及び影響緩和の観点から故障時の影響が大きい重要な設備であることから、1. (1)に示す「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(1)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このとき、本設備は1基当たり1台が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる熱交換器ユニットの必要容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求</p> <p>設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、代替除熱設備を要求しているのは表3に示す3条文である。</p> <p>このうち、可搬型の代替除熱設備を必須のものとして要求している条文は48条である。</p> <p>48条の可搬型代替除熱設備に期待する場合は、海水を用いた除熱機能が喪失している状態である。このための必要容量は<u>1基当たり1台</u>である。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される本設備の必要容量は<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は原子炉圧力容器・原子炉格納容器と使用済燃料プールの除熱を同時に行うことができる<u>1基当たり1台</u>となる。</p> <p>また、本設備は「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設であり、2セットを準備する必要があるため、1基当たりの必要容量は<u>1台×2セット=2台</u>となる。</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、可搬型大型送水ポンプ車による送水を原子炉補機冷却水母管に直接供給し、常設の熱交換器を利用し除熱する設計としている。</li> <li>女川の熱交換器ユニットは配備していないため、熱交換器ユニットと比較対象となるSA手段はなし。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 高圧窒素ガスボンベ</p> <p>高圧窒素ガスボンベは、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1.(2)に示す「<math>n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、減圧機能を有する主蒸気逃がし弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、高圧注水機能が健全であれば早期の対応は不要であるが、高圧注水機能が機能喪失している状態が重畠した場合においては早期に機能回復させ、減圧・低圧注水を行う必要がある。しかしながら、早期機能回復は困難であることから、減圧機能の多重性・頑健性確保による機能喪失回避が必須である。したがって、減圧機能の維持において、本設備に期待する。</p> <p>このとき、本設備は高圧窒素ガス供給系(非常用)に接続して使用し、1基当たり6本(8本を接続して使用)が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策の有効性評価において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる高圧窒素ガスボンベの必要容量は1基当たり8本となる。</p>	<p>(3) 可搬型ポンベ</p> <p>可搬型ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ）については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1.(2)に示す「<math>n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の個数を表5(2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、弁駆動用の制御用圧縮空気設備又は所内用圧縮空気設備が機能喪失している状態、格納容器内自然対流冷却のために原子炉補機冷却水サージタンク気相部の加圧を行う必要がある状態である。</p> <p>(a) 弁駆動用の代替空気のとしての要求</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベについて、各々の要求を踏まえた必要個数を整理する。</p> <p>イ. 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベが担う機能を要求するのは、減圧機能を有する加圧器逃がし弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、蒸気発生器2次側からの除熱による減圧が期待できる主蒸気逃がし弁が人力により機能回復でき1次冷却設備の減圧操作を実施できるため、本設備には期待していない。</p> <p>一方、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過温破損」において本設備に期待しており、格納容器内が過温された状態における格納容器内雰囲気において加圧器逃がし弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、加圧器逃がし弁2台当たり1個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベの必要容量は<u>1基当たり1個／2台×2台=1個</u>となる。</p> <p>ロ. 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p>	<p>【女川】</p> <p>対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川はSR弁駆動用の代替駆動源として窒素ポンベを配備しているのに対し、泊では原子炉冷却材圧力カッゲリの減圧用の弁（加圧器逃がし弁）以外にも空気作動弁用の代替駆動源及び原子炉補機冷却水サージタップ加圧（格納容器内自然対流冷却時の沸騰防止）として、複数用途の可搬型ポンベを配備している。</li> </ul> <p>想定するプラント状態の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の相違により、泊では想定するプラント状態を可搬型ポンベを使用するSA手段を使用する必要がある状態としている。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要求容量を算定する対象設備の相違により、泊は「弁駆動用（4用途）」「サージタップ加圧」に分類し、各用途での要求容量を算定している。</li> </ul> <p>可搬型設備への期待に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価において、女川のSR弁に相当する泊の加圧器逃がし弁の機能回復に使用する可搬型窒素ガスボンベは、期待している。</li> </ul> <p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の相違により、以降、女川に比較対象とするSA手段はないが、泊において配備した可搬型ポンベの有効性評価における期待の有無と必要数をそれぞれ算定する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ポンベが担う機能を要求するのは、格納容器内雰囲気のサンプリング採取機能を有する格納容器空気サンプルライン隔離弁の作動機能が喪失している状態である。炉心損傷に至り原子炉格納容器内の水素濃度の監視を要する状態において作動機能を喪失した状態になった場合、早期に格納容器内雰囲気のサンプリング採取機能を回復させ、水素濃度監視を行う必要がある。</p> <p>格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過圧破損」「格納容器過温破損」「水素燃焼」において、格納容器破損防護に直接的に影響しないため本設備に評価上期待していないが、水素濃度監視のためには本設備に期待する。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁を機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、格納容器空気サンプルライン隔離弁2台当たり1個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベの必要容量は<u>1基</u>当たり<u>1個／2台×2台=1個</u>となる。</p> <p>ハ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベが担う機能を要求するのは、アニュラス空気浄化設備の排出機能を有するアニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパの作動機能が喪失している状態である。アニュラス内の水素滞留防止及び被ばく低減のため、原子炉格納容器内の水素濃度及び放射性物質濃度の上昇のおそれがある状態にて作動機能を喪失した場合、早期にアニュラス空気浄化設備を回復させ、アニュラス排気を行う必要がある。</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（運転中）」及び「原子補機冷却機能喪失」、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「格納容器過圧破損」及び「格納容器過温破損」並びに燃料損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（停止中）」において本設備に期待しており、アニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパを機能回復させるため、制御用圧縮空気設備に接続して使用し、アニュラス全量排気弁1台及びアニュラス排気ダンパ1台を合わせて1個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの必要容量は<u>1基当たり1個／2台×2台=1個</u>となる。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ニ、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベが担う機能を要求するのは、インターフェイスシステム LOCA 時において、余熱除去系の隔離に失敗し1次冷却系及び2次冷却系の減圧操作により1次冷却系を減圧することで1次冷却材の漏えいを抑制した後、余熱除去ポンプ入口弁を閉止して余熱除去系を隔離する場合に、所内用圧縮空気設備が機能喪失している状態である。</p> <p>炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「格納容器バイパス」においては、余熱除去系の隔離に期待しており、インターフェイスシステム LOCA により余熱除去ポンプ入口弁の設置エリアの雰囲気が悪化した状態においても、余熱除去ポンプ入口弁を遠隔操作で閉止するため、本設備を所内用圧縮空気設備に接続して使用し、余熱除去ポンプ入口弁1台当たり2個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベの必要容量は<u>1基当たり2個×1台=2個</u>となる。</p> <p>(b) 原子炉補機冷却水サージタンク気相部の加圧としての要求</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスピンベが担う機能を要求するのは、原子炉格納容器の冷却及び減圧機能を有する原子炉格納容器スプレイ設備が機能喪失している状態である。原子炉格納容器スプレイ設備が機能喪失している状態において、格納容器内を冷却及び減圧する代替機能として格納容器内自然対流冷却の機能を確立する必要がある。</p> <p>格納容器内自然対流冷却の冷却水として使用する原子炉補機冷却水の格納容器内雰囲気との熱交換による温度上昇を考慮し、原子炉補機冷却水の沸騰を防止する必要があり、炉心損傷防止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「原子炉格納容器の除熱機能喪失」、格納容器破損モードに係る有効性評価解析のうち「水素燃焼」並びに燃料破損傷止対策の有効性評価の事故シーケンスグループのうち「崩壊熱除去機能喪失」及び「原子炉冷却材の流出」において本設備に期待しており、原子炉補機冷却水サージタンクを加圧するため、原子炉補機冷却水サージタンクに接続して使用し、原子炉補機冷却水サージタンク1台当たり2個が必要となる。</p> <p>したがって、重大事故等対策において想定しているプラント状態を考慮した上で必要となる原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスピンベの必要容量は<u>1基当たり2個×1台=2個</u>となる。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>b. 設置許可基準規則における要求 設置許可基準規則第三章(重大事故等対処施設)において、高圧窒素ガスボンベを要求しているのは表4に示す2条文である。</p> <table border="1" data-bbox="685 269 1224 365"> <caption>表4 高圧窒素ガスボンベを要求している条文</caption> <thead> <tr> <th>条文</th><th>要求事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45条</td><td>非操作用の可搬型代替直流電源設備又は代替ボンベ設備</td></tr> <tr> <td>46条</td><td>減圧弁操作用の可搬型コンプレッサー又は代替ボンベ設備</td></tr> </tbody> </table> <p>このうち、可搬型の代替ボンベ設備を必須のものとして要求している条文は46条である。</p> <p>46条の高圧窒素ガスボンベに期待する場合は、減圧用の逃がし安全弁操作用のガスが喪失している状態である。上述のとおり、初期対応として期待する設備ではないことから、条文上要求されているものではあるが、更なる安全性向上のためのバックアップという位置づけとなる。このとき、1基当たり8本が必要となる。</p> <p>また、原子炉格納容器の圧力が原子炉格納容器の設計圧力を超えて上昇する可能性がある場合の主蒸気逃がし安全弁に対する背圧対策のため、代替高圧窒素ガス供給系に接続して使用する場合に1基当たり3本を使用する。</p> <p>したがって、設置許可基準規則において要求される高圧窒素ガスボンベの必要容量は、有効性評価における要求8本に加え背圧対策3本を考慮し1基当たり11本となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は1基当たり11本となる。</p>	条文	要求事項	45条	非操作用の可搬型代替直流電源設備又は代替ボンベ設備	46条	減圧弁操作用の可搬型コンプレッサー又は代替ボンベ設備	<p>b. 設置許可基準規則における要求 設置許可基準規則第三章(重大事故等対処施設)において、可搬型ボンベを要求しているのは表4に示す2条文である。</p> <table border="1" data-bbox="1268 293 1808 373"> <caption>表4 可搬型ボンベを要求している条文</caption> <thead> <tr> <th>条文</th><th>要求事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45条</td><td>非操作用の可搬型バッテリ又は窒素ボンベ</td></tr> <tr> <td>46条</td><td>減圧用の弁作動用の可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ</td></tr> </tbody> </table> <p>このうち、45条については、ターピン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側からの除熱を機能させるため、人力による措置が容易に行える場合は、可搬型重大事故防止設備の整備を除外できる要求であり、蒸気発生器2次側からの除熱において機能を期待する主蒸気逃がし弁について人力による措置が容易に行える設計としている。</p> <p>46条については、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を対象として、可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベを配備する要求であるが、主蒸気逃がし弁については45条と同様、手動（人力）にて操作可能な設計としており、空気作動弁かつ遠隔操作が必要である加圧器逃がし弁について可搬型の代替ボンベ設備（可搬型のコンプレッサー又は窒素ボンベ）の配備が必要となる。</p> <p>46条の可搬型ボンベに期待する場合は、減圧用の加圧器逃がし弁の駆動用空気が喪失している状態である。a. (a)イ. 項のとおり、初期対応として期待する設備ではないが、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、1基当たり1個が必要となる。</p> <p>以上の「有効性評価における必要量」及び「設置許可基準規則における必要量」から、必要となる容量は、各可搬型ボンベの用途ごとに次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、1基当たり1個</li> <li>・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、1基当たり1個</li> <li>・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、1基当たり1個</li> <li>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベは、1基当</li> </ul>	条文	要求事項	45条	非操作用の可搬型バッテリ又は窒素ボンベ	46条	減圧用の弁作動用の可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ	<p>対象条文に相違なし ・「空気作動弁の代替駆動源」を要求する設置許可基準規則の対象条文は同じである。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・泊は、45条の要求に対し「人力による措置が容易に行える」ことを明示し、45条の配備要求が対象外であることを記載した。</p> <p>記載方針の相違 ・泊は、46条の要求に対応する設備配備が必要である対象があることを記載した。</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・泊は、有効性評価にて、炉心損傷防止として可搬型ボンベによる代替駆動源供給を期待していないが、格納容器破損防止として可搬型ボンベによる代替駆動源供給に期待している。 ・泊は、有効性評価において可搬型ボンベによる代替駆動源供給に期待する時点では、格納容器最高使用圧力未満であり、格納容器最高使用圧力を超えた条件に対応する可搬型ボンベは配備していない。 ・必要容量の算定では、格納容器最高使用圧力の状況を想定した加圧器逃がし弁を開放するために必要な窒素ボンベは0.2個であり、配備数は1個であるが窒素供給量として余裕を有した配備をしている。</p> <p>方針に相違なし ・泊は、複数用途の可搬型ボンベを配備していることから、それぞれの用途における必要数を記載している。</p>
条文	要求事項														
45条	非操作用の可搬型代替直流電源設備又は代替ボンベ設備														
46条	減圧弁操作用の可搬型コンプレッサー又は代替ボンベ設備														
条文	要求事項														
45条	非操作用の可搬型バッテリ又は窒素ボンベ														
46条	減圧用の弁作動用の可搬型コンプレッサー又は窒素ボンベ														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、1基当たりの必要容量は11本となる。</p> <p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、負荷に直接接続する可搬型重大事故等対処設備であり、1.(2)に示す「<math>n + \alpha</math>」の対象施設と考える。本設備の台数を表6(2)に示す。</p> <p>a. 有効性評価における要求 重大事故等対策の有効性評価において、本設備が担う機能を要求するのは、減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁の作動機能が喪失している状態である。初期対応としてこのような状態になった場合、高圧注水機能が健全であれば早期の対応は不要であるが、高圧注水機能が機能喪失している状態が重畠した場合においては早期に機能回復させ、減圧・低圧注水を行う必要がある。しかしながら、早期機能回復は困難であることから、減圧機能の多重性・頑健性確保による機能喪失回避が必須である。したがって、減圧機能の維持において、本設備に期待する。 このとき、1基当たり1個が必要となる。</p> <p>b. 設置許可基準規則における要求 一方、設置許可基準規則第三章（重大事故等対処施設）において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を要求しているのは表5に示す46条のみである。</p> <table border="1" data-bbox="673 1016 1235 1079"> <caption>表5 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を要求している条文</caption> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46条</td> <td>減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>46条の主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池に期待する場合は、減圧用の主蒸気逃がし安全弁操作用の直流電源が喪失している状態である。上述のとおり、初期対応として期待する設備ではないことから、条文上要求されているものではあるが、更なる安全性向上のためのバックアップという位置づけとなる。このための必要容量は1基当たり1個である。 以上の「有効性評価における必要容量」及び「設置許可基準規則における必要容量」から、必要となる容量は1基あたり1個となる。 本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セットを準備することが必要であるため、1基当たりの必要容量は1個となる。</p>	条文	要求事項	46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備	<p>たり2個 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、<u>1基当たり2個</u></p> <p>本設備は「<math>n + \alpha</math>」の対象施設であり、1セット準備することが必要であるため、<u>1基当たりの必要量は、上記のとおり</u>となる。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・女川の(5)項の設備に対応する泊の可搬型加圧器逃がし弁操作用バッテリは、可搬型電源設備の項に記載しており、本項の比較は、7～8ページに繰上げ掲載し比較している。</p>	
条文	要求事項						
46条	減圧弁操作用の可搬型代替直流電源設備						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の予備数の考え方について</p> <p>(1) 電源車</p> <p>電源車については、2.(1)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で5台保有する。</u></p> <p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、2.(5)のとおり、必要となる容量は1基当たり1個であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、1個が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1個を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で2個確保する。</u></p>	<p>3. 可搬型重大事故等対処設備の予備数の考え方について</p> <p>(1) 可搬型代替電源設備</p> <p>a. 可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替電源設備（可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機）については、2.(1)a. 項のとおり、それぞれ必要となる容量は1基当たり1台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、それぞれ2台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、それぞれ2台を確保する。</u></p> <p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型代替電源車は、<u>合計で4台保有する。</u></li> <li>可搬型直流電源用発電機は、<u>合計で4台保有する。</u></li> </ul> <p>b. 加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替電源設備（加圧器逃がし弁操作用バッテリ及び可搬型直流変換器）については、2.(1)b. 項のとおり、それぞれ必要となる容量は1基当たり1台であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、それぞれ1個が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、加圧器逃がし弁操作用バッテリは<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保</u>、可搬型直流変換器は<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台確保する</u>。</p> <p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>可搬型直流変換器は、<u>合計で3台保有する。</u></li> </ul> <p>(2) 可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）</p> <p>可搬型代替注水設備（可搬型大型送水ポンプ車）については、2.(2)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で5台確保する。</u></p>	<p>方針に相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本項では、前項までの必要配備数に加え「<u>パックアップ</u>」保有数の方針を記載し、合計保有数を記載する方針は同じである。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、<u>パックアップ</u>として、それぞれ2台を保有する。</li> </ul>
	<p>P25より比較のため繰上げ掲載</p> <p>(2) 大容量送水ポンプ(タイプI)</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)については、2.(2)のとおり、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で5台確保する。</u></p>	<p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型大型送水ポンプ車は、<u>合計で6台保有する。</u></li> </ul>	<p>相違なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>パックアップ</u>」の<u>パックアップ</u>は、1個で同じである。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、可搬型直流変換器の<u>パックアップ</u>として、2台を保有する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 熱交換器ユニット          熱交換器ユニットについては、2.(3)のとおり、必要となる容量は1基当たり1台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、2台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1台を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で3台確保する。</u></p> <p>(4) 高圧窒素ガスボンベ          高圧窒素ガスボンベについては、2.(4)のとおり、必要となる容量は1基当たり11本であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、11本が必要容量となる。</p> <p>この本数に加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は1基当たり最大で11本同時に保守点検を実施する運用とした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、11本を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で22本確保する。</u></p>	<p>(3) 可搬型ポンベ          可搬型ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ及び余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ）については、2.(3)のとおり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、1セットを準備することが要求となるため、それぞれの必要容量は次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。</li> <li>・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。</li> <li>・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり1個であり、1個が必要容量となる。</li> <li>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ            必要となる容量は1基当たり2個であり、2個が必要容量となる。</li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ            必要となる容量は1基当たり2個であり、2個が必要容量となる。</li> </ul> <p>この個数に加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する。</p> <p>本設備は、それぞれの用途ごとに2個以上同時に保守点検することがないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップをそれぞれの用途ごとに次のとおり確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</li> </ul>	<p>設計方針の相違          ・泊に比較対象とする設備なし。</p> <p>相違なし          ・泊の可搬型ポンベは複数の用途ごとに配備しているが、必要個数と同数のバックアップを保有する方針は同じである。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> <p>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、2.(5)のとおり、必要となる容量は1基当たり1個であり、「<math>n + \alpha</math>」の対象施設となることから、1個が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2個以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、1個を確保する。</u></p> <p>以上から、<u>合計で2個確保する。</u></p>	<p>必要容量は1個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</li> </ul> <p>必要容量は1個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ</li> </ul> <p>必要容量は1個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1個確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ</li> </ul> <p>必要容量は2個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2個確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ</li> </ul> <p>必要容量は2個であり、<u>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2個確保する。</u></p> <p>以上から、以下のとおり保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で2個保有する。</u></li> <li>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベは、<u>合計で4個保有する。</u></li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、<u>合計で4個保有する。</u></li> </ul>	<p><b>【女川】</b> 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の(5)項の設備に対応する泊の可搬型加圧器逃がし弁操作用バッテリは、可搬型電源設備の項に記載しており、本項の比較は、23ページに繰上げ掲載し比較している。</li> </ul>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																											
(2) 「n + α」の可搬型設備																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要 数量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧遮断ボンベ</td> <td>22本</td> <td>11本</td> <td>11本</td> <td colspan="4">原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分離保管)</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ11本</td> </tr> <tr> <td>主蒸気過ごし安全弁 用可搬型蓄電池</td> <td>2個</td> <td>1個</td> <td>1個</td> <td colspan="4">制御機室内に2個 (1個と1個で分離保管)</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>				設備名	配備数	必要 数量	予備	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	高圧遮断ボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分離保管)				* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ11本	主蒸気過ごし安全弁 用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	制御機室内に2個 (1個と1個で分離保管)				* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1個																																																																																																												
設備名	配備数	必要 数量	予備					保管場所					備考																																																																																																																																	
				第1	第2	第3	第4																																																																																																																																							
高圧遮断ボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分離保管)				* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ11本																																																																																																																																						
主蒸気過ごし安全弁 用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	制御機室内に2個 (1個と1個で分離保管)				* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1個																																																																																																																																						
(3) 「n」の可搬型設備 (1/2)																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要 数量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型遮断ボンベ 供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>カーボン酸素(CO<sub>2</sub>) 瓶 (90kg)</td> <td>1組 及び 1台 ごと 1本</td> <td>半一 式及 び ごと 1本</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプB)</td> <td>3台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>* 動作時及び以下の各設備 (代用ポンプ・底水ポンプ 及び水槽ポンプ)を除く 1台) 動作時保守用荷物 搬出時荷物搬出時バックアップ 1台)*</td> </tr> <tr> <td>底水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>通用大蒸気除去装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>カーボン酸素(CO<sub>2</sub>) 瓶 (約100kg)</td> <td>1組 及び 1台 ごと 1本</td> <td>半一 式及 び ごと 1本</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>カーボン(CO<sub>2</sub>) 瓶 (約80kg)</td> <td>1組 及び 1台 ごと 1本</td> <td>半一 式及 び ごと 1本</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>シルトフランク</td> <td>2組</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>2組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1組</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1組</td> </tr> <tr> <td>タンクロード</td> <td>3台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型 セキタクシゲボスト</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>6台</td> <td>—</td> <td>2台</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2艘</td> <td>1艘</td> <td>1艘</td> <td>1艘</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1艘</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1艘</td> </tr> <tr> <td>汎用搬運用設備</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>中央自動車荷物搬出 装置 (空気ポンプ)</td> <td>90本</td> <td>40本</td> <td>60本</td> <td colspan="4">制御機室</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> <tr> <td>緊急可搬型加压装置 (空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>40本</td> <td>105 本</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50本</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>				設備名	配備数	必要 数量	予備	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	可搬型遮断ボンベ 供給装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	カーボン酸素(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (90kg)	1組 及び 1台 ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	大容量送水ポンプ (タイプB)	3台	2台	1台	1台	1台	—	1台	* 動作時及び以下の各設備 (代用ポンプ・底水ポンプ 及び水槽ポンプ)を除く 1台) 動作時保守用荷物 搬出時荷物搬出時バックアップ 1台)*	底水ポンプ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	通用大蒸気除去装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	カーボン酸素(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (約100kg)	1組 及び 1台 ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	カーボン(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (約80kg)	1組 及び 1台 ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	シルトフランク	2組	2組	1組	2組	—	—	1組	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1組	タンクロード	3台	2台	1台	—	1台	1台	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	可搬型 セキタクシゲボスト	1台	1台	2台	2台	6台	—	2台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	小型船舶	2艘	1艘	1艘	1艘	—	—	1艘	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1艘	汎用搬運用設備	2台	1台	1台	—	1台	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	中央自動車荷物搬出 装置 (空気ポンプ)	90本	40本	60本	制御機室				* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台	緊急可搬型加压装置 (空気ポンプ)	50本	40本	105 本	—	—	—	50本	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台
設備名	配備数	必要 数量	予備					保管場所					備考																																																																																																																																	
				第1	第2	第3	第4																																																																																																																																							
可搬型遮断ボンベ 供給装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
カーボン酸素(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (90kg)	1組 及び 1台 ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
大容量送水ポンプ (タイプB)	3台	2台	1台	1台	1台	—	1台	* 動作時及び以下の各設備 (代用ポンプ・底水ポンプ 及び水槽ポンプ)を除く 1台) 動作時保守用荷物 搬出時荷物搬出時バックアップ 1台)*																																																																																																																																						
底水ポンプ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
通用大蒸気除去装置	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
カーボン酸素(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (約100kg)	1組 及び 1台 ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
カーボン(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (約80kg)	1組 及び 1台 ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
シルトフランク	2組	2組	1組	2組	—	—	1組	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1組																																																																																																																																						
タンクロード	3台	2台	1台	—	1台	1台	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
可搬型 セキタクシゲボスト	1台	1台	2台	2台	6台	—	2台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
小型船舶	2艘	1艘	1艘	1艘	—	—	1艘	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1艘																																																																																																																																						
汎用搬運用設備	2台	1台	1台	—	1台	—	1台	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
中央自動車荷物搬出 装置 (空気ポンプ)	90本	40本	60本	制御機室				* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
緊急可搬型加压装置 (空気ポンプ)	50本	40本	105 本	—	—	—	50本	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台																																																																																																																																						
(2) 「n + α」の切替装置																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">直通数</th> <th rowspan="2">迂回数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="8">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>(5)</th> <th>(6)</th> <th>(7)</th> <th>(8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気遮断器</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td colspan="8">原電遮断器用に2組設置 1組(1回路用)を直通</td> <td>* 電気遮断器が2組設置にともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>電気遮断器用可搬型遮断器 (オーバーハンド)</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td colspan="8">原電遮断器用に2組設置 1組(1回路用)を直通</td> <td>* 電気遮断器が2組設置にともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>原子炉内用セイフティーパンチ ボンベ</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td colspan="8">原子炉内用セイフティーパンチボンベ 2個(1回路用)を直通</td> <td>* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>制御機室用セイフティーパンチ ボンベ</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td colspan="8">制御機室用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通</td> <td>* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>ブレーカー用セイフティーパンチ ボンベ</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td colspan="8">ブレーカー用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通</td> <td>* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>小物件用セイフティーパンチ ボンベ</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td colspan="8">小物件用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通</td> <td>* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>制御機室用セイフティーパンチ ボンベ</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td colspan="8">制御機室用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通</td> <td>* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 各機器の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※2: 制御機室用セイフティーパンチボンベは、また、荷物用セイフティーパンチボンベも同部屋で保管する。 ※3: 1台車(手押し式)、2台(手押式)、3台(手押式)、4台(手押式)、5台(手押式)、6台(手押式)、7台(手押式)、8台(手押式)。</p>				設備名	直通数	迂回数	予備	保管場所								備考	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	電気遮断器	2組	1組	1組	原電遮断器用に2組設置 1組(1回路用)を直通								* 電気遮断器が2組設置にともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある	電気遮断器用可搬型遮断器 (オーバーハンド)	2組	1組	1組	原電遮断器用に2組設置 1組(1回路用)を直通								* 電気遮断器が2組設置にともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある	原子炉内用セイフティーパンチ ボンベ	4個	2個	2個	原子炉内用セイフティーパンチボンベ 2個(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある	制御機室用セイフティーパンチ ボンベ	2組	1組	1組	制御機室用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある	ブレーカー用セイフティーパンチ ボンベ	2組	1組	1組	ブレーカー用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある	小物件用セイフティーパンチ ボンベ	1組	1組	1組	小物件用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある	制御機室用セイフティーパンチ ボンベ	1組	1組	1組	制御機室用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																											
設備名	直通数	迂回数	予備					保管場所									備考																																																																																																																													
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)																																																																																																																																			
電気遮断器	2組	1組	1組	原電遮断器用に2組設置 1組(1回路用)を直通								* 電気遮断器が2組設置にともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
電気遮断器用可搬型遮断器 (オーバーハンド)	2組	1組	1組	原電遮断器用に2組設置 1組(1回路用)を直通								* 電気遮断器が2組設置にともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
原子炉内用セイフティーパンチ ボンベ	4個	2個	2個	原子炉内用セイフティーパンチボンベ 2個(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
制御機室用セイフティーパンチ ボンベ	2組	1組	1組	制御機室用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
ブレーカー用セイフティーパンチ ボンベ	2組	1組	1組	ブレーカー用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
小物件用セイフティーパンチ ボンベ	1組	1組	1組	小物件用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
制御機室用セイフティーパンチ ボンベ	1組	1組	1組	制御機室用セイフティーパンチボンベ 1組(1回路用)を直通								* 動作時セイフティーパンチボンベにともなれば遮断時間の ロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																		
(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">直通数</th> <th rowspan="2">迂回数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型遮断ボンベ 供給装置</td> <td>1組</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>カーボン(CO<sub>2</sub>) 瓶 (90kg)</td> <td>半一 式及 び ごと 1本</td> <td>半一 式及 び ごと 1本</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1組</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプB)</td> <td>3台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>底水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>通用大蒸気除去装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>可搬型遮断ボンベ</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>底水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>底水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する</td> </tr> <tr> <td>可搬型シガレッジボトル</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>底水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>底水ポンプ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> <tr> <td>可搬型ナショナルリー</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>* 動作時ナショナルリーにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※2: 1台車(手押し式)、2台(手押式)、3台(手押式)、4台(手押式)、5台(手押式)、6台(手押式)、7台(手押式)、8台(手押式)。</p>				設備名	直通数	迂回数	予備	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	可搬型遮断ボンベ 供給装置	1組	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	カーボン(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (90kg)	半一 式及 び ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1組	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	大容量送水ポンプ (タイプB)	3台	2台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	通用大蒸気除去装置	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	可搬型遮断ボンベ	4台	2台	2台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する	可搬型シガレッジボトル	4台	2台	2台	—	—	1台	—	* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある	底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある	底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある	可搬型ナショナルリー	2台	2台	2台	—	—	2台	—	* 動作時ナショナルリーにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある																		
設備名	直通数	迂回数	予備					保管場所					備考																																																																																																																																	
				第1	第2	第3	第4																																																																																																																																							
可搬型遮断ボンベ 供給装置	1組	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
カーボン(CO <sub>2</sub> ) 瓶 (90kg)	半一 式及 び ごと 1本	半一 式及 び ごと 1本	1組	—	—	1組	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
大容量送水ポンプ (タイプB)	3台	2台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
通用大蒸気除去装置	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
可搬型遮断ボンベ	4台	2台	2台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時バックアップ及び保守用荷物搬出時バックアップ1台を直通して1台を保管する																																																																																																																																						
可搬型シガレッジボトル	4台	2台	2台	—	—	1台	—	* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																						
底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																						
底水ポンプ	2台	1台	1台	—	—	1台	—	* 動作時シガレッジボトルにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																						
可搬型ナショナルリー	2台	2台	2台	—	—	2台	—	* 動作時ナショナルリーにともなれば遮断時間のロードリセットが不要となる利点がある																																																																																																																																						
【女川】																																																																																																																																														
分類の相違																																																																																																																																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>スプレイヘッダについて、泊は n 設備としている。(女川は 2 n + α 分類として前ページに記載)</li> <li>泊は、使用済燃料ビットを設置する燃料取扱棟へ屋外から敷設した送水ホース端にスプレイヘッドを設置し、A ビット及び B ビットへのスプレーに使用する。</li> <li>外部送水系ホース系統を建屋内に引き込んだ後、ホース末端に設置するスプレイヘッドは、建屋外からの水の供給設備 (2 n + α) 及び負荷に直結する設備 (n + α) に該当しない n 設備に分類している(大飯と同じ)</li> </ul>																																																																																																																																														

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
	<p>(3) 「n」の可搬型設備(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置部</th> <th rowspan="2">必要 部数</th> <th rowspan="2">手順</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動車(緊急時運搬用) (両用)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>上台</td> </tr> <tr> <td>ホールド(下限: 2m)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>下台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各設備の保管場所・數量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配置部	必要 部数	手順	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	電動車(緊急時運搬用) (両用)	2台	1台	1台	—	—	—	1台	上台	ホールド(下限: 2m)	2台	1台	1台	—	—	—	1台	下台	<p>(3) 「n」の可搬型設備(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置部</th> <th rowspan="2">必要部</th> <th rowspan="2">手順</th> <th colspan="6">保管場所<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型セカンドブレット</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>手作業車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型洗浄装置</td> <td>3台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>内燃式緊急搬送車</td> <td>4台</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型洗浄装置(洗浄用)</td> <td>4台</td> <td>3台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗浄用洗浄装置(洗浄用)</td> <td>6台</td> <td>5台</td> <td>3台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 保管場所の確認事項。    ①: 保管場所の確認事項。    ②: 保管場所の確認事項。    ③: 保管場所の確認事項。    ④: 保管場所の確認事項。    ⑤: 保管場所の確認事項。    ⑥: 保管場所の確認事項。</p> <p>*各設備の保管場所・數量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配置部	必要部	手順	保管場所 <sup>※1</sup>						備考	①	②	③	④	⑤	⑥	可搬型セカンドブレット	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	手作業車	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	可搬型洗浄装置	3台	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	内燃式緊急搬送車	4台	3台	1台	—	—	—	—	—	—	—	可搬型洗浄装置(洗浄用)	4台	3台	2台	—	—	—	—	—	—	—	洗浄用洗浄装置(洗浄用)	6台	5台	3台	—	—	—	—	—	—	—	
設備名	配置部					必要 部数	手順	保管場所				備考																																																																																																									
		第1	第2	第3	第4																																																																																																																
電動車(緊急時運搬用) (両用)	2台	1台	1台	—	—	—	1台	上台																																																																																																													
ホールド(下限: 2m)	2台	1台	1台	—	—	—	1台	下台																																																																																																													
設備名	配置部	必要部	手順	保管場所 <sup>※1</sup>						備考																																																																																																											
				①	②	③	④	⑤	⑥																																																																																																												
可搬型セカンドブレット	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
手作業車	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
可搬型洗浄装置	3台	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
内燃式緊急搬送車	4台	3台	1台	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
可搬型洗浄装置(洗浄用)	4台	3台	2台	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
洗浄用洗浄装置(洗浄用)	6台	5台	3台	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
	<p>表3 アクセスルート確保のための可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置部</th> <th rowspan="2">必要 部数</th> <th rowspan="2">手順</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>第4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ハコドロウ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1台</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*各設備の保管場所・數量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配置部	必要 部数	手順	保管場所				備考	第1	第2	第3	第4	ブルドーザ	2台	1台	1台	—	—	—	1台	—	ハコドロウ	2台	1台	1台	—	—	—	1台	—	<p>表3 アクセスルート確保のための可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置部</th> <th rowspan="2">必要部</th> <th rowspan="2">手順</th> <th colspan="6">保管場所<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オフロード車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ハコドロウ</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 保管場所の確認事項。    ①: 保管場所の確認事項。    ②: 保管場所の確認事項。    ③: 保管場所の確認事項。    ④: 保管場所の確認事項。    ⑤: 保管場所の確認事項。    ⑥: 保管場所の確認事項。</p>	設備名	配置部	必要部	手順	保管場所 <sup>※1</sup>						備考	①	②	③	④	⑤	⑥	オフロード車	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—	ハコドロウ	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—																																													
設備名	配置部					必要 部数	手順	保管場所				備考																																																																																																									
		第1	第2	第3	第4																																																																																																																
ブルドーザ	2台	1台	1台	—	—	—	1台	—																																																																																																													
ハコドロウ	2台	1台	1台	—	—	—	1台	—																																																																																																													
設備名	配置部	必要部	手順	保管場所 <sup>※1</sup>						備考																																																																																																											
				①	②	③	④	⑤	⑥																																																																																																												
オフロード車	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											
ハコドロウ	2台	1台	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1 ホース延長回収車の位置づけについて</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、可搬型重大事故等対処設備の運搬にあたってホース延長回収車を使用する。ホース延長回収車の位置づけについて、以下に示す。</p> <p>1. ホース延長回収車の設置許可基準規則における位置づけ ホース延長回収車は、ホース運搬・設置作業及び注水用ヘッダの運搬・設置作業に用いることとしており、以下について所要時間を算出し、重大事故等の有効性評価の中で期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[48条、50条]原子炉補機代替冷却水系</li> <li>・[49条]原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)</li> <li>・[54条]燃料プール代替注水系(可搬型)</li> <li>・[56条]復水貯蔵タンクへの補給</li> </ul> <p>また、以下の系統におけるホース、放水砲等の運搬・設置においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[47条]低圧代替注水系(可搬型)</li> <li>・[48条、50条、52条]原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給</li> <li>・[51条]原子炉格納容器下部注水系(可搬型)</li> <li>・[54条]燃料プール代替注水系(常設配管) 燃料プールスプレイ系(常設配管) 燃料プールスプレイ系(可搬型)</li> <li>・[55条]放水設備</li> <li>・[56条]水の供給設備</li> </ul> <p>上記を踏まえ、ホース延長回収車は重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>別紙1 ホース延長・回収車の位置づけについて</p> <p>泊発電所3号炉においては、可搬型重大事故等対処設備の運搬にあたってホース延長・回収車を使用し、ホース延長・回収車(送水車用)及びホース延長・回収車(放水砲用)を配備する。ホース延長・回収車の位置づけについて、以下に示す。</p> <p>1. ホース延長・回収車の設置許可基準規則における位置づけ ホース延長・回収車は、可搬型ホース運搬・設置作業に用いることとしており、ホース延長・回収車(送水車用)は、以下について所要時間を算出し、重大事故等の有効性評価の中で期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[47条]A-高圧注入ポンプ代替再循環運転(海水冷却)</li> <li>・[48条]格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却</li> <li>・[49条]格納容器内自然対流冷却</li> <li>・[50条]格納容器内自然対流冷却</li> <li>・[54条]使用済燃料ピットへの注水</li> <li>・[56条]補助給水ピットへの補給(蒸気発生器2次側からの除熱として使用時の補給) 燃料取替用水ピットへの補給(代替格納容器スプレイとして使用時の補給)</li> </ul> <p>また、以下の系統における可搬型ホース、可搬型スプレイノズルの運搬・設置においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[47条]代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車)</li> <li>・[52条]水素濃度監視</li> <li>・[54条]使用済燃料ピットへのスプレー</li> <li>・[55条]大気への拡散抑制(使用済燃料ピットへのスプレー)</li> </ul> <p>上記を踏まえ、ホース延長・回収車(送水車用)は重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>設備の相違 ・泊では2種類のホース延長・回収車を配備する。</p> <p>・ホース延長・回収車は、複数の外部送水系のためのホース運搬・設置作業に用い、有効性評価において機能確立時間を設定している用途にも使用していることは同じである。 ・泊では注水用ヘッダは使用しない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. ホース延長回収車の配備数の考え方            ホース延長回収車は、原子炉建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置時に使用する設備であることから、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設とする。</p> <p>ホース延長回収車については、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台を確保する。</p>	<p>2. ホース延長・回収車（送水車用）の配備数の考え方            ホース延長・回収車（送水車用）は、原子炉建屋の外側から水を供給する可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置時に使用する設備であることから、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設とする。</p> <p>ホース延長・回収車（送水車用）については、必要となる容量は1基当たり2台であり、「<math>2n + \alpha</math>」の対象施設となることから、4台が必要容量となる。これに加えて、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。</p> <p>本設備は、2台以上同時に保守点検することのないよう運用することとした上で、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台を確保する。</p>	

#### 共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一4 可搬型重大事故等対処設備の必要数、予備数及び保有数について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共－5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について	共－5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について	

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 可搬型重大事故等対処設備の接続口について</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b></p> <p>第四十三条第3項第三号 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(1) 想定する共通要因</p> <p>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>間わらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>間わらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>なお、洪水、<b>地滑り及びダムの崩壊</b>については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。また、船舶の衝突に対しては、カーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されることから、設計上考慮する必要はなく、津波を想定し船舶がカーテンウォール上部を通過して発電所へ近づいた場合であっても、防潮堤により船舶の侵入が阻害されることから、設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、船舶の衝突に対しては、接続口が設置されている原子炉建物は港湾から離隔されていることから、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>1. 可搬型重大事故等対処設備の接続口について</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b></p> <p>第四十三条第3項第三号 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(1) 想定する共通要因</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>かかわらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に<b>かかわらず</b>、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>なお、洪水及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。また、船舶の衝突に対しては、接続口が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋は港湾から離隔されていることから、設計上考慮する必要はない。</p>	<p><b>記載内容の相違</b></p> <p><b>43条との整合</b></p> <p><b>設計方針の相違</b></p> <p><b>設備（プラント立地条件）の相違</b></p> <p><b>設備の相違</b></p> <p>カーテンウォールは 女川固有。（泊記載 は島根と同様）</p>

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 接続口の設置位置に対する考慮</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口については、(1)にて選定した共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、以下の考慮事項を踏まえ、複数箇所設置する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 設計基準事故対処設備の区分I及び区分IIの系統と接続し、重大事故等対処設備としての系統を構成する接続口は、可能な限り設計基準事故対処設備の区画区分を踏まえた設計とする。</li> <li>b. プラントの一般的な設計においては、漏えいや結露による電気設備への影響を考慮し、電気品室に水を供給する配管を配置しない設計としていることから、可能な限り水を供給する配管は電気設備を配置した区画を通過しない設計とする。</li> <li>c. 水を供給する接続口は、設置作業の効率化及び被ばく低減を目的に、大容量送水ポンプ（タイプI）により複数の系統に同時に送水可能な設計とすることを踏まえ、複数の系統の接続口は可能な限り集約した配置とする。</li> <li>d. 接続口の設置場所に応じた配管圧力損失等と可搬型重大事故等対処設備の容量の関係を踏まえ、系統成立性を考慮した接続口の配置とする。</li> <li>e. 共通要因のうち、敷地内において影響を及ぼす範囲が限定的な事象である竜巻のうち飛来物に対しては、複数の接続口に同時に飛来物が衝突することは想定し難いものの、接続することができなくなることを防止するため、原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外に接続口を配置する。</li> <li>f. 共通要因のうち、敷地内において影響を及ぼす範囲が限定的な事象である故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、接続することができなくなることを防止するため、原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外に接続口を配置する。</li> <li>g. 建屋の構造上の制約を踏まえ、接続口は上記を可能な限り考慮した位置に設置する。</li> </ul> <p>これらの考慮事項を踏まえた上で、「①原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置」、又は「②原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外」に設置することで、適切な離隔を有する設計とする。</p> <p>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口の接続箇所を表1及び図1から図4に示す。</p>	<p>(2) 接続口の設置位置に対する考慮</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口については、(1)にて選定した共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、以下の考慮事項を踏まえ、複数箇所設置する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 設計基準事故対処設備のA系統及びB系統と接続し、重大事故等対処設備としての系統を構成する接続口は、可能な限り設計基準事故対処設備の区画区分を踏まえた設計とする。</li> <li>b. プラントの一般的な設計においては、漏えいや結露による電気設備への影響を考慮し、電気品室に水を供給する配管を配置しない設計としていることから、可能な限り水を供給する配管は電気設備を配置した区画を通過しない設計とする。</li> <li>c. 水を供給する接続口は、設置作業の効率化及び被ばく低減を目的に、可搬型大型送水ポンプ車を「注水設備及び水の供給設備」の用途と「除熱設備」の用途にそれぞれ1台で送水可能な設計とすることを踏まえ、用途に応じた接続口を設置する。</li> <li>d. 接続口の設置場所に応じた配管圧力損失等と可搬型重大事故等対処設備の容量の関係を踏まえ、系統成立性を考慮した接続口の配置とする。</li> <li>e. 共通要因のうち、敷地内において影響を及ぼす範囲が限定的な事象である竜巻のうち飛来物に対しては、複数の接続口に同時に飛来物が衝突することは想定し難いものの、接続することができなくなることを防止するため、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を配置する。</li> <li>f. 共通要因のうち、敷地内において影響を及ぼす範囲が限定的な事象である故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、接続することができなくなることを防止するため、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を配置する。</li> <li>g. 建屋の構造上の制約を踏まえ、接続口は上記を可能な限り考慮した位置に設置する。</li> </ul> <p>これらの考慮事項を踏まえた上で、「①原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置」、又は「②原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外」に設置することで、適切な離隔を有する設計とする。なお、建屋外に接続口を配置する場合は、凍結により接続作業に悪影響を与えることのない設計とする。</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口の接続箇所を表1及び図1から図3に示す。</p>	<p>記載表現の相違 区分名称の相違</p> <p>設計方針の相違 泊では、壁面に集約ではなく建屋内外に用意に応じた接続口を設けている。（集約ではなく、用途に応じて接続口を設けるのは大飯と同様、次ページ参照）</p> <p>記載方針の相違 泊は、同時に接続できなくなることを防止するため、水を供給する接続口のうち「注水設備及び水の供給設備」の接続口は建屋内の東西にあり、建屋外にはないため、「及び」ではなく「又は（若しくは）」とする。</p> <p>記載方針の相違 凍結により接続作業に悪影響を与えない配慮をする旨を記載した。</p>

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由													
<p>大飯3／4号炉 拡充説明資料4.7-1「可搬型重大事故等対処設備の接続口等について」より抜粋し参考掲載</p> <p><b>可搬型重大事故等対処設備の接続口等について(1/9)</b></p> <p><b>設置許可基準 第43条(重大事故等対処設備)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の該当項目</th><th>適合状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>第43条第3項</b> <p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>【解説】</p> <p>6 第3項第3号について、複数の機能でひとつの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量（同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量）を確保することができるよう接続口を設けること。</p> </td><td> <p>可搬型重大事故等対処設備である以下の設備については、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を考慮し、それぞれ異なる壁面もしくは十分に距離を有する複数の接続口を設けている。</p> <p>以下に、各可搬型重大事故等対処設備の接続箇所を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>3号</th><th>4号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td><td>海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）</td><td>海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）</td></tr> <tr> <td>送水車（蒸気発生器給水）</td><td>原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）</td><td>原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）</td></tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ（電源車含む）</td><td>原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）</td><td>原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）</td></tr> </tbody> </table> <p>代替炉心注水及び格納容器スプレイ注水機能をひとつの接続口にて使用するが、それぞれの機能に必要な容量を確保できる接続口を設置している。          （屋内）ホースの接続は、シャッター、扉を経由して、接続口自身は、屋内であることを示す。</p> </td></tr> </tbody> </table>	新規制基準の該当項目	適合状況	<b>第43条第3項</b> <p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>【解説】</p> <p>6 第3項第3号について、複数の機能でひとつの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量（同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量）を確保することができるよう接続口を設けること。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備である以下の設備については、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を考慮し、それぞれ異なる壁面もしくは十分に距離を有する複数の接続口を設けている。</p> <p>以下に、各可搬型重大事故等対処設備の接続箇所を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>3号</th><th>4号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td><td>海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）</td><td>海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）</td></tr> <tr> <td>送水車（蒸気発生器給水）</td><td>原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）</td><td>原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）</td></tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ（電源車含む）</td><td>原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）</td><td>原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）</td></tr> </tbody> </table> <p>代替炉心注水及び格納容器スプレイ注水機能をひとつの接続口にて使用するが、それぞれの機能に必要な容量を確保できる接続口を設置している。          （屋内）ホースの接続は、シャッター、扉を経由して、接続口自身は、屋内であることを示す。</p>	設備	3号	4号	大容量ポンプ	海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）	海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）	送水車（蒸気発生器給水）	原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）	原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）	可搬式代替低圧注水ポンプ（電源車含む）	原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）	原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）
新規制基準の該当項目	適合状況															
<b>第43条第3項</b> <p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるものほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>【解説】</p> <p>6 第3項第3号について、複数の機能でひとつの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量（同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量）を確保することができるよう接続口を設けること。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備である以下の設備については、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を考慮し、それぞれ異なる壁面もしくは十分に距離を有する複数の接続口を設けている。</p> <p>以下に、各可搬型重大事故等対処設備の接続箇所を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>3号</th><th>4号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td><td>海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）</td><td>海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）</td></tr> <tr> <td>送水車（蒸気発生器給水）</td><td>原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）</td><td>原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）</td></tr> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ（電源車含む）</td><td>原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）</td><td>原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）</td></tr> </tbody> </table> <p>代替炉心注水及び格納容器スプレイ注水機能をひとつの接続口にて使用するが、それぞれの機能に必要な容量を確保できる接続口を設置している。          （屋内）ホースの接続は、シャッター、扉を経由して、接続口自身は、屋内であることを示す。</p>	設備	3号	4号	大容量ポンプ	海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）	海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）	送水車（蒸気発生器給水）	原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）	原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）	可搬式代替低圧注水ポンプ（電源車含む）	原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）	原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）			
設備	3号	4号														
大容量ポンプ	海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）	海水ストレーナプローパー配管 A海水供給母管マンホール（屋内）														
送水車（蒸気発生器給水）	原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）	原子炉周辺建屋屋上（屋内） 原子炉周辺建屋南側（屋内）														
可搬式代替低圧注水ポンプ（電源車含む）	原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）	原子炉周辺建屋北側（屋内） 原子炉周辺建屋西側（屋内）														

女川原子力発電所2号炉

表1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口（1/3）

接続口	接続箇所	共通要因故障防止に対する適合方針※	使用用途	接続設備	接続方式	備考
原子炉・格納容器下部注水接続口 (北)	原子炉建屋北側	電巻：② 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム：② 上記以外の共通要因：①又は②	低圧代用注水系 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）【47条】 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）【51条】	大容量送水ポンプ (タイプ1)	フランジ接続	原水系構成上、原水ポンプ水と格納容器下部注水は同時に使用可能
原子炉・格納容器下部注水接続口 (東)	原子炉建屋東側				フランジ接続	
原子炉・格納容器下部注水接続口 (建屋内)	原子炉建屋内				フランジ接続	
格納容器スプレイ接続口（北）	原子炉建屋北側	電巻：② 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム：② 上記以外の共通要因：①又は②	原子炉格納容器代替 スプレイ冷却系（可搬型）【49条、51条】	大容量送水ポンプ (タイプ1)	フランジ接続	
格納容器スプレイ接続口（東）	原子炉建屋東側				フランジ接続	
格納容器スプレイ接続口（建屋内）	原子炉建屋内				フランジ接続	

※ ①原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。

②原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外に接続口を設置する。

泊発電所3号炉

表1 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口（1/2）

接続口	接続箇所	共通要因故障防止に対する適合方針※	使用用途	接続設備	接続方式	備考
可搬型大型送水ポンプ車10m接続口	原子炉建屋東（建屋内）	全ての共通要因：②	代替貯水池、補助給水ヒット補給、燃料取替用水ヒット補給【47条、56条】	可搬型大型送水ポンプ車	結合金具接続	—
可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	原子炉補助建屋西（建屋内）				結合金具接続	
可搬型大型送水ポンプ車原子炉補助機冷却水東側接続口	原子炉建屋東				結合金具接続	
可搬型大型送水ポンプ車原子炉補助機冷却水南側接続口	原子炉補助建屋南	電巻：② 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム：② 上記以外の共通要因：①又は②	原水系（代替補機冷却水系） 格納容器内自然対流冷却、可搬型格納容器水素濃度測定【47条、48条、49条、50条、52条、56条】	可搬型大型送水ポンプ車	結合金具接続	—
可搬型大型送水ポンプ車原子炉補助機冷却水屋内接続口	原子炉補助建屋西（建屋内）				結合金具接続	

※①原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。  
 ②原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋外に接続口を設置する。

設備の相違

相違理由
------

表1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対応設備の接続口 (2/3)

接続口	接続箇所	接続箇所 共通要因が障害防止に 対する適合方針*	使用用途	接続設備	接続方式	備考
熱交換器ユニット接続口 (BHE供給) (北)	原子炉建屋北側				フランジ 接続	—
熱交換器ユニット接続口 (BHE戻り) (北)	原子炉建屋北側				フランジ 接続	—
熱交換器ユニット接続口 (BHE供給) (建屋内)	原子炉建屋内 竈巻；② 上記以外の共通要因：①又 は②	原子炉精機代替冷却 水系 [48条]		熱交換器ユニット	フランジ 接続	—
熱交換器ユニット接続口 (BHE 戻り) (建屋内)	原子炉建屋内				フランジ 接続	—
熱交換器ユニット接続口 (BHE供給) (西)	原子炉建屋西側				フランジ 接続	—
燃料ブール注水接続口 (北)	原子炉建屋北側	竈巻；② 放散による大型軸空機の衝 突その他のテロリストム；② 上記以外の共通要因：①又 は②		燃料ブール代替注水 系(常設配管) [54条]	大容量送水ポンプ (タイプ1)	フランジ 接続
燃料ブール注水接続口 (東)	原子炉建屋東側				フランジ 接続	—
燃料ブール注水接続口 (建屋内)	原子炉建屋内				フランジ 接続	—
燃料ブールスプレイ接続口 (北)	原子炉建屋北側	竈巻；② 放散による大型軸空機の衝 突その他のテロリストム；② 上記以外の共通要因：①又 は②		燃料ブールスプレイ 系(常設配管) [54条]	大容量送水ポンプ (タイプ1)	フランジ 接続
燃料ブールスプレイ接続口 (東)	原子炉建屋東側				フランジ 接続	—
燃料ブールスプレイ接続口 (建屋内)	原子炉建屋内				フランジ 接続	—

※ ①原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。

②原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外に接続口を設置する。

## 泊発電所3号炉

相違理由

## 設備の相違

泊には、熱交換ユニット接続口、使  
用済燃料ピットへの注水／スプレイ  
の常設配管の接続  
口はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉

表1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (3/3)

接続口	接続箇所	使用用途	接続設備	接続方式	備考
熱交換器ユニット接続口 （その他負荷供給）（北）	原子炉建屋北側	共通要因故障防止に 対する適合方針※		フランジ 接続	
熱交換器ユニット接続口 （その他負荷戻り）（北）	原子炉建屋北側			フランジ 接続	
熱交換器ユニット接続口 （その他負荷供給・建屋内）	原子炉建屋内	電巻：② 上記以外の共通要因：①又 は②	原子炉補機代替治却 水系【54条】	熱交換器ユニット （その他負荷 室空調機、FPC ポンプ・熱受冷却 器）	フランジ 接続
熱交換器ユニット接続口 （その他負荷戻り）（建屋内）	原子炉建屋内			フランジ 接続	
熱交換器ユニット接続口 （その他負荷供給）（西）	原子炉建屋西側			フランジ 接続	
熱交換器ユニット接続口 （その他負荷戻り）（西）	原子炉建屋西側			フランジ 接続	
電源車接続口 （原子炉建屋東側）	原子炉建屋内	全ての共通要因：①（対面 配置）又は②	可搬型代替交流電源 設備【57条】 可搬型代替直流電源 設備【57条】	電源車	コネクタ 接続
電源車接続口 （原子炉建屋西側）	原子炉建屋西側			コネクタ 接続	—

※ ①原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。

②原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外に接続口を設置する。

泊発電所3号炉

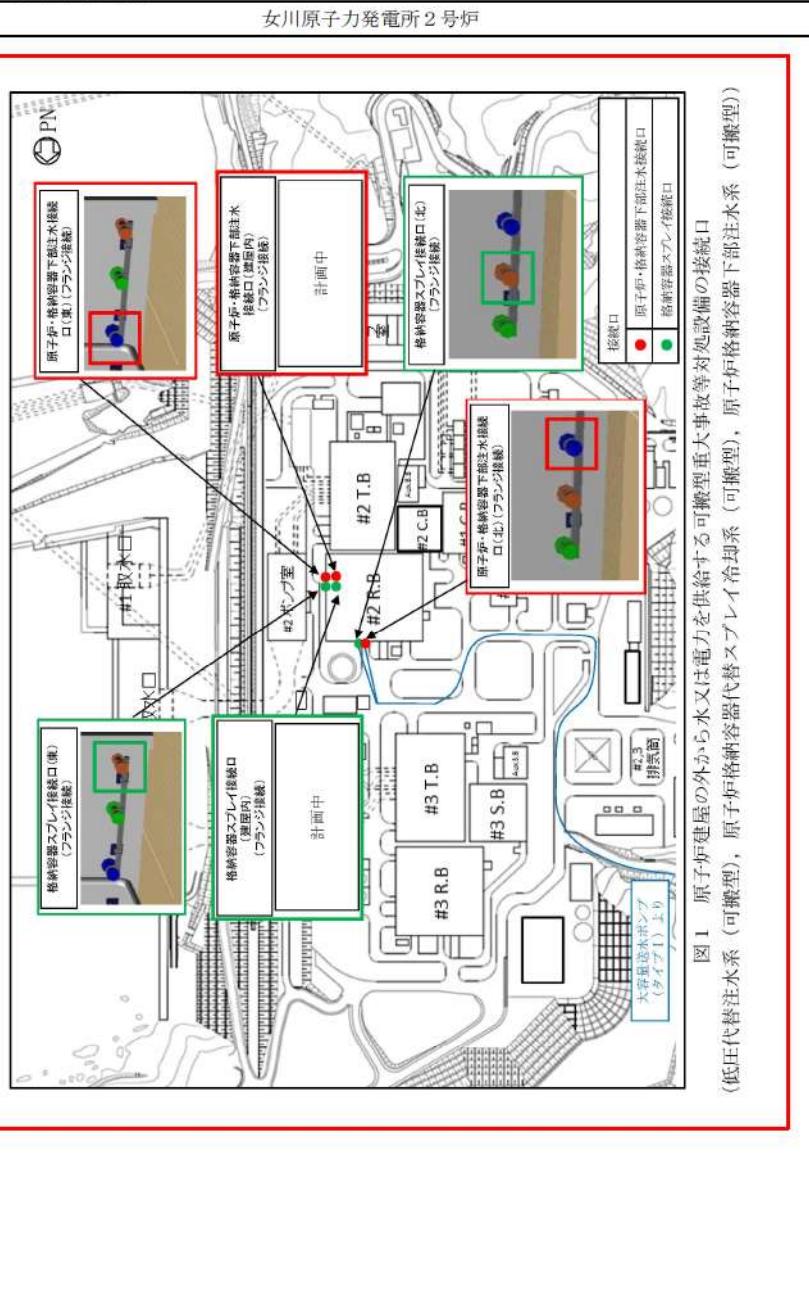
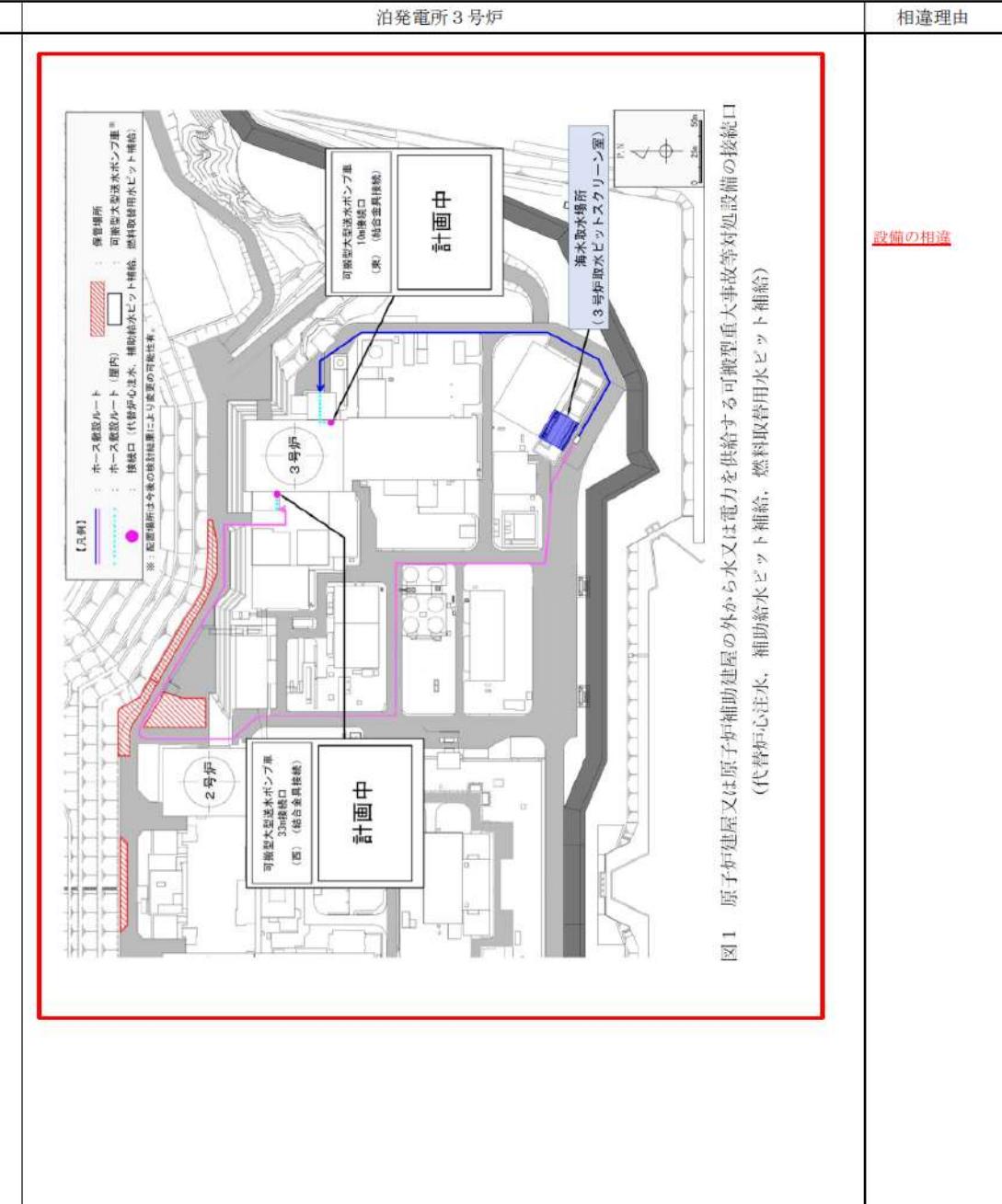
表1 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (2/2)

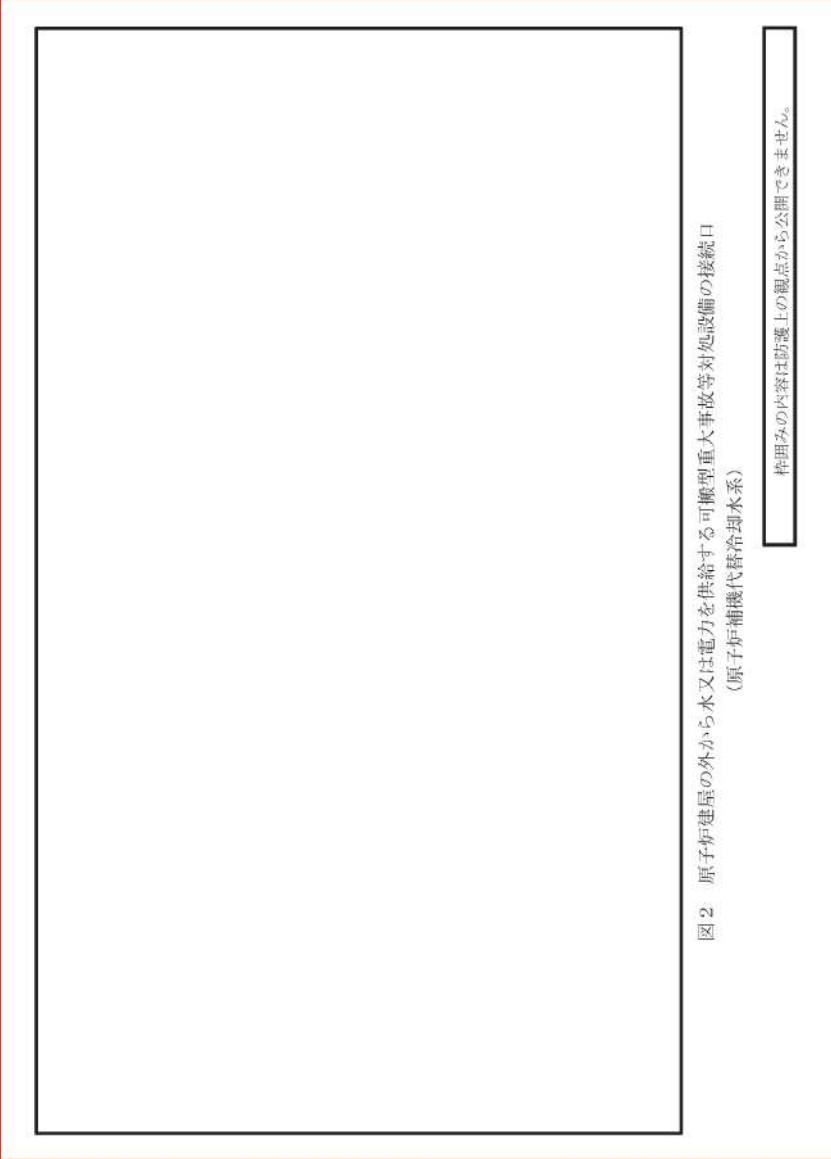
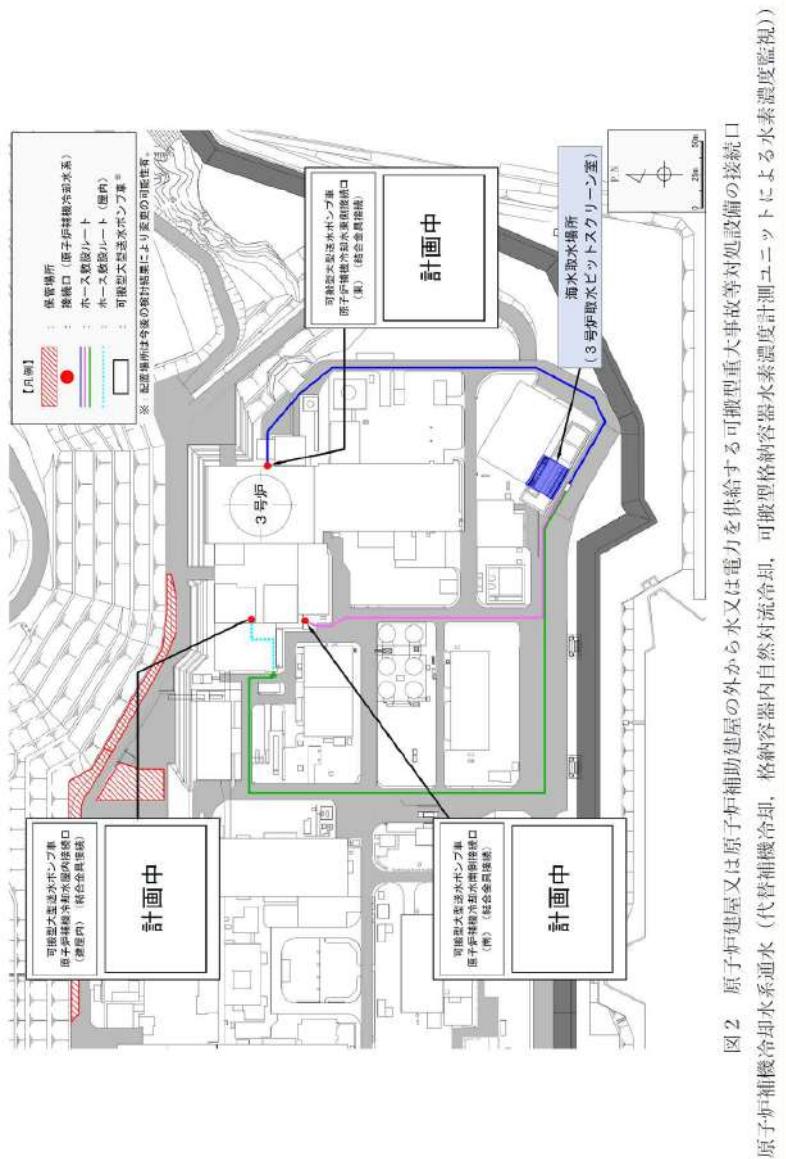
接続口	接続箇所	共通要因故障防止に 対する適合方針※	使用用途	接続設備	接続方式	備考
A - 可搬型代替 電源接続盤	原子炉建屋 東	全ての共通要因：①	可搬型代替交流電源 設備【57条】	可搬型代替 電源車	ボルト・ネジ 接続	—
B - 可搬型代替 電源接続盤	原子炉補助建屋 西	全ての共通要因：①	可搬型代替直流電源 設備【57条】	可搬型代替 電源車	ボルト・ネジ 接続	—
可搬型直流電源 接続盤1	原子炉補助建屋 北	全ての共通要因：①	可搬型代替直流電源 設備【57条】	可搬型直流 電源用充電機	ボルト・ネジ 接続	—
可搬型直流電源 接続盤2	原子炉建屋 東					

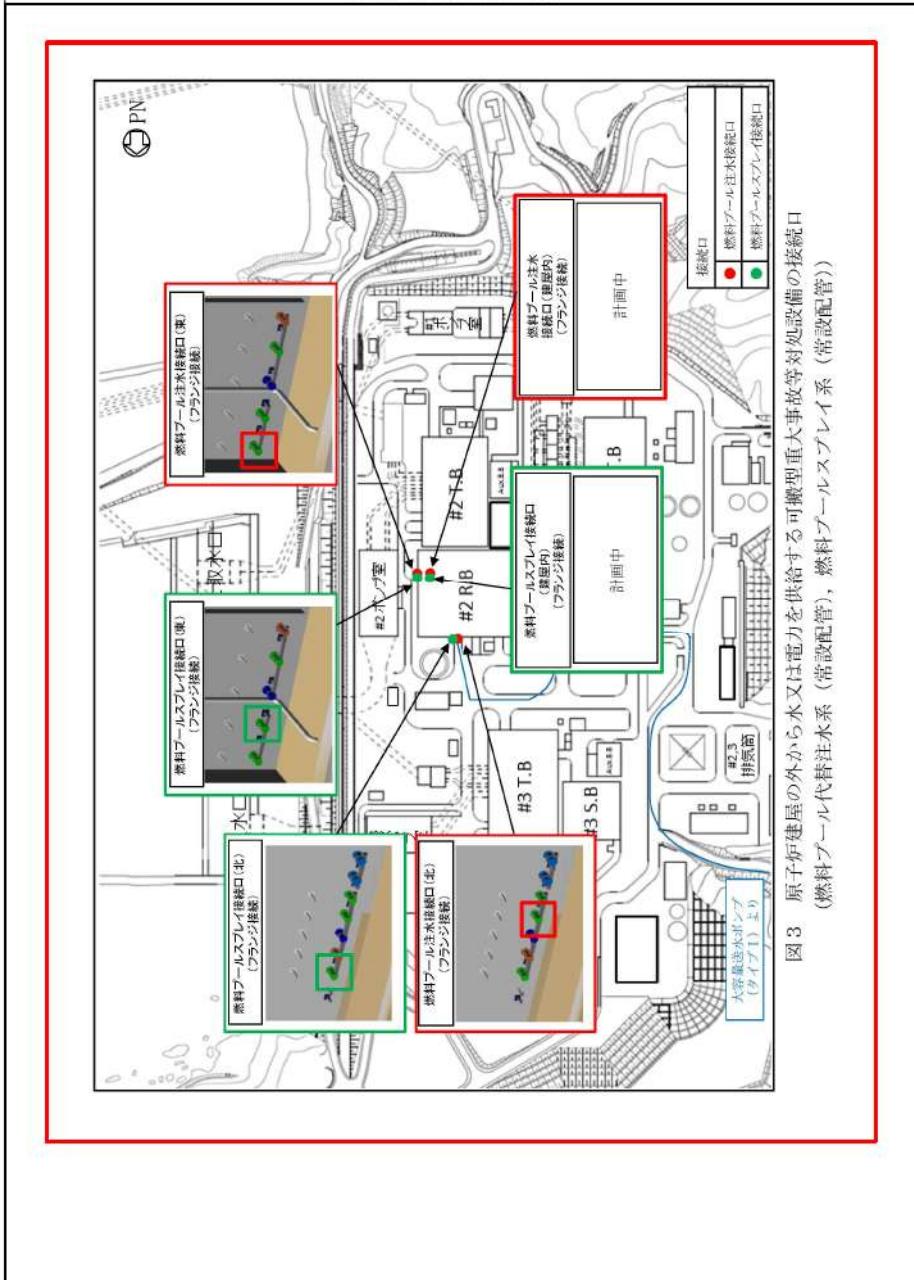
※①原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置に接続口を設置する。  
 ②原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉補助建屋外に接続口を設置する。

相違理由

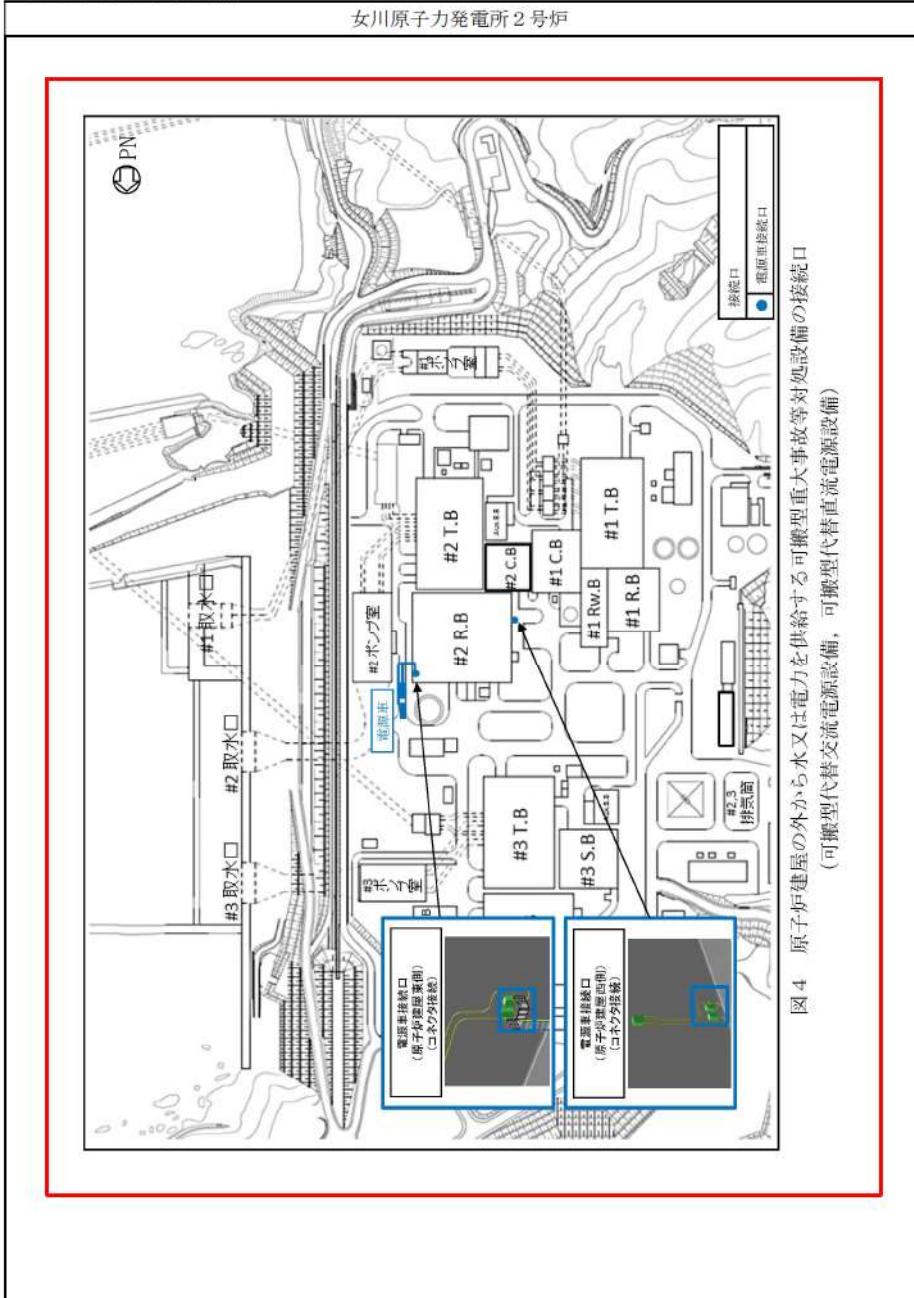
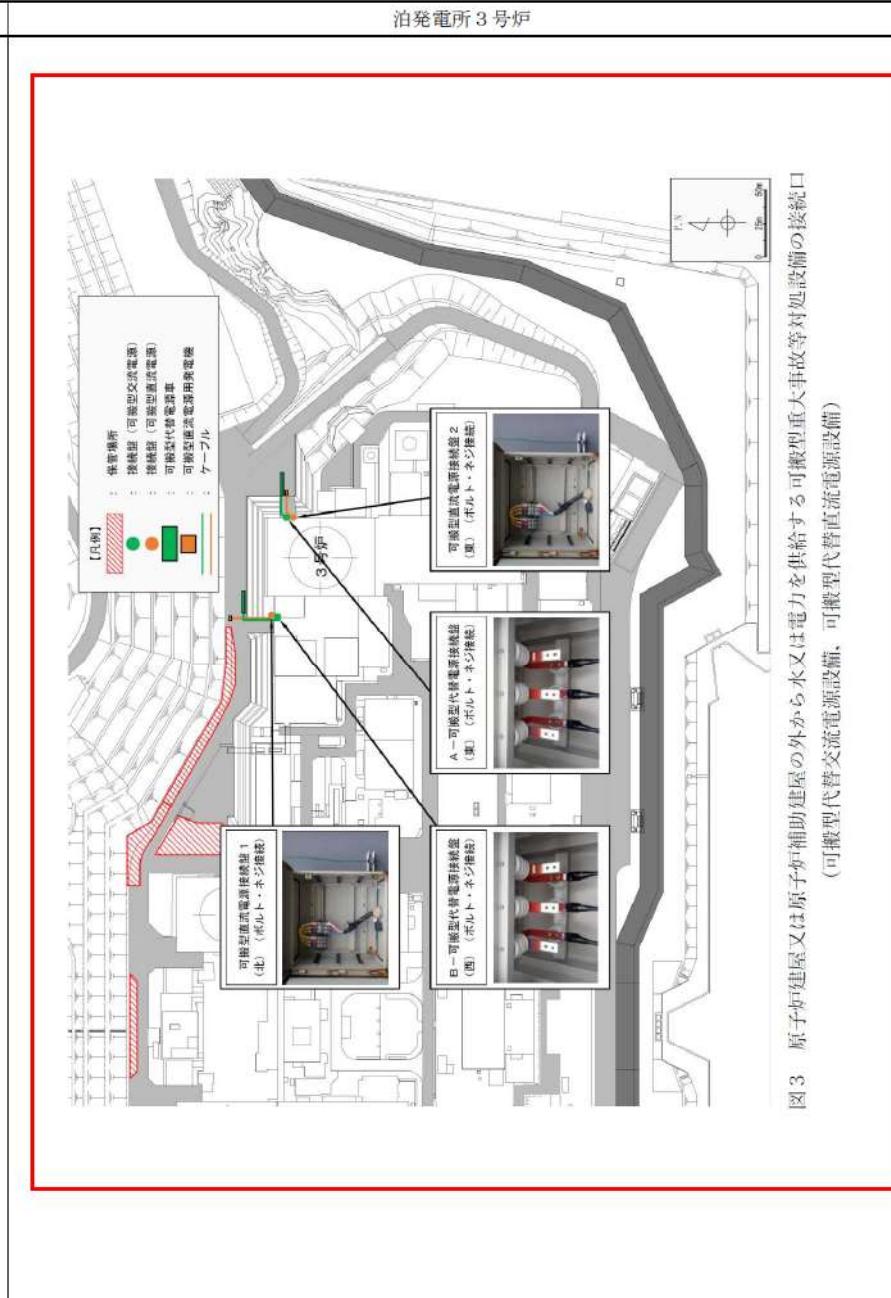
設備の相違  
泊には、熱交換ユ  
ニット接続口はな  
い。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (低圧代替注水系)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)</p>	 <p>図1 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (代替核心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用ビット補給)</p>	<p>設備の相違</p>

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (原子炉補機代替替冷却水系)</p> <p>件明みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>図2 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (原子炉補機冷却水系通水(代替粗機冷却、格納容器内自然対流冷却)、可搬型格納容器水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視))</p> <p>※ 計画時は今後の設計結果により変更の可能性有ります。</p> <p>【日版】</p> <p>保管場所 液体口(原子炉建屋外冷却水系) ホース取扱いポート ホース取扱いポート(屋内) ホース取扱いポート(屋外) 可搬型大流量ポンプ装置 原子炉建屋外海水ポンプ装置 (東)(結合金具含め) 計画中</p> <p>【英版】</p> <p>可搬型大流量ポンプ装置 原子炉建屋外海水ポンプ装置 (屋内)(結合金具含め) 可搬型大流量ポンプ装置 原子炉建屋外海水ポンプ装置 (屋外)(結合金具含め) 海水貯水場所 (3号炉取扱いポートスクリーン室) 計画中</p> <p>2m 30m</p>	設備の相違

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	
 <p>図3 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口      (燃料プール代替注水系 (常設配管), 燃料プールスプレイ系 (常設配管))</p> <p>Red boxes highlight:      - 燃料プール注水接続口(東) (フランジ接続)      - 燃料プールスプレイ接続口(東) (フランジ接続)      - 燃料プール注水接続口(北) (フランジ接続)      - 燃料プールスプレイ接続口(北) (フランジ接続)      - 燃料プール注水接続口(北) (フランジ接続)</p> <p>Green boxes highlight:      - 燃料プールスプレイ接続口(緑屋内) (フランジ接続)      - 燃料プール注水接続口</p> <p>Callout boxes:      - 燃料プール注水接続口(東) (フランジ接続)      - 燃料プールスプレイ接続口(東) (フランジ接続)      - 燃料プール注水接続口(北) (フランジ接続)      - 燃料プールスプレイ接続口(北) (フランジ接続)      - 燃料プール注水接続口(北) (フランジ接続)      - 燃料プールスプレイ接続口(緑屋内) (フランジ接続)      - 燃料プール注水接続口</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>設備の相違      泊には、使用済燃料ピットへの注水／スプレイの常設配管の接続口はない。</p>

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図4 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備、可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替交流電源設備)</p>	 <p>図3 原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口 (可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備)</p>	

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																														
(3) 共通要因の影響評価		(3) 共通要因の影響評価																																																																																																															
<p>「(1) 想定する共通要因」で選定した事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を表2に示す。表2のとおり、想定する共通要因に対し接続口の機能は維持される。</p>		<p>「(1) 想定する共通要因」で選定した事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を表2に示す。表2のとおり、想定する共通要因に対し接続口の機能は維持される。</p>																																																																																																															
<p>表2 想定する共通要因に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td>接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤、防潮壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>接続口は雷暴のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、雷暴のうち飛来物に対しては原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>・ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続口は雷電設備を有する建屋内に設置又は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>地すべり地形分布図や土砂灾害危険箇所図等によると安川原子力発電所には地滑り、土石流及び岸崩れが起こりうる地形は存在しない。</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>接続口は噴火碎石の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部火災</td><td>森林火災</td><td>・ホース接続口は森林火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災において、熱影響評価の結果から接続口許容温度以下となることから、同時に全て機能喪失しない。（「別紙一 外部火災による屋外の接続口に対する個別評価」にて記載。）</td><td>設計方針の相違 落雷に対して、泊ではケーブル接続盤は屋外に設置している。（島根と同様）</td></tr> <tr> <td>爆発</td><td>・接続口は原子炉建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td>地滑りに対して、プラント立地条件の相違（島根と同様）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td><td>近隣工場等の火災</td><td>接続口は原子炉建屋内に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 <math>5.0 \times 10^{-5}</math> 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である <math>10^{-4}</math> 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td>記載方針の相違 P. 共-5-13 に記載する理由により女川の「別紙-1」の評価は不要。（外部火災に対する記載内容は、島根と同様）</td></tr> <tr> <td>飛来物（航空機落下）</td><td>接続口は原子炉建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 <math>5.0 \times 10^{-5}</math> 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である <math>10^{-4}</math> 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td>P. 共-5-13 に記載する理由により女川の「別紙-1」の評価は不要。（外部火災に対する記載内容は、島根と同様）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td><td>ダムの崩壊</td><td>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td><td>生物学者の事象</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。</td><td>高潮</td></tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td><td>船舶の衝突</td><td>取水口外側にカーテンウォールが設置されているため、船舶の衝突の影響を受けない。</td><td>森林火災</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>・ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続口は鋼製管体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。</td><td>外部火災</td></tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td><td>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td><td>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別紙III テロの想定脅威の見極的内容）」にて記載。）</td><td>爆発</td></tr> <tr> <td>溢水</td><td>接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td><td>近隣工場等の火災</td></tr> <tr> <td>人為事象</td><td>火災</td><td>接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	評価結果	環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	地震	接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	津波	接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤、防潮壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。	洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	竜巻	接続口は雷暴のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、雷暴のうち飛来物に対しては原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。	凍結	接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。	降水	接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	積雪	接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。	落雷	・ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続口は雷電設備を有する建屋内に設置又は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。	地滑り	地すべり地形分布図や土砂灾害危険箇所図等によると安川原子力発電所には地滑り、土石流及び岸崩れが起こりうる地形は存在しない。	火山の影響	接続口は噴火碎石の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。	生物学的事象	接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。	高潮	接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。	外部火災	森林火災	・ホース接続口は森林火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災において、熱影響評価の結果から接続口許容温度以下となることから、同時に全て機能喪失しない。（「別紙一 外部火災による屋外の接続口に対する個別評価」にて記載。）	設計方針の相違 落雷に対して、泊ではケーブル接続盤は屋外に設置している。（島根と同様）	爆発	・接続口は原子炉建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。	地滑りに対して、プラント立地条件の相違（島根と同様）	人為事象	近隣工場等の火災	接続口は原子炉建屋内に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $5.0 \times 10^{-5}$ 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である $10^{-4}$ 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。	記載方針の相違 P. 共-5-13 に記載する理由により女川の「別紙-1」の評価は不要。（外部火災に対する記載内容は、島根と同様）	飛来物（航空機落下）	接続口は原子炉建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $5.0 \times 10^{-5}$ 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である $10^{-4}$ 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。	P. 共-5-13 に記載する理由により女川の「別紙-1」の評価は不要。（外部火災に対する記載内容は、島根と同様）	人為事象	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	生物学者の事象	有毒ガス	有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。	高潮	人為事象	船舶の衝突	取水口外側にカーテンウォールが設置されているため、船舶の衝突の影響を受けない。	森林火災	電磁的障害	・ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続口は鋼製管体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。	外部火災	人為事象	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別紙III テロの想定脅威の見極的内容）」にて記載。）	爆発	溢水	接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	近隣工場等の火災	人為事象	火災	接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。		<p>表2 想定する共通要因に対する影響評価結果 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td>接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤、防潮壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>・<b>可搬型</b>ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・<b>ケーブル型</b>接続盤は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>火山の影響</td> <td>接続口は降下火砕物の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人為事象</td><td>森林火災</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>外部火災</td><td>接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	評価結果	環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	地震	接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	津波	接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤、防潮壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。	洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	竜巻	接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。	凍結	接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。	降水	接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	積雪	接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。	落雷	・ <b>可搬型</b> ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ <b>ケーブル型</b> 接続盤は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。	地滑り	接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	火山の影響	接続口は降下火砕物の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。	生物学的事象	接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。	高潮	接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。	人為事象	森林火災			外部火災	接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。			
項目	評価結果																																																																																																																
環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
地震	接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
津波	接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤、防潮壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																
風（台風）	接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
竜巻	接続口は雷暴のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、雷暴のうち飛来物に対しては原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
凍結	接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
降水	接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
積雪	接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
落雷	・ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続口は雷電設備を有する建屋内に設置又は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
地滑り	地すべり地形分布図や土砂灾害危険箇所図等によると安川原子力発電所には地滑り、土石流及び岸崩れが起こりうる地形は存在しない。																																																																																																																
火山の影響	接続口は噴火碎石の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
生物学的事象	接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
高潮	接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
外部火災	森林火災	・ホース接続口は森林火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災において、熱影響評価の結果から接続口許容温度以下となることから、同時に全て機能喪失しない。（「別紙一 外部火災による屋外の接続口に対する個別評価」にて記載。）	設計方針の相違 落雷に対して、泊ではケーブル接続盤は屋外に設置している。（島根と同様）																																																																																																														
	爆発	・接続口は原子炉建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。	地滑りに対して、プラント立地条件の相違（島根と同様）																																																																																																														
人為事象	近隣工場等の火災	接続口は原子炉建屋内に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $5.0 \times 10^{-5}$ 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である $10^{-4}$ 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。	記載方針の相違 P. 共-5-13 に記載する理由により女川の「別紙-1」の評価は不要。（外部火災に対する記載内容は、島根と同様）																																																																																																														
	飛来物（航空機落下）	接続口は原子炉建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $5.0 \times 10^{-5}$ 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である $10^{-4}$ 回/炉・年を超えて、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。	P. 共-5-13 に記載する理由により女川の「別紙-1」の評価は不要。（外部火災に対する記載内容は、島根と同様）																																																																																																														
人為事象	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	生物学者の事象																																																																																																														
	有毒ガス	有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。	高潮																																																																																																														
人為事象	船舶の衝突	取水口外側にカーテンウォールが設置されているため、船舶の衝突の影響を受けない。	森林火災																																																																																																														
	電磁的障害	・ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続口は鋼製管体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。	外部火災																																																																																																														
人為事象	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別紙III テロの想定脅威の見極的内容）」にて記載。）	爆発																																																																																																														
	溢水	接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	近隣工場等の火災																																																																																																														
人為事象	火災	接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																															
項目	評価結果																																																																																																																
環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
地震	接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
津波	接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防潮堤、防潮壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
洪水	敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。																																																																																																																
風（台風）	接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
竜巻	接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋の外壁により離隔される原子炉建屋内及び原子炉建屋外の位置の分散により、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
凍結	接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
降水	接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
積雪	接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
落雷	・ <b>可搬型</b> ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ <b>ケーブル型</b> 接続盤は構内接地網と連接するため、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
地滑り	接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
火山の影響	接続口は降下火砕物の荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
生物学的事象	接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
高潮	接続口は高潮の影響を受けない敷地高さに設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																																
人為事象	森林火災																																																																																																																
	外部火災	接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 43条 重大事故等対処設備

### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p align="center"><b>表2 想定する共通要因に対する影響評価結果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境条件</td> <td>接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">自然現象</td> <td>地震 接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>津波 接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防波壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>洪水 立地的要因により設計上考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風） 接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>竜巻 接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建物の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建物の外壁により離隔される原子炉建物内及び原子炉建物外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>凍結 接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>降水 接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>積雪 接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>落雷 ・ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続プラグ収納箱は、構内接地網と連絡するため、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>地滑り・土石流 接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">火山の影響 生物学的事象</td><td>接続口は適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。 接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="8">外部人為事象</td> <td>飛来物（航空機落下） 接続口は原子炉建物の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建物の外壁により離隔される原子炉建物内及び原子炉建物外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ダムの崩壊 立地的要因により設計上考慮する必要はない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>火災・森林火災 近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等 接続口は原子炉建物内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>有毒ガス 接続口が設置されている原子炉建物は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>船舶の衝突 ・ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続プラグ収納箱は鋼製筐体であり、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>電磁的障害 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III、テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>溢水 接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>火災 接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	評価結果	環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	自然現象	地震 接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	津波 接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防波壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。	洪水 立地的要因により設計上考慮する必要はない。	風（台風） 接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	竜巻 接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建物の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建物の外壁により離隔される原子炉建物内及び原子炉建物外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。	凍結 接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。	降水 接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	積雪 接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。	落雷 ・ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続プラグ収納箱は、構内接地網と連絡するため、同時に全て機能喪失しない。	地滑り・土石流 接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	火山の影響 生物学的事象		接続口は適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。 接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。		外部人為事象	飛来物（航空機落下） 接続口は原子炉建物の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建物の外壁により離隔される原子炉建物内及び原子炉建物外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。			ダムの崩壊 立地的要因により設計上考慮する必要はない。			火災・森林火災 近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等 接続口は原子炉建物内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。			有毒ガス 接続口が設置されている原子炉建物は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。			船舶の衝突 ・ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続プラグ収納箱は鋼製筐体であり、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。			電磁的障害 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III、テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）			溢水 接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。			火災 接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。			<p align="center"><b>表2 想定する共通要因に対する影響評価結果 (2/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人為事象</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛来物（航空機落下）</td> <td>接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 <math>2.3 \times 10^{-7}</math> 回/炉・年を超えず、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間に丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>接続口が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>・可搬型ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブルの接続部は銅製筐体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</td> <td>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III、テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。</td> </tr> </tbody> </table>		人為事象	評価結果	飛来物（航空機落下）	接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $2.3 \times 10^{-7}$ 回/炉・年を超えず、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。	ダムの崩壊	発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間に丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。	有毒ガス	有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。	船舶の衝突	接続口が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。	電磁的障害	・可搬型ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブルの接続部は銅製筐体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III、テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）	溢水	接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。	火災	接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。	<p style="color: red;">設計方針の相違</p> <p style="color: blue;">設備（プラント立地条件）の相違</p> <p style="color: green;">設計方針の相違</p> <p style="color: blue;">設備（プラント立地条件）の相違</p> <p style="color: green;">設備の相違</p> <p style="color: red;">カーテンウォールは女川固有。（泊記載は島根と同様）</p>
項目	評価結果																																																																		
環境条件	接続口は設置場所に応じた環境条件に対する健全性を確保した設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
地盤	接続口は第38条（重大事故等対処施設の地盤）に基づく地盤上に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
自然現象	地震 接続口は第39条（地震による損傷の防止）に基づく設計とし、基準地震動 Ss に対して機能を損なわない設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	津波 接続口は第40条（津波による損傷の防止）に基づく設計とし、基準津波に対して防波壁にて防護する設計とすることから、接続口は同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	洪水 立地的要因により設計上考慮する必要はない。																																																																		
	風（台風） 接続口は設計基準の風荷重に対する強度を有する設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	竜巻 接続口は竜巻のうち風荷重に対して必要な強度を有する設計とする。また、竜巻のうち飛来物に対しては原子炉建物の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建物の外壁により離隔される原子炉建物内及び原子炉建物外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	凍結 接続口は凍結により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	降水 接続口は構内排水設備により降水が排水される箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	積雪 接続口は積雪荷重に対する強度を有する設計とし、また適切に除雪することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	落雷 ・ホース接続口は落雷により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続プラグ収納箱は、構内接地網と連絡するため、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	地滑り・土石流 接続口は地滑り・土石流の影響がない箇所に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
火山の影響 生物学的事象		接続口は適切に除灰することから、同時に全て機能喪失しない。 接続口は開口部を閉止することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																	
外部人為事象	飛来物（航空機落下） 接続口は原子炉建物の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建物の外壁により離隔される原子炉建物内及び原子炉建物外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	ダムの崩壊 立地的要因により設計上考慮する必要はない。																																																																		
	火災・森林火災 近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等 接続口は原子炉建物内にも有していることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	有毒ガス 接続口が設置されている原子炉建物は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。																																																																		
	船舶の衝突 ・ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブル接続プラグ収納箱は鋼製筐体であり、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	電磁的障害 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III、テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）																																																																		
	溢水 接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
	火災 接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
人為事象	評価結果																																																																		
飛来物（航空機落下）	接続口は原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置されており、原子炉建屋等の航空機落下確率評価を行った結果は、約 $2.3 \times 10^{-7}$ 回/炉・年を超えず、評価基準を満足していることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
ダムの崩壊	発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間に丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。																																																																		
有毒ガス	有毒ガスの毒性については人に与える影響であり、接続口は有毒ガスにより機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
船舶の衝突	接続口が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋は港湾から離隔されているため、船舶の衝突の影響を受けない。																																																																		
電磁的障害	・可搬型ホース接続口は電磁的障害により機能喪失するおそれがないことから、同時に全て機能喪失しない。 ・ケーブルの接続部は銅製筐体にて電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とするため、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面の隣接しない位置、又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋の外壁により離隔される原子炉建屋及び原子炉補助建屋内若しくは原子炉建屋及び原子炉補助建屋外の位置的分散により、同時に全て機能喪失しない。（「大規模損壊発生時の体制について（大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応）別冊III、テロの想定脅威の具体的な内容」にて記載。）																																																																		
溢水	接続口は想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置することから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		
火災	接続口は第41条（火災による損傷の防止）に基づく設計とすることから、同時に全て機能喪失しない。																																																																		

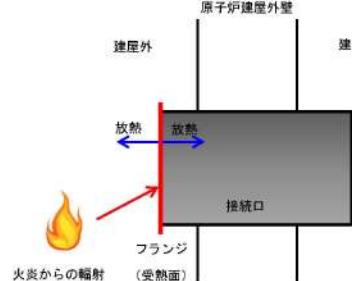
## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙-1 外部火災による屋外の接続口に対する個別評価</p> <p>1. 外部火災</p> <p>評価対象は、発電用原子炉施設の外壁に設置されている原子炉建屋の外から水を供給する可搬型重大事故等対処設備の接続口とする。</p> <p>複数設置されているこれらの接続口のうち、最も熱影響を受ける位置にある原子炉建屋北側接続口（発熱源に近く、機器本体だけでなく建屋内部へ熱影響が及ぶ可能性のあるもの）を評価することによって、東側接続口及び西側接続口は本評価に包絡される。</p> <p>発熱源は、火災時の輻射強度が大きい3号炉軽油タンク、航空機とする。</p> <p>(1) 評価対象</p> <p>発電用原子炉施設の外壁に設置されている可搬型重大事故等対処設備の接続口のうち、3号炉軽油タンクに面している原子炉建屋北側に位置しており輻射強度が最も大きくなる北側接続口を評価対象とする。</p> <p>なお、東側接続口及び西側接続口は原子炉建屋東側又は原子炉建屋西側に面しており、3号炉軽油タンクからの離隔距離は北側接続口より離れているため、北側接続口の熱影響評価に包絡される。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続口と火災源との位置関係を図1に示す。</p> <p>図1 想定する3号炉軽油タンク火災及び航空機墜落による火災の火災源と接続口との位置関係</p> <p>共5-別紙1-1</p>		<p>記載方針の相違</p> <p>女川は、建屋外壁に水を供給する接続口を設けているため、左記評価を実施している。</p> <p>泊は水を供給する接続口は、原子炉建屋及び原子炉辅助建屋内にも設けていることから、外部火災により同時に全て機能喪失しないため評価不要。</p> <p>(別紙-1の評価をしないのは島根と同様)</p> <p>(以降同様)</p>

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p>(2) 想定の条件</p> <p>a. 火災源は、3号炉軽油タンク及び敷地内に墜落した航空機とした。</p> <p>b. 火災が発生した時間から、燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度を受けるものとした。</p> <p>以下に、概念図を示す。</p>  <p>図2 伝熱の概念図</p> <p>(3) 必要データ</p> <p>評価に必要なデータを以下に示す。</p> <p>表1 接続口への火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災源</th><th>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉軽油タンク（2基）</td><td><math>2.74 \times 10^2</math></td></tr> <tr> <td>F-15</td><td><math>3.36 \times 10^3</math></td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 接続口温度と膨張量</p> <p>3号炉軽油タンク2基及びF-15による航空機墜落による火災の輻射強度を求めた結果、接続口が受ける輻射強度は<math>3.64\text{kW/m}^2</math>となり、この輻射強度にて一定で接続口が昇温されるものとして、下記の式より接続口の温度及び受熱面であるフランジの膨張量を算出する。</p> <p>なお、接続口（受熱面）の材質は、炭素鋼鍛鋼品（SF490A）であることから、鋼材の強度が常温時と変わらないとされる<math>325^\circ\text{C}</math>を許容温度とし評価を実施する。（出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計）</p>	火災源	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	3号炉軽油タンク（2基）	$2.74 \times 10^2$	F-15	$3.36 \times 10^3$
火災源	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]					
3号炉軽油タンク（2基）	$2.74 \times 10^2$					
F-15	$3.36 \times 10^3$					

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p><math>T = \frac{E}{2h} + T_0</math></p> <p>出典:伝熱工学資料 T : 接続口温度, <math>T_0</math>:周囲温度, E:入熱量(輻射強度), h:接続口の熱伝達率</p> <p><math>\Delta L = L\alpha(T - T_0)</math></p> <p>出典:伝熱工学資料 L:接続口膨張量, L:接続口大きさ(径方向), <math>\alpha</math>:熱膨張率 ここで, <math>h=17</math> [W/m<sup>2</sup>K], <math>T_0=50</math>[°C], <math>L=280</math> 又は <math>350</math>[mm], <math>\alpha=1.17 \times 10^{-5}</math>[1/K] とする。</p> <p>以下に評価結果を示す。</p> <p>表2 接続口の熱影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接続口温度[°C]</th><th>158</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続口膨張量[mm]</td><td>0.36 (280mm フランジ) 0.45 (350mm フランジ)</td></tr> </tbody> </table>	接続口温度[°C]	158	接続口膨張量[mm]	0.36 (280mm フランジ) 0.45 (350mm フランジ)		
接続口温度[°C]	158					
接続口膨張量[mm]	0.36 (280mm フランジ) 0.45 (350mm フランジ)					

## (5) 火災による熱影響の有無の評価

接続口の温度は158°Cであり許容温度325°Cを超えないことから機械的強度には問題はなく、また、フランジ径方向の熱膨張量はフランジの大きさ280mmに対して0.36mm, 350mmに対して0.45mmとなるが、フランジボルト穴の直径とボルト直径の隙間である1mmよりも小さいことから、外部火災による可搬型重大事故等対処設備の接続口への影響はないと言える。

以上から、接続口は外部火災の共通要因によって同時に機能を喪失しない。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

## 43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p style="text-align: center;">添付-1 3号炉軽油タンクによる火災の影響評価について</p> <p>1. はじめに          本評価は、女川原子力発電所の3号炉軽油タンクの火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が起ったとしても可搬型重大事故等対処設備の接続口に影響を及ぼさないことを評価するために使用するデータを算出するものである。</p> <p>2. 評価手法の概要          具体的な評価指標とその内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 評価指標及びその内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度</td> </tr> <tr> <td>形態係数[-]</td> <td>火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>防油槽面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>危険物タンクから可搬型重大事故等対処設備の接続口までの直線距離</td> </tr> <tr> <td>熱許容限界値[-]</td> <td>想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 建屋外壁に対する熱影響評価          (1) 評価対象範囲          発電所敷地内に設置している3号炉軽油タンク（A及びB）の火災を想定して、可搬型重大事故等対処設備の接続口への熱影響評価を実施する。          (2) 必要データ          評価に用いるデータは以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2 3号炉軽油タンクの火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料量 V [m<sup>3</sup>]</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度 Rf [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>燃焼速度 v [m/s]</td> <td><math>5.11 \times 10^{-5}</math></td> <td><math>5.11 \times 10^{-5}</math></td> <td><math>5.11 \times 10^{-5}</math></td> </tr> <tr> <td>防油槽面積 S [m<sup>2</sup>]</td> <td>195.15</td> <td>185.80</td> <td>380.95</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>可搬型重大事故等対処設備の接続口</td> <td>206</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	内容	輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度	形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数	燃焼半径[m]	防油槽面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径	離隔距離[m]	危険物タンクから可搬型重大事故等対処設備の接続口までの直線距離	熱許容限界値[-]	想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値		3号炉軽油タンク			A	B	A+B	燃料量 V [m <sup>3</sup> ]	330	330	660	輻射発散度 Rf [W/m <sup>2</sup> ]	42,000	42,000	42,000	燃焼速度 v [m/s]	$5.11 \times 10^{-5}$	$5.11 \times 10^{-5}$	$5.11 \times 10^{-5}$	防油槽面積 S [m <sup>2</sup> ]	195.15	185.80	380.95	離隔距離[m]	可搬型重大事故等対処設備の接続口	206	191	
評価指標	内容																																							
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																																							
形態係数[-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																																							
燃焼半径[m]	防油槽面積を火炎円筒の底面として求めた燃焼半径																																							
離隔距離[m]	危険物タンクから可搬型重大事故等対処設備の接続口までの直線距離																																							
熱許容限界値[-]	想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値																																							
	3号炉軽油タンク																																							
	A	B	A+B																																					
燃料量 V [m <sup>3</sup> ]	330	330	660																																					
輻射発散度 Rf [W/m <sup>2</sup> ]	42,000	42,000	42,000																																					
燃焼速度 v [m/s]	$5.11 \times 10^{-5}$	$5.11 \times 10^{-5}$	$5.11 \times 10^{-5}$																																					
防油槽面積 S [m <sup>2</sup> ]	195.15	185.80	380.95																																					
離隔距離[m]	可搬型重大事故等対処設備の接続口	206	191																																					

共5-別紙1-添1-1

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>(3) 燃焼半径の算出</p> <p>防油堤には貯槽その他不燃障害物が存在し、火災面積はその面積分だけ小さくなるが、防油堤全面火災のような大規模な火災の場合は、多少の障害物も無視できる。したがって、本評価では、防油堤面積と等しい円筒火炎を生ずるものと想定し、次の式から燃焼半径R[m]を算出する。</p> $R = \sqrt{S/\pi} \quad [m]$ <p>R: 燃焼半径[m], S: 防油槽面積 (=燃焼面積) [m<sup>2</sup>]</p> <p>表3 3号炉軽油タンクの燃焼半径 (可搬型重大事故等対処設備の接続口の評価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼半径 R [m]</td> <td>7.882</td> <td>7.691</td> <td>11.012</td> </tr> </tbody> </table>		3号炉軽油タンク			A	B	A+B	燃焼半径 R [m]	7.882	7.691	11.012		
		3号炉軽油タンク											
	A	B	A+B										
燃焼半径 R [m]	7.882	7.691	11.012										
<p>(4) 可搬型重大事故等対処設備の接続口に対する熱影響評価</p> <p>a. 評価対象範囲</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続口について、3号炉軽油タンク(A及びB)の火災を想定して評価を実施した。</p> <p>b. 火災源となる3号炉軽油タンクと可搬型重大事故等対処設備の接続口までの離隔距離</p> <p>火災源となる3号炉軽油タンクと可搬型重大事故等対処設備の接続口までの離隔距離を表4に示す。</p> <p>表4 火災源となる3号炉軽油タンクと可搬型重大事故等対処設備の接続口までの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災源</th> <th>可搬型重大事故等対処設備の接続口 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3号炉 軽油タンク</td> <td>A</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>A+B</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table>	火災源	可搬型重大事故等対処設備の接続口 [m]	3号炉 軽油タンク	A	206	B	191	A+B	191				
火災源	可搬型重大事故等対処設備の接続口 [m]												
3号炉 軽油タンク	A	206											
	B	191											
	A+B	191											

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
c. 形態係数の算出 次の式から形態係数を算出した。  $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A-2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \approx 3</math>, <math>n = \frac{L}{R}</math>, <math>A = (1+n)^2 + m^2</math>, <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math> : 形態係数, <math>L</math> : 離隔距離 [m], <math>H</math> : 炎の高さ [m], <math>R</math> : 燃焼半径 [m]</p> <b>表5 3号炉軽油タンクの形態係数</b> <small>(可搬型重大事故等対処設備の接続口の評価)</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">可搬型重大事故等対処設備の接続口 <math>\phi</math> [-]</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>2.857 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>3.167 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>6.513 \times 10^{-3}</math></td> </tr> </tbody> </table>	可搬型重大事故等対処設備の接続口 $\phi$ [-]	3号炉軽油タンク			A	B	A+B	$2.857 \times 10^{-3}$	$3.167 \times 10^{-3}$	$6.513 \times 10^{-3}$		
可搬型重大事故等対処設備の接続口 $\phi$ [-]		3号炉軽油タンク										
	A	B	A+B									
$2.857 \times 10^{-3}$	$3.167 \times 10^{-3}$	$6.513 \times 10^{-3}$										
d. 輻射強度の算出 火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。												
$E = Rf \cdot \phi$ $E$ : 輻射強度 [ $W/m^2$ ], $Rf$ : 輻射発散度 [ $W/m^2$ ], $\phi$ : 形態係数												
 <b>表6 3号炉軽油タンクの輻射強度</b> <small>(可搬型重大事故等対処設備の接続口の評価)</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">可搬型重大事故等対処設備の接続口 <math>E</math> [<math>W/m^2</math>]</th> <th colspan="3">3号炉軽油タンク</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>121</td> <td>133</td> <td>274</td> </tr> </tbody> </table>	可搬型重大事故等対処設備の接続口 $E$ [ $W/m^2$ ]	3号炉軽油タンク			A	B	A+B	121	133	274		
可搬型重大事故等対処設備の接続口 $E$ [ $W/m^2$ ]		3号炉軽油タンク										
	A	B	A+B									
121	133	274										
4. まとめ 以上より、可搬型重大事故等対処設備の接続口への火災影響評価に必要なデータ（3号炉軽油タンク2基）は以下のとおりである。												
 <b>表7 接続口への火災影響評価に必要なデータ</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災源</th> <th>3号炉軽油タンク2基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輻射強度 [<math>W/m^2</math>]</td> <td><math>2.74 \times 10^2</math></td> </tr> </tbody> </table>	火災源	3号炉軽油タンク2基	輻射強度 [ $W/m^2$ ]	$2.74 \times 10^2$								
火災源	3号炉軽油タンク2基											
輻射強度 [ $W/m^2$ ]	$2.74 \times 10^2$											
	以上											

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
<p style="text-align: right;">添付-2</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続口への航空機墜落による 火災影響評価に必要なデータについて</p> <p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地への航空機墜落による火災が可搬型重大事故等対処設備の接続口に与える熱影響評価に使用するデータを算出するものである。</p> <p>本評価は、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド附属書C 原子力発電所への航空機墜落による火災の影響評価について」に基づき実施する。</p> <p>2. データの算出</p> <p>航空機墜落確率評価では、対象となる航空機の種類及び飛行形態を考慮して墜落確率を求めていく。</p> <p>航空機墜落による火災の影響は、対象航空機の燃料積載量に大きく依存することから、民間航空機と自衛隊機又は米軍機に分類し、また、大型航空機と小型航空機に分類し以下のカテゴリごとに火災影響評価を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表1 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">1) 計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>航空路を巡航中</td> <td>①大型民間航空機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2) 有視界飛行方式民間航空機</td> <td>②小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3) 自衛隊機又は米軍機</td> <td rowspan="3">③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※2</td> </tr> <tr> <td>③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※2</td> </tr> <tr> <td>④基地-訓練空域間往復時※3</td> </tr> </table> <p>※1：女川原子力発電所は、仙台空港からの最大離着陸地点以遠に位置するため対象外。      ※2：女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないため、訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。      ※3：女川原子力発電所の近傍に、基地-訓練空域間の移動経路が存在することから評価対象とする。</p> <p>(1) 航空機墜落による火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機は、女川原子力発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち、燃料積載量が最大の機種とする。（表2）</li> <li>航空機は燃料を満載した状態を想定する。</li> <li>航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が<math>10^{-7}</math> [回/炉・年] 以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。</li> <li>航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。</li> <li>気象条件は無風状態とする。</li> <li>火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</li> </ul>	1) 計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時	—※1	航空路を巡航中	①大型民間航空機	2) 有視界飛行方式民間航空機		②小型民間航空機	3) 自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※2	③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※2	④基地-訓練空域間往復時※3		
1) 計器飛行方式民間航空機		飛行場での離着陸時	—※1												
	航空路を巡航中	①大型民間航空機													
2) 有視界飛行方式民間航空機		②小型民間航空機													
3) 自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機※2													
		③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機※2													
		④基地-訓練空域間往復時※3													

女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉	相違理由											
表2 航空機墜落による火災影響評価の評価対象航空機																		
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機															
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地 - 訓練空域間往復時												
対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-767	R-15	F-2													
選定理由	民間の大型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定	民間の小型航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定	主要自衛隊航空機の中で燃料積載量が最大規模のものを選定															
(2) 評価手法の概要																		
本評価は、発電所敷地への航空機墜落による火災が可搬型重大事故等対処設備の接続口に与える熱影響評価に使用するデータを算出するものである。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。																		
表3 評価指標及びその内容																		
評価指標	内容																	
輻射強度[W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度																	
形態係数[－]	火災と受熱面との相対位置関係によって定まる係数																	
燃焼半径[m]	航空機燃料タンクの投影面積より求めた燃焼半径																	
離隔距離[m]	発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が10 <sup>-7</sup> [回/炉・年]以上になる地点とその地点から可搬型重大事故等対処設備の接続口までの直線距離																	
上記の評価指標は、受熱面が輻射体の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射発散度の低減がないものとする。																		
(3) 評価対象範囲																		
評価対象範囲は、発電所敷地内であって墜落確率が10 <sup>-7</sup> [回/炉・年]以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とすることから、女川原子力発電所における航空機墜落確率評価の対象航空機を、表1に示すカテゴリごとに墜落確率が10 <sup>-7</sup> [回/炉・年]となる標的面積を算出し、その結果から可搬型重大事故等対処設備の接続口からの離隔距離を導出する。																		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>(4) 標的面積の算出</p> <p>「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」（平成21・06・25 原院第1号）の航空機落下確率評価式に基づき、表1に示すカテゴリごとに、墜落確率が<math>10^{-7}</math>[回/炉・年]に相当する面積（標的面積A'）を算出する。</p> <p>a. 大型民間航空機の標的面積の算出</p> <p>(a) 計器飛行方式民間航空機の航空路を巡航中の落下事故</p> $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P<sub>c</sub> : 対象施設への巡航中の航空機落下確率 [回/年]      N<sub>c</sub> : 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 [飛行回/年]      A : 発電用原子炉施設の標的面積 [km<sup>2</sup>]      W : 航空路幅 [km]  <math>f_c = G_c / H_c</math> : 単位飛行時間当たりの巡航中の落下事故確率 [回 / (飛行回・km)]      G<sub>c</sub> : 巡航中事故件数 [回]      H<sub>c</sub> : 延べ飛行距離 [飛行回・km]</p> <p>表4 墜落確率の算出結果（計器飛行方式民間航空機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空路<sup>※1</sup></td> <td>直行経路 MIYAKO(MQE)-IWAKI(IXE)</td> </tr> <tr> <td>N<sub>c</sub><sup>※2</sup></td> <td>182.5</td> </tr> <tr> <td>A<sup>※3</sup></td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>W<sup>※4</sup></td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>F<sub>c</sub><sup>※5</sup></td> <td><math>0.5 / 9,439,243,077 = 5.30 \times 10^{-11}</math></td> </tr> <tr> <td>P<sub>c</sub></td> <td><math>5.59 \times 10^{-12}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女川原子力発電所周辺の航空路図（AIPエンルートチャート）による。      ※2：国土交通省航空局への問い合わせ結果を365倍した値。      ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。      ※4：「航空路等設定基準」による。      ※5：事故件数は、平成3年～平成22年の間で0件であるため保守的に0.5件と仮定した。延べ飛行距離は平成4年～平成23年の「航空輸送統計年報、第1表 総括表、1.輸送実績」における運航キロメートルの国内の値を合計した値。</p>		女川原子力発電所2号炉	対象航空路 <sup>※1</sup>	直行経路 MIYAKO(MQE)-IWAKI(IXE)	N <sub>c</sub> <sup>※2</sup>	182.5	A <sup>※3</sup>	0.0156	W <sup>※4</sup>	27	F <sub>c</sub> <sup>※5</sup>	$0.5 / 9,439,243,077 = 5.30 \times 10^{-11}$	P <sub>c</sub>	$5.59 \times 10^{-12}$		
	女川原子力発電所2号炉															
対象航空路 <sup>※1</sup>	直行経路 MIYAKO(MQE)-IWAKI(IXE)															
N <sub>c</sub> <sup>※2</sup>	182.5															
A <sup>※3</sup>	0.0156															
W <sup>※4</sup>	27															
F <sub>c</sub> <sup>※5</sup>	$0.5 / 9,439,243,077 = 5.30 \times 10^{-11}$															
P <sub>c</sub>	$5.59 \times 10^{-12}$															

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(b) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} (A \cdot \alpha)$ <p>P<sub>V</sub> : 対象施設への航空機落下確率 [回/年]      f<sub>V</sub> : 単位年あたりの落下事故率 [回/年]      S<sub>V</sub> : 全国土面積 (=37.2万[km<sup>2</sup>])      A : 発電用原子炉施設の標的面積 [km<sup>2</sup>]      α : 対象航空機の種類による係数</p> <p>表5 墜落確率の算出結果（有視界飛行方式民間航空機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>f<sub>V</sub><sup>※1</sup></td> <td>大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1</td> </tr> <tr> <td>S<sub>V</sub><sup>※1</sup></td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>α<sup>※2</sup></td> <td>大型固定翼機、大型回転翼機: 1</td> </tr> <tr> <td>A<sup>※3</sup></td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td>P<sub>V</sub></td> <td>5.24 × 10<sup>-9</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 「平成23年度航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人原子力安全基盤機構）による。事故件数が50件の場合、保守的に0.5件と仮定した。      ※2 : 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。      ※3 : 原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。</p> <p>大型民間航空機の墜落確率 (P<sub>C</sub>+P<sub>V</sub>) が10<sup>-7</sup> [回/炉・年] となる標的面積A' を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_C + P_V} \cdot A$ <p>上記より、標的面積A' は A' = 0.297393 [km<sup>2</sup>] となる。</p> <p>b. 小型民間航空機の標的面積の算出</p> $P_V = \frac{f_V}{S_V} (A \cdot \alpha)$ <p>P<sub>V</sub> : 対象施設への航空機落下確率 [回/年]      f<sub>V</sub> : 単位年あたりの落下事故率 [回/年]      S<sub>V</sub> : 全国土面積 (=37.2万[km<sup>2</sup>])      A : 発電用原子炉施設の標的面積 [km<sup>2</sup>]      α : 対象航空機の種類による係数</p>		女川原子力発電所2号炉	f <sub>V</sub> <sup>※1</sup>	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1	S <sub>V</sub> <sup>※1</sup>	372,000	α <sup>※2</sup>	大型固定翼機、大型回転翼機: 1	A <sup>※3</sup>	0.0156	P <sub>V</sub>	5.24 × 10 <sup>-9</sup>		
	女川原子力発電所2号炉													
f <sub>V</sub> <sup>※1</sup>	大型固定翼機 0.5/20=0.025 大型回転翼機 2/20=0.1													
S <sub>V</sub> <sup>※1</sup>	372,000													
α <sup>※2</sup>	大型固定翼機、大型回転翼機: 1													
A <sup>※3</sup>	0.0156													
P <sub>V</sub>	5.24 × 10 <sup>-9</sup>													

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>表6 墜落確率の算出結果（小型民間航空機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>f_v^{*1}</math></td> <td>小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 30/20=1.5</td> </tr> <tr> <td><math>S_o^{*1}</math></td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td><math>\alpha^{*2}</math></td> <td>小型固定翼機、小型回転翼機；0.1</td> </tr> <tr> <td><math>A^{*3}</math></td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td><math>P_v</math></td> <td><math>1.36 \times 10^{-9}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「平成23年度航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月独立行政法人原子力安全基盤機構）による。      ※2：「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。      ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。</p> <p>小型民間航空機の墜落確率<math>P_v</math>が<math>10^{-7}</math> [回/炉・年]となる標的面積<math>A'</math>を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_v} \cdot A$ <p>上記より、標的面積<math>A'</math>は<math>A' = 0.114706</math> [km<sup>2</sup>]となる。</p> <p>c. 自衛隊機又は米軍機の標的面積の算出</p> <p>(a) 訓練空域外を飛行中の落下事故（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）</p> $P_{SO} = \left( \frac{f_{SO}}{S_o} \right) \cdot A$ <p><math>P_{SO}</math>：訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 [回/年]  <math>f_{SO}</math>：単位年あたりの訓練空域外落下事故率 [回/年]  <math>S_o</math>：全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km<sup>2</sup>]  <math>A</math>：発電用原子炉施設の標的面積 [km<sup>2</sup>]</p> <p>表7 墜落確率の算出結果      (空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>f_{SO}^{*1}</math></td> <td>自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05</td> </tr> <tr> <td><math>S_o^{*1}</math></td> <td>自衛隊機 295,000 米軍機 372,000</td> </tr> <tr> <td><math>A^{*2}</math></td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td><math>P_{SO}</math></td> <td><math>3.42 \times 10^{-9}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人原子力安全基盤機構）による。事故件数が50件の場合、保守的に0.5件と仮定した。      ※2：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。</p>		女川原子力発電所2号炉	$f_v^{*1}$	小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 30/20=1.5	$S_o^{*1}$	372,000	$\alpha^{*2}$	小型固定翼機、小型回転翼機；0.1	$A^{*3}$	0.0156	$P_v$	$1.36 \times 10^{-9}$		女川原子力発電所2号炉	$f_{SO}^{*1}$	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05	$S_o^{*1}$	自衛隊機 295,000 米軍機 372,000	$A^{*2}$	0.0156	$P_{SO}$	$3.42 \times 10^{-9}$
	女川原子力発電所2号炉																					
$f_v^{*1}$	小型固定翼機 35/20=1.75 小型回転翼機 30/20=1.5																					
$S_o^{*1}$	372,000																					
$\alpha^{*2}$	小型固定翼機、小型回転翼機；0.1																					
$A^{*3}$	0.0156																					
$P_v$	$1.36 \times 10^{-9}$																					
	女川原子力発電所2号炉																					
$f_{SO}^{*1}$	自衛隊機 0.5/20=0.025 米軍機 1/20=0.05																					
$S_o^{*1}$	自衛隊機 295,000 米軍機 372,000																					
$A^{*2}$	0.0156																					
$P_{SO}$	$3.42 \times 10^{-9}$																					

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機の墜落確率 (<math>P_{so}</math>) が <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] となる標的面積 <math>A'</math> を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 <math>A'</math> は <math>A' = 0.456140</math> [km<sup>2</sup>] となる。</p> <p>(b) 訓練空域外を飛行中の落下事故（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）</p> $P_{so} = \left( \frac{f_{so}}{S_0} \right) \cdot A$ <p><math>P_{so}</math> : 訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 [回/年]  <math>f_{so}</math> : 単位年あたりの訓練空域外落下事故率 [回/年]  <math>S_0</math> : 全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 [km<sup>2</sup>]  <math>A</math> : 発電用原子炉施設の標的面積 [km<sup>2</sup>]</p> <p>表8 墜落確率の算出結果      (その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>大型固定翼機</th> <th>小型固定翼機</th> <th>大型回転翼機</th> <th>小型回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><math>f_{so}^{※1}</math></td> <td>自衛隊機</td> <td>1/20=0.05</td> <td>1/20=0.05</td> <td>1/20=0.05</td> <td>5/20=0.25</td> </tr> <tr> <td>米軍機</td> <td>2/20=0.1</td> <td>1/20=0.05</td> <td>1/20=0.05</td> <td>0.5/20=0.025</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><math>S_0^{※2}</math></td> <td>自衛隊機</td> <td colspan="3">295,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米軍機</td> <td colspan="3">372,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><math>P_{so}</math></td> <td></td> <td colspan="3">0.0156</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛隊機</td> <td><math>2.64 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>2.64 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>2.64 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>1.32 \times 10^{-8}</math></td> </tr> <tr> <td>米軍機</td> <td><math>4.19 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>2.10 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>2.10 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>1.05 \times 10^{-8}</math></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="3"></td> <td><math>3.06 \times 10^{-8}</math></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」（平成24年9月 独立行政法人原子力安全基盤機構）による。事故件数が50件の場合、保守的に0.5件と仮定した。      ※2: 原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。</p> <p>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の墜落確率 (<math>P_{so}</math>) が <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] となる標的面積 <math>A'</math> を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{so}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 <math>A'</math> は <math>A' = 0.050980</math> [km<sup>2</sup>] となる。</p>			女川原子力発電所2号炉						大型固定翼機	小型固定翼機	大型回転翼機	小型回転翼機	$f_{so}^{※1}$	自衛隊機	1/20=0.05	1/20=0.05	1/20=0.05	5/20=0.25	米軍機	2/20=0.1	1/20=0.05	1/20=0.05	0.5/20=0.025	$S_0^{※2}$	自衛隊機	295,000				米軍機	372,000				$P_{so}$		0.0156				自衛隊機	$2.64 \times 10^{-9}$	$2.64 \times 10^{-9}$	$2.64 \times 10^{-9}$	$1.32 \times 10^{-8}$	米軍機	$4.19 \times 10^{-9}$	$2.10 \times 10^{-9}$	$2.10 \times 10^{-9}$	$1.05 \times 10^{-8}$	計				$3.06 \times 10^{-8}$			
		女川原子力発電所2号炉																																																								
		大型固定翼機	小型固定翼機	大型回転翼機	小型回転翼機																																																					
$f_{so}^{※1}$	自衛隊機	1/20=0.05	1/20=0.05	1/20=0.05	5/20=0.25																																																					
	米軍機	2/20=0.1	1/20=0.05	1/20=0.05	0.5/20=0.025																																																					
$S_0^{※2}$	自衛隊機	295,000																																																								
	米軍機	372,000																																																								
$P_{so}$		0.0156																																																								
	自衛隊機	$2.64 \times 10^{-9}$	$2.64 \times 10^{-9}$	$2.64 \times 10^{-9}$	$1.32 \times 10^{-8}$																																																					
	米軍機	$4.19 \times 10^{-9}$	$2.10 \times 10^{-9}$	$2.10 \times 10^{-9}$	$1.05 \times 10^{-8}$																																																					
計				$3.06 \times 10^{-8}$																																																						

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>(c) 基地－訓練空域間往復時の落下事故</p> <p><math>P_{tr} = f_{tr} \cdot N_{tr} \cdot A \cdot F(x)_{tr}</math></p> <p><math>P_{tr}</math> : 対象施設への航空機落下確率 [回/年]  <math>f_{tr}</math> : 当該移動経路を巡航中の落下事故率 [回/ (飛行回・km)]  <math>N_{tr}</math> : 当該移動経路の年間飛行回数 [飛行回/年]  <math>A</math> : 発電用原子炉施設の標的面積 [km<sup>2</sup>]  <math>F(x)_{tr}</math> : 事故点分布関数 [km<sup>-1</sup>] = <math>\frac{0.625}{2} \exp(-0.625 x )</math>  <math>x</math> : 移動経路から発電所までの距離</p> <p>表9 墜落確率の算出結果（基地－訓練空域間往復時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象飛行場</td> <td>航空自衛隊松島飛行場</td> </tr> <tr> <td><math>f_{tr}^{※1}</math></td> <td><math>1.57 \times 10^{-7}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><math>N_{tr}^{※2}</math></td> <td><math>N_{tr}</math> 北側</td> <td>8400</td> </tr> <tr> <td><math>N_{tr}</math> 南側</td> <td>8400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><math>F(x)_{tr}^{※3}</math></td> <td><math>A^{※3}</math></td> <td>0.0156</td> </tr> <tr> <td><math>F(x)_{tr}</math> 北側</td> <td><math>F(9.5)_{tr} = 8.25 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td><math>F(x)_{tr}</math> 南側</td> <td><math>F(10.5)_{tr} = 4.41 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><math>P_{tr}</math></td> <td><math>P_{tr}</math> 北側</td> <td><math>1.70 \times 10^{-8}</math></td> </tr> <tr> <td><math>P_{tr}</math> 南側</td> <td><math>9.07 \times 10^{-9}</math></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><math>2.61 \times 10^{-8}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：事故件数は、平成12年3月11日及び同年7月4日の2件3機。      移動経路は、防衛庁（当時）発表（平成12年8月10日）の再発防止対策に基づき、発電所に対して北側移動経路（157.0km）及び南側移動経路（70.2km）とする。      飛行頻度は、北側と南側で同頻度とする。      訓練頻度は、航空自衛隊松島飛行場によれば、700機/月。      ※2：※1より <math>700 \times 2</math> (往復) <math>\times 12</math> (ヶ月) <math>\div 2</math> (経路) = 8400      ※3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積を合計した値。      ※4：北側及び南側移動経路から発電所までの最短距離とする。</p> <p>基地－訓練空域間往復時の墜落確率 (<math>P_{tr}</math>) が <math>10^{-7}</math> [回/炉・年] となる標的面積 <math>A'</math> を求める式は以下のとおり。</p> $A' = \frac{10^{-7}}{P_{tr}} \cdot A$ <p>上記より、標的面積 <math>A'</math> は <math>A' = 0.059770</math> [km<sup>2</sup>] となる。</p>	女川原子力発電所2号炉		対象飛行場	航空自衛隊松島飛行場	$f_{tr}^{※1}$	$1.57 \times 10^{-7}$	$N_{tr}^{※2}$	$N_{tr}$ 北側	8400	$N_{tr}$ 南側	8400	$F(x)_{tr}^{※3}$	$A^{※3}$	0.0156	$F(x)_{tr}$ 北側	$F(9.5)_{tr} = 8.25 \times 10^{-4}$	$F(x)_{tr}$ 南側	$F(10.5)_{tr} = 4.41 \times 10^{-4}$	$P_{tr}$	$P_{tr}$ 北側	$1.70 \times 10^{-8}$	$P_{tr}$ 南側	$9.07 \times 10^{-9}$	合計	$2.61 \times 10^{-8}$		
女川原子力発電所2号炉																											
対象飛行場	航空自衛隊松島飛行場																										
$f_{tr}^{※1}$	$1.57 \times 10^{-7}$																										
$N_{tr}^{※2}$	$N_{tr}$ 北側	8400																									
	$N_{tr}$ 南側	8400																									
$F(x)_{tr}^{※3}$	$A^{※3}$	0.0156																									
	$F(x)_{tr}$ 北側	$F(9.5)_{tr} = 8.25 \times 10^{-4}$																									
	$F(x)_{tr}$ 南側	$F(10.5)_{tr} = 4.41 \times 10^{-4}$																									
$P_{tr}$	$P_{tr}$ 北側	$1.70 \times 10^{-8}$																									
	$P_{tr}$ 南側	$9.07 \times 10^{-9}$																									
	合計	$2.61 \times 10^{-8}$																									

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

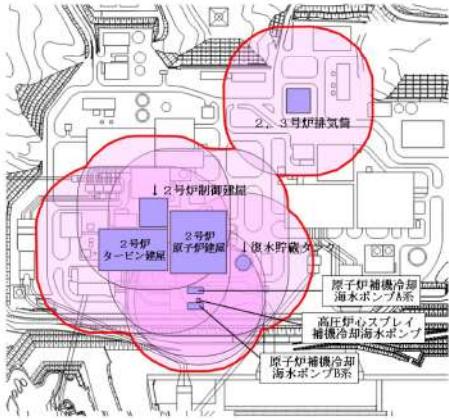
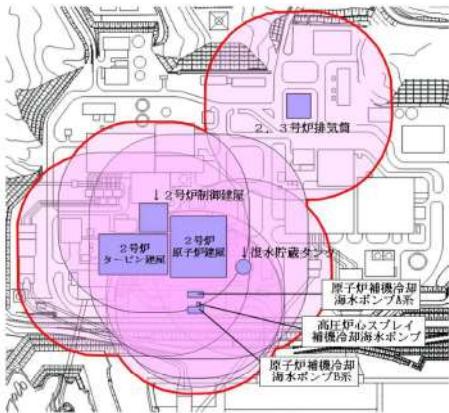
## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
(5) 可搬型重大事故等対処設備の接続口からの離隔距離の算出				
可搬型重大事故等対処設備の接続口は原子炉建屋外壁面に設置されていることから、原子炉建屋に対する離隔距離を当該接続口に対する離隔距離として取り扱う。				
離隔距離は、各評価対象施設の外壁面から等距離の離隔をとった場合の、各評価対象施設に対する航空機墜落確率 $10^{-7}$ [回/炉・年]に相当する面積の合計値が、落下事故のカテゴリごとに求めた航空機墜落確率が $10^{-7}$ [回/炉・年]に相当する面積(標的面積A')と等しくなる距離としている。				
(4) で求めた標的面積から離隔距離 L を算出した結果を表10に示す。				
表10 可搬型重大事故等対処設備の接続口からの離隔距離の算出結果				
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機	
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域外を飛行中 空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	基地 - 訓練 空域間往復時 その他の大 型固定翼機、 小型固定翼機及び 回転翼機
対象航空機	B747-400	Do228-200	KC-767	F-15
離隔距離 L[m]	85	44	111	21
				25
(6) 評価対象航空機の選定				
航空機墜落による火災の評価対象とする航空機の選定結果を表11に示す。選定に当たっては、落下事故のカテゴリで対象とする航空機の燃料積載量及び(5)にて求めた離隔距離を考慮している。				
各航空機の離隔距離を図1から図4に示す。				
表11 落下事故のカテゴリごとの評価対象航空機の選定結果				
分類	対象航空機	燃料積載量 [m <sup>3</sup> ]	離隔距離 L[m]	選定結果
	B747-400	216.84	85	○
有視界飛行方式	Do228-200	2.39	44	✗*
	KC-767	145.04	111	○
自衛隊機 又は米軍機	F-15	14.87	21	○
	F-2	10.43	25	○
○：評価対象 ✗：評価対象外				
※：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包絡されたため評価対象外とした。				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

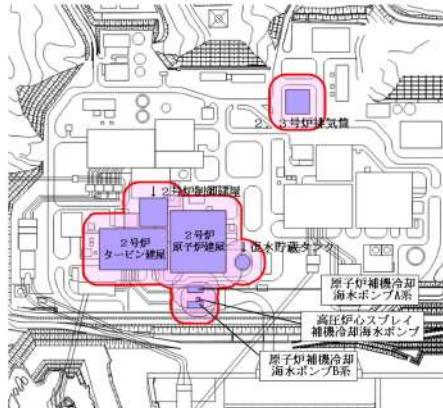
## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		
<p>図1 大型民間航空機の離隔距離</p>  <p>図2 自衛隊機又は米軍機（空中給油機等、高度での巡航が想定される大型固定翼機）の離隔距離</p>		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図3 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離		

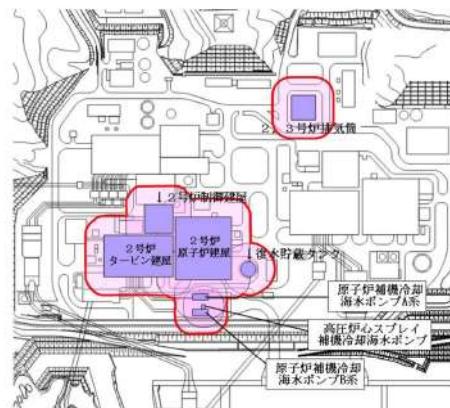


図4 自衛隊機又は米軍機（基地一訓練空域間往復時）の離隔距離

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由																																			
(7) 必要データ 航空機墜落による火災が可搬型重大事故等対処設備の接続口に与える熱影響評価に使用するデータの算出に必要なデータを表12に示す。																																								
表 12 接続口に与える熱影響評価に使用するデータの算出に必要なデータ																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域外を飛行中</th> <th>基地 - 訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767 F-15 F-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料の種類</td> <td>Jet. A-1</td> <td>JP-4 JP-4</td> <td>JP-4</td> </tr> <tr> <td>燃料量[m<sup>3</sup>]</td> <td>216.84</td> <td>145.04</td> <td>14.87 10.43</td> </tr> <tr> <td>輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]</td> <td>50×10<sup>3</sup></td> <td>58×10<sup>3</sup></td> <td>58×10<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃焼速度[m/s]</td> <td>4.64×10<sup>-5</sup></td> <td>6.71×10<sup>-5</sup></td> <td>6.71×10<sup>-5</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6 35</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設までの離隔距離[m]</td> <td>85</td> <td>111</td> <td>21 25</td> </tr> </tbody> </table>				項目	民間航空機	自衛隊機又は米軍機		大型民間航空機	訓練空域外を飛行中	基地 - 訓練空域間往復時	想定する航空機	B747-400	KC-767 F-15 F-2		燃料の種類	Jet. A-1	JP-4 JP-4	JP-4	燃料量[m <sup>3</sup> ]	216.84	145.04	14.87 10.43	輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	50×10 <sup>3</sup>	58×10 <sup>3</sup>	58×10 <sup>3</sup>	燃焼速度[m/s]	4.64×10 <sup>-5</sup>	6.71×10 <sup>-5</sup>	6.71×10 <sup>-5</sup>	燃料タンク面積[m <sup>2</sup> ]	700	405.2	44.6 35	発電用原子炉施設までの離隔距離[m]	85	111	21 25		
項目	民間航空機	自衛隊機又は米軍機																																						
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中	基地 - 訓練空域間往復時																																					
想定する航空機	B747-400	KC-767 F-15 F-2																																						
燃料の種類	Jet. A-1	JP-4 JP-4	JP-4																																					
燃料量[m <sup>3</sup> ]	216.84	145.04	14.87 10.43																																					
輻射発散度[W/m <sup>2</sup> ]	50×10 <sup>3</sup>	58×10 <sup>3</sup>	58×10 <sup>3</sup>																																					
燃焼速度[m/s]	4.64×10 <sup>-5</sup>	6.71×10 <sup>-5</sup>	6.71×10 <sup>-5</sup>																																					
燃料タンク面積[m <sup>2</sup> ]	700	405.2	44.6 35																																					
発電用原子炉施設までの離隔距離[m]	85	111	21 25																																					
(8) 燃焼半径の算出 航空機墜落による火災は、その状況によって、様々な燃焼範囲の形態が想定されるが、円筒火炎モデルとして評価を実施するため、燃焼半径は対象とした航空機燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定して以下のとおり算出する。																																								
$R = \sqrt{\frac{S}{\pi}}$ <p>R:燃焼半径[m], S:燃焼面積(=燃料タンクの投影面積)[m<sup>2</sup>]</p>																																								
表 13 燃焼半径の算出結果																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th>民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>訓練空域外を飛行中</th> <th>基地 - 訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767 F-15 F-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料タンク面積[m<sup>2</sup>]</td> <td>700</td> <td>405.2</td> <td>44.6 35</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径[m]</td> <td>14.928</td> <td>11.357</td> <td>3.768 3.338</td> </tr> </tbody> </table>				データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機		大型民間航空機	訓練空域外を飛行中	基地 - 訓練空域間往復時	想定する航空機	B747-400	KC-767 F-15 F-2		燃料タンク面積[m <sup>2</sup> ]	700	405.2	44.6 35	燃焼半径[m]	14.928	11.357	3.768 3.338																		
データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機																																						
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中	基地 - 訓練空域間往復時																																					
想定する航空機	B747-400	KC-767 F-15 F-2																																						
燃料タンク面積[m <sup>2</sup> ]	700	405.2	44.6 35																																					
燃焼半径[m]	14.928	11.357	3.768 3.338																																					

女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
(9) 形態係数の算出						
次の式から形態係数を算出する。						
$\emptyset = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$						
ただし $m = \frac{H}{R} \leq 3$ , $n = \frac{L}{R}$ , $A = (1+n)^2 + m^2$ , $B = (1-n)^2 + m^2$						
$\emptyset$ : 形態係数 [-] $H$ : 火炎の高さ [m] $R$ : 燃焼半径 [m] $L$ : 離隔距離 [m]						
表 14 形態係数の算出結果						
データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機				
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中 空中給油機等、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機			基地 - 訓練空域間往復時	
想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	F-2		
燃焼半径 [m]	14,928	11,357	3,768	3,338		
離隔距離 [m]	85	111	21	25		
形態係数	$5.579 \times 10^{-3}$	$2.032 \times 10^{-3}$	$5.793 \times 10^{-3}$	$3.384 \times 10^{-3}$		
(10) 輻射強度の評価						
火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射發散度に形態係数を掛けた値となる。次式から輻射強度を算出する。						
$E = Rf \cdot \emptyset$						
E: 輻射強度 ( $\text{W/m}^2$ ), Rf: 輻射發散度 ( $\text{W/m}^2$ ), $\emptyset$ : 形態係数						
表 15 輻射強度の算出結果						
データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機				
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中 空中給油機等、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機			基地 - 訓練空域間往復時	
想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	F-2		
輻射發散度 [ $\text{W/m}^2$ ]	$50 \times 10^3$	$58 \times 10^3$	$58 \times 10^3$	$58 \times 10^3$		
形態係数	$5.579 \times 10^{-3}$	$2.032 \times 10^{-3}$	$5.793 \times 10^{-3}$	$3.384 \times 10^{-3}$		
輻射強度 [ $\text{W/m}^2$ ]	2,790	1,179	3,360	1,963		

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>(11) 可搬型重大事故等対処設備の接続口への火災影響評価の対象航空機の選定</p> <p>(10)にて求めた輻射強度より、可搬型重大事故等対処設備の接続口への火災影響が最大となることから、評価対象航空機として、落下事故のカテゴリ「その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」にて想定する航空機であるF-15を選定する。</p> <p>表 16 接続口への火災影響評価の対象航空機の選定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">データ種類</th> <th rowspan="2">民間航空機</th> <th colspan="2">自衛隊機又は米軍機</th> <th rowspan="2">基地一訓練 空域間往復時</th> </tr> <tr> <th>訓練空域外を飛行中</th> <th>その他の大 型固定翼機、小 型固定翼機及び 回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型民間航空機</td> <td>空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>B747-400</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>2,790</td> <td>1,179</td> <td>3,360</td> <td>1,963</td> </tr> <tr> <td>選定結果</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価対象 ×：評価対象外</p> <p>3.まとめ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続口への火災影響評価に必要なデータとして、落下事故のカテゴリ「その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」にて想定する航空機であるF-15を選定した。必要データを表17に示す。</p> <p>表 17 接続口への火災影響評価に必要なデータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th>自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>訓練空域外を飛行中</th> </tr> <tr> <th>その他の大型固定翼機、 小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定する航空機</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]</td> <td>3,360</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上</p>	データ種類	民間航空機	自衛隊機又は米軍機		基地一訓練 空域間往復時	訓練空域外を飛行中	その他の大 型固定翼機、小 型固定翼機及び 回転翼機	大型民間航空機	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機				想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	F-2	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	2,790	1,179	3,360	1,963	選定結果	×	×	○	×	項目	自衛隊機又は米軍機	訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、 小型固定翼機及び回転翼機	想定する航空機	F-15	輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	3,360		
データ種類			民間航空機	自衛隊機又は米軍機		基地一訓練 空域間往復時																															
	訓練空域外を飛行中	その他の大 型固定翼機、小 型固定翼機及び 回転翼機																																			
大型民間航空機	空中給油機等、 高高度での巡航 が想定される 大型固定翼機																																				
想定する航空機	B747-400	KC-767	F-15	F-2																																	
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	2,790	1,179	3,360	1,963																																	
選定結果	×	×	○	×																																	
項目	自衛隊機又は米軍機																																				
	訓練空域外を飛行中																																				
	その他の大型固定翼機、 小型固定翼機及び回転翼機																																				
想定する航空機	F-15																																				
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	3,360																																				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共-5 大飯3号炉及び4号炉 竜巻防護に関する 屋外重大事故等対処設備の設計方針	共-6 竜巻影響を考慮した保管場所	<a href="#">記載表現の相違</a>

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉 目次	泊発電所3号炉 目次	相違理由 <a href="#">記載内容の相違</a>
<p>1. 概要 ..... 1</p> <p>2. 設計の基本方針 ..... 2</p>	<p>1. 概要 ..... 共-6-1</p> <p>2. 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する基本方針 ..... 共-6-2</p> <p>3. 竜巻防護に関する設計方針の考え方 ..... 共-6-3</p> <p>4. 竜巻影響を考慮した設計方針 ..... 共-6-4</p> <p>5. 位置的分散による機能維持設計 ..... 共-6-7</p> <p>6. 悪影響防止のための固縛設計 ..... 共-6-30</p>	<p>(左記の頁番号は、 本体資料のページ番 号である)</p>

## 【大飯との比較にあたっての補足説明】

- ・ 本資料は、2016年9月6日 第397回審査会合にて「資料1-2-1 新規制基準適合性審査への対応について 補足説明資料 別紙1」として提出した資料を、2017年3月30日に43条まとめ資料 補足説明資料 共一6として編集して提出した資料に対して、2017年3月以降の配置の最新化等を反映したものである。
- ・ そのため、大飯よりも記載が充実している部分については変更しない。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、屋外重大事故等対処設備の巻防護について、位置的分散による機能維持設計及び悪影響防止のための固縛設計に関する設計方針について説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、<u>屋外に設置又は保管する重大事故等対処設備</u>（以下、屋外重大事故等対処設備という）の巻防護について、位置的分散による機能維持設計及び悪影響防止のための固縛設計に関する設計方針について説明するものである。</p>	<u>記載表現の相違</u>

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2. 設計の基本方針</b></p> <p>発電所に影響を与える可能性がある竜巻の発生により、重大事故等対処設備が、重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため、竜巻の影響を考慮する重大事故等対処設備の設計を行う。</p> <p>屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巻の風荷重の影響に対して、保管場所の位置的分散による必要数の保持及び悪影響防止のための固縛により、重大事故等発生時においてその機能を発揮できる設計とする。</p> <p>このため、具体的には以下の設計とする。</p> <p>屋外重大事故等対処設備については、竜巻による風荷重の影響に対して位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">比較のため、P共-6-9に再掲</p> <p>同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む）と100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することの防止を図る設計とする。ただし、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料ピット及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋並びに海水ポンプ室から100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>なお、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。</p>	<p><b>2. 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する基本方針</b></p> <p>竜巻による影響により、屋外に設置又は保管する重大事故等対処設備は、竜巻による影響を受けた場合にあっても重大事故等に対処するための機能を損なうことがないよう設計する。</p> <p>具体的には、竜巻の特性を踏まえ、以下の設計方針とする。</p> <p>竜巻は、重大事故等対処設備に影響を与える共通要因であり、竜巻以外の自然現象による共通要因と比較し、竜巻による影響は局所的である特徴がある。このため竜巻による影響により、屋外重大事故等対処設備が重大事故等に対処するための機能を同時に損なわぬよう位置的分散を図って保管することにより機能維持を図る設計方針とする。</p> <p>また、竜巻影響を受けた屋外重大事故等対処設備が飛来物化し、他の設備に悪影響を及ぼさないよう固縛する設計とする。これら竜巻の特徴を考慮した設計方針の考え方については、3.項に記載する。</p> <p>位置的分散を図って共通要因故障を防止する設計方針については、許可基準43条（重大事故等対処設備）の要求事項のうち、共通要因故障防止に関する要求事項である2項3号、3項5号、7号の要求事項を満足する設計方針とする。</p> <p>また、竜巻による影響により飛来物化することを防止する悪影響防止を目的とした固縛についての設計方針は、悪影響防止の1項5号の要求事項を満足する設計方針とする。</p> <p>許可基準43条のうち上記条項の設計方針は、4.項に記載する。</p> <p>屋外重大事故等対処設備の竜巻防護の設計方針に基づいた具体的な位置的分散については5.項、悪影響防止のための固縛については6.項に記載する。</p> <p>また、屋外重大事故等対処設備以外の竜巻防護設計については、添付2に記載する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>・泊は、3.項で、竜巻防護に関する設計方針の考え方を整理し、4.項でその考え方を踏まえた設計方針を示す資料構成をしている。</p> <p>その上で、位置的分散についての詳細説明を5.項に、悪影響防止のための固縛についての詳細説明を6.項に記載する資料構成をしている。</p> <p>(以降、同様の相違箇所は「記載方針の相違【①】と記載する。)</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため、P共-6-32に再掲</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、固縛装置により浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、固縛装置に適切な余長を持たせた設計とする。</p>	<p>3. 竜巻防護に関する設計方針の考え方      4項に示す竜巻防護についての設計方針は、竜巻の特性を踏まえ、位置的分散による機能維持及び飛来物化による悪影響を防止するため、次の考え方により設定する。</p> <p>3.1 機能維持のために位置的分散を採用する考え方      竜巻による影響は、地震等による影響に対し局所的なハザードであり、竜巻通過部の影響は大きいが、最大風速半径よりも外側では離隔距離に応じ竜巻影響は減衰する特徴がある。敷地内全体に対し局所的な影響となる竜巻による影響についても、同時機能喪失を防止することで重大事故等に対処するための機能を有効に発揮するよう、できる限り位置的分散を図って保管することとする。      また、竜巻以外の共通要因による機能喪失を防止するよう、それぞれのハザードの特性を考慮して必要な防護措置を取る必要があり、局所的な影響となる航空機落下、周辺構造物又は保管物などからの悪影響を考慮すると、同時機能喪失を防止するため、同一箇所に保管するのではなく、分散して保管することにより同時に影響を受けることを防止することができる。位置的分散を図った配置設計においては、竜巻影響を考慮した分散以外にも、その他共通要因故障を防止するための対策、高台に保管（津波）、耐震地盤に保管（地震）、建屋からの離隔（テロ等）などを含め共通要因故障防止としての考慮事項を総合的に判断し、配置設計を行う。</p> <p>3.2 悪影響防止のための固縛方式の考え方      竜巻による影響として、直接被害を受け機能喪失した設備が飛散・横滑りすることで、他設備への悪影響要因となることを防止する必要があり、位置的分散を図り保管したうえで、飛来物化することを防止し、位置的分散を図っている他設備へ影響を及ぼさないよう飛散防止固縛を行う必要がある。      代替非常用発電機を除く屋外重大事故等対処設備は、可搬型重大事故等対処設備であり、重大事故等の収束のための機能を確立するためには、必要箇所への運搬移動・配置を行う必要があり、必要時の即応性を確保する必要がある。竜巻影響による風荷重を考慮し、飛散・転倒などによる機能喪失を防止するため、滑動しないよう固縛・固定とした場合には、可搬型重大事故等対処設備の即応性への影響があり、泊発電所の自然環境として冬期間の積雪・寒冷状態も含めると固縛装置取り外しの操作性が低下することも考えられる。      また、動的機器を積載した状態にて保管する設備が多数あり、地盤との完全固定をした場合には、地震加震力の入力点となり、滑動が期待できる保管状態より地震荷重の観点では厳しい保管状態となる。      これらは、総合的に重大事故等時の確実な操作性を低下させることとなり、できるだけ操作性を犠牲にせず竜巻影響を考慮した固縛方法として、固縛対象とする設備に応じ、地震影響に対し悪影響のない飛散防止固縛の設計を行う。</p>	記載方針の相違【①】

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 竜巻影響を考慮した設計方針</p> <p>4.1 竜巻防護に関する重大事故等対処設備の設計方針（43条）</p> <p>(1) 保管場所及び共通要因故障の防止（43条2項3号、3項5号、7号）</p> <p>共通要因故障の要因である竜巻による影響を考慮し、屋外重大事故等対処設備（常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備）については、重大事故等に対処するための機能を全て同時に損なうことがないよう、次のとおりの位置的分散を図って保管する方針とする。</p> <p>（同時機能喪失を図る設備）</p> <p>常設重大事故等対処設備 ⇔ 設計基準事故対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備 ⇔ 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備</p> <p>（設計方針）</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。</p> <p>(2) 悪影響防止（43条1項5号）</p> <p>竜巻影響を考慮した機能維持のための設計方針として、悪影響防止のための固縛により位置的分散を図って保管している他設備について機能維持する方針とすることから、屋外重大事故等対処設備の風荷重を考慮した悪影響防止についての方針を次のとおりとする。</p> <p>（設計方針）</p> <p>風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	記載方針の相違【①】

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.2 重大事故等対処設備の設計方針のうち位置的分散に関する方針 (43条3項7号)</p> <p>竜巻影響に対する設計方針は、位置的分散及び悪影響防止のための固縛により必要な機能を維持する設計とするが、屋外重大事故等対処設備の共通要因故障防止に関する設計方針として、可搬型重大事故等対処設備については、飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、次のとおり建屋からの離隔を確保して保管する。</p> <p>竜巻影響に対する位置的分散を図った設計については、飛来物他の影響を考慮した位置的分散も合わせて考慮した配置設計とする必要がある。</p> <p>(同時機能喪失を図る設備)  <u>可搬型重大事故等対処設備 ⇄ 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備</u>  <u>(設計方針)</u></p> <p><u>屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を貯うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を貯うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</u>  <u>また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</u></p> <p>4.1項の設計方針に基づく竜巻防護に関する設計方針のフローについて、第4-1図に示す。      また、屋外重大事故等対処設備の位置的分散について5.項及び固縛設計について6.項に記載する。なお、これらは、設計進捗により変更となることがある。</p>	<u>記載方針の相違【①】</u>

以上、屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する設計方針のフローについて、第1図に示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>位置的分散による機能維持設計</b></p> <p>同じ機能を有する他の重大事故等対処設備、又は、2セット同士を100m以上離隔して保管。原子炉周辺建屋及び制御建屋並びに海水ポンプ室からも100m以上離隔して保管。</p> <p>上記の条件を満たすよう保管場所を決定</p> <p><b>悪影響防止のための固縛設計</b></p> <p>浮き上がり対策</p> <p>浮き上がりが発生するか Y: 浮き上がり荷重の算出 N: 浮き上がり対策としての固縛は不要</p> <p>横滑り対策</p> <p>保管場所は横滑り対策が必要な場所か Y: 横滑り対策としての固縛は不要 N: 横滑り対策としての固縛は不要</p> <p>横滑り対策としての固縛は不要</p> <p>大きな荷重を選択</p> <p>・荷重に基づき、固縛装置を選定。      ・可動型の設備については、固縛の数を可能な限り少なくし、重大事故等発生時の初動対応時間を確保。      ・車両型の設備については、耐震性も考慮し、余長を持たせて固縛。</p> <p><b>泊発電所3号炉</b></p> <p>位置的分散による機能維持設計</p> <p>Y: 同じ機能を有するSA設備が他にあるか N: 電巻要来時に必要な数を考慮 電巻による損傷の可能性があるか N: 電巻要来時は不要 必要な数だけ保管</p> <p>同じ機能を有する他の重大事故等対処設備、又は、2セット同士を100m以上離隔して保管。原子炉周辺建屋及び制御建屋並びに海水ポンプ室からも100m以上離隔して保管。      予備も含めて100m以上離隔して保管。原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋からも100m以上離隔して保管。      上記の条件を満たすよう保管場所を決定</p> <p>(※1) 必要な容量等を貯うことができる設備の2セットを離隔する。      (※2) 必要な容量等を貯うことができる設備の1セットを離隔する。</p> <p><b>悪影響防止のための固縛設計</b></p> <p>浮き上がり対策</p> <p>浮き上がりが発生するか Y: 浮き上がり荷重の算出 N: 浮き上がり対策としての固縛は不要</p> <p>横滑り対策</p> <p>保管場所は横滑り対策が必要な場所か Y: 横滑り対策としての固縛は不要 N: 横滑り対策としての固縛は不要</p> <p>横滑り対策としての固縛は不要</p> <p>大きな荷重を選択</p> <p>・荷重に基づき、固縛装置を選定。      ・可動型の設備については、固縛の数を可能な限り少なくし、重大事故等発生時の初動対応時間を確保。      ・車両型の設備については、耐震性も考慮し、余長を持たせて固縛。</p>		

第1図 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する設計方針のフロー

第4-1図 屋外重大事故等対処設備の竜巻防護に関する設計方針のフロー

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

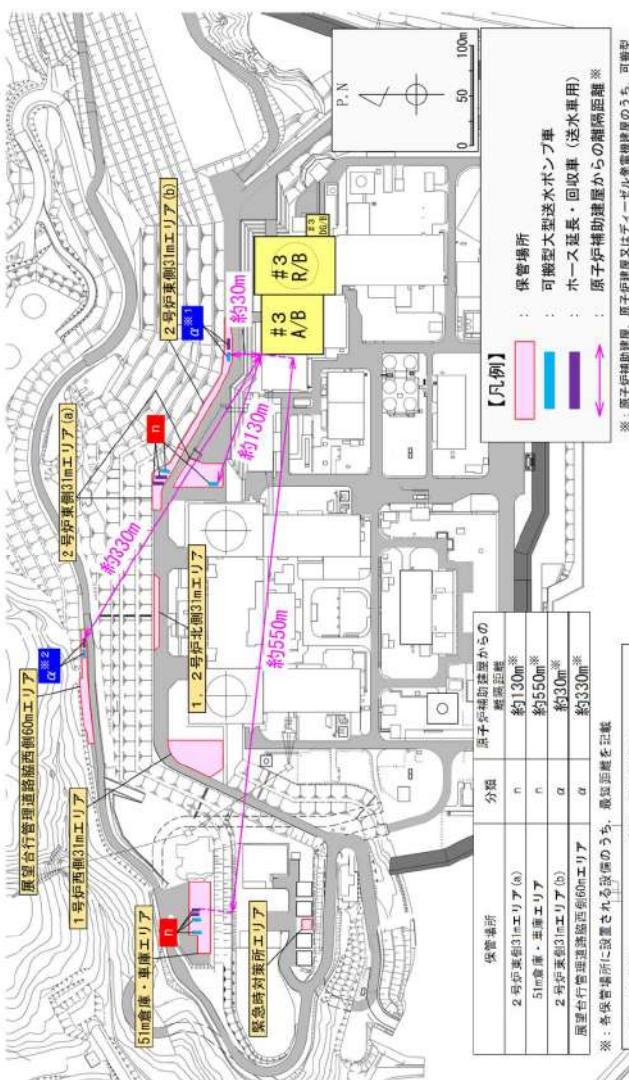
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため、P.共-6-4を再掲</p> <p>同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む）と100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失することの防止を図る設計とする。</p> <p>ただし、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散させるとともに、原子炉格納容器、使用済燃料ピット及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋並びに海水ポンプ室から100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>なお、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。</p>	<p>5. 位置的分散による機能維持設計</p> <p>5.1 位置的分散による機能維持の設計方針</p> <p>位置的分散による機能維持設計においては、「3. 竜巻防護に関する設計方針の考え方」及び「4.1 竜巻防護に関する重大事故等対処設備の設計方針」に基づき、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にある設備</p> <p>同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にある屋外重大事故等対処設備については、同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む）を防護するか、又は同じ機能を有する重大事故等対処設備（設計基準事故対処設備を兼ねている重大事故等対処設備も含む）と100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能を喪失することがない設計とする。なお、バックアップは、機能維持をはかるための設計を踏まえ、位置的分散を考慮した保管場所を定めて保管する。</p> <p>(2) 同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの設備</p> <p>同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの屋外重大事故等対処設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足するよう、バックアップも含めて分散させ、100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管することにより、竜巻により同じ機能を有する設備が同時に機能を喪失することがない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器、使用済燃料ピット及びこれらの設備が必要となる事象の発生を防止する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する（※1）ことにより、同じ機能を有する設備が同時に機能を喪失することがない設計とする。</p> <p>(※1) 重大事故等に対処するための機能を維持するため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備又は電源設備については2セット、それ以外は1セットについて離隔距離を確保して保管する。</p> <p>なお、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかにとることとし、この運用について、保安規定に定める。</p> <p>5.2 位置的分散による機能維持の設計方針に基づく屋外重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>「5.1 位置的分散による機能維持の設計方針」に基づき決定した屋外重大事故等対処設備の保管場所及びその位置的分散について第5-1～5-10図に示す。</p>	<p>記載方針の相違【①】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準事故対処設備を竜巻による影響から防護することにより機能を維持する設計方針を記載する。</li> </ul> <p>建設構成の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、竜巻による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要なセット数を建屋から離隔して保管する設計方針としている。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

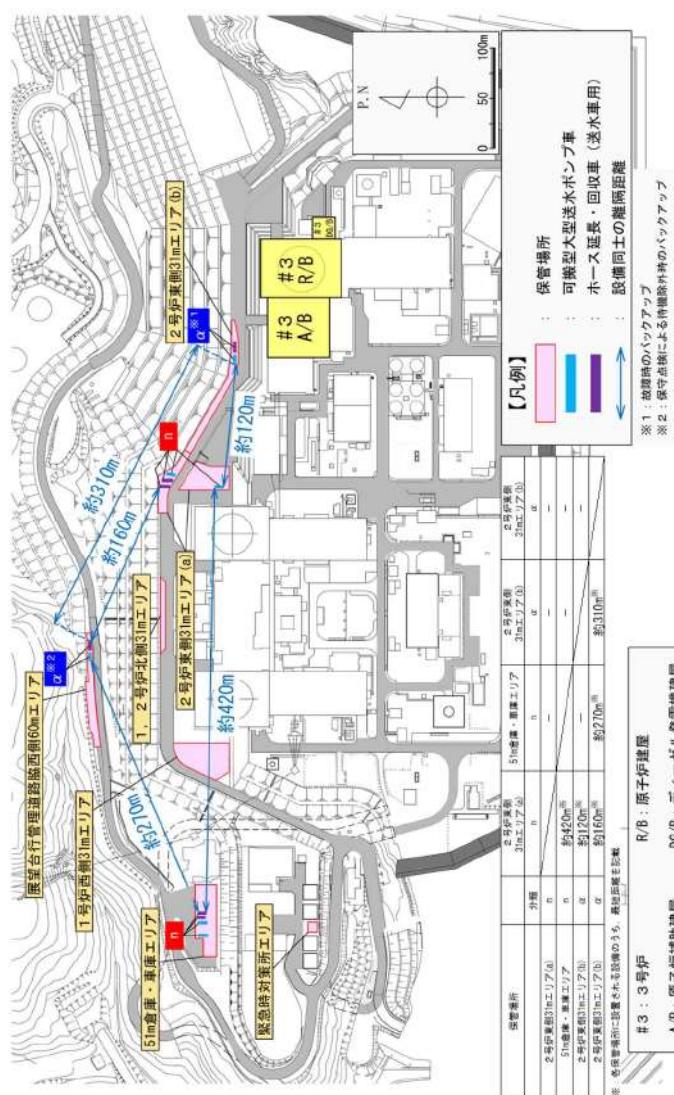
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <p style="text-align: center;">【凡例】</p> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>分類</td> <td>原子炉補助建屋からの距離</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a) 5m倉庫・車庫</td> <td>n</td> <td>約130m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>n</td> <td>約550m※</td> </tr> <tr> <td>1号炉西側31mエリア</td> <td>α</td> <td>約30m※</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>α</td> <td>約330m※</td> </tr> </table> <p>※：各保管場所に設置される設備のうち、最適面積を記載</p> <p style="text-align: right;">#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 D/G : ディーゼル発電機建屋</p> <p style="text-align: right;">赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）          青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）          緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p style="text-align: right;">※1：故障時のバックアップ          ※2：保守点検による外掛外風のバックアップ</p> <p style="text-align: right;">第5-1図(1/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画（可搬型大型送水ポンプ車：2 n + α）</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離	2号炉東側31mエリア(a) 5m倉庫・車庫	n	約130m※	2号炉東側31mエリア(b)	n	約550m※	1号炉西側31mエリア	α	約30m※	1, 2号炉北側31mエリア	α	約330m※	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離															
2号炉東側31mエリア(a) 5m倉庫・車庫	n	約130m※															
2号炉東側31mエリア(b)	n	約550m※															
1号炉西側31mエリア	α	約30m※															
1, 2号炉北側31mエリア	α	約330m※															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

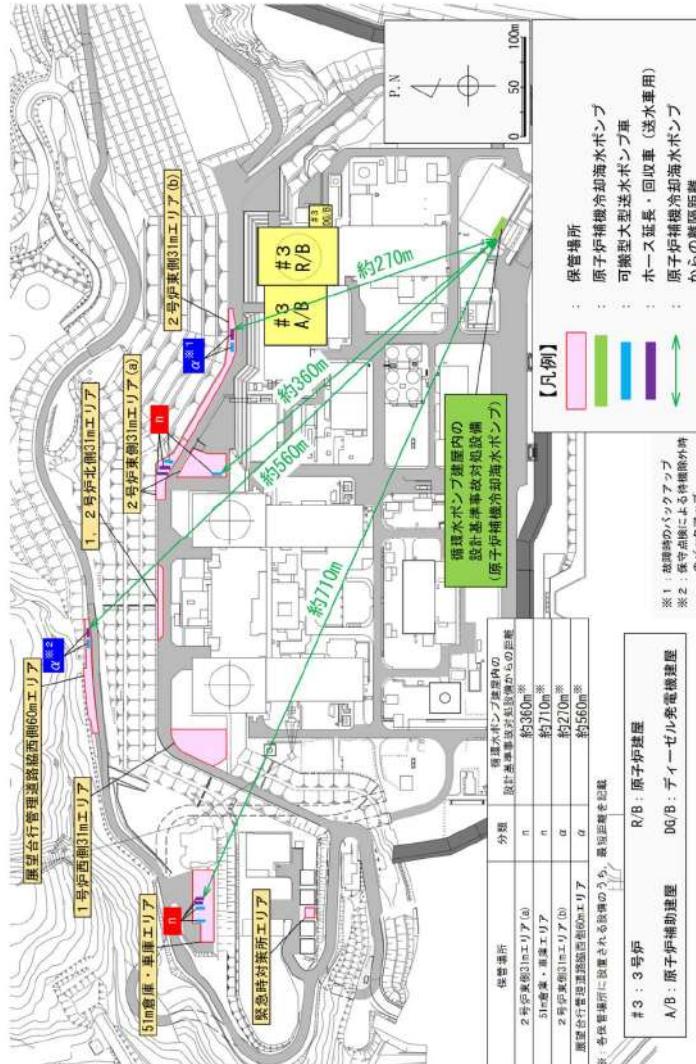
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>分類</th> <th>距離</th> <th>分類</th> <th>距離</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約310m</td> <td>1号炉西側3m</td> <td>約160m</td> <td>2号炉東側3m</td> <td>約210m</td> <td>2号炉東側3m</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>約20m</td> <td>緊急待機所</td> <td>約120m</td> <td>2号炉東側3m</td> <td>約310m</td> <td>2号炉東側3m</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>約160m</td> <td>2号炉東側3m</td> <td>約20m</td> <td>緊急待機所</td> <td>約310m</td> <td>2号炉東側3m</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td>約210m</td> <td>1号炉西側3m</td> <td>約310m</td> <td>2号炉東側3m</td> <td>約20m</td> <td>緊急待機所</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> <td>a</td> <td>n</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保育園表示を含むものを含む。      #3 : 3号炉      R/B : 原子炉建屋      A/B : 原子炉補助建屋      DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>※1 : 故障時のバックアップ      ※2 : 保守点検による作業場所待機用バッファップ</p> <p>第5-1図(2/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかるる具体的な配置計画 (可搬型大型送水ポンプ車 : 2 n + α)</p> <p>(可搬型大型送水ポンプ車 : 2 n + α)</p>	距離	分類	距離	分類	距離	分類	約310m	1号炉西側3m	約160m	2号炉東側3m	約210m	2号炉東側3m	n	a	n	a	n	a	約20m	緊急待機所	約120m	2号炉東側3m	約310m	2号炉東側3m	n	a	n	a	n	a	約160m	2号炉東側3m	約20m	緊急待機所	約310m	2号炉東側3m	a	n	a	n	a	n	約210m	1号炉西側3m	約310m	2号炉東側3m	約20m	緊急待機所	a	n	a	n	a	n	
距離	分類	距離	分類	距離	分類																																																			
約310m	1号炉西側3m	約160m	2号炉東側3m	約210m	2号炉東側3m																																																			
n	a	n	a	n	a																																																			
約20m	緊急待機所	約120m	2号炉東側3m	約310m	2号炉東側3m																																																			
n	a	n	a	n	a																																																			
約160m	2号炉東側3m	約20m	緊急待機所	約310m	2号炉東側3m																																																			
a	n	a	n	a	n																																																			
約210m	1号炉西側3m	約310m	2号炉東側3m	約20m	緊急待機所																																																			
a	n	a	n	a	n																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

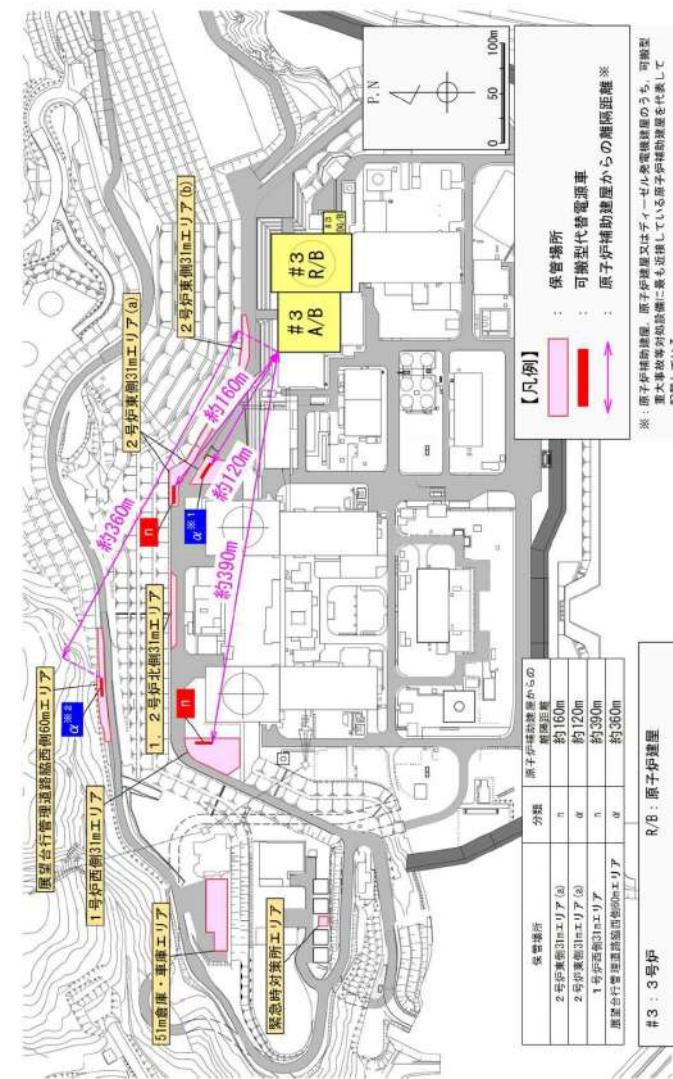
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	 <p>図例</p> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>ホース延長、回収車（送水車用）</td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>から</td> <td>からの離隔距離</td> </tr> </table> <p>※ 保管場所に配置される設備のうち、最短距離を記載</p> <p>※ 1 故障時のバックアップ      ※ 2 優守品側による待機隊外待機のバックアップ</p> <p>第5-1 図(3/3) 室外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型大型送水ポンプ車 : 2 n + α)</p>	保管場所	原子炉補機冷却海水ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車	ホース延長、回収車（送水車用）	ホース	原子炉補機冷却海水ポンプ	から	からの離隔距離	
保管場所	原子炉補機冷却海水ポンプ									
可搬型大型送水ポンプ車	ホース延長、回収車（送水車用）									
ホース	原子炉補機冷却海水ポンプ									
から	からの離隔距離									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

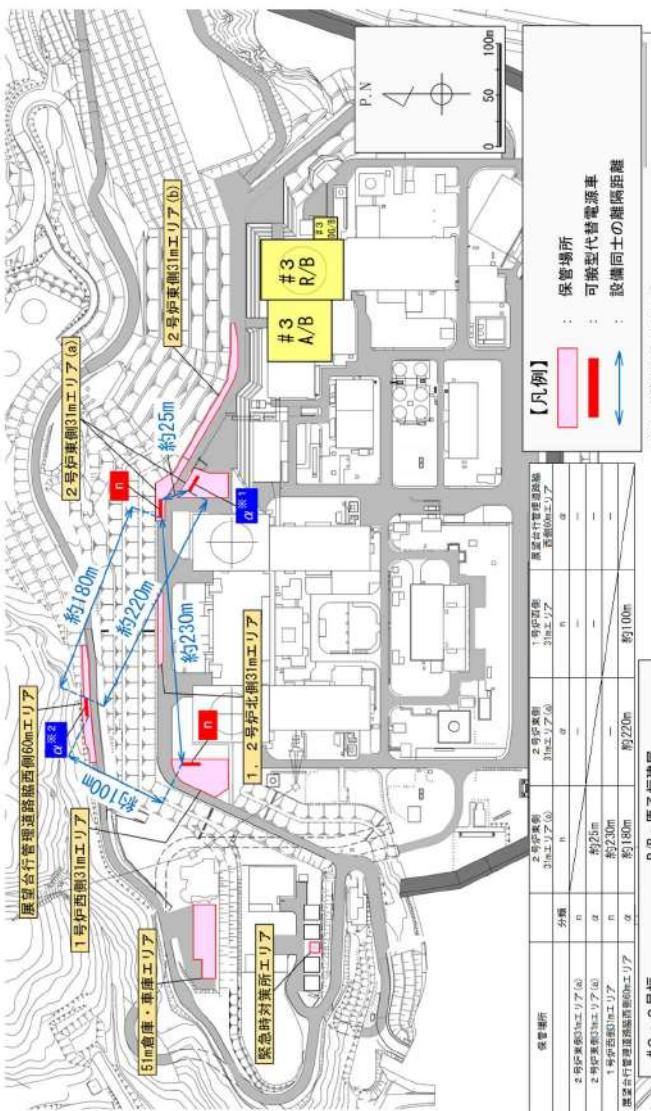
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <p>Site map of the Iwaki Nuclear Power Plant showing the following key areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>展望台行管理道路脇60mエリア (Observation deck area)</li> <li>1号炉西側30mエリア (1st reactor building west side 30m area)</li> <li>1,2号炉北側30mエリア (1,2nd reactor building north side 30m area)</li> <li>5m倉庫・車庫エリア (5m warehouse and garage area)</li> <li>緊急時待機所エリア (Emergency standby area)</li> <li>2号炉東側30mエリア (a) (2nd reactor building east side 30m area (a))</li> <li>2号炉東側30mエリア (b) (2nd reactor building east side 30m area (b))</li> <li>#3 A/B (3rd reactor building A/B)</li> <li>保管場所 (Storage facility)</li> <li>可搬型代替電源車 (Mobile temporary power source vehicle)</li> </ul> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保管場所</li> <li>■ 可搬型代替電源車</li> <li>■ 原子炉補助建屋からの離隔距離※</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <p>※1：故障時のバックアップ</p> <p>※2：保守点検による待機施外用のバックアップ</p> <p>※：原子炉補助建屋から原子炉建屋までの離隔距離</p> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>分類</td> <td>原子炉建屋からの 離隔距離</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側30mエリア (a)</td> <td>η</td> <td>約160m</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側30mエリア (b)</td> <td>α</td> <td>約120m</td> </tr> <tr> <td>1号炉南側30mエリア</td> <td>η</td> <td>約390m</td> </tr> <tr> <td>展望台行管理道路脇60mエリア</td> <td>α</td> <td>約360m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      D/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>第5-2図(1/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型代替電源車 : 2 n + α)</p>	保管場所	分類	原子炉建屋からの 離隔距離	2号炉東側30mエリア (a)	η	約160m	2号炉東側30mエリア (b)	α	約120m	1号炉南側30mエリア	η	約390m	展望台行管理道路脇60mエリア	α	約360m	
保管場所	分類	原子炉建屋からの 離隔距離															
2号炉東側30mエリア (a)	η	約160m															
2号炉東側30mエリア (b)	α	約120m															
1号炉南側30mエリア	η	約390m															
展望台行管理道路脇60mエリア	α	約360m															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

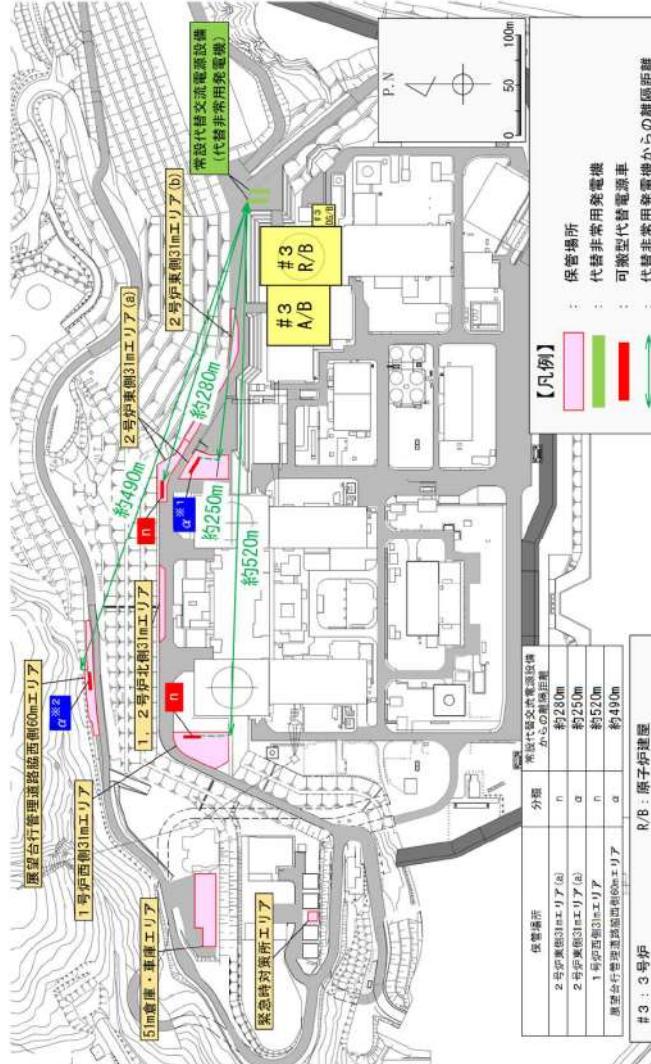
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing the locations of emergency response equipment relative to the reactor buildings and roads.</p> <p>The map highlights several key areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>1号炉西側31mエリア</b>: Located to the west of Reactor Building 1, with a distance of approximately 31m from the building.</li> <li><b>2号炉北側31mエリア</b>: Located to the north of Reactor Building 2, with a distance of approximately 31m from the building.</li> <li><b>2号炉東側31mエリア(a)</b>: Located to the east of Reactor Building 2, with a distance of approximately 31m from the building.</li> <li><b>2号炉東側31mエリア(b)</b>: Located to the east of Reactor Building 2, with a distance of approximately 31m from the building.</li> <li><b>5m倉庫・車庫エリア</b>: Located near the northern entrance of the plant, with a distance of approximately 5m from the entrance.</li> <li><b>緊急時対応所エリア</b>: Located near the northern entrance of the plant.</li> <li><b>黒塗台行管埋設道路南側60mエリア</b>: Located to the south of the black-painted embankment, with a distance of approximately 60m from the embankment.</li> </ul> <p>Legend (【凡例】):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保管場所 (Storage site)</li> <li>■ 可搬型代替電源車 (Movable temporary power source vehicle)</li> <li>■ 設備同士の距離距離 (Distance between equipment)</li> </ul> <p>※1: 故障時のバックアップ      ※2: 保守点検による待機時外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉      R/B : 原子炉建屋      DG/B : ティーゼル発電機建屋</p> <p>A/B : 原子炉補助建屋</p> <p>DG/B : 屋外重大事故等対処設備の位置的分散の具体的な配置計画 (可搬型代替電源車 : 2 n + α)</p> <p>第 5-2 図 (2/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

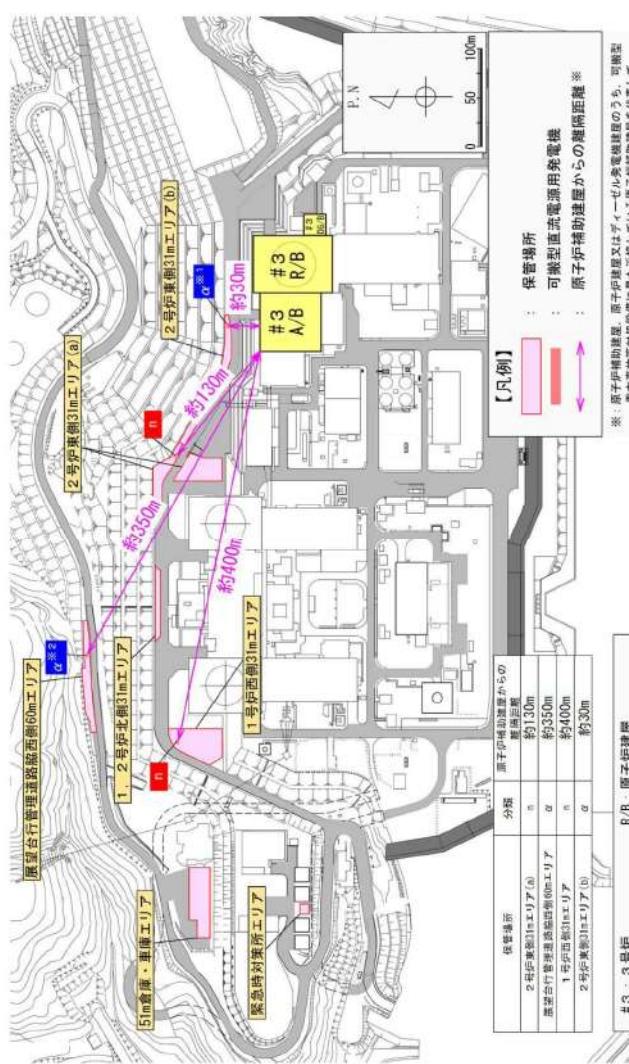
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所 : 保管場所</li> <li>代替非常用発電機 : 可搬型代替電源車</li> <li>代替非常用発電機からの離隔距離 : 代替非常用発電機からの離隔距離</li> </ul> <p>※1: 保管場のバックアップ      ※2: 保守点検による待機経外側のバックアップ</p> <p>第5-2図(3/3) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型代替電源車: 2n + α)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

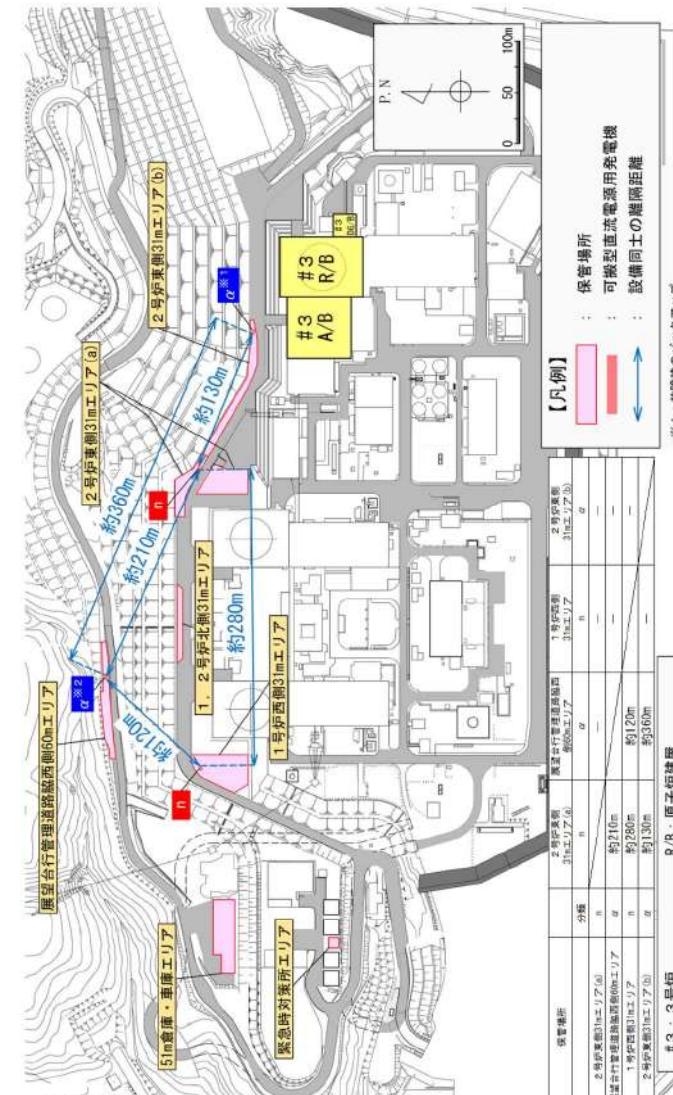
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保管場所</li> <li>■ 可燃型直流水源用発電機</li> <li>■ 原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可燃型 ※：重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して 記載している。</p> <p>※1：設置時のバックアップ</p> <p>※2：保守点検による待機換水時のバックアップ</p> <p>第5-3図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可燃型直流水源用発電機 : 2 n + α)</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

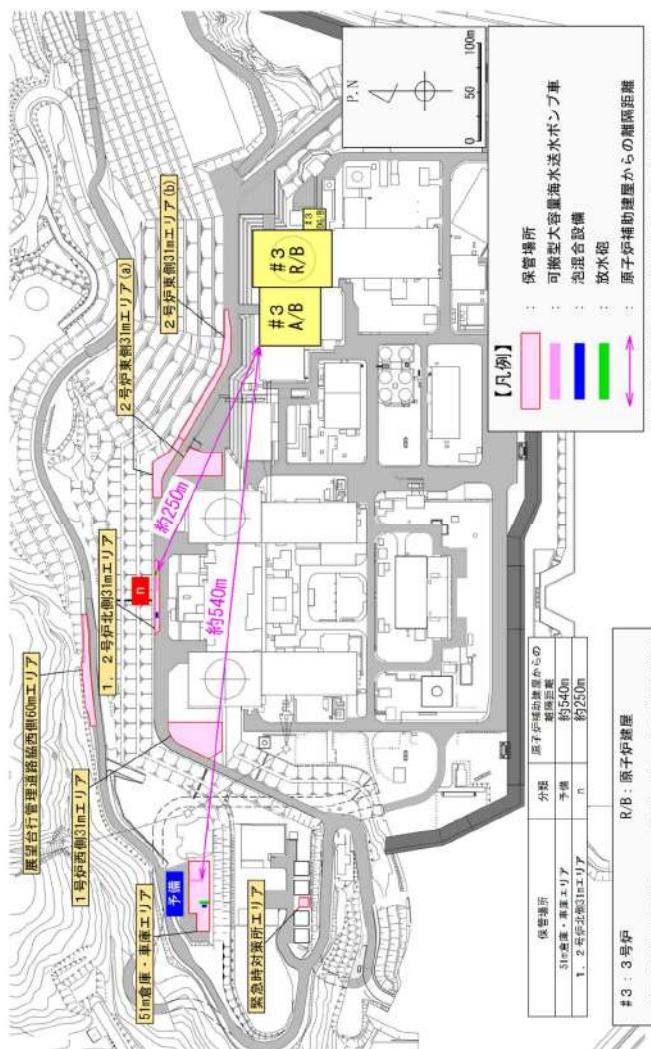
## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【図例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所 : </li> <li>可搬型直流水源用発電機 : </li> <li>設備同士の離隔距離 : </li> </ul> <p>※1 : 故障地のバックアップ      ※2 : 保守点検による待機外側のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      R/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>第5-3図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかるる具体的な配置計画 (可搬型直流水源用発電機 : 2 n + α)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

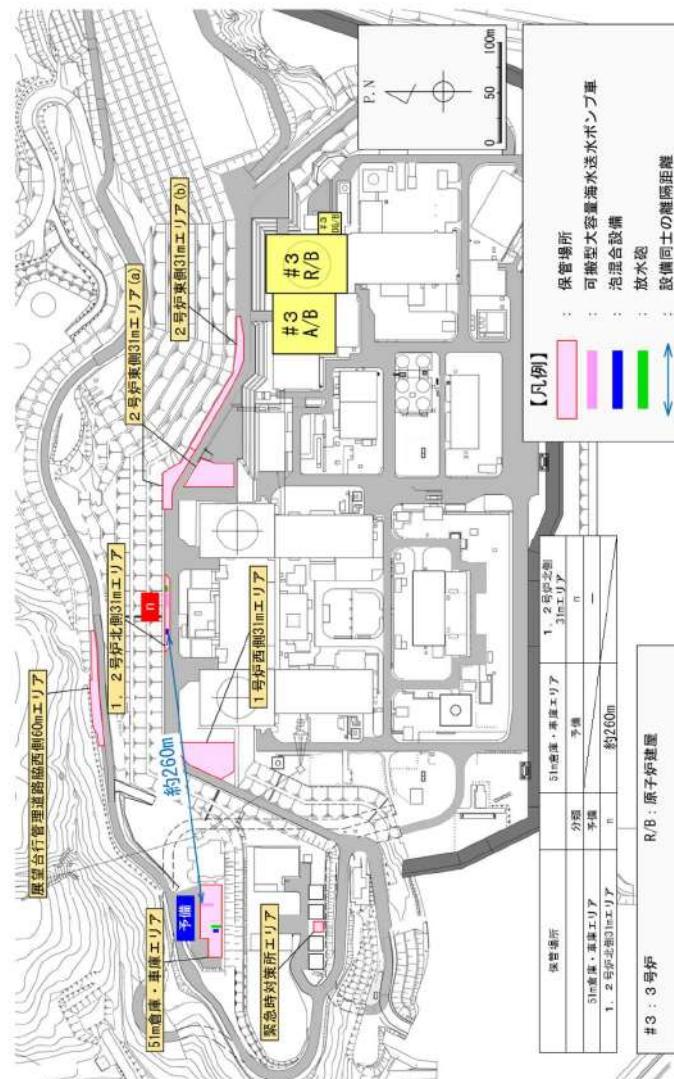
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大量海水送水ポンプ車</li> <li>汎用設備</li> <li>放水栓</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※ 原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型大量海水送水ポンプ車が設置されている箇所を保管場所として記載している。</p> <p>※ 大事故等対処設備に最も近接している箇所が補助建屋を代表して記載している。</p> <p>第5-4図(1/2) 星外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型大量海水送水ポンプ車、放水栓、泡混合設備 : n)</p>	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型大容量海水送水ポンプ車</li> <li>混合設備</li> <li>放水塔</li> <li>設備同士の離隔距離</li> </ul> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      D/B : ティーゼル発電機建屋</p> <p>第5-4図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる、具体的な配置計画 (可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水塔、泡混合設備 : n)</p>	

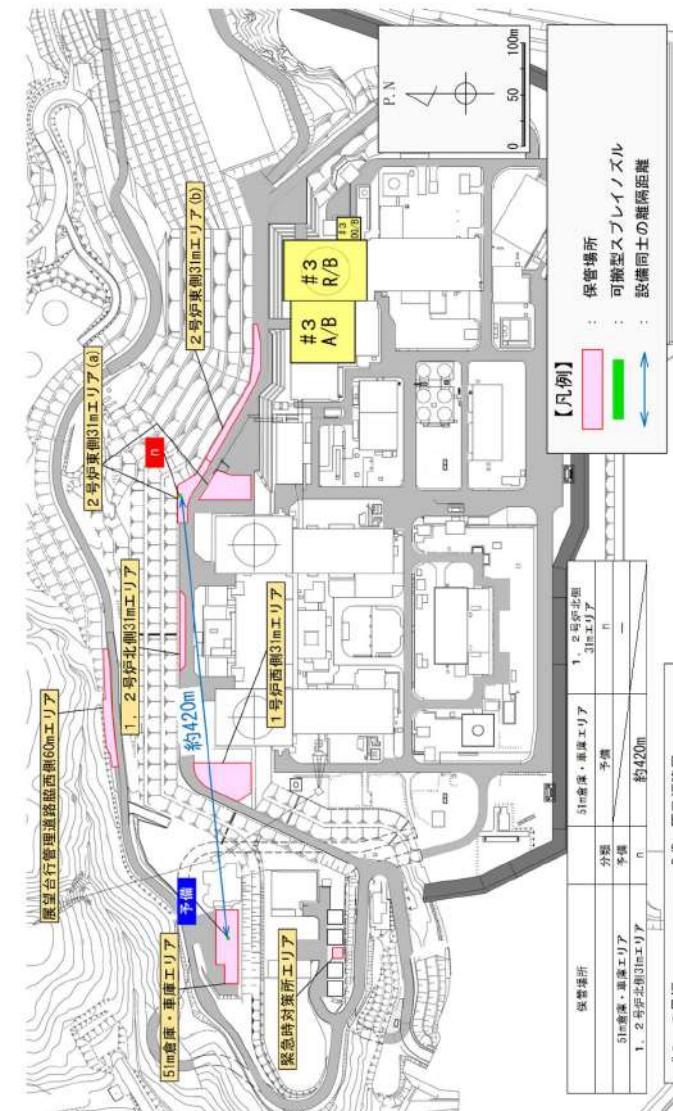
## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>可搬型スプレイノズル</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可燃性蒸気放出等対応設備に最も近接している原子炉建屋の距離を表示して記載している。</p> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>第5-5図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分離にかかる具体的な配置計画 (可搬型スプレイノズル : n)</p>	

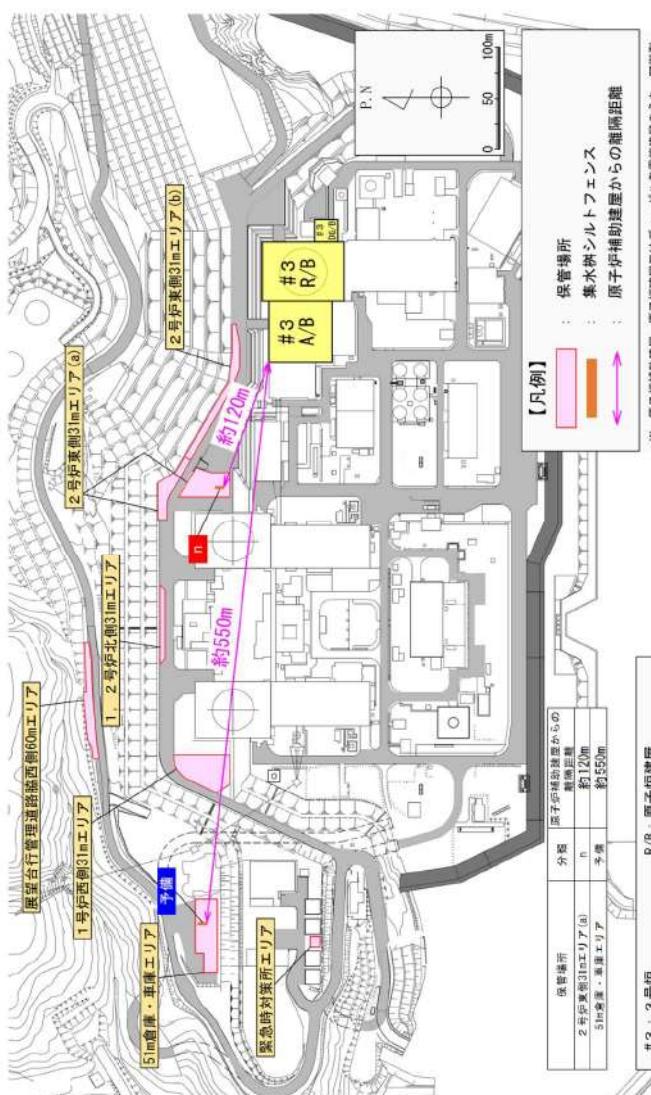
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site plan illustrates the layout of the Iwaki Nuclear Power Plant Unit 3. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Buildings:</b> #3 R/B (Reactor Building), #3 A/B (Auxiliary Building).</li> <li><b>Areas:</b> 展望台管理道路脇60mエリア (Observation deck management road side 60m area), 1, 2号炉北側31mエリア (1, 2号 reactor building north side 31m area), 1号炉西側31mエリア (1号 reactor building west side 31m area), 2号炉東側31mエリア (2号 reactor building east side 31m area), 2号外東側31mエリア (2号 outer east side 31m area), 5m倉庫・車庫エリア (5m warehouse・garage area), 緊急時待機所エリア (Emergency standby area), 1, 2号炉北側31mエリア (1, 2号 reactor building north side 31m area).</li> <li><b>Equipment:</b> 可搬型スプレイノズル (Portable spray nozzles) and 保管場所 (Storage location).</li> <li><b>Legend:</b> 【凡例】 (Example)             <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 保管場所 (Storage location)</li> <li>■ : 可搬型スプレイノズル (Portable spray nozzles)</li> <li>■ : 設備同士の離隔距離 (Equipment distance)</li> </ul> </li> <li><b>Scale:</b> 0 50 100m</li> </ul>	<p>第 5-5 図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかるる具体的な配置計画 (可搬型スプレイノズル : n)</p> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      D6/B : ティーザル発電機建屋</p>

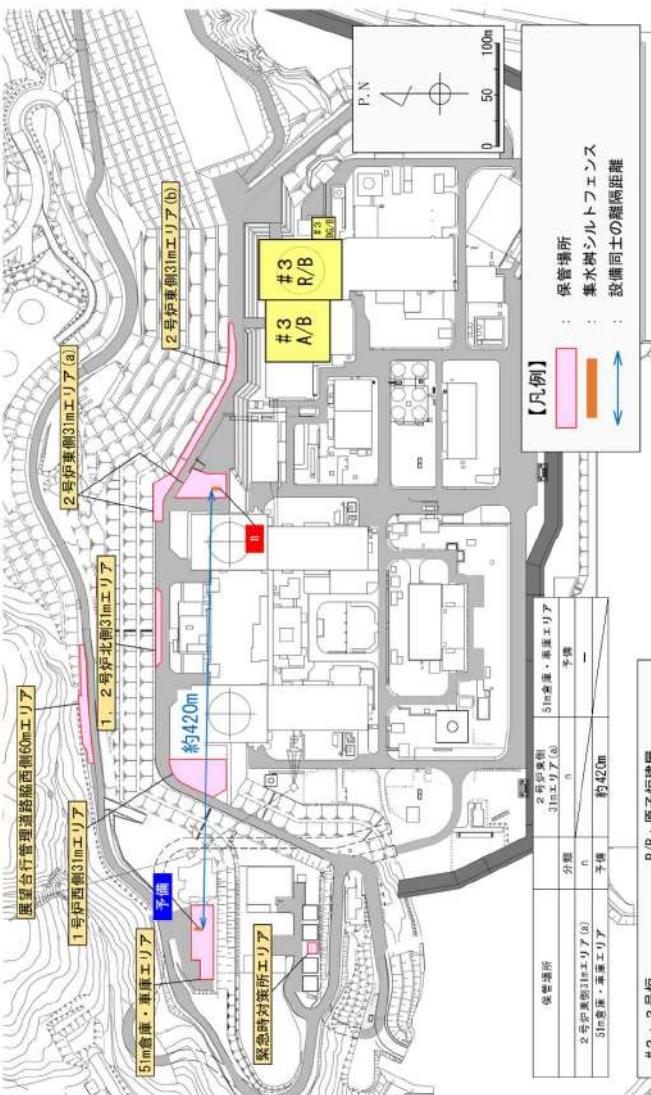
## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site plan of the Tomi Nuclear Power Plant showing Unit 3 and its surroundings. Various areas are highlighted in pink and yellow, and arrows indicate distances from the reactor building.</p> <p>【目次】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所 : 保管場所</li> <li>集水井シルトフェンス : 集水井シルトフェンス</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離 : 原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可燃性 亜火事象等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して 記載している。</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 A/B : 原子炉補助建屋</p> <p>第5-6図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具具体的な配置計画 (集水井シルトフェンス : n)</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>集水樹シルトフェンス</li> <li>設備同士の離隔距離</li> </ul> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 D/G : ティーゼル発電機建屋 R/B : 原子炉建屋</p> <p>第 5-6 図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画（集水樹シルトフェンス：n）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>【例】</p> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>分類</td> <td>原子炉補助建屋からの離隔距離</td> </tr> <tr> <td>1号炉西側30mエリア</td> <td>■</td> <td>約400m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側30mエリア (b)</td> <td>■</td> <td>約30m※</td> </tr> </table> <p>※ 各保管場所に設置される設備のうち、最近距離を記載。</p> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>第5-7 図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (可搬型タンクローリー : n)</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	1号炉西側30mエリア	■	約400m※	2号炉東側30mエリア (b)	■	約30m※	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離									
1号炉西側30mエリア	■	約400m※									
2号炉東側30mエリア (b)	■	約30m※									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第5-7図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散の具体的な配置計画          #3 : 3号炉          A/B : 原子炉補助建屋          D/B : ティーセル発電機建屋          R/B : 原子炉建屋          第5-7図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散の具体的な配置計画 (可搬型タンクローリー; n)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

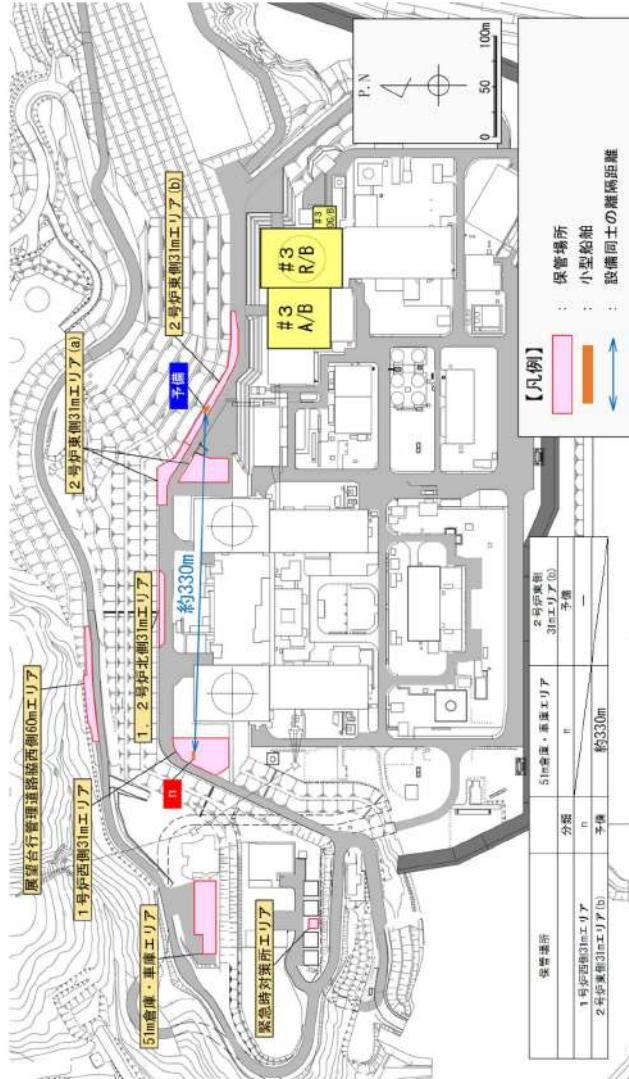
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 保管場所</li> <li>■ : 小型船舶</li> <li>■ : 原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※:原子炉防護施設、原子炉防護施設にも近接している原子炉補助施設を代表して記述している。</p> <p>第5-8 図(1/2) 室外重大事故等対処設備の位置的分散にかかるる具体的な配置計画 (小型船航: n)</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Iwaki Nuclear Power Plant showing the layout of buildings, roads, and emergency areas around the Unit 3 reactor building. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Reactor buildings #3 A/B (highlighted in yellow)</li> <li>Emergency areas: 1, 2号炉北側31mエリア (1, 2号炉北側31m Area), 1号炉西側31mエリア (1号炉西側31m Area), 2号炉東側31mエリア (2号炉東側31m Area), 51m倉庫・車庫エリア (51m Warehouse・Garage Area), 緊急時待機場所エリア (Emergency Standby Area).</li> <li>Distances: 約330m (approx. 330m) between buildings.</li> <li>Legend:             <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所 (Storage site): Pink rectangle</li> <li>子備 (Reserve): Blue rectangle</li> <li>小型船舶 (Small ship): Orange rectangle</li> <li>設備同士の離隔距離 (Distance between equipment): Blue double-headed arrow</li> </ul> </li> <li>Annotations: R/B: 原子炉建屋 (Reactor Building), D6/B: ティーゼル発電機建屋 (Diesel Generator Building).</li> </ul>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

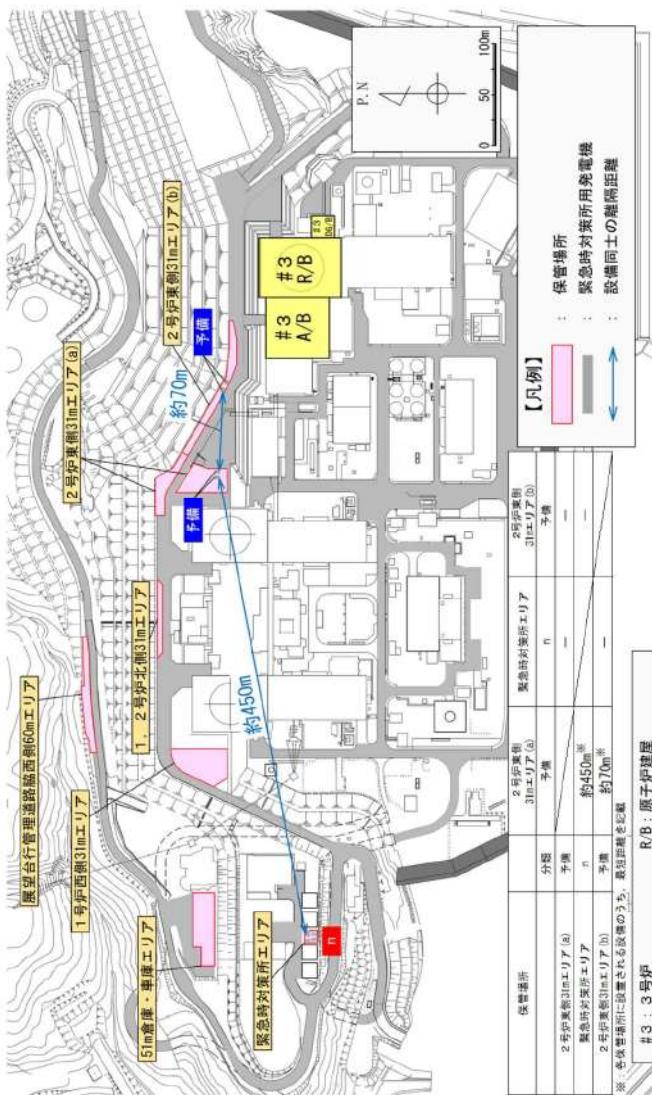
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>緊急時対策所用発電機</li> <li>原子炉補助建屋からの距離距離</li> </ul> <p>※ 原子炉補助建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可燃型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表記載している。</p> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>第5-9図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画 (緊急時対策所用発電機 : n)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

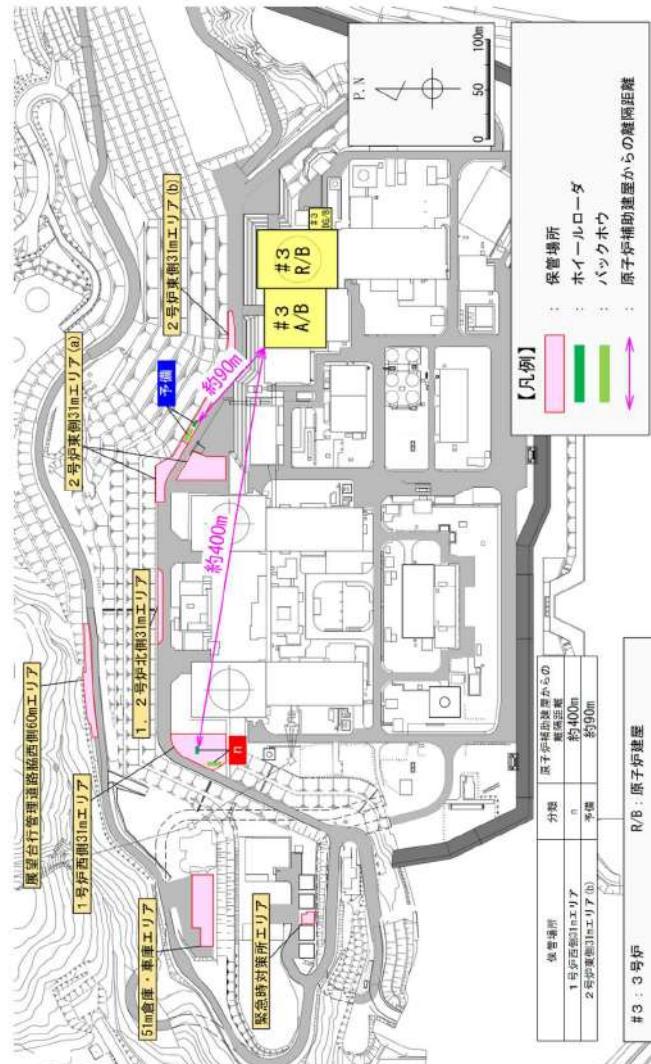
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing the locations of various emergency response facilities relative to the reactor buildings. Key areas labeled include:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号機西側3mエリア (1st Reactor West 3m Area)</li> <li>2号機東側3mエリア (a) (2nd Reactor East 3m Area (a))</li> <li>2号機東側3mエリア (b) (2nd Reactor East 3m Area (b))</li> <li>1、2号機北側3mエリア (1, 2nd Reactor North 3m Area)</li> <li>5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse &amp; Garage Area)</li> <li>緊急時対策所エリア (Emergency Response Area)</li> <li>展望台行管理道路脇西側50mエリア (Observation Deck Management Road Side 50m Area)</li> <li>#3 A/B (Reactor 3 A/B)</li> <li>#3 R/B (Reactor 3 R/B)</li> </ul> <p>Approximate distances from Reactor 3 A/B:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2号機東側3mエリア (a): 約10m (About 10m)</li> <li>2号機東側3mエリア (b): 約450m (About 450m)</li> <li>1、2号機北側3mエリア: 約450m (About 450m)</li> <li>5m倉庫・車庫エリア: 約70m (About 70m)</li> <li>緊急時対策所エリア: 約70m (About 70m)</li> <li>各保管場所に設置される設備のうち、最危険を応験 (Equipment installed at each storage facility, prioritized for safety)</li> </ul> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■: 保管場所 (Storage Facility)</li> <li>■: 緊急時対策所用発電機 (Emergency Response Generator)</li> <li>■: 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment)</li> </ul> <p>#3 : 3号炉      A/B : 原子炉補助建屋      R/B : 原子炉建屋      O/S : 屋外重大事故等対処設備</p> <p>第5-9図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散の具体的な配置計画 (緊急時対策所用発電機 : n)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

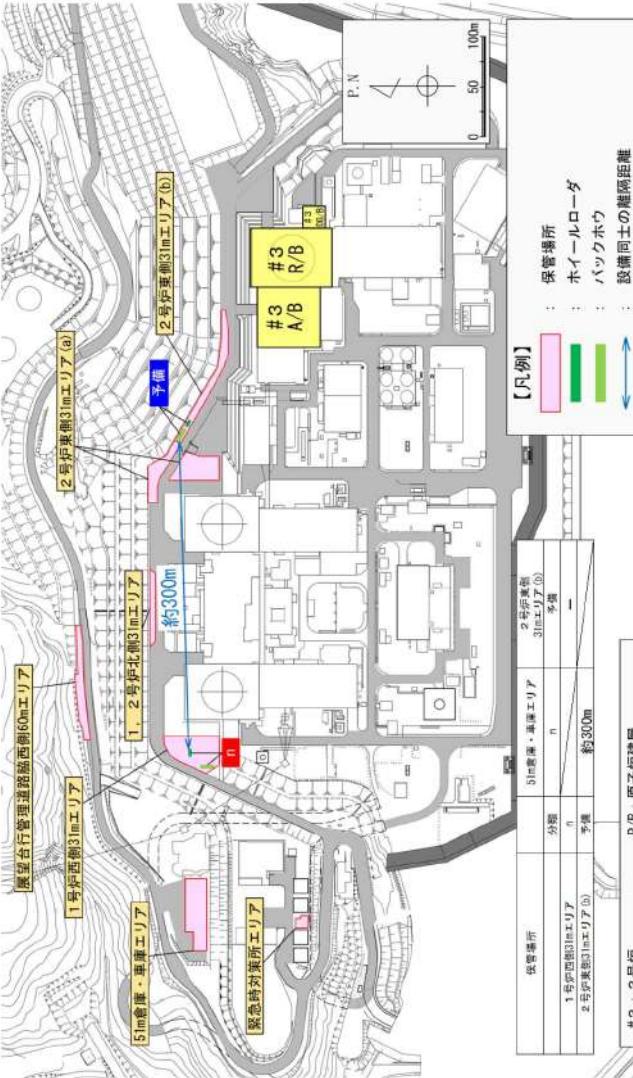
43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所</li> <li>ホイールローダ</li> <li>バックホウ</li> <li>原子炉補助建屋からの離隔距離</li> </ul> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋うち、荷物型最大放散量が既設廠に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <p>(ホイールローダ、バックホウ：アクセスルート確保)</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 A/B : 原子炉補助建屋</p>	<p>第5-10図(1/2) 屋外重大事故等対処設備の位置的分散にかかる具体的な配置計画</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ティーセル発電機建屋</p> <p>赤字 : A/B 原子炉補助建屋 青字 : DG/B : ティーセル発電機建屋</p> <p>第5-10図(2/2) 屋外重大事故等対処設備の位置の分散にかかる具体的な配置計画 (ホイールローダ、バックホウ: アクセスルート確保)</p>	

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため、P共-6-5を再掲</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、<b>固縛装置</b>により浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。</p> <p>固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えることがないよう、<b>固縛装置に適切な余長を持たせた</b>設計とする。</p>	<p>6. 悪影響防止のための固縛設計</p> <p>6.1 固縛の設計方針</p> <p>悪影響防止のための固縛については、「5. 位置的分散による機能維持設計」に示す位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするため、<b>全ての屋外の重大事故等対処設備を検討の対象とする。</b></p> <p>固縛装置の設計においては、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち可搬型の設備については、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。</p> <p>固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、<b>固縛装置が耐震設計に影響を与えることがない</b>設計とする。</p> <p>6.2 固縛対象設備の選定の考え方</p> <p>屋外の全ての重大事故等対処設備を対象に、浮き上がり発生の有無、横滑り対策の要否を検討し、固縛対象設備を選定する。なお、複数の設備をコンテナ、車両に保管している場合は、コンテナ、車両毎に固縛対象設備を選定する。</p> <p>6.3 設計荷重</p> <p>屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価に用いる荷重として、竜巻の風荷重によって、固縛対象設備が浮き上がり又は横滑りを起こした場合に、固縛装置に作用する荷重を設計荷重とする。なお、浮き上がり及び横滑りの荷重の両方を考慮する設備については、両者を比較し、大きい荷重を設計荷重とする。</p> <p>浮き上がりに伴い固縛装置に作用する荷重の算出については、空力パラメータから算出される全浮力が自重よりも大きく浮き上ると判断される設備に対して行う。</p> <p>横滑りに伴い固縛装置に作用する荷重の算出については、固縛対象設備が横滑りによって移動した場合に防護対象施設に衝突する可能性がある設備を、横滑りを考慮する設備に対して行うが、固縛装置の設計における保守性を確保するため、固縛対象設備の地表面の摩擦力を考慮しないこととする。</p> <p>竜巻の風速としては、設置（変更）許可にて設定する最大風速100m/sを使用することとする。</p> <p>以上の設計方針に基づく固縛装置の概要及び評価例を添付1に示す。</p>	<p><a href="#">記載方針の相違【1】</a></p> <p><a href="#">記載方針の相違【2】</a></p> <p>固縛装置の設計は、泊では添付1に記載する。</p>

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由					
<p><b>竜巻に対する屋外SA設備の防護対策</b>          （竜巻の特性を踏まえた設計の考え方）</p> <table border="1"> <tr> <td><b>竜巻の特性</b></td> <td> <p>竜巻は、他の自然現象（地震、積雪、火山灰）に比べて、局所的に被害を発生させる自然現象である。（H18.11に北海道で、H24.5に茨城県で発生したF3竜巻の巻き渦直径は、それぞれ35m、60mと報告されている）</p> </td> </tr> <tr> <td><b>DB設備の竜巻防護設計の考え方</b></td> <td> <p>DB設備（安全施設）について          「は、設計竜巻（最大風速100m/s）に対して竜巻防護措置を施し、竜巻が起因となる重大事故等の発生を防止するよう措置している。</p> </td> </tr> <tr> <td><b>SA設備の竜巻防護設計の考え方</b></td> <td> <p>SA設備による荷重を考慮しても、SAに対処するために必要な機能を確保するよう設計する。          ・竜巻は局所的に被害を発生させるため、SA設備（同じ機能を有するSA設備（同じ機能を有するDB設備を含む）から離して配置することによって、共通要因による機能喪失を防止する。</p> </td> </tr> </table>	<b>竜巻の特性</b>	<p>竜巻は、他の自然現象（地震、積雪、火山灰）に比べて、局所的に被害を発生させる自然現象である。（H18.11に北海道で、H24.5に茨城県で発生したF3竜巻の巻き渦直径は、それぞれ35m、60mと報告されている）</p>	<b>DB設備の竜巻防護設計の考え方</b>	<p>DB設備（安全施設）について          「は、設計竜巻（最大風速100m/s）に対して竜巻防護措置を施し、竜巻が起因となる重大事故等の発生を防止するよう措置している。</p>	<b>SA設備の竜巻防護設計の考え方</b>	<p>SA設備による荷重を考慮しても、SAに対処するために必要な機能を確保するよう設計する。          ・竜巻は局所的に被害を発生させるため、SA設備（同じ機能を有するSA設備（同じ機能を有するDB設備を含む）から離して配置することによって、共通要因による機能喪失を防止する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>記載内容の相違          泊が2.～6.で記載している内容と同様</p>
<b>竜巻の特性</b>	<p>竜巻は、他の自然現象（地震、積雪、火山灰）に比べて、局所的に被害を発生させる自然現象である。（H18.11に北海道で、H24.5に茨城県で発生したF3竜巻の巻き渦直径は、それぞれ35m、60mと報告されている）</p>						
<b>DB設備の竜巻防護設計の考え方</b>	<p>DB設備（安全施設）について          「は、設計竜巻（最大風速100m/s）に対して竜巻防護措置を施し、竜巻が起因となる重大事故等の発生を防止するよう措置している。</p>						
<b>SA設備の竜巻防護設計の考え方</b>	<p>SA設備による荷重を考慮しても、SAに対処するために必要な機能を確保するよう設計する。          ・竜巻は局所的に被害を発生させるため、SA設備（同じ機能を有するSA設備（同じ機能を有するDB設備を含む）から離して配置することによって、共通要因による機能喪失を防止する。</p>						

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1. 章卷に対する屋外SA設備の防護対策

(具体的な設計内容)

卷方にに対する設計方針

- ・ 竜巻に対するSA設備の防護方針として、個々の設備に着目し、それぞれが竜巻に対して損傷しないよう設計する方策もあるが、大飯3,4号炉では、SA時に必要な機能に着目し、竜巻によって同じ機能を持つ設備が同時に機能喪失しないよう、配置を考慮した設計を行う。
  - ・ SA設備が竜巻飛来物となり他設備に悪影響を及ぼさないように、必要に応じて固縛措置を実施。

具体的在設計內容

共-5-5

<位置的分散>

屋外SA設備

屋外SA設備は、同じ機能を有するSA設備と同様に、車両の離発着情報をDB設備へ蓄積する。

する二と二より、電巻による同時損傷防止を図る。

なお、同じ機能を有する他の設備がない、 $1/2N$ 又は $N$ 要求の設備については、電巻によって1台が損傷したとしても必要を満足し、機能が損なわれないよう、予備も含めて分散して配置するとともに、CV、SFP及び、これらの設備( $1/2N$ 又は $N$ 要要求)が必要となる事象の発生を防止する原子炉周辺建屋及び制御建屋から100m以上離隔する。



電源車の例 耐震性も考慮し、余長を持たせて  
固縛

＜悪影響防止のための飛散防止＞  
竜巻の風荷重によって、SA設備が飛来物となり、他設備に対して悪影響を及ぼさないよう、ワイヤロープ等により固縛する。(耐震性も考慮し、全長を持たせて固縛)

### <可搬型SA設備への配慮>

初期動対応時間を確保することで、機動性を高める。

## 1. 竜巻に対する屋外SA設備の防護対策

(具体的な設計内容)

### 竜巻に対する設計方針

- 竜巻に対するSA設備の防護方針として、個々の設備に着目し、それぞれが竜巻に対して損傷しないよう設計する方策もあるが、大飯3,4号炉では、SA時に必要な機能に着目し、竜巻によって同じ機能を持つ設備が同時に機能喪失しないよう、配置を考慮した設計を行う。
- SA設備が竜巻飛来物となり他設備に悪影響を及ぼさないように、必要に応じて固縛措置を実施。

### 具体的な設計内容

具体的な設計内容	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>竜巻に対する設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"><li>竜巻に対するSA設備の防護方針として、個々の設備に着目し、それぞれが竜巻に対して損傷しないよう設計する方策もあるが、大飯3,4号炉では、SA時に必要な機能に着目し、竜巻によって同じ機能を持つ設備が同時に機能喪失しないよう、配置を考慮した設計を行う。</li><li>SA設備が竜巻飛来物となり他設備に悪影響を及ぼさないように、必要に応じて固縛措置を実施。</li></ul>	<p>竜巻に対するSA設備は、同じ機能を有するSA設備(同じ機能を有するDB設備も含む)と100m以上離隔することにより、竜巻による同時損傷防止を図る。 なお、同じ機能を有する他の設備がなく、1/2N又はN要求の設備については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要な機能が損なわれないよう、予備も含めて分散して配置するとともに、CV、SFP及び、これらの設備(1/2N又はNの設備)が必要となる事象の発生を防止するDB設備、SA設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋から100m以上離隔する。</p> <p>竜巻の風荷重によって、SA設備が飛来物となり、他設備に対して悪影響を及ぼさないよう、ワイヤロープ等により固縛する。(耐震性も考慮し、余長を持たせて固縛)</p> <p>可搬型SA設備への配慮</p> <p>固縛するワイヤロープの数をできるだけ少なくすることにより取外し時間を短縮し、SA時の初動対応時間とを確保することで、機動性を高める。</p>  <p>電気車の例</p> <p>耐震性も考慮し、余長を持たせて 固縛</p>	<p>記載内容の相違</p> <p>泊が2.~6.で記載している内容と同様</p>

共-5-5

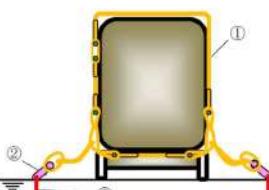
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>1/2N又はN要求設備の竜巻防護の考え方</b></p> <p>設計と運用の両面での対応により、竜巻の荷重に対しても機能を損なわないようとする方針としており、設置変更許可とも整合している。</p> <p><b>設計方針</b></p> <p>同じ機能を有する他の設備がなく、1/2N又はN要求の設備(CV、SFPが著しい損傷に至った際に放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水砲等)については、竜巻によって1台が損傷したとしても必要数を満足し、機能が損なわぬよう、予備も含めて分散して配置するとともに、CV、SFP及びこれらの設備(1/2N又はNの設備)が必要となる事象の発生を防止するDB設備、SA設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋から100m以上離隔する。</p> <p>＜可搬型SA設備への配慮＞ 固縛するワイヤロープの数をできるだけ少なくすることにより取り外し時間を短縮し、SA時の初動対応時間を確保することで、機動性を高める。</p> <p><b>運用方針</b></p> <p>竜巻が襲来して、個々のSA設備が損傷した場合は、代替品の補充等を行い、対応できない場合は原子炉を停止させる等、リスク低減のための運用を定める。</p>		<p>泊が3で記載している内容と同様</p> <p>記載内容の相違</p>



## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 屋外重大事故等対処設備の巻き固縛について</p> <p><b>1. 概要</b></p> <p>泊発電所3号炉の屋外重大事故等対処設備の巻き防護については、位置的分散による機能維持と、固縛による悪影響防止により達成する方針としている。本資料は、悪影響防止のための固縛装置の概要について説明するものである。</p> <p><b>2. 固縛装置の設計方針</b></p> <p>固縛装置については、「固縛対象が巻時に移動しない固縛装置」と「固縛対象が巻時に移動することを考慮する固縛装置」に分けられる。これらの設計方針について以下に示す。</p> <p><b>2.1 固縛対象が巻時に移動しない固縛装置の設計方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固縛装置は、固縛対象設備に作用する巻による横滑り荷重又は浮き上がり荷重に対して、その移動を制限し、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのないよう巻による荷重により固縛装置の構成部材が破断しない設計とする。（アンカーについては弾性域におさえる）</li> <li>・固縛装置の強度設計においては、複数の固縛装置が固縛対象に設置されている場合にあっても、装置単体で設計荷重（風速100m/sの静荷重）に耐える設計とする。</li> <li>・耐震設計に影響を与えることがない設計とする。</li> </ul> <p><b>2.2 固縛対象が巻時に移動することを考慮する固縛装置の設計方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固縛装置は、固縛対象設備に作用する巻による横滑り荷重又は浮き上がり荷重に対して、その移動を制限し、設計基準事故対処設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのないよう巻による荷重により固縛装置の構成部材が破断しない設計とする。（アンカーについては弾性域におさえる）</li> <li>・固縛装置の設計に当たっては、衝撃荷重を考慮した場合でも、固縛装置が破断しないように設計荷重（風速100m/sの静荷重）に対して2倍以上の裕度を持たせる設計とする。</li> <li>・耐震設計に影響を与えることがない設計とする。</li> </ul> <p><b>3. 固縛方法及び固縛装置の構成（固縛対象が巻時に一定の移動を許容する例）</b></p> <p>固縛対象が巻時に移動することを許容する例としては、車両型の屋外重大事故等対処設備が上げられる。固縛装置の構成を図1、固定材を図2～3に示す。高強度繊維ロープにて、車両と固定材を結ぶことにより悪影響防止を図る。また、固縛装置の取り付けイメージを図4に示す。なお、連結補助材（シャックル等）は使用しない。</p>	<p style="text-align: center;">記載方針の相違【①】</p>

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	 <p>①連結材：高強度繊維ロープ      ②固定材：フレノリンクボルト（図2）      又は鋼製プレート（図3）      ③基礎（アンカー）</p> <p>図1 固縛装置の構成</p>  <p>図2 フレノリンクボルトイメージ</p>  <p>図3 鋼製プレート</p>  <p>図4 固縛装置の取り付けイメージ</p> <p>4. 固縛装置の強度評価結果例（固縛対象が竜巻時に移動することを考慮する例）      対象車両：可搬型代替電源車      車両諸元：長さ16.59m 幅2.438m 高さ4.992m 重量47,910kg      風荷重：607kN      固縛数：7箇所      強度評価結果：設計荷重（表1）</p> <p>表1：設計荷重における強度評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>作用する荷重(kN)</th> <th>許容限界(kN)</th> <th>裕度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結材</td> <td>44 kN</td> <td>250 kN</td> <td>5.68</td> </tr> <tr> <td>固定材</td> <td>87 kN</td> <td>294 kN</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>基礎（アンカー）</td> <td>87 kN</td> <td>294 kN</td> <td>3.37</td> </tr> </tbody> </table> <p>作用する荷重が、許容限界に対して2以上の裕度があることを確認した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	評価対象	作用する荷重(kN)	許容限界(kN)	裕度	連結材	44 kN	250 kN	5.68	固定材	87 kN	294 kN	3.37	基礎（アンカー）	87 kN	294 kN	3.37	<a href="#">記載方針の相違【1】</a>
評価対象	作用する荷重(kN)	許容限界(kN)	裕度															
連結材	44 kN	250 kN	5.68															
固定材	87 kN	294 kN	3.37															
基礎（アンカー）	87 kN	294 kN	3.37															

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">添付2</p> <p>許可基準43条の要求事項と竜巻防護に関する設計方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">第43条要求事項</th><th style="width: 50%;">竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 多様性及び独立性、位置的分散 第2項2号（共用の禁止）  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</td><td>第2項2号【対象外】  共用の禁止に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。</td></tr> <tr> <td>第2項第3号（常設設備の共通要因故障防止）  常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td>第2項第3号【対象】  外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。</td></tr> <tr> <td>第3項第3号（可搬一常設の接続口）  常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</td><td>第3項第3号【対象】  建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。</td></tr> <tr> <td>第3項第5号（可搬設備の保管場所）  地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</td><td>第3項第5号及び7号【対象】  外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。</td></tr> <tr> <td>第3項第7号（可搬設備の共通要因故障防止）  重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）	1. 多様性及び独立性、位置的分散 第2項2号（共用の禁止）  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。	第2項2号【対象外】  共用の禁止に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	第2項第3号（常設設備の共通要因故障防止）  常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	第2項第3号【対象】  外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。	第3項第3号（可搬一常設の接続口）  常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。	第3項第3号【対象】  建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。	第3項第5号（可搬設備の保管場所）  地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	第3項第5号及び7号【対象】  外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。	第3項第7号（可搬設備の共通要因故障防止）  重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。		<a href="#">記載方針の相違【1】</a>
第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）													
1. 多様性及び独立性、位置的分散 第2項2号（共用の禁止）  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。	第2項2号【対象外】  共用の禁止に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。													
第2項第3号（常設設備の共通要因故障防止）  常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	第2項第3号【対象】  外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、設計基準事故対処設備等の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。													
第3項第3号（可搬一常設の接続口）  常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。	第3項第3号【対象】  建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。													
第3項第5号（可搬設備の保管場所）  地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	第3項第5号及び7号【対象】  外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。													
第3項第7号（可搬設備の共通要因故障防止）  重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。														

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第43条要求事項</th><th>竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>2. 悪影響防止</b>  <b>第1項第5号（悪影響防止）</b>                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                 </td><td> <b>第1項5号【対象】</b>                      外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。                 </td></tr> <tr> <td> <b>3. 容量等</b>  <b>第2項第1号（常設設備の容量等）</b>                      想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。  <b>第3項第1号（可搬設備の容量等）</b>                      想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。                 </td><td> <b>第2項第1号及び第3項第1号【対象外】</b>                      設備の容量等に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> </tbody> </table>	第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）	<b>2. 悪影響防止</b> <b>第1項第5号（悪影響防止）</b> 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。	<b>第1項5号【対象】</b> 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。	<b>3. 容量等</b> <b>第2項第1号（常設設備の容量等）</b> 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 <b>第3項第1号（可搬設備の容量等）</b> 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。	<b>第2項第1号及び第3項第1号【対象外】</b> 設備の容量等に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<a href="#">記載方針の相違【①】</a>
第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）							
<b>2. 悪影響防止</b> <b>第1項第5号（悪影響防止）</b> 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。	<b>第1項5号【対象】</b> 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を及ぼさない設計とする。							
<b>3. 容量等</b> <b>第2項第1号（常設設備の容量等）</b> 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。 <b>第3項第1号（可搬設備の容量等）</b> 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有すること。	<b>第2項第1号及び第3項第1号【対象外】</b> 設備の容量等に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第43条要求事項</th><th>竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>4. 環境条件等</b>  <b>第1項第1号（環境条件）</b>                      想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。                 </td><td> <b>第1項第1号【対象外】</b>                      重大事故等時の環境条件として設定する自然現象としては風（台風）に包絡されるため、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> <tr> <td> <b>第1項第6号（操作環境）</b>                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。  <b>第3項第4号（可搬設備の操作環境）</b>                      想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。                 </td><td> <b>第1項第6号及び第3項4号【対象外】</b>                      放射線影響を考慮した操作環境に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> </tbody> </table>	第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）	<b>4. 環境条件等</b> <b>第1項第1号（環境条件）</b> 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。	<b>第1項第1号【対象外】</b> 重大事故等時の環境条件として設定する自然現象としては風（台風）に包絡されるため、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<b>第1項第6号（操作環境）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 <b>第3項第4号（可搬設備の操作環境）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。	<b>第1項第6号及び第3項4号【対象外】</b> 放射線影響を考慮した操作環境に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<a href="#">記載方針の相違【1】</a>
第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）							
<b>4. 環境条件等</b> <b>第1項第1号（環境条件）</b> 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。	<b>第1項第1号【対象外】</b> 重大事故等時の環境条件として設定する自然現象としては風（台風）に包絡されるため、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。							
<b>第1項第6号（操作環境）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 <b>第3項第4号（可搬設備の操作環境）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。	<b>第1項第6号及び第3項4号【対象外】</b> 放射線影響を考慮した操作環境に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第43条要求事項</th><th>竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>5. 操作性の確保</b>  <b>第1項第2号（確実な操作性）</b>                      想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                 </td><td> <b>第1項第2号【対象外】</b>                      操作性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> <tr> <td> <b>第1項第4号（切替性）</b>                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                 </td><td> <b>第1項第4号【対象外】</b>                      通常時の系統からの切替性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> <tr> <td> <b>第3項第2号（接続性）</b>                      常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。                 </td><td> <b>第3項第2号【対象外】</b>                      可搬設備と常設設備の接続性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> <tr> <td> <b>第3項第6号（アクセスルート）</b>                      想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。                 </td><td> <b>第3項第6号【対象】</b>                      屋外のアクセスルートは、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ及び段差箇所の復旧に対応可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。                      屋内のアクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。                 </td></tr> <tr> <td> <b>6. 試験・検査</b>  <b>第1項第3号（試験・検査）</b>                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                 </td><td> <b>第1項第3号【対象外】</b>                      設備の試験・検査に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。                 </td></tr> </tbody> </table>	第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）	<b>5. 操作性の確保</b> <b>第1項第2号（確実な操作性）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。	<b>第1項第2号【対象外】</b> 操作性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<b>第1項第4号（切替性）</b> 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。	<b>第1項第4号【対象外】</b> 通常時の系統からの切替性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<b>第3項第2号（接続性）</b> 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。	<b>第3項第2号【対象外】</b> 可搬設備と常設設備の接続性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<b>第3項第6号（アクセスルート）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	<b>第3項第6号【対象】</b> 屋外のアクセスルートは、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ及び段差箇所の復旧に対応可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。 屋内のアクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	<b>6. 試験・検査</b> <b>第1項第3号（試験・検査）</b> 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。	<b>第1項第3号【対象外】</b> 設備の試験・検査に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。	<a href="#">記載方針の相違【①】</a>
第43条要求事項	竜巻防護に関する設計方針（下線部は本文4項記載）													
<b>5. 操作性の確保</b> <b>第1項第2号（確実な操作性）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。	<b>第1項第2号【対象外】</b> 操作性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。													
<b>第1項第4号（切替性）</b> 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。	<b>第1項第4号【対象外】</b> 通常時の系統からの切替性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。													
<b>第3項第2号（接続性）</b> 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。	<b>第3項第2号【対象外】</b> 可搬設備と常設設備の接続性に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。													
<b>第3項第6号（アクセスルート）</b> 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	<b>第3項第6号【対象】</b> 屋外のアクセスルートは、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ及び段差箇所の復旧に対応可能なバックホウをそれぞれ1台使用する。 屋内のアクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。													
<b>6. 試験・検査</b> <b>第1項第3号（試験・検査）</b> 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。	<b>第1項第3号【対象外】</b> 設備の試験・検査に関する要求であり、竜巻防護設計に関係する要求事項ではない。													

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>共一6 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備については、待機時及び機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。重大事故等対処設備の待機時の外部事象に対する耐性を確保するに当たっては、共通要因故障（設置許可基準規則第四十三条第2項第三号、第四十三条第3項第七号）、接続箇所（同第四十三条第3項第三号）、保管場所（同第四十三条第3項第五号）、アクセスルート（同第四十三条第3項第六号）の各観点で、第六条外部事象説明資料にて網羅的に収集した事象に加え、重大事故等対処設備に特有の事象を考慮する。さらに各事象の発生可能性や影響度等を踏まえ重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象を選定する。</p> <p>なお、機能要求時の外部事象は、環境条件において考慮する。</p> <p>2. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する事象</p> <p>重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等の設計に際し考慮する外部事象は、第六条での設計基準事故対処設備への検討を踏まえ抽出する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に問わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p>	<p>共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備については、待機時及び機能要求時に適切な設計条件を与える必要がある。重大事故等対処設備の待機時の外部事象に対する耐性を確保するに当たっては、共通要因故障（設置許可基準規則第四十三条第2項第三号、第四十三条第3項第七号）、接続箇所（同第四十三条第3項第三号）、保管場所（同第四十三条第3項第五号）、アクセスルート（同第四十三条第3項第六号）の各観点で、第六条外部事象説明資料にて網羅的に収集した事象に加え、重大事故等対処設備に特有の事象を考慮する。さらに各事象の発生可能性や影響度等を踏まえ重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象を選定する。</p> <p>なお、機能要求時の外部事象は、環境条件において考慮する。</p> <p>2. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する事象</p> <p>重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等の設計に際し考慮する外部事象は、第六条での設計基準事故対処設備への検討を踏まえ抽出する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）は、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無にかかわらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定      「2.」に挙げた設計上考慮する事象のうち、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定を行う。</p> <p>第六条での検討結果より、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、<b>安全施設</b>への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕等の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、自然現象(地震及び津波を除く。)として洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮、人為事象として飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する外部事象に対する評価</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガスに対する評価結果を表1に示す。</p> <p>また、洪水、地滑り、高潮、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する評価を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口に対する評価については、「共一5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について」に詳細を記載する。</p> <p>(1) 洪水</p> <p>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>(2) 地滑り</p> <p>地すべり地形分布図や土砂災害危険箇所図等によると女川原子力発電所には地滑り、土石流並びにかけ崩れを起こすような地形は存在しない。</p> <p>(3) 高潮</p> <p>高潮の影響を受けない敷地高さに設置(非常用取水設備を除く。)・保管する設計とする。</p>	<p>3. 重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定      「2.」に挙げた設計上考慮する事象のうち、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象の選定を行う。</p> <p>第六条での検討結果より、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、<b>重大事故等対処設備</b>への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕等の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、自然現象(地震及び津波を除く。)として洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮、人為事象として飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>以上に加えて、重大事故等対処設備による対応が期待される、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対し設計上考慮する外部事象に対する評価</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガスに対する評価結果を表1に示す。</p> <p>また、洪水、地滑り、高潮、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する評価を以下に示す。</p> <p>なお、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口に対する評価については、「共一5 可搬型重大事故等対処設備の接続口について」に詳細を記載する。</p> <p>(1) 洪水</p> <p>敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>(2) 地滑り</p> <p>重大事故等対処設備を内包する原子炉建屋等及び屋外における可搬型重大事故等対処設備(可搬型モニタリングポストを除く。)の使用場所は地滑りにより影響を受ける範囲はない。また、可搬型モニタリングポストの使用場所は地滑りにより影響を受ける可能性があるが、当該箇所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更して測定するため、影響は受けない。</p> <p>(3) 高潮</p> <p>高潮の影響を受けない敷地高さに設置(非常用取水設備を除く。)・保管する設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b>      記載の適正化      • 43条本文の記載との整合</p> <p><b>【女川】</b>      設備(プラント立地条件)の相違      • 泊は発電所敷地内に地滑り地形があるため記載を変更。      • 女川には地滑り地形はないものの、想定した箇所にアクセスすることができない場合の対応は女川の1.17と同様。</p>

可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を第1.17-2図に示す。

ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬できる範囲に設置場所を変更する。

女川2号炉 1.17まとめ資料より

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、<b>設計基準事故対処設備</b>及び<b>常設重大事故等対処設備</b>が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、<b>少なくとも1セット</b>は、屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p><b>大飯3/4号炉 43条まとめ資料より</b></p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備又は電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、<b>少なくとも1セット</b>は100mの離隔距離を確保する。</p> <p><b>伊方3号炉 43条まとめ資料より</b></p>	<p>(4) 飛来物（航空機落下）</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<b>原子炉建屋</b>及び<b>制御建屋</b>から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する<b>屋外の設計基準事故対処設備等</b>及び<b>常設重大事故等対処設備</b>から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(5) ダムの崩壩</p> <p>発電所周辺にはダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いざれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壩による被害を受けることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突</p> <p>船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置（非常用取水設備を除く。）・保管する設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害</p> <p>環境条件として考慮し、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する。鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。</p> <p>(8) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<b>原子炉建屋</b>及び<b>制御建屋</b>から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する<b>屋外の設計基準事故対処設備等</b>及び<b>常設重大事故等対処設備</b>から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p>	<p>(4) 飛来物（航空機落下）</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、<b>設計基準事故対処設備等</b>及び<b>常設重大事故等対処設備</b>が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する<b>循環水ポンプ建屋内</b>の<b>設計基準事故対処設備</b>から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、<b>少なくとも1セット</b>は100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>(5) ダムの崩壩</p> <p>発電所周辺にはダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、敷地がダムの崩壩による被害を受けることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突</p> <p>船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置（非常用取水設備を除く。）・保管する設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害</p> <p>環境条件として考慮し、電磁波によりその機能が損なわれるおそれのある設備については、ラインフィルタや絶縁回路を設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する。鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等、電磁波の侵入を防止する処置を講じた設計とする。</p> <p>(8) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、<b>設計基準事故対処設備等</b>及び<b>常設重大事故等対処設備</b>が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内に設置される設計とする。</p>	<p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しない措置として、必要セット数を建屋と離隔して保管する設計方針とする。(伊方と同様。(8)も同様) 記載表現の相違 ・43条本文の記載との整合 ((8)も同様)</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・女川には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊には循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプがある。(43条本文の記載との整合) (8)も同様) ・屋外の常設重大事故等対処設備から「少なくとも1セット」離隔する方針は、大飯・伊方の43条における方針と同様。((8)も同様)</p> <p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・発電所立地条件の相違 記載表現の相違 ・6条(自然現象)別添1の表現との整合</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針</p> <p>第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準<b>対象施設</b>の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外郭となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事故防止設備は、外部事象によって対応する設計基準<b>対象施設</b>の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</li> <li>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</li> <li>(3) 外部事象が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料プール注水機能）が維持できること（各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準<b>対象施設</b>の機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</li> </ul> <p>外部事象による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1、表1に示す。方針(3)に示した、プラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未臨界移行機能：<b>ATWS緩和設備</b>（代替制御棒挿入機能）、<b>ATWS緩和設備</b>（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、<b>ほう酸水注入系</b></li> <li>・燃料冷却機能：<b>低圧代替注水系</b>（可搬型）</li> <li>・格納容器除熱機能：<b>原子炉補機代替冷却水系</b></li> <li>・使用済燃料プール注水機能：<b>燃料プール代替注水系</b>（常設配管）、<b>燃料プール代替注水系</b>（可搬型）</li> </ul>	<p>備がその機能を代替する<b>循環水ポンプ建屋内</b>の設計基準 事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。<b>また</b>、当該可搬型 重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重 大事故等対処設備から、<b>少なくとも1セットは</b>100m以上 の離隔距離を確保して保管する設計とする。</p> <p>5. 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針</p> <p>第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準<b>事故対処設備等</b>の安全機能と重大事故等対処設備の機能が同時に損なわれることがないことを確認するとともに、重大事故等対処設備の機能が喪失した場合においても、位置的分散又は頑健性のある外郭となる建屋による防護に期待できる代替手段等により必要な機能を維持できることを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備の機能維持は、以下の方針に従い評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事故防止設備は、外部事象によって対応する設計基準<b>事故対処設備等</b>の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</li> <li>(2) 重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、代替設備若しくは安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であること</li> <li>(3) 外部事象が発生した場合においても、重大事故等対処設備によりプラント安全性に関する主要な機能（未臨界移行機能、燃料冷却機能、格納容器除熱機能、使用済燃料<b>ピット</b>注水機能）が維持できること（各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準<b>事故対処設備等</b>の<b>安全</b>機能が同時に損なわれることはないが、安全上支障のない期間内での復旧により機能維持可能であることを確認する）</li> </ul> <p>外部事象による重大事故等対処設備への影響評価フロー並びに方針(1)及び(2)に対する評価結果をそれぞれ図1、表1に示す。方針(3)に示した、プラント安全性に関する主要な機能は、以下に例示するとおり重大事故等対処設備により維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未臨界移行機能：手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、<b>ほう酸水注入</b></li> <li>・燃料冷却機能：代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）</li> <li>・格納容器除熱機能：格納容器内自然対流冷却</li> <li>・使用済燃料<b>ピット</b>注水機能：使用済燃料<b>ピット</b>への注水</li> </ul>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・43条本文の記載との整合</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図1 外部事象による重大事故等対処設備への影響評価フロー</p> <p>※1：各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準対応機能が同時に損傷に曝露されることはないが、安全土支障ない期間内での損傷により機能維持可能であることを確認。</p>	<p>図1 外部事象による重大事故等対処設備の影響評価フロー</p> <p>※1：各外部事象により重大事故等対処設備と設計基準率放昇點許容度の安全機能同時に損傷されることはないが、安全土支障ない期間内での損傷により機能維持可能であることを確認。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共-7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 Fig. 1-3 Comparison chart of GCB protection settings between Ohi Units 3/4 and Onagawa Unit 2.	 Fig. 1-3 Comparison chart of GCB protection settings between Ohi Units 3/4 and Onagawa Unit 2.	 Fig. 1-3 Comparison chart of GCB protection settings between Ohi Units 3/4 and Onagawa Unit 2.	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

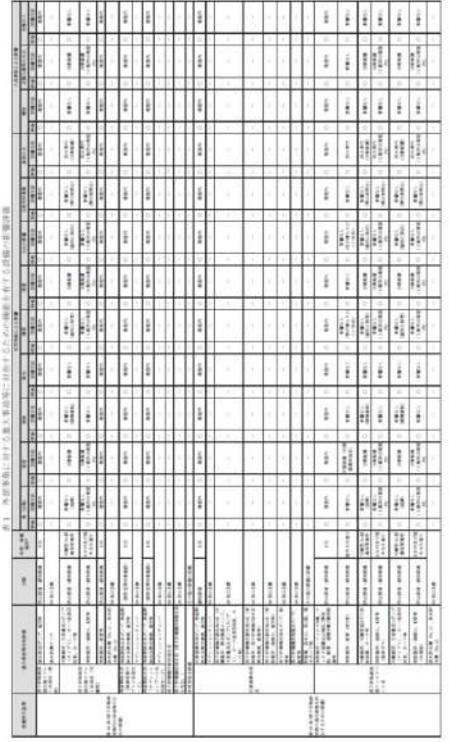
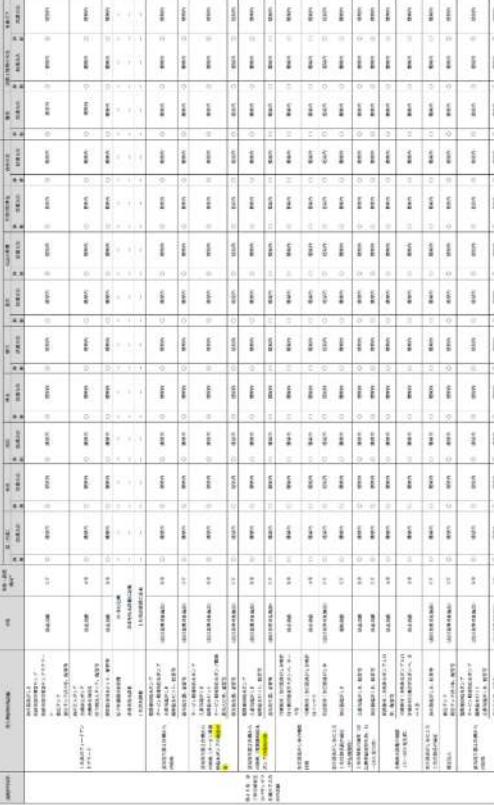
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

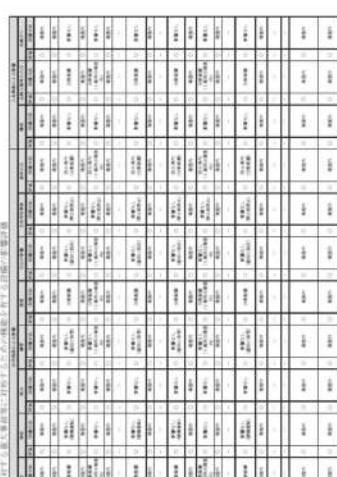
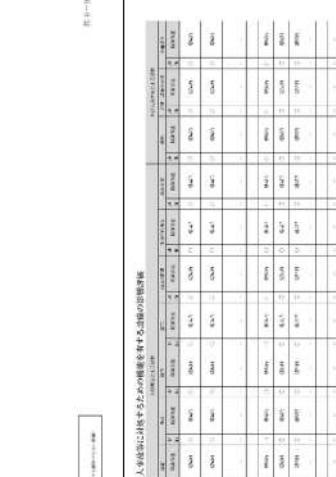
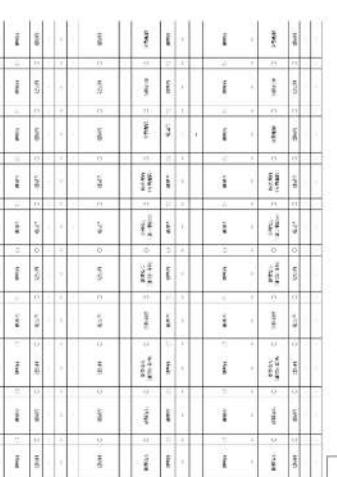
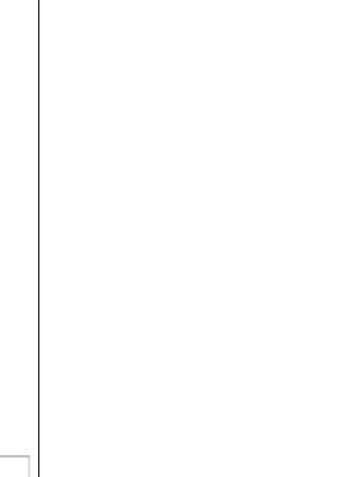
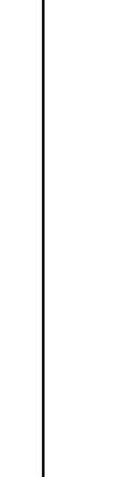
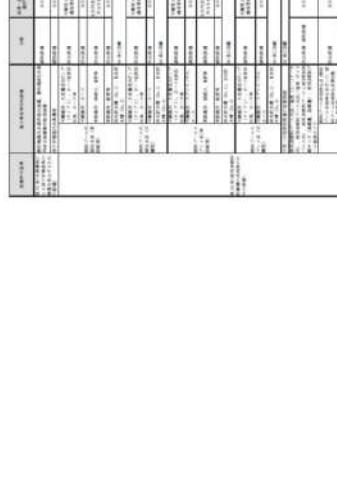
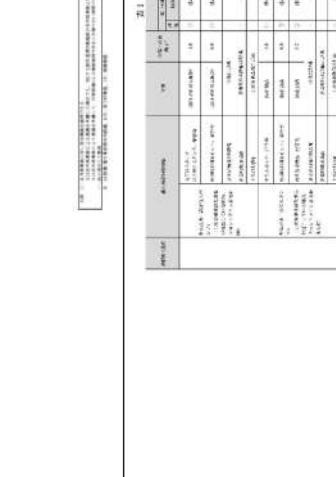
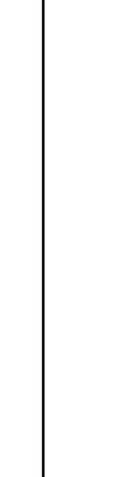
**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
 表1-1 女川2号炉と泊3号炉の安全系統構成図(第1回路)	 表1-2 女川2号炉と泊3号炉の安全系統構成図(第2回路)	 表1-3 泊3号炉の安全系統構成図(第3回路)	 表1-4 泊3号炉の安全系統構成図(第4回路)	 表1-5 泊3号炉の安全系統構成図(第5回路)	 表1-6 泊3号炉の安全系統構成図(第6回路)		
 表1-7 女川2号炉と泊3号炉の安全系統構成図(第7回路)	 表1-8 女川2号炉と泊3号炉の安全系統構成図(第8回路)	 表1-9 泊3号炉の安全系統構成図(第9回路)	 表1-10 泊3号炉の安全系統構成図(第10回路)	 表1-11 泊3号炉の安全系統構成図(第11回路)	 表1-12 泊3号炉の安全系統構成図(第12回路)		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																			
<p>図1-1 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</p> <table border="1"> <caption>重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯3/4号炉</th> <th>女川2号炉</th> <th>泊3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋外の電気供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉建屋外の給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉建屋内に設置する給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉建屋外の電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉建屋外の給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉建屋内に設置する給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉建屋外の電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯3/4号炉	女川2号炉	泊3号炉	1. 原子炉建屋外の電気供給設備	○	○	○	2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備	○	○	○	3. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○	4. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○	5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○	6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○	7. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○	8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○	9. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○	10. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○	11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○	12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○	13. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○	14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○	<p>図1-2 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</p> <table border="1"> <caption>重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯3/4号炉</th> <th>女川2号炉</th> <th>泊3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋外の電気供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉建屋外の給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉建屋内に設置する給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉建屋外の電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉建屋外の給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉建屋内に設置する給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉建屋外の電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯3/4号炉	女川2号炉	泊3号炉	1. 原子炉建屋外の電気供給設備	○	○	○	2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備	○	○	○	3. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○	4. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○	5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○	6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○	7. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○	8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○	9. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○	10. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○	11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○	12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○	13. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○	14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○	<p>図1-3 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</p> <table border="1"> <caption>重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯3/4号炉</th> <th>女川2号炉</th> <th>泊3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋外の電気供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉建屋外の給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉建屋内に設置する給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉建屋外の電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉建屋外の給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉建屋内に設置する給水設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉建屋外の電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯3/4号炉	女川2号炉	泊3号炉	1. 原子炉建屋外の電気供給設備	○	○	○	2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備	○	○	○	3. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○	4. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○	5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○	6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○	7. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○	8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○	9. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○	10. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○	11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○	12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○	13. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○	14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○
項目	大飯3/4号炉	女川2号炉	泊3号炉																																																																																																																																																																																			
1. 原子炉建屋外の電気供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
3. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
4. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
7. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
9. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
10. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
13. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
項目	大飯3/4号炉	女川2号炉	泊3号炉																																																																																																																																																																																			
1. 原子炉建屋外の電気供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
3. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
4. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
7. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
9. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
10. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
13. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
項目	大飯3/4号炉	女川2号炉	泊3号炉																																																																																																																																																																																			
1. 原子炉建屋外の電気供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
2. 原子炉建屋内に設置する電気供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
3. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
4. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
5. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
6. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
7. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
8. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
9. 原子炉建屋外の給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
10. 原子炉建屋内に設置する給水設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
11. 原子炉建屋外の冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
12. 原子炉建屋内に設置する冷却水供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
13. 原子炉建屋外の電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			
14. 原子炉建屋内に設置する電源供給設備	○	○	○																																																																																																																																																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1-1-11</p> <p>図1-1-11</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>相違理由</p>	<p>図1-1-11</p> <p>図1-1-11</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>相違理由</p>	<p>図1-1-11</p> <p>図1-1-11</p> <p>相違理由</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>相違理由</p>	<p>2.1 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>相違理由</p>	<p>2.1 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>相違理由</p>	<p>2.1 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>相違理由</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図-3-13 周辺施設等に対する防護壁と防護堤の構造を示す平面図</p> <p>図-3-14 周辴施設等に対する防護壁と防護堤の構造を示す断面図</p>	<p>図-3-15 外浜港等に対する防護壁と防護堤の構造を示す断面図</p>	<p>図-3-16 外浜港等に対する防護壁と防護堤の構造を示す断面図</p>	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

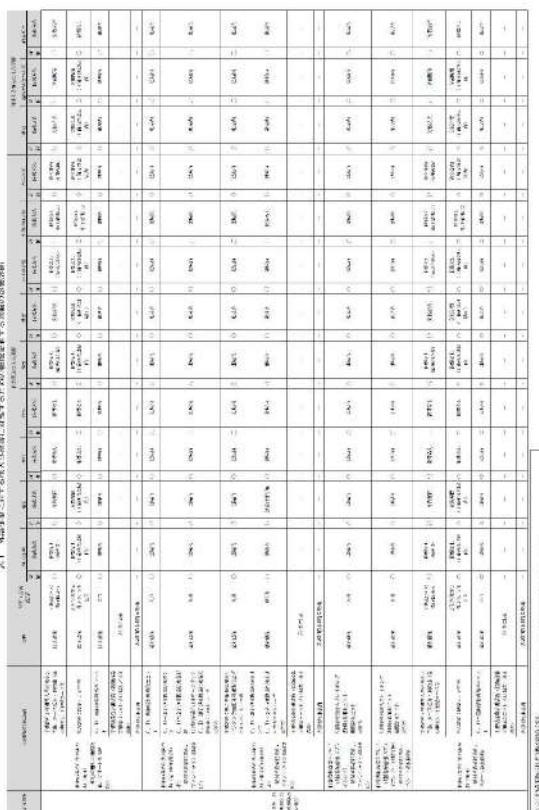
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		表1 重浮遊水位下水道へ水没時に備する対応方針	表1 重浮遊水位下水道へ水没時に備する対応方針	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

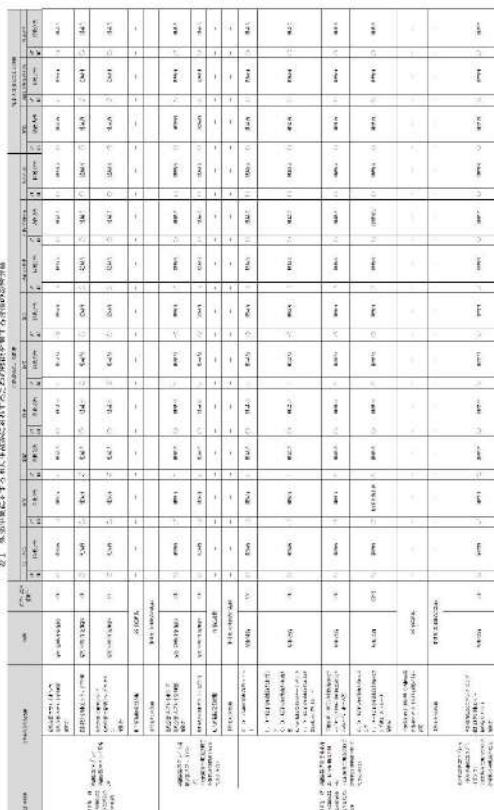
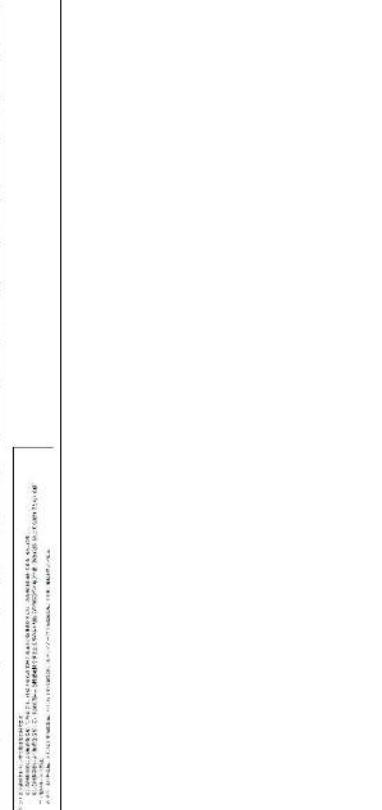
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

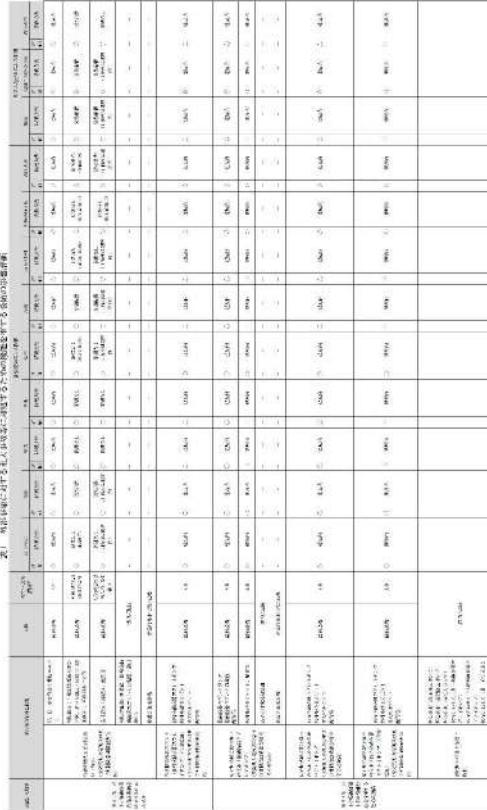
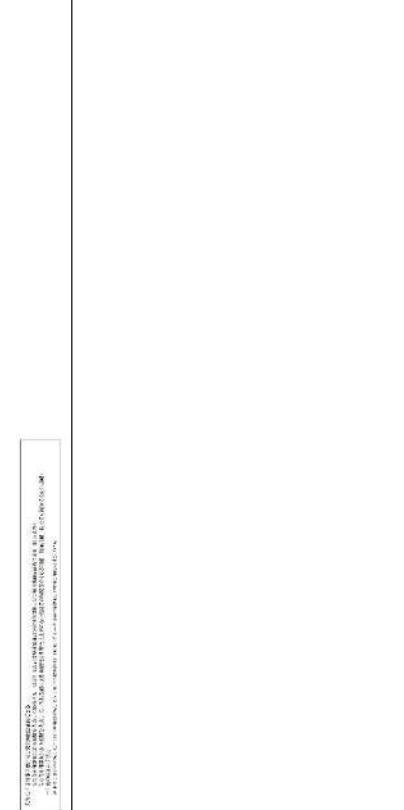
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉
相違理由			

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		Z-1 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針の相違箇所	Z-2 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針の相違箇所	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		<p style="text-align: center;">(見出し) 女川2号炉と泊3号炉における防護方針の相違</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>記載箇所</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事故想定</td><td>1.1. 事故想定</td><td>1.1. 事故想定</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 対応手段</td><td>2.1. 対応手段</td><td>2.1. 対応手段</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 運用</td><td>3.1. 運用</td><td>3.1. 運用</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 体制</td><td>4.1. 体制</td><td>4.1. 体制</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所	内容	備考	1. 事故想定	1.1. 事故想定	1.1. 事故想定		2. 対応手段	2.1. 対応手段	2.1. 対応手段		3. 運用	3.1. 運用	3.1. 運用		4. 体制	4.1. 体制	4.1. 体制		
項目	記載箇所	内容	備考																				
1. 事故想定	1.1. 事故想定	1.1. 事故想定																					
2. 対応手段	2.1. 対応手段	2.1. 対応手段																					
3. 運用	3.1. 運用	3.1. 運用																					
4. 体制	4.1. 体制	4.1. 体制																					

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

## 共-7 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

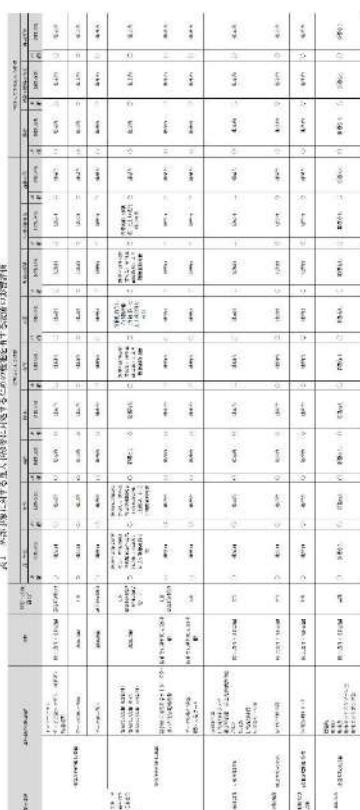
**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

共一7 重大事故等対応設備の外部事象に対する防護方針について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
共－7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について	共－8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について	

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条第2項第三号にて、常設重大事故防止設備は、共通要因によって当該設備に対応する設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないことを要求している。また、同規則第四十三条第3項第七号にて、可搬型重大事故防止設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれることがないことを要求している。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の重大事故防止設備が、单一の火災によっても上記の要求に適合していることを以下に示す。また、これを踏まえて、内部火災が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に示す。</p>	<p>重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条第2項第三号にて、常設重大事故防止設備は、共通要因によって当該設備に対応する設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないことを要求している。また、同規則第四十三条第3項第七号にて、可搬型重大事故防止設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれることがないことを要求している。</p> <p>泊発電所3号炉の重大事故防止設備が、单一の火災によっても上記の要求に適合していることを以下に示す。また、これを踏まえて、内部火災が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に示す。</p>	

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 基本事項</p> <p>〔要求事項〕 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条</p> <p>2 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>3 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>7 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>2. 基本事項</p> <p>〔要求事項〕 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条</p> <p>2 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>3 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>7 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	
<p>2.1 基本的な防護方針の整理</p> <p>重大事故等対処施設に対する火災防護としては、設置許可基準規則第四十一条に従い、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生防止対策及び火災感知・消火対策を実施する。</p> <p>一方、設置許可基準規則第四十三条第2項第三号を火災の観点からみると、常設重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないことを要求している。また、設置許可基準規則第四十三条第3項第七号を火災の観点からみると、可搬型重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないこと、及び当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能とが同時喪失しないこと、さらには当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能とが同時喪失しないことを要求している。</p> <p>これらを踏まえ、内部火災が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に整理する。この際、運転員等による各種対応操作<sup>※1</sup>に関しても、火災による影響を考慮の上、期待することとする。</p> <p>方針I 【独立性】 ：重大事故防止設備は、内部火災によって、対応する設計基準対象施設の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p>	<p>2.1 基本的な防護方針の整理</p> <p>重大事故等対処施設に対する火災防護としては、設置許可基準規則第四十一条に従い、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生防止対策及び火災感知・消火対策を実施する。</p> <p>一方、設置許可基準規則第四十三条第2項第三号を火災の観点からみると、常設重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないことを要求している。また、設置許可基準規則第四十三条第3項第七号を火災の観点からみると、可搬型重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないこと、及び当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能とが同時喪失しないこと、さらには当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能とが同時喪失しないことを要求している。</p> <p>これらを踏まえ、内部火災が発生した場合の重大事故等対処設備に対する基本的な防護方針を以下に整理する。この際、運転員等による各種対応操作<sup>※1</sup>に関しても、火災による影響を考慮の上、期待することとする。</p> <p>方針I 【独立性】 ：重大事故防止設備は、内部火災によって、対応する設計基準事故対処設備等の安全機能<sup>※2</sup>と同時にその機能が損なわれるおそれのないこと</p>	<p>記載表現の相違 43条本文記載との整合性（以降同様）</p>

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>方針II【修復性】</b>          :重大事故等対処設備であって重大事故防止設備でない設備は、修復性等も考慮の上、できる限り内部火災に対する頑健性を確保すること</p> <p><b>方針III【重大事故等対処設備のみによる安全性確保】</b>          :内部火災が発生した場合においても、<b>設計基準対象施設</b>の機能に期待せずに、重大事故等対処設備によりプラントの安全性に関する主要な機能<sup>*2</sup>が損なわれるおそれのないこと</p> <p>※1：火災の影響により電動弁の遠隔操作機能が喪失した場合に、現場の環境状況を考慮の上、運転員等が現場へアクセスし、消火活動後、手動にて弁操作を実施する、等</p> <p>※2：「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料ブルー注水」機能とする</p> <p>2.2 方針への適合性確認の流れ          2.1に示した防護方針への適合性の確認においては、まず、設置許可基準規則第三十七條以降の各条文に該当する重大事故等対処施設を抽出し、それらを「防止設備」、「緩和設備」及び「防止でも緩和でもない設備」に分類する。これらの分類を行った上で、方針I及びIIへの適合性を確認する一次評価と、方針IIIへの適合性を確認する二次評価の二つの段階にて確認する。</p> <p>(1) 方針Iへの適合性の確認（一次評価）          方針Iへの適合について確認すべき対象は「防止設備」に分類された設備であり、以下のような流れでその適合性を確認する。          ①：各条文の「防止設備」が、単一の火災による影響でその安全機能を維持できるか          ②：①にて維持できない場合は、単一の火災で当該防止設備に対応する<b>設計基準対象施設</b>の安全機能が同時に喪失していないか          ③：②にて同時に喪失していた場合は、各種対応を実施する</p> <p>(2) 方針IIへの適合性の確認（一次評価）          方針IIへの適合について確認すべき対象は「緩和設備」及び「防止でも緩和でもない設備」に分類された設備であり、以下のような流れでその適合性を確認する。          ①：各条文の「緩和設備」又は「防止でも緩和でもない設備」が、単一の火災による影響でその安全機能を維持できるか          ②：①にて維持できない場合は、修復性等を考慮したできる限りの頑健性を確保する</p>	<p><b>方針II【修復性】</b>          :重大事故等対処設備であって重大事故防止設備でない設備は、修復性等も考慮の上、できる限り内部火災に対する頑健性を確保すること</p> <p><b>方針III【重大事故等対処設備のみによる安全性確保】</b>          :内部火災が発生した場合においても、<b>設計基準事故対処設備等</b>の機能に期待せずに、重大事故等対処設備によりプラントの安全性に関する主要な機能<sup>*3</sup>が損なわれるおそれのないこと</p> <p>※1：火災の影響により電動弁の遠隔操作機能が喪失した場合に、現場の環境状況を考慮の上、運転員等が現場へアクセスし、消火活動後、手動にて弁操作を実施する、等</p> <p>※2：<b>設計基準事故対処設備の安全機能及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能</b>          ※3：「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料ビット注水」機能とする</p> <p>2.2 方針への適合性確認の流れ          2.1に示した防護方針への適合性の確認においては、まず、設置許可基準規則第三十七條以降の各条文に該当する重大事故等対処施設を抽出し、それらを「防止設備」、「緩和設備」及び「防止でも緩和でもない設備」に分類する。これらの分類を行った上で、方針I及びIIへの適合性を確認する一次評価と、方針IIIへの適合性を確認する二次評価の二つの段階にて確認する。</p> <p>(1) 方針Iへの適合性の確認（一次評価）          方針Iへの適合について確認すべき対象は「防止設備」に分類された設備であり、以下のような流れでその適合性を確認する。          ①：各条文の「防止設備」が、単一の火災による影響でその安全機能を維持できるか          ②：①にて維持できない場合は、単一の火災で当該防止設備に対応する<b>設計基準事故対処設備等</b>の安全機能が同時に喪失していないか          ③：②にて同時に喪失していた場合は、各種対応を実施する</p> <p>(2) 方針IIへの適合性の確認（一次評価）          方針IIへの適合について確認すべき対象は「緩和設備」及び「防止でも緩和でもない設備」に分類された設備であり、以下のような流れでその適合性を確認する。          ①：各条文の「緩和設備」又は「防止でも緩和でもない設備」が、単一の火災による影響でその安全機能を維持できるか          ②：①にて維持できない場合は、修復性等を考慮したできる限りの頑健性を確保する</p>	<p><b>記載方針の相違</b>          ・設置許可基準43条に記載の「設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能」を「設計基準事故対処設備等」と記載する注記を記載した。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 方針IIIへの適合性の確認（二次評価）</p> <p>方針IIIへの適合性については、以下のような流れで確認する。</p> <p>①：火災による影響を考慮した上で、<b>設計基準対象施設</b>の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料<b>プール</b>注水」機能が維持できるか</p> <p>②：①にて維持できない場合は、各種対応を実施する</p>	<p>(3) 方針IIIへの適合性の確認（二次評価）</p> <p>方針IIIへの適合性については、以下のような流れで確認する。</p> <p>①：火災による影響を考慮した上で、<b>設計基準事故対処設備等</b>の機能に期待せず、重大事故等対処設備によって「未臨界移行」、「燃料冷却」、「格納容器除熱」及び「使用済燃料<b>ピット</b>注水」機能が維持できるか</p> <p>②：①にて維持できない場合は、各種対応を実施する</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 火災による重大事故等対処設備の独立性・修復性</p> <p>3.1 重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響（独立性）</p> <p>設置許可基準規則第四十三条第2項第三号を火災の観点からみると、常設重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないことを要求している。また、設置許可基準規則第四十三条第3項第七号を火災の観点からみると、可搬型重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないこと、及び当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能とが同時喪失しないこと、さらには当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能とが同時喪失しないことを要求している。</p> <p>このため、まずは単一の火災によって可搬型重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと、当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が同時に喪失しないこと、及び当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能が同時に機能喪失しないことを確認する。</p> <p>次に、単一の火災によって常設重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないことを示す。</p> <p>また、<u>消防設備についてもそれぞれ分散して設置していることを示す。</u></p> <p>なお、上記の確認は、重大事故防止設備の各機能について、火災によって当該設備の機能と、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないことを確認することによって、任意の单一火災によって、重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないことを示す。</p>	<p>3. 火災による重大事故等対処設備の独立性・修復性</p> <p>3. 1 重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響（独立性）</p> <p>設置許可基準規則第四十三条第2項第三号を火災の観点からみると、常設重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時喪失しないことを要求している。また、設置許可基準規則第四十三条第3項第七号を火災の観点からみると、可搬型重大事故防止設備は、単一の火災によって当該設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能とが同時に喪失しないこと、及び当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能とが同時に喪失しないこと、さらには当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能とが同時に喪失しないことを要求している。</p> <p>このため、まずは単一の火災によって可搬型重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと、当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が同時に喪失しないこと、及び当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能が同時に機能喪失しないことを確認する。</p> <p>次に、単一の火災によって常設重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備の安全機能が同時に喪失しないことを示す。</p> <p>なお、上記の確認は、重大事故防止設備の各機能について、火災によって当該設備の機能と、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に喪失しないことを確認することによって、任意の单一火災によって、重大事故防止設備の機能と設計基準事故対処設備等の安全機能が同時に喪失しないことを示す。</p>	<p><u>記載内容の相違</u></p> <p>泊は先づ障と同様に、火災保護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離を行うために設置する全域ガス消火設備は、火災区域又は火災区分ごとに設置する設計としているが、重大事故防止設備と設計基準事故対処設備の位置的分散等により重大事故等に対処するために必要な機能が組なわれることを確認している。</p> <p>(以下「記載内容の相違【①】と記載する。)</p>

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
3.1.1 可搬型重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響 重大事故防止設備のうち可搬型のものを第1表に示す。			3. 1. 1 可搬型重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響 重大事故防止設備のうち可搬型のものを第1表に示す。			
第1表 可搬型重大事故防止設備 (1/3)			第1表 可搬型重大事故防止設備 (1/4)			
可搬型重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	
系統機能	設備		系統機能	設備		
主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	46	125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B	加圧器逃がし弁の機能回復	46	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ ホース・弁 [流路] 加圧器逃がし弁操作用バッテリ
高圧窒素ガス供給系(非常用)による窒素確保 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	高圧窒素ガスポンベ		主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ)	余熱除去設備の隔離 (IS-LOCA 発生時)	46	制御用空気圧縮機 蓄電池 (非常用) 余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ ホース・弁 [流路]
代替高圧窒素ガス供給系による原子炉減圧 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	高圧窒素ガスポンベ ホース・弁 [流路]		主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ			
低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却	大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]	47	47	47	46	所内用空気圧縮機
原子炉補機代替冷却水系による除熱 ※水源は海を使用	熱交換器ユニット ホース・除熱用ヘッダ・接続口 [流路] 大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車	47, 48, 49	49	49	46	所内用空気圧縮機
原子炉格納容器フィルタベンチ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路] 可搬型窒素ガス供給装置 ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口 [流路]	48, 50	48, 50	48, 50	46	所内用空気圧縮機
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却	大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口 [流路]	49	49	49	46	所内用空気圧縮機

設備の相違  
重大事故等対処設備  
の相違

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第1表 可搬型重大事故防止設備 (2/3)			第1表 可搬型重大事故防止設備 (2/4)				
可搬型重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設		
系統機能	設備		系統機能	設備			
燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水	大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口[流路]	54 残留熱除去系(燃料プール水の冷却及び補給) 燃料プール冷却浄化系	代替炉心注水(可搬型大型送水ポンプ車)	4 7 ホース延長・回収車(送水車用)	余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ピット、 全交流動力電源、 原子炉補機冷却機能、 格納容器再循環サンプスクリーン	設備の相違 重大事故等対処設備の相違	
燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水	大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ[流路]	54 残留熱除去系(燃料プール水の冷却及び補給) 燃料プール冷却浄化系	可搬型ホース・接続口[流路]				
重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	熱交換器ユニット ホース・除熱用ヘッダ・接続口[流路] 大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	代替再循環運転(A-高圧注入ポンプ(代替補機冷却))	4 7 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車(送水車用) 可搬型ホース・接続口[流路]	全交流動力電源、 原子炉補機冷却機能		
水の供給	大容量送水ポンプ(タイプI) 大容量送水ポンプ(タイプII) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口[流路]	56 —	格納容器内自然対流冷却(海水)	4 8 可搬型大型送水ポンプ車 4 9 ホース延長・回収車(送水車用) 可搬型ホース・接続口[流路]	原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、全交流動力電源		
常設代替交流電源設備による給電	タンクローリ ホース[燃料流路]	57, 61 非常用交流電源設備	代替補機冷却(A-高圧注入ポンプ(代替補機冷却))	4 8 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車(送水車用) 可搬型ホース・接続口[流路]	原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、全交流動力電源		
可搬型代替交流電源設備による給電	電源車 タンクローリ ホース[燃料流路] 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)電路[電路]	57 非常用交流電源設備	格納容器内自然対流冷却(原子炉補機冷却水)	4 9 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ ホース・弁[流路]	格納容器スプレイポンプ、 格納容器スプレイ冷却器、 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C／V外側隔離弁		
可搬型代替直流電源設備による給電	電源車 タンクローリ ホース[燃料流路] 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)電路[電路]	57 非常用直流電源設備	使用済燃料ピットへの注水	5 4 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車(送水車用) 可搬型ホース・接続口[流路]	使用済燃料ピットポンプ、 使用済燃料ピット冷却器、 燃料取替用水ポンプ、 燃料取替用水ピット、 2次系補給水ポンプ、 2次系純水タンク		
			使用済燃料ピットの監視	5 4 使用済燃料ピット水位(可搬型) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	使用済燃料ピット水位、 使用済燃料ピット温度、 使用済燃料ピットエリアモニタ		

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
第1表 可搬型重大事故防止設備 (3/3)			第1表 可搬型重大事故防止設備 (3/4)					
系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	可搬型重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設		
燃料補給設備	タンクローリー	57	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車	5 6	-		
	ホース [燃料流路]			ホース延長・回取車 (送水車用) 可搬型大容量海水送水ポンプ車				
温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	可搬型計測器	58	各計器	可搬型ホース・接続口 [流路]				
電源の確保(緊急時対策所)	電源車 (緊急時対策所用)	61	非常用交流電源設備	可搬型タンクローリー	5 7	非常用交流電源設備		
	ホース [燃料流路]			ホース・接続口 [燃料流路]				
	電源車 (緊急時対策所用)～電源車接続口 (緊急時対策建屋) 電路 [電路]			可搬型代替交流電源車	5 7	非常用交流電源設備		
発電所内の通信連絡	携行型通話装置	61, 62	送受話器 (ペーボンク) 電力保安通信用電話設備	可搬型タンクローリー				
	無線連絡設備 (携帯型)			ホース・接続口 [燃料流路]				
	衛星電話設備 (携帯型)			可搬型直流電源用発電機	5 7	非常用交流電源設備、 非常用直流電源設備 (蓄電池 (非常用))		
				可搬型直流変換器				
				可搬型タンクローリー				
				ホース [燃料流路]				
代替所内電気設備による給電	可搬型代替電源車	5 7	非常用所内電気設備					
	可搬型タンクローリー							
	ホース・接続口 [燃料流路]							
燃料補給設備	可搬型タンクローリー	5 7	(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)					
	ホース・接続口 [燃料流路]							
圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型) *1	5 8	-					
温度計測 (最終ヒートシンクの確保) / パラメータ記録	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	5 8	主要パラメータの予備*1 格納容器内温度*1 原子炉格納容器圧力*1					
水位計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	5 8	使用済燃料ピット水位 (A M用) *1 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ*1 使用済燃料ピット監視カメラ*1					
線量計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	5 8	使用済燃料ピット水位 (A M用) *1 使用済燃料ピット監視カメラ*1					

※1 : 主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉			相違理由
第1表 可搬型重大事故防止設備（4／4）				
可搬型重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設		
系統機能	設備			
温度、圧力、水位及び流量に係わるもの計測	可搬型計測器	5 8	各計器	
電源の確保（緊急時対策所）	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤〔電路〕	6 1	非常用交流電源設備	
発電所内の通信連絡	衛星電話設備（携帯型） 無線連絡設備（携帯型） 携行型通話装置	6 2	運転指令設備、 電力保安通信用電話設備	

設備の相違  
重大事故等対処設備の相違

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1表の設備のうち、大容量送水ポンプ(タイプI)、大容量送水ポンプ(タイプII)、ホース延長回収車、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置、電源車、タンクローリー、ホース・注水用ヘッダ・接続口[流路]、ホース・除熱用ヘッダ・接続口[流路]、ホース・窒素供給用ヘッダ・接続口[流路]、ホース[燃料流路]、電源車～電源車接続口(原子炉建屋)電路[電路]は、原子炉建屋、制御建屋、常設代替交流電源設備等とは距離的に離れた場所に配備することとしており、これらの設備に火災が発生しても、各重大事故防止設備が代替する機能を有する設計基準対象施設、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能、又は常設重大事故防止設備に影響を及ぼすおそれはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第41条 火災による損傷の防止 41-3添付資料1）</p> <p>高压窒素ガスボンベ、ホース・弁[流路]は原子炉建屋地上1階に、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は制御建屋地上2階に設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準対象施設である主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータは原子炉格納容器内に設置している。</p> <p>したがって、高压窒素ガスボンベと主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータは分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。また、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が代替する機能を有する設計基準対象施設である125V蓄電池2Aは制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び制御建屋地下中1階に、125V蓄電池2Bは制御建屋地下1階に設置されている。</p> <p>したがって、火災によって主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池と125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bが同時に機能喪失することはない。</p> <p>また、消防設備についてもそれぞれ分散して設置している。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第1-1、1-2図）</p>	<p>第1表の設備のうち、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車、ホース延長・回収車(送水車用)、可搬型タンクローリー、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、緊急時対策所用発電機、可搬型ホース[流路]、ホース[燃料流路]、緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤[電路]は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋、常設代替交流電源設備等とは距離的に離れた場所に配備することとしており、これらの設備に火災が発生しても、各重大事故防止設備が代替する機能を有する設計基準対象施設、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能、又は常設重大事故防止設備に影響を及ぼすおそれはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第41条 火災による損傷の防止 41-6添付資料1）</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース・弁[流路]は周辺補機棟T.P.17.8mに、加圧器逃がし弁操作用バッテリは原子炉補助建屋T.P.10.3mに設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準対象施設である制御用空気圧縮機は周辺補機棟T.P.10.3mに設置している。</p> <p>したがって、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベと制御用空気圧縮機は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。また、加圧器逃がし弁操作用バッテリが代替する機能を有する設計基準対象施設である蓄電池(非常用)は原子炉補助建屋T.P.10.3mの加圧器逃がし弁操作用バッテリとば別の区画に設置されている。</p> <p>したがって、火災によって加圧器逃がし弁操作用バッテリと蓄電池(非常用)が同時に機能喪失することはない。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第1図）</p> <p>余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベ、ホース・弁[流路]は原子炉補助建屋T.P.2.3mに設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準対象施設である所内用空気圧縮機はタービン建屋に設置している。したがって、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ボンベと所内用空気圧縮機は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p> <p>原子炉補機冷却水サーボタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ、ホース・弁[流路]は周辺補機棟T.P.43.6mに設置している。一方、当該ボンベが代替する機能を有する設計基準対象施設である格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋T.P.-1.7mに、格納容器スプレイ冷却器は原子炉補助建屋T.P.2.3mに、安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁は周辺補機棟T.P.10.3mに設置している。したがって、原子炉補機冷却水サーボタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベと格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器及び安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第2図）</p>	<p>設備の相違 泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型設備であるため、第1表にて整理する。</p> <p>記載内容の相違【1】</p> <p>設備の相違 重大事故等対処設備の相違</p>

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、それぞれ当該計測設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備である使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタが機能喪失した場合にも使用済燃料ピットを監視可能なよう配備するものである。</p> <p>これらの計測設備は、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用等の対策等を講じる。また、感知・消火対策として当該計測設備を保管、設置する周辺補機棟、原子炉補助建屋、燃料取扱棟については異なる2種類の感知器を設置するとともに、消防法に基づく消火設備を設置している。さらに、これらの計器のケーブルは電線管の使用等により分離している。また、各監視パラメータは第2表のとおり位置的分散を図る。（第3-1図、第3-2図）</p> <p style="text-align: center;">第2表 使用済燃料ピットの監視の計測設備の位置的分散について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">計測設備</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">使用済燃料ピット水位 (可搬型)</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">・使用済燃料ピット水位（可搬型）の保管場所と使用済燃料ピット水位は約15mの離隔距離</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">使用済燃料ピット可搬型 エリアモニタ</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは使用済燃料ピットエリアモニタとは別の火災区画に保管</td></tr> </tbody> </table> <p>以上より、単一の火災によって「使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット水位」、「使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピットエリアモニタ」は、それぞれ同時に機能を喪失することなく確保できる。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p> <p>可搬型直流変換器は原子炉補助建屋T.P.10.3mに設置している。一方、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備である蓄電池（非常用）は原子炉補助建屋T.P.10.3mの可搬型直流変換器とは別の区画に、常設重大事故防止設備である後備蓄電池は原子炉補助建屋T.P.14.8mに設置している。したがって、可搬型直流変換器と蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は分散配置されており、火災により同時に機能喪失することはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第4図）</p> <p>原子炉補機冷却水サーボタンク圧力（可搬型）及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、重大事故等対処設備のうち計装設備として3.1.2(25)計装設備〔58条〕にて影響を整理する。</p>	計測設備	評価	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	・使用済燃料ピット水位（可搬型）の保管場所と使用済燃料ピット水位は約15mの離隔距離	使用済燃料ピット可搬型 エリアモニタ	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは使用済燃料ピットエリアモニタとは別の火災区画に保管	<p><b>設備の相違</b> <b>重大事故等対処設備の相違</b> 泊には、使用済燃料ピットの監視に可搬型の計測設備を使用する。</p> <p><b>(補足)</b> 左記計測装置は、可搬型であるが、代替パラメータにより同時に機能喪失することができないよう設計することから、計装設備〔58条〕にてまとめて整理する。</p>
計測設備	評価							
使用済燃料ピット水位 (可搬型)	・使用済燃料ピット水位（可搬型）の保管場所と使用済燃料ピット水位は約15mの離隔距離							
使用済燃料ピット可搬型 エリアモニタ	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは使用済燃料ピットエリアモニタとは別の火災区画に保管							

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型計測器は、当該計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）の電源設備（非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備）が機能喪失した場合にも重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測可能なように配備するものである。可搬型計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）は、重大事故等対処設備の計装設備及びその代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設備のそれぞれにおいて異なる系統として設計し、検出器・伝送器等の位置的分散を図るとともにケーブルを電線管等に布設することによって、单一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に喪失しないよう設計している。</p> <p>また、可搬型計測器は、当該計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）の電源設備（非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備）を配置する火災区域とは別の火災区域として中央制御室に配置していることから、单一の火災によってそれぞれが同時に機能喪失することはない。</p> <p>さらに、可搬型計測器は、中央制御室に配置しているものに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の1セットを緊急時対策建屋にも配備し、位置的分散を図っている。</p> <p>また、消火設備についてもそれぞれ分散して配置している。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p> <p>緊急時対策所の電源の確保に用いる電源車（緊急時対策所用）、ホース[燃料流路]、電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路[電路]は、原子炉建屋、制御建屋等とは距離的に離れた場所に配備することとしており、これらの設備に火災が発生しても、代替する機能を有する非常用交流電源設備に影響を及ぼすおそれはない。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第37図）</p> <p>携行型通話装置は制御建屋（中央制御室）に設置しているが、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設である送受話器（ベーリング）は緊急時対策建屋及び制御建屋、電力保安通信用電話設備は制御建屋に設置しており、位置的分散が図られていることから、火災によって発電所内の通信連絡機能が喪失することはない。</p> <p>また、無線連絡設備（携帯型）は制御建屋（中央制御室）及び緊急時対策建屋（緊急時対策所）に設置し、衛星電話設備（携帯型）は緊急時対策建屋（緊急時対策所）に設置しているが、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設である送受話器（ベーリング）は緊急時対策建屋及び制御建屋、電力保安通信用電話設備は制御建屋に設置しており、位置的分散が図られていることから、火災によって発電所内の通信連絡機能が喪失することはない。</p>	<p>可搬型計測器は、当該計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）の電源設備（非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備）が機能喪失した場合にも重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測可能なように配備するものである。可搬型計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）は、重大事故等対処設備の計装設備及びその代替する機能を有する設計基準対象施設の計装設備のそれぞれにおいて異なる系統として設計し、検出器・伝送器等の位置的分散を図るとともにケーブルを電線管等に布設することによって、单一の火災によって重大事故等対処設備と設計基準対象施設の安全機能が同時に機能喪失しないよう設計している。</p> <p>また、可搬型計測器は、当該計測器が代替する機能を有する設計基準対象施設又は重大事故等対処設備である各計器（主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータを含む。）の電源設備（非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備）を配置する火災区域とは別の火災区域として原子炉補助建屋に配置していることから、单一の火災によってそれぞれが同時に機能喪失することはない。</p> <p>さらに、可搬型計測器は、原子炉補助建屋に配置しているものに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用の1セットを緊急時対策所待機所にも配備し、位置的分散を図っている。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p> <p>携行型通話装置は原子炉補助建屋に保管しているが、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設である運転指令設備は電気建屋、電力保安通信用電話設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置しており、位置的分散が図られていることから、火災によって発電所内の通信連絡機能が喪失することはない。</p> <p>また、衛星電話設備（携帯型）は原子炉補助建屋（中央制御室）及び緊急時対策所指揮所に保管し、無線連絡設備（携帯型）は緊急時対策所待機所及び原子炉補助建屋（中央制御室）に保管しているが、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設である運転指令設備は電気建屋、電力保安通信用電話設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置しており、位置的分散が図られていることから、火災によって発電所内の通信連絡機能が喪失することはない。</p>	<p>設備の相違 泊の代替電源に常設代替直流電源設備はない。</p> <p>記載内容の相違【①】 記載箇所の相違 泊の緊急時対策所用発電機は、他の可搬型電源とまとめてP.共8-11に記載</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

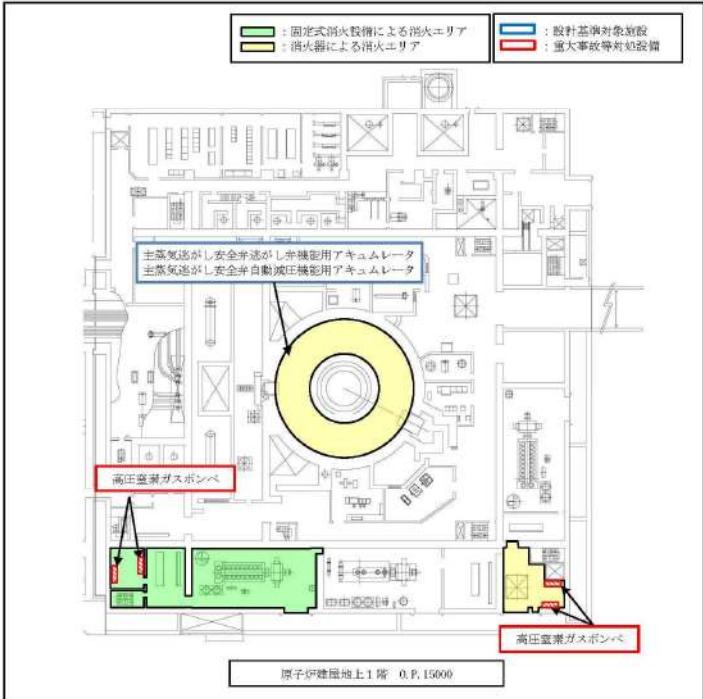
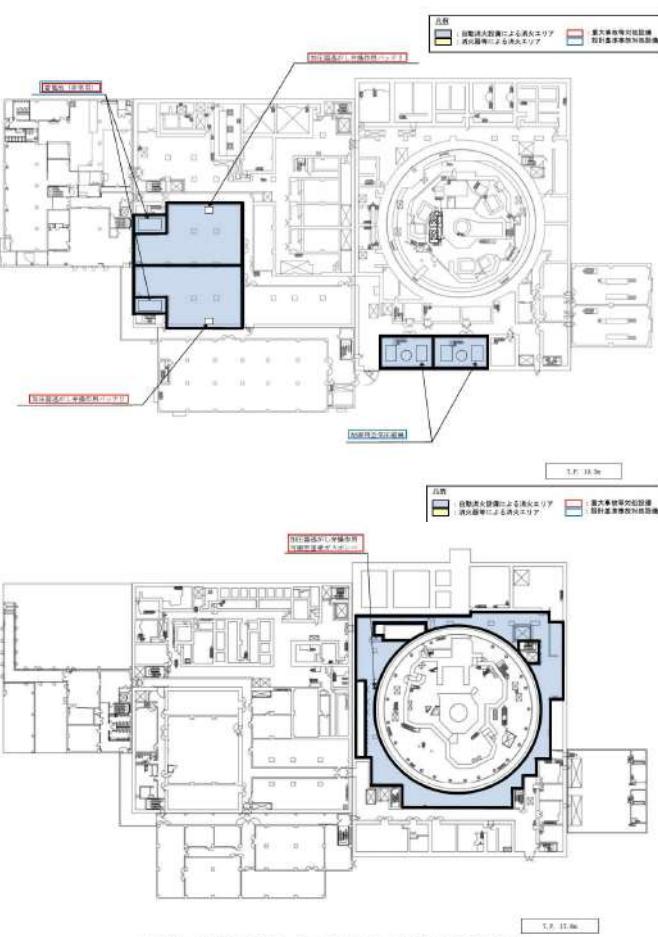
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、消防設備についてもそれぞれ分散して設置している。</p> <p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第1-3図）</p> <p>以上より、単一の火災によって、可搬型重大事故防止設備は、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>また、当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能も同時に喪失しない。さらに、当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能についても同時に機能喪失しない。</p>	<p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。（第5図）</p> <p>以上より、単一の火災によって、可搬型重大事故防止設備は、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>また、当該設備の機能と使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能も同時に喪失しない。さらに、当該設備の機能と常設重大事故防止設備の重大事故等対処に必要な機能についても同時に機能喪失しない。</p>	記載内容の相違【①】

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図例：  <span style="color: green;">■</span> 固定式消火設備による消火エリア  <span style="color: green;">■</span> 消火器による消火エリア  <span style="color: blue;">■</span> 設計基準対象施設  <span style="color: red;">■</span> 重大事故等対処設備</p> <p>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュレータ      主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュレータ</p> <p>高圧窒素ガスボンベ</p> <p>原子炉建屋地上1階 O.P. 15000</p>	 <p>図例：  <span style="color: green;">■</span> 自動消火設備による消火エリア  <span style="color: green;">■</span> 消火器による消火エリア  <span style="color: blue;">■</span> 重大事故等対処設備  <span style="color: red;">■</span> 設計基準対象施設</p> <p>主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュレータ      主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュレータ</p> <p>高圧窒素ガスボンベ</p>	

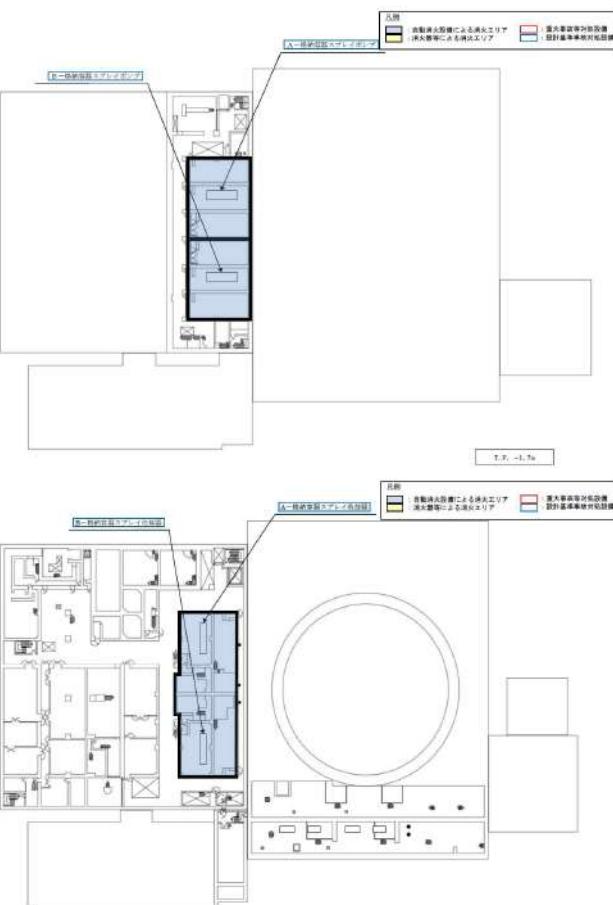
第1-1図 高圧窒素ガスボンベと主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュレータの配置

第1図 加圧器逃がし弁の機能回復に関する機器の配置

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

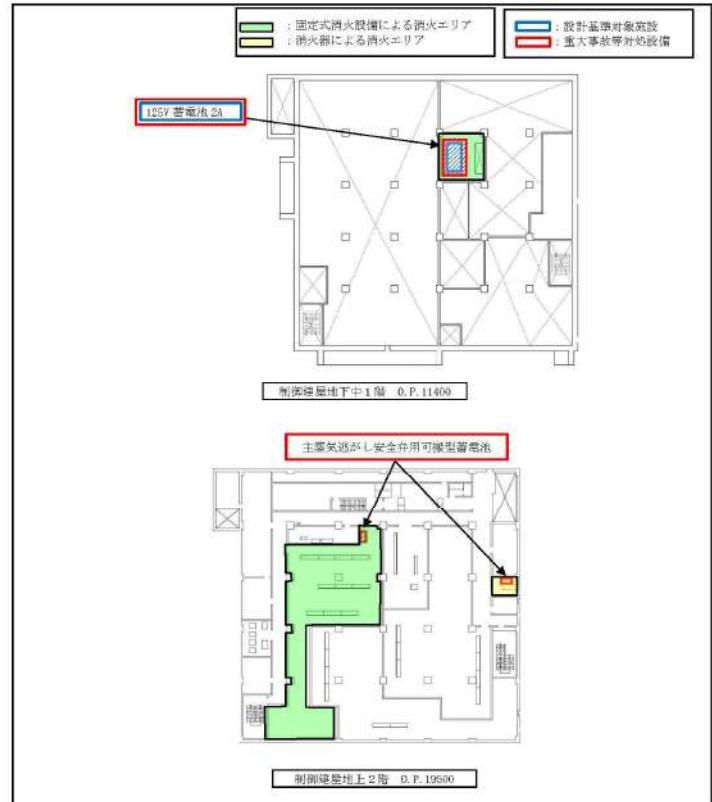
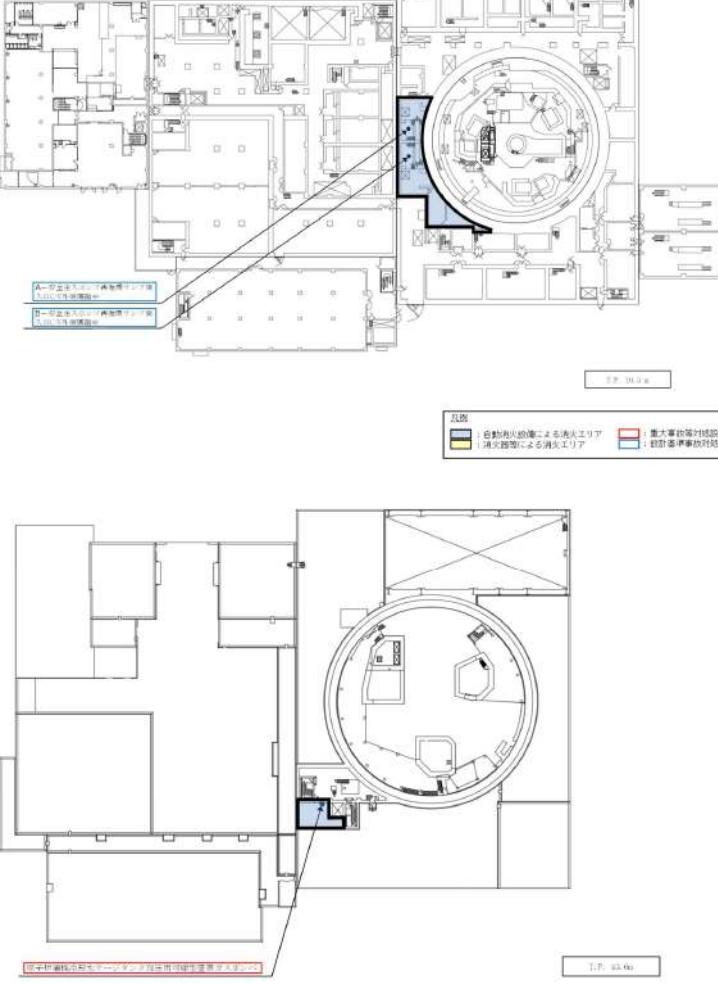
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-2図 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池と125V蓄電池2A, 125V蓄電池2Bの配置 (1/2)</p>	 <p>第2図 格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）に関する機器の配置 (1/2)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-2図 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池と125V蓄電池2A, 125V蓄電池2Bの配置 (2/2)</p>	 <p>第2図 格納容器内自然対流冷却（原子炉補機冷却水）に関する機器の配置 (2/2)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

43条 重大事故等対処設備

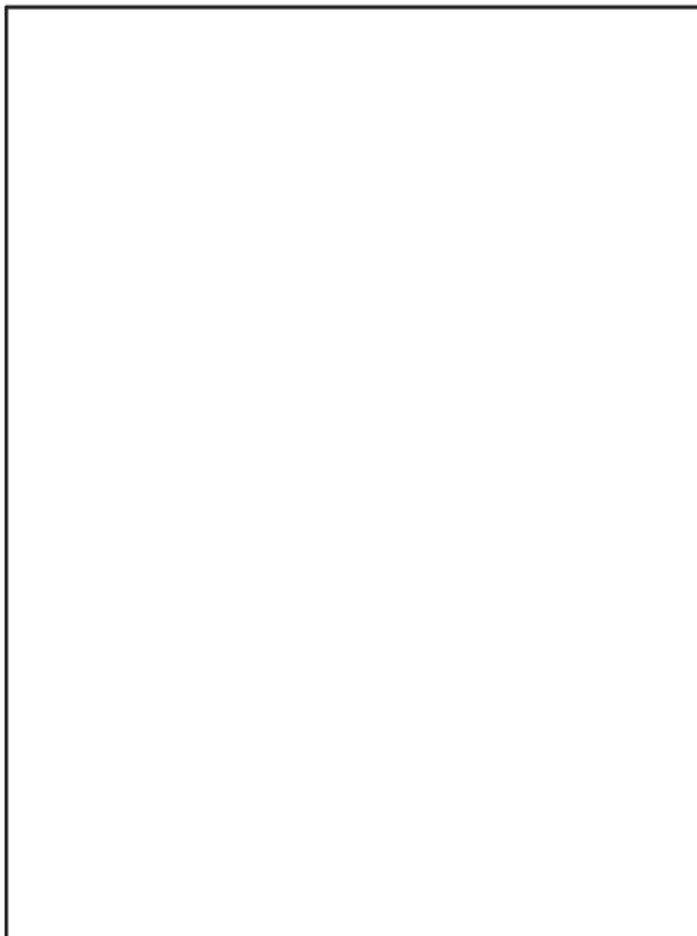
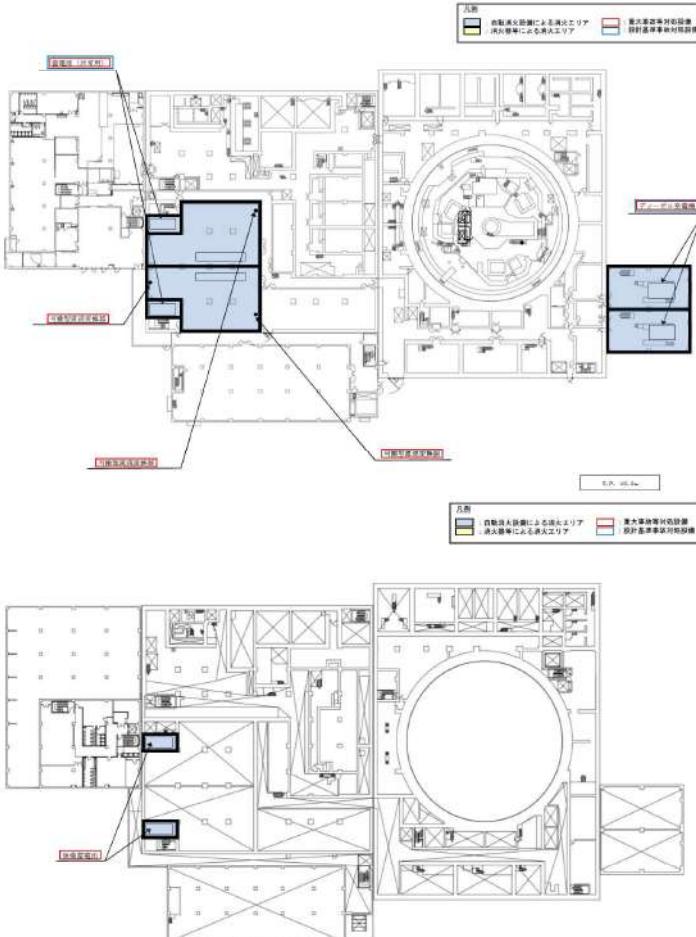
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 制御連絡棟上3階(中央制御室) O.P.23500  制御連絡棟上2階 O.P.19500	 第3-1図 使用済燃料ピットの監視の計測設備に関する機器の配置  第3-2図 使用済燃料ピットの監視の計測設備の電源構成図	

第1-3図 発電所内の通信連絡設備の配置 (1/2)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

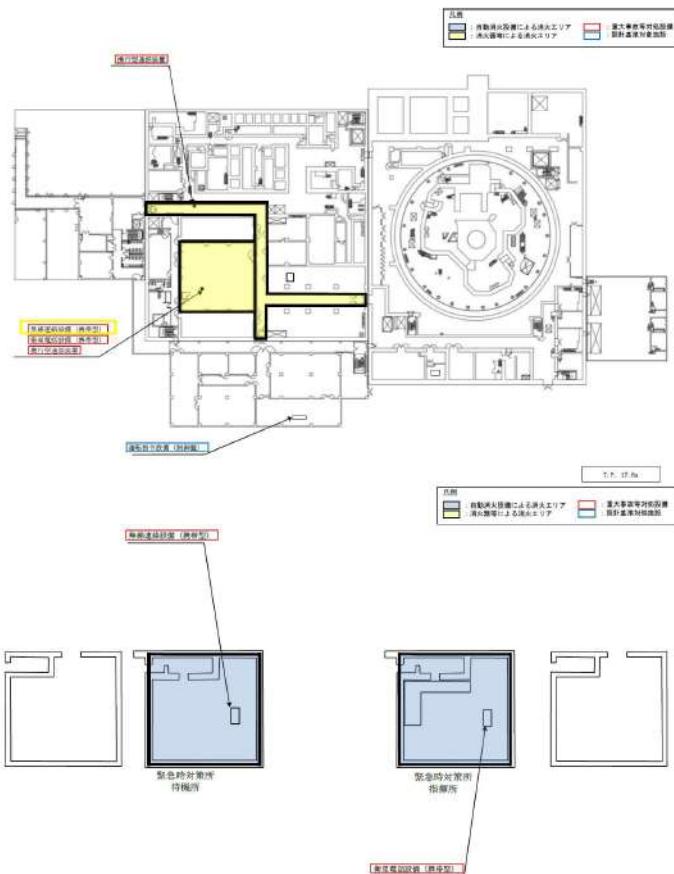
## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	 第4図 可搬型直流変換器とディーゼル発電機、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池の配置	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

第5図 衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型通話装置と  
運転指令設備、電力保安通信用電話設備の配置（1／2）

## 43条 重大事故等対応設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

第5図 衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型通話装置と  
運転指令設備、電力保安通信用電話設備の配置（2／2）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
3.1.2 常設重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響 重大事故防止設備のうち常設のものを第2表に示す。			3. 1, 2 常設重大事故防止設備の火災による設計基準事故対処設備等への影響 重大事故防止設備のうち常設のものを第3表に示す。				
第2表 常設重大事故防止設備 (1/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (1/14)				
常設重大事故防止設備	関連条文	代替する機能を有する設計基準対象施設	常設重大事故防止設備	関連条文	代替する機能を有する設計基準対象施設		
系統機能	設備		系統機能	設備			
代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	44	原子炉保護系	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ 制御棒クラスタ 原子炉トリップ遮断器	4 4	
	制御棒			共通要因故障策定盤(自動制御盤) (A TWS緩和設備)	制御棒クラスタ, 原子炉トリップ遮断器,		
	制御棒駆動機構			主蒸気隔離弁	原子炉安全保護盤,		
	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット			電動補助給水ポンプ	安全保護系のプロセス計装, 炉外核計装		
	制御棒駆動水圧系配管 [流路]			タービン動補助給水ポンプ			
原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)		原子炉出力抑制(自動)	補助給水ピット[水源]	原子炉安全保護盤,	4 4	
ほう酸水注入	ほう酸水注入系ポンプ	44, 45		加圧器逃がし弁	安全保護系のプロセス計装, 炉外核計装		
	ほう酸水注入系貯蔵タンク	44, 45, 56		加圧器安全弁			
	ほう酸水注入系配管・弁 [流路]	44, 45		蒸気発生器			
	原子炉圧力容器[注入先]	44, 45, 47		主蒸気隔離弁			
出力急上昇の防止	ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	44, 46	原子炉出力抑制(手動)	電動補助給水ポンプ	制御棒クラスタ, 原子炉トリップ遮断器,	4 4	
高圧代替注水系による原子炉の冷却	高圧代替注水系ポンプ	45		タービン動補助給水ポンプ	原子炉安全保護盤,		
	高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁[流路]			補助給水ピット[水源]	安全保護系のプロセス計装, 炉外核計装		
	主蒸気系配管・弁[流路]			加圧器逃がし弁			
	原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]			加圧器安全弁			
	高圧代替注水系(注水系)配管・弁[流路]			主蒸気逃がし弁			
	補給水系配管[流路]			主蒸気安全弁			
	高圧炉心スプレイ系配管・弁 [流路]			蒸気発生器			
	燃料プール補給水系弁[流路]			ほう酸ポンプ	4 4 5 6		
	原子炉冷却材浄化系配管[流路]			ほう酸注入(ほう酸タンク→充てんライ	制御棒クラスタ, 原子炉トリップ遮断器, 原子炉安全保護盤, 安全保護系のプロセス計装, 炉外核計装		
	復水給水系配管・弁・スパー			充てんポンプ			
	ジャ[流路]			ほう酸フィルタ[流路]			
				再生熱交換器[流路]			

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉			相違理由
第2表 常設重大事故防止設備 (2/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (2/14)				
常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	原子炉隔離時冷却系ポンプ*	45	(原子炉隔離時冷却系) 高压炉心スプレイ系	ほう酸水注入 (燃料取替用水ピット→充てんライン)	充てんポンプ	4 4	制御棒クラスタ、 原子炉トリップ遮断器、 原子炉安全保護盤、 安全保護系のプロセス計装、炉外核計装
	原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路]*				燃料取替用水ピット [水源]		
	主蒸気系配管・弁[流路]*				再生熱交換器 [流路]		
	原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁[流路]*			1次系のフィードアンドブリード (高压注入ポンプ)	高压注入ポンプ	4 5	電動補助給水ポンプ、 タービン動補助給水ポンプ、 補助給水ピット、 主蒸気逃がし弁
	補給水系配管[流路]*				加圧器逃がし弁		
	高压炉心スプレイ系配管・弁[流路]*				燃料取替用水ピット [水源]		
	原子炉冷却材浄化系配管[流路]*				蓄圧タンク		
	復水給水系配管・弁・スパージャ[流路]*				蓄圧タンク出口弁		
	高压炉心スプレイ系ポンプ*				余熱除去ポンプ		
	高压炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路]*				余熱除去冷却器		
高压炉心スプレイ系による原子炉の冷却	補給水系配管[流路]*				格納容器再循環サンプ		
	サブレッショングエンバ[水源]*				格納容器再循環サンプスクリーン		
	復水貯蔵タンク (サブレッショングエンバ)				ほう酸注入タンク [流路]		
	主蒸気逃がし安全弁	46	(主蒸気逃がし安全弁)	蒸気発生器2次側から の除熱 (タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ*	4 5	(タービン動補助給水ポンプ), 常設直流電源系統、 (主蒸気逃がし弁), 全交流動力電源 (制御用空気)
	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ				主蒸気逃がし弁*		
主蒸気逃がし安全弁	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ				補助給水ピット [水源] *		
	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ				タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁*		
	主蒸気系配管・クエンチャ[流路]				蒸気発生器 [注水先] *		
	原子炉減圧の自動化 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ			蒸気発生器2次側から の除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ*	4 5	(電動補助給水ポンプ), (主蒸気逃がし弁), 全交流動力電源
	代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)のみ				主蒸気逃がし弁*		
高压窒素ガス供給系(非常用)による窒息確保 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[流路]				補助給水ピット [水源] *		
	高压窒素ガス供給系配管・弁[流路]				蒸気発生器 [注水先] *		
	主蒸気系配管・弁[流路]			蒸気発生器2次側から の除熱	電動補助給水ポンプ*	4 5	(電動補助給水ポンプ), (タービン動補助給水ポンプ), (補助給水ピット), (主蒸気逃がし弁)
代替高压窒素ガス供給系による原子炉減圧 ※主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)のみ	代替高压窒素ガス供給系配管・弁[流路]				タービン動補助給水ポンプ*		
	HPCS注入隔離弁*				主蒸気逃がし弁*		
インターフェイスシステムL OCA隔離弁	HPCS注入隔離弁*				補助給水ピット [水源] *		
プローアウトパネル	原子炉建屋プローアウトパネル				蒸気発生器 [注水先] *		

\*: 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

\* 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

#### 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (3/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (3/14)				
系統機能	常設重大事故防止設備 設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	常設重大事故防止設備 設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	
低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉の冷却	復水移送ポンプ	47	47	46	46	46	
	補給水系配管・弁[流路]			電動補助給水ポンプ*			
	高圧炉心スプレイ系配管・弁[流路]			タービン動補助給水ポンプ*			
	燃料プール補給水系弁[流路]			主蒸気逃がし弁*			
	残留熱除去系配管・弁[流路]			補助給水ピット[水源] *			
低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉の冷却	直流駆動低圧注水系ポンプ			蒸気発生器[注水先] *			
	補給水系配管[流路]			加圧器逃がし弁の 機能回復			
	高圧炉心スプレイ系配管・弁・ スペーザ[流路]			加圧器逃がし弁*		(加圧器逃がし弁)	
	直流駆動低圧注水系配管・弁[流路]			1次冷却系の減圧(SG 伝熱管破損発生時, IS- LOCA 発生時)		(主蒸気逃がし弁)	
	燃料プール補給水系弁[流路]			加圧器逃がし弁		(加圧器逃がし弁)	
低圧代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却	補給水系配管・弁[流路]	47	47	余熱除去設備の隔離 (IS-LOCA 発生時)	46	(余熱除去ポンプ入口弁)	
	残留熱除去系配管・弁[流路]			加圧器逃がし弁による 1次冷却系の減圧		(加圧器逃がし弁)	
残留熱除去系(低圧注水モード)による低圧注水	残留熱除去系ポンプ*	48	47	蓄圧注入	46	蓄圧タンク*	
	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]*			蓄圧タンク出口弁*		(蓄圧タンク), (蓄圧タンク出口弁)	
	(サブレッショングレンバ[水源]*			炉心注水(充てんポンプ)	47	余熱除去ポンプ, 高圧注入ポンプ, 燃料取替用水ピット, 格納容器再循環サンプスク リーン, 余熱除去冷却器	
	サブレッショングレンバ[水源]*			充てんポンプ*			
残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉停止時冷却	残留熱除去系ポンプ*			燃料取替用水ピット[水源] *			
	残留熱除去系配管・弁[流路]*			再生熱交換器[流路] *			
	原子炉再循環系配管・弁・ジエットポンプ[流路]*			代替炉心注水(B-格納容器スプレイポンプ)	47	余熱除去ポンプ, 高圧注入ポンプ, 燃料取替用水ピット, 格納容器再循環サンプスク リーン, 余熱除去冷却器	
	残留熱除去系熱交換器*			燃料取替用水ピット[水源]			
低圧炉心スプレイ系による低圧注水	低圧炉心スプレイ系ポンプ*	47	47	B-格納容器スプレイ冷却器[流路]			
	低圧炉心スプレイ系配管・弁・ ストレーナ・スペーザ[流路]*			* 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)			
	サブレッショングレンバ[水源] *						

\*: 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (4/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (4/14)				
常設重大事故防止設備 系統機能	設備 関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	常設重大事故防止設備 系統機能	設備 関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設		
非常用取水設備  原子炉補機代替冷却系による除熱 ※水源は海を使用	貯留槽	(貯留槽)	代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合)  再循環運転(高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合)  代替再循環運転(B-格納容器スプレイポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合)  代替炉心注水(高圧注入ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合)	47, 48, 49, 54, 56	代替格納容器スプレイポンプ	余熱除去ポンプ、 高圧注入ポンプ、 燃料取替用水ビット、 格納容器再循環サンプスクリーン、 余熱除去冷却器	
	取水口	(取水口)			燃料取替用水ビット [水源]	47	
	取水路	(取水路)			補助給水ビット [水源]		
	海水ポンプ室	(海水ポンプ室)			高圧注入ポンプ*	47	
	原子炉補機冷却水系配管・弁・サーボタンク[流路]	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)			格納容器再循環サンプ [水源] *		
	残留熱除去系熱交換器[流路]	47, 48, 49			格納容器再循環サンプスクリーン [流路] *		
	原子炉格納容器調気系配管・弁[流路]	48			安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C／V外側隔離弁 [流路] *		
	非常用ガス処理系配管・弁[流路]				ほう酸注入タンク [流路] *		
	排気筒[流路]				B-格納容器スプレイポンプ	47 56	
	速開手動弁操作設備				格納容器再循環サンプ [水源]		
耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)[排出元]				格納容器再循環サンプスクリーン [流路]		
	フィルタ装置				B-格納容器スプレイ冷却器 [流路]		
	フィルタ装置出口側圧力開放板				B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C／V外側隔離弁 [流路]		
	原子炉格納容器調気系配管・弁[流路]						
	原子炉格納容器フィルタペント系配管・弁[流路]						
	速開手動弁操作設備						
	原子炉格納容器(真空破壊装置を含む。)[排出元]						
	原子炉格納容器フィルタペント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱						
原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※水源は海を使用	原子炉補機冷却水ポンプ*		47, 48, 49	47	格納容器再循環サンプスクリーン、 余熱除去ポンプ、 余熱除去冷却器		
	原子炉補機冷却海水ポンプ*				余熱除去ポンプ*		
	原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サーボタンク[流路]*				燃料取替用水ビット [水源] *		
	原子炉補機冷却水熱交換器*				ほう酸注入タンク [流路] *		
	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ*			47	B-充てんポンプ		
	高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ*				燃料取替用水ビット [水源]		
高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。) ※水源は海を使用	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ・サーボタンク[流路]*				再生熱交換器 [流路]		
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器*		48		* 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		

\* : 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 43条 重大事故等対処設備

### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由				
第2表 常設重大事故防止設備 (5/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (5/14)							
系統機能	常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	系統機能	常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設			
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却	復水移送ポンプ	49	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) (原子炉格納容器)	(1次冷却材喪失事象が発生している場合、原子炉停止中の場合)	A-高圧注入ポンプ*	4 7	全交流動力電源、原子炉補機冷却機能			
	補給水系配管・弁[流路]				格納容器再循環サンプ[水源] *					
	高圧炉心スプレイ系配管・弁[流路]				格納容器再循環サンプスクリーン[流路] *					
	燃料プール補給水系弁[流路]				A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁[流路] *					
	残留熱除去系配管・弁[流路]				ほう酸注入タンク[流路] *					
	スプレイ管[流路]			蒸気発生器2次側からの除熱(1次冷却材喪失事象が発生していない場合、原子炉停止中の場合)	電動補助給水ポンプ*	4 7	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器			
	原子炉格納容器[注水先]				タービン動補助給水ポンプ*					
	残留熱除去系配管・弁[流路]				補助給水ピット[水源] *					
	スプレイ管[流路]				主蒸気逃がし弁*					
	原子炉格納容器[注水先]				蒸気発生器[注水先] *					
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却	スプレイ管[流路]			余熱除去設備	余熱除去ポンプ*	4 7	(余熱除去ポンプ)、(余熱除去冷却器)			
	原子炉格納容器[注水先]				余熱除去冷却器*					
	残留熱除去系ポンプ*		(残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード))	高圧注入系	高圧注入ポンプ*	4 7	(高圧注入ポンプ)、(燃料取替用水ピット)、(格納容器再循環サンプ)、(格納容器再循環サンプスクリーン)			
	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]*				燃料取替用水ピット[水源] *					
	スプレイ管[流路]*				格納容器再循環サンプ[水源] *					
	残留熱除去系熱交換器*				格納容器再循環サンプスクリーン[流路] *					
	原子炉格納容器[注水先]				ほう酸注入タンク[流路] *					
	サブレッショングレンバ[水源]*			低圧注入系	余熱除去ポンプ*	4 7	(余熱除去ポンプ)、(余熱除去冷却器)			
	残留熱除去系ポンプ*				余熱除去冷却器*					
	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]*				燃料取替用水ピット[水源] *					
	残留熱除去系熱交換器*				格納容器再循環サンプ[水源] *					
	原子炉格納容器[注水先]				格納容器再循環サンプスクリーン[流路] *					
残留熱除去系(サブレッショングループ水冷却モード)によるサブレッショングレンバ・プール水の冷却	サブレッショングレンバ[水源]*	48, 49		低圧注入系	電動補助給水ポンプ*	4 7	(燃料取替用水ピット)、(格納容器再循環サンプ)、(格納容器再循環サンプスクリーン)			
	残留熱除去系ポンプ*				タービン動補助給水ポンプ*					
	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]*				格納容器再循環サンプ[水源] *					
	残留熱除去系熱交換器*				格納容器再循環サンプスクリーン[流路] *					
	原子炉格納容器[注水先]				ほう酸注入タンク[流路] *					
	サブレッショングレンバ[水源]*			低圧時再循環	余熱除去ポンプ*	5 6	(格納容器再循環サンプ)、(格納容器再循環サンプスクリーン)			
	残留熱除去系ポンプ*				余熱除去冷却器*					
	残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路]*				燃料取替用水ピット[水源] *					
	残留熱除去系熱交換器*				格納容器再循環サンプ[水源] *					
	原子炉格納容器[注水先]				格納容器再循環サンプスクリーン[流路] *					
燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水	サブレッショングレンバ[水源]*			蒸気発生器2次側からの除熱	電動補助給水ポンプ*	4 8	原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ			
	燃料プール冷却净化系配管・弁[流路]				タービン動補助給水ポンプ*					
	使用済燃料プール(サイフォン防止機能含む。)				主蒸気逃がし弁*					
	燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水				補助給水ピット[水源] *					
	使用済燃料プール(サイフォン防止機能含む。)				蒸気発生器[注水先] *					
	燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへの注水			* 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)						
	使用済燃料プール(サイフォン防止機能含む。)									
	燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水									
	使用済燃料プール(サイフォン防止機能含む。)									
	燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水									

\*: 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (6/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (6/14)				
常設重大事故防止設備 系統機能	設備 関連条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	常設重大事故防止設備 系統機能	設備 関連条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設		
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサー式)	54	燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温度 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式)	C, D - 格納容器再循環ユニット 4 8 4 9	原子炉補機冷却海水ポンブ, 原子炉補機冷却水ポンブ		
	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)		燃料プール冷却浄化系ポンプ 入口温度 燃料交換フロア放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ	A - 高圧注入ポンプ*(代替補機冷却)	原子炉補機冷却海水ポンブ, 原子炉補機冷却水ポンブ		
	使用済燃料プール監視カメラ		残留熱除去系(燃料プール水の冷却) (燃料プール冷却浄化系)	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水ポンブ*	(原子炉補機冷却設備)	
	燃料プール冷却浄化系ポンプ		原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)		原子炉補機冷却海水ポンブ*		
	燃料プール冷却浄化系熱交換器		(使用済燃料プール)		原子炉補機冷却水冷却器*		
	燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマセージタンク・ディフューザ[流路]				原子炉補機冷却水サージタンク*		
	原子炉補機冷却水系配管・弁・セージタンク[流路]				C, D - 格納容器再循環ユニット	格納容器スプレイポンブ、 格納容器スプレイ冷却器、 安全注入ポンブ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	
	燃料プール冷却浄化系熱交換器[流路]				C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ		
	使用済燃料プール[水源][注水先]				C, D - 原子炉補機冷却水冷却器		
重大事故等収束のための水源 ※水源としては海も使用可能	復水貯蔵タンク	45, 47 49, 56	サプレッションチャンバー (復水貯蔵タンク)	C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ	C, D - 原子炉補機冷却海水サージタンク		
水の供給	補給水系配管・弁[流路]	56	—	C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ	C, D - 原子炉補機冷却海水サージタンク		
重大事故等時における使用済燃料プールの除熱	ガスタービン発電機	57, 61	非常用交流電源設備	出口ストレーナ[流路]	C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ		
	ガスタービン発電設備軽油タンク			C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ	C, D - 原子炉補機冷却海水サージタンク		
	軽油タンク			出口ストレーナ[流路]	C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ		
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ			C, D - 原子炉補機冷却海水ポンブ	出口ストレーナ[流路]		
	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]			格納容器スプレイポンブ*	格納容器スプレイポンブ	格納容器スプレイポンブ、 格納容器スプレイ冷却器、 安全注入ポンブ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]			格納容器スプレイ冷却器*	格納容器スプレイ冷却器*		
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]			燃料取替用水ピット[水源]*	燃料取替用水ピット[水源]*		
	ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路[電路]			格納容器再循環サンプ[水源]*	格納容器再循環サンプ[水源]*		
	ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路[電路]			格納容器再循環サンプスクリーン[流路]*	格納容器再循環サンプスクリーン[流路]*		
常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路[電路]	57					
	ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路[電路]						

\* 重大事故等対処設備（設計基準抵触）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (7/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (7/14)				
系統機能	常設重大事故防止設備	関連条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	系統機能	常設重大事故防止設備	関連条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設
可搬型代替交流電源設備による給電	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] 電源車接続口(原子炉建屋)～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路[電路] 電源車接続口(原子炉建屋)～緊急用低圧母線2G系電路[電路]	57	非常用交流電源設備	使用済燃料ピット水位(A用) 使用済燃料ピット温度(A用) 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。)	5 4	使用済燃料ピット水位、 使用済燃料ピット温度、 使用済燃料ピットエリアモニタ	
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	125V蓄電池2A 125V蓄電池2B 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1電路[電路] 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1電路[電路]		非常用交流電源設備	重大事故等収束のための水源 補助給水ピット 燃料取替用水ピット		(補助給水ピット) (燃料取替用水ピット)	
	125V代替蓄電池 250V蓄電池 125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路[電路] 250V蓄電池～250V直流主母線盤電路[電路]		非常用直流電源設備	常設代替交流電源設備による給電 代替非常用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク(SA) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤		非常用交流電源設備(ディーゼル発電機)	
	125V代替蓄電池 250V蓄電池 125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路[電路] 250V蓄電池～250V直流主母線盤電路[電路]		非常用直流電源設備	可搬型代替交流電源設備による給電 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク(SA) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤		非常用交流電源設備(ディーゼル発電機)	
	125V代替蓄電池 250V蓄電池 125V代替充電器 250V充電器		非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 蓄電池(非常用) 後備蓄電池 A充電器 B充電器		非常用交流電源設備(ディーゼル発電機)	
	125V代替蓄電池 250V蓄電池 125V代替充電器 250V充電器		非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備による給電 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク(SA)		非常用交流電源設備(ディーゼル発電機) 非常用直流電源設備(蓄電池(非常用))	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (8/18)				第3表 常設重大事故防止設備 (8/14)				
常設重大事故防止設備	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	常設重大事故防止設備	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	
可搬型代替直流電源設備による給電	軽油タンク	57	非常用直流電源設備	代替所内電気設備による給電	代替非常用発電機	57	非常用所内電気設備	
	ガスタービン発電設備軽油タンク				代替所内電気設備変圧器			
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]				代替所内電気設備分電盤			
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]				代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤			
	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]				ディーゼル発電機燃料油貯油槽			
	125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]				燃料タンク (SA)			
	250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤電路[電路]				ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ			
	電源車接続口(原子炉建屋)～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路[電路]			燃料補給設備	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	57	(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)	
	電源車接続口(原子炉建屋)～250V 直流主母線盤電路[電路]				燃料タンク (SA)		(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)	
	ガスタービン発電機接続盤	57, 61	非常用所内電気設備		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	
	緊急用高圧母線 2F 系		非常用交流電源設備	ディーゼル発電機*	57	(非常用交流電源設備)		
代替所内電気設備による給電	緊急用高圧母線 2G 系	57		非常用所内電気設備 (非常用所内電気設備) (非常用交流電源設備)		ディーゼル発電機燃料油貯油槽		
	緊急用動力変圧器 2G 系					ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ		
	緊急用低圧母線 2G 系					ディーゼル発電機燃料油サービスタンク*		
	緊急用交流電源切替盤 2G 系							
	緊急用交流電源切替盤 2C 系							
	緊急用交流電源切替盤 2D 系							
	非常用高圧母線 2C 系							
非常用交流電源設備	非常用高圧母線 2D 系							
	非常用ディーゼル発電機*	57						
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機*							
	非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク*							
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ディタンク*							
*: 重大事故等対処設備（設計基準拡張）								

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉				相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (9/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (9/14)		
常設重大事故防止設備	関連条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	常設重大事故防止設備	関連条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>
非常用交流電源設備		(非常用交流電源設備)	温度計測 (原子炉圧力容器内の温度)	5.8	1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)
			圧力計測 (原子炉圧力容器内の圧力)	5.8	主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)
			水位計測 (原子炉圧力容器内の水位)	5.8	主要パラメータの他チャネル 原子炉容器水位 1次冷却材圧力 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側)
					加圧器水位 1次冷却材圧力 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)
非常用直流電源設備	57	(非常用直流電源設備)	注水量計測 (原子炉圧力容器への注水量)	5.8	燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)

\*: 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*: 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (10/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (10/14)				
常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>*1</sup>	常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>*1</sup>
燃料補給設備	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路] ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁[燃料流路]	57	(軽油タンク) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	5.8	燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)		燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					高压注入流量*		燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					低压注入流量*		燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプル水位 (広域)
					温度計測 (原子炉格納容器内の温度)	格納容器内温度	主要パラメータの他チャンネル 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力 (AM用)
原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力容器温度	58	主要パラメータの他の検出器 原子炉圧力 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広域) 原子炉水位 (SA 燃料域) 残留熱除去系熱交換器入口温度	圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)	原子炉格納容器圧力	5.8	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度
	原子炉圧力		主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広域) 原子炉水位 (SA 燃料域) 原子炉圧力容器温度		格納容器圧力 (AM用)		原子炉格納容器圧力 格納容器内温度
	原子炉圧力 (SA)		主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉水位 (広域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広域) 原子炉水位 (SA 燃料域) 原子炉圧力容器温度		水位計測 (原子炉格納容器内の水位)		主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環サンプル水位 (狭域) 原子炉下部キャビティ水位 格納容器水位 燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
							格納容器再循環サンプル水位 (広域)
							格納容器再循環サンプル水位 (狭域)

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (11/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (11/14)				
常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>	常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>		
系統機能	設備		系統機能	設備			
原子炉圧力容器内の水位	58	原子炉水位(広域) 原子炉水位(燃料域)	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA広域域) 原子炉水位(SA燃料域) 高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 圧力抑制室圧力	線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	5 8 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	
		原子炉水位(SA広域) 原子炉水位(SA燃料域)	原子炉水位(広域) 原子炉水位(燃料域) 高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 圧力抑制室圧力	出力計測 (未臨界の維持又は監視)	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	5 8 主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 1次冷却材温度(広域-高温側) 1次冷却材温度(広域-低温側) ホウ酸タンク水位	
				蒸気発生器水位(狭域) *		主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位(広域) 1次冷却材温度(広域-低温側) 1次冷却材温度(広域-高温側)	
				蒸気発生器水位(広域) *		蒸気発生器水位(狭域) 1次冷却材温度(広域-低温側) 1次冷却材温度(広域-高温側) 1次冷却材圧力(広域)	
				原子炉補機冷却水サイジタンク水位*		主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度	
			注水量計測(最終ヒートシンクの確保)	補助給水ピット水位 補助給水流量*	5 8	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位(広域) 蒸気発生器水位(狭域)	

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\* 重大事故等対処設備（設計基準拡張）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (12/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (12/14)				
常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>	常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>		
系統機能	設備		系統機能	設備			
原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量	58	復水貯蔵タンク水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	圧力計測(最終ヒートシンクの確保)	原子炉格納容器圧力	5 8 主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM用) 格納容器内温度	
	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量)		復水貯蔵タンク水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	主蒸気ライン圧力*		主要パラメータの他チャンネル又は他ループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	
	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)		復水貯蔵タンク水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	水位計測(格納容器バイパスの監視)	蒸気発生器水位(狭域)	5 8 主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位(広域) 主蒸気ライン圧力 補助給水流量	
	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		復水貯蔵タンク水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	圧力計測(格納容器バイパスの監視)	主蒸気ライン圧力	5 8 主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位(広域) 補助給水流量	
	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量*		復水貯蔵タンク水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	1次冷却材圧力(広域)		主要パラメータの他ループ 蒸気発生器水位(狭域) 主蒸気ライン圧力 格納容器再循環サンプ水位(広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	
	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量*		圧力抑制室水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	水位計測(水源の確保)	燃料取替用水ピット水位	5 8 主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環サンプ水位(広域) B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) 高圧注入流量 低圧注入流量 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	
	残留熱除去系ポンプ出口流量*		圧力抑制室水位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	ほう酸タンク水位		主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量*						

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\*重大事故等対処設備（設計基準拡張）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (13/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (13/14)				
常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>	常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>
原子炉格納容器への注水量	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)		復水貯蔵タンク水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	水位計測 (水源の確保)	補助給水ピット水位*	5.8	主要パラメータの他チャンネル 補助給水流量 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
原子炉格納容器内の温度	ドライウェル温度 圧力抑制室内空気温度 サプレッションプール水温度		原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	水位計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット水位 (AM用)	5.8	使用済燃料ピット水位 (可搬型) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 使用済燃料ピット監視カメラ
原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	5.8	主要パラメータの他の検出器 サプレッションプール水温度 圧力抑制室圧力	温度計測 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット温度 (AM用)	5.8	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット監視カメラ
原子炉格納容器内の水位	圧力抑制室水位		主要パラメータの他の検出器 圧力抑制室室内空気温度	状態監視 (使用済燃料ピットの監視)	使用済燃料ピット監視カメラ	5.8	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (可搬型) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

\* 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
第2表 常設重大事故防止設備 (14/18)			第3表 常設重大事故防止設備 (13/14)				
常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>*1</sup>	常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設		
系統機能	設備		系統機能	設備			
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (D/W)	58	主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度	6-A, B母線電圧*	(6-A, B母線電圧)		
	格納容器内水素濃度 (S/C)		主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気水素濃度	A, B-直流コントロールセンタ母線電圧*	(A, B-直流コントロールセンタ母線電圧)		
	格納容器内雰囲気放射線量率		主要パラメータの他チャンネル	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量		
	モニタ (D/W)		主要パラメータの他チャンネル	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量		
	格納容器内雰囲気放射線量率		主要パラメータの他チャンネル	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量		
	モニタ (S/C)		平均出力領域モニタ	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	原子炉補機冷却水供給母管流量		
	起動領域モニタ		主要パラメータの他チャンネル	中央制御室遮へい	(中央制御室遮へい)		
	平均出力領域モニタ		平均出力領域モニタ	中央制御室非常用循環ファン			
	最終ヒートシンクの確保(代替循環冷却系)		主要パラメータの他の検出器 圧力抑制室内空気温度	中央制御室給気ファン			
	サプレッショングループ水温度		ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	中央制御室循環ファン			
	フィルタ装置入口圧力(広帯域)		ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力	中央制御室非常用循環フィルタユニット	(中央制御室空調装置)		
	フィルタ装置出口圧力(広帯域)		主要パラメータの他チャンネル	中央制御室給気ユニット			
	フィルタ装置水位(広帯域)		主要パラメータの他チャンネル	衛星電話設備(固定型)			
	フィルタ装置水温度		主要パラメータの他チャンネル	無線連絡設備(固定型)			
最終ヒートシンクの確保(原子炉格納容器フィルタメント系)	フィルタ装置出口放射線モニタ		主要パラメータの他チャンネル	インターフォン	6 2	運転指令設備, 電力保安通信用電話設備	
	フィルタ装置出口水素濃度		原子炉圧力容器温度 サプレッショングループ水温度	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)			
	耐圧強化ペント系放射線モニタ		残留熱除去系熱交換器入口温度*				
	耐圧強化ペント系放射線モニタ		残留熱除去系熱交換器出口温度				
最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系)	耐圧強化ペント系放射線モニタ		原子炉圧力容器温度 サプレッショングループ水温度				
	残留熱除去系熱交換器入口温度*		残留熱除去系熱交換器入口温度				
	残留熱除去系熱交換器出口温度		原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量				
最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系)	残留熱除去系ポンプ出口流量*		圧力抑制室水位 残留熱除去系ポンプ出口圧力				

\*1 : 主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ \* : 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

\* 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由
第2表 常設重大事故防止設備 (15/18)				
常設重大事故防止設備	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>*1</sup>	
格納容器バイパスの監視(原子炉圧力容器内の状態)	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	58	主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)	
	原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域)		原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)	
	原子炉圧力		主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域) 原子炉圧力容器温度	
	原子炉圧力(SA)		主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA 広帯域) 原子炉水位(SA 燃料域) 原子炉圧力容器温度	
	ドライウェル温度		主要パラメータの他の検出器 ドライウェル圧力	
	ドライウェル圧力		圧力抑制室圧力 ドライウェル温度	
	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口 圧力*		原子炉圧力 原子炉圧力(SA)	
	残留熱除去系ポンプ出口圧力*		原子炉圧力 原子炉圧力(SA)	
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口 圧力*		原子炉圧力 原子炉圧力(SA)	

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ \*：重大事故等対処設備（設計基準拡張）

## 43条 重大事故等対応設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由
第2表 常設重大事故防止設備 (16/18)				
常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>※1</sup>		
水源の確保	復水貯蔵タンク水位  圧力抑制室水位	高圧代替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)		
		主要パラメータの他チャンネル 代替循環冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力		

※1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対応設備

女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由
第2表 常設重大事故防止設備 (17/18)				
常設重大事故防止設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設 <sup>*1</sup>		
系統機能	設備			
使用済燃料プールの監視	58	使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式)  使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式)  使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)  使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) 使用済燃料プール監視カメラ  使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) 使用済燃料プール監視カメラ  使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) 使用済燃料プール監視カメラ  使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)	

\*1：主要設備の計測が困難となった場合の代替監視パラメータ

43条 重大事故等対処設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

泊発電所3号炉				
第2表 常設重大事故防止設備 (18/18)			泊発電所3号炉	相違理由
常設重大事故防止設備 系統機能	設備	関連 条文	代替する機能を有する 設計基準対象施設	
その他	6-2F-1 母線電圧	58	6-2C 母線電圧	
	6-2F-2 母線電圧		6-2D 母線電圧	
	6-2C 母線電圧		6-2H 母線電圧	
	6-2D 母線電圧		(6-2C 母線電圧)	
	6-2H 母線電圧*		(6-2D 母線電圧)	
	4-2C 母線電圧		(6-2H 母線電圧)	
	4-2D 母線電圧		(4-2C 母線電圧)	
	125V 直流主母線 2A 電圧		(4-2D 母線電圧)	
	125V 直流主母線 2B 電圧		(125V 直流主母線 2A 電圧)	
	125V 直流主母線 2A-1 電圧		(125V 直流主母線 2B 電圧)	
	125V 直流主母線 2B-1 電圧		125V 直流主母線 2A 電圧	
	250V 直流主母線電圧		125V 直流主母線 2B 電圧	
	HPCS125V 直流主母線電圧*		(250V 直流主母線電圧)	
	高圧窒素ガス供給系 ADS 入口 圧力		(HPCS125V 直流主母線電圧)	
居住性の確保	代替高圧窒素ガス供給系 窒素ガ ス供給止め弁入口圧力		(高圧窒素ガス供給系 ADS 入 口圧力)	
	中央制御室遮蔽	59	高压窒素ガス供給系 ADS 入 口圧力	
	中央制御室送風機		(中央制御室遮蔽)	
	中央制御室排風機			
	中央制御室再循環送風機			
	中央制御室再循環フィルタ装置		(中央制御室換気空調系)	
電源の確保(緊急時対策所)	中央制御室換気空調系ダクト・ダ ンバ[流路]	61		
	緊急時対策所軽油タンク			
	緊急時対策所燃料移送系配管・弁 [燃料流路]			
	緊急時対策所用高圧母線 J 系			
	ガスタービン発電機～緊急時対 策所用高圧母線 J 系電路 [電路]		非常用交流電源設備	
	電源車接続口(緊急時対策建屋) ～緊急時対策所用高圧母線 J 系 電路 [電路]			
発電所内の通信連絡	無線連絡設備(固定型)	62		
	衛星電話設備(固定型)			
	無線連絡設備(屋外アンテナ)[伝 送路]			
	衛星電話設備(屋外アンテナ)[伝 送路]		送受話器(ページング) 電力保安通信用電話設備	
	有線(建屋内)(携行型通話装置、 無線連絡設備(固定型)、衛星電話 設備(固定型)に係るもの)[伝送 路]			

\* : 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2表の設備のうち、配管、クエンチャ、手動弁、海水系ストレーナ、ストレーナ、スパージャ、ジェットポンプ、ディフューザ、貯留槽、取水口、取水路、海水ポンプ室、スプレイ管、熱交換器、発火性・引火性物質を内包しないタンク、フィルタ装置、圧力開放板、ダクト、ダンパー、復水貯蔵タンク、サブレッシュンチェンバ、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、使用済燃料プール（サイフォン防止機能含む）、遠隔手動弁操作設備、遮蔽、原子炉建屋プローアウトパネル、排気筒は金属等の不燃性材料で構築されていること、内部の液体の漏えいを防止するためのパッキンが装着されている場合でもパッキン類のシート面は機器内の液体と接触しており大幅な温度上昇は考えにくいことから、火災発生のおそれはない。また、主蒸気逃がし安全弁、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ、主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータ及び真空破壊装置については、原子炉運転中は窒素封入された原子炉格納容器内に設置されていることから、火災発生のおそれはない。</p> <p>すなわち、2.2(1)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p>上記以外の常設重大事故防止設備について、当該設備の機能と、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設の安全機能が火災によって同時に喪失しないことを以下に示す。</p>	<p>第3表の設備のうち、制御棒クラスタ、補助給水ピット、加圧器安全弁、主蒸気安全弁、蒸気発生器、ほう酸タンク、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、燃料取替用水ピット、蓄圧タンク、余熱除去冷却器、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーン、ほう酸注入タンク、格納容器スプレイ冷却器、C、D-格納容器再循環ユニット、C、D-原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サーヴィタンク、C、D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ、C、D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ、中央制御室遮へい、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室給気ユニットは金属等の不燃性材料で構築されていること、内部の液体の漏えいを防止するためのパッキンが装着されている場合でもパッキン類のシート面は機器内の液体と接触しており大幅な温度上昇は考えにくいことから、火災発生のおそれはない。</p> <p>すなわち、2.2(1)①において安全機能が喪失しないと判断する。</p> <p>上記以外の常設重大事故防止設備について、当該設備の機能と、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備等の安全機能が火災によって同時に喪失しないことを以下に示す。</p>	<p>設備の相違 重大事故等対処設備の相違</p> <p>設備の相違 BWR固有の原子炉格納容器内の窒素封入による相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系及びATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）[44条]</p> <p>ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）及びほう酸水注入系は、重大事故等時に発電用原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能を代替するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設は原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットである。また、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、重大事故等時に自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の論理リセットボタンによる主蒸気逃がし安全弁の作動阻止を代替するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準対象施設は自動減圧系である。</p> <p>原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットのうち、制御棒、制御棒駆動機構については、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>また、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットについては、フェイルセーフ設計となっており、火災によって電磁弁のケーブルが損傷した場合、あるいはスクラム弁・スクラムバイロット弁のダイヤフラム等が機能喪失した場合も、スクラム弁が「開」動作しスクラムすることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。さらに、万一、火災によってケーブルが損傷し、すべての電磁弁が無励磁とならない場合においても、電磁弁の電源を切ることによってスクラム弁を「開」動作しスクラムさせることができる。（第2図）</p> <p>一方、ほう酸水注入系については原子炉建屋地上2階（原子炉建屋原子炉棟内）に設置されており、未臨界維持機能として同等の機能を有する設計基準対象施設である制御棒及び制御棒駆動機構（原子炉格納容器内に設置）並びに制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（原子炉建屋地下1階（原子炉建屋原子炉棟内）に設置）と位置的分散を図り、火災に対する影響軽減対策を実施している。（第3図、第4図）</p> <p>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の論理回路は、設計基準事故対処設備である自動減圧系及び重大事故等対処設備である代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の論理リセット操作を行う制御盤と異なる制御盤に配置している。（第5図）</p> <p>加えて、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策を講じているとともに、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び固定式消火設備又は消火器を設置している。</p> <p>以上より、発電用原子炉の緊急停止機能、未臨界維持機能は火災によって影響を受けないことから、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系及びATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）のいずれかに单一の火災が発生した場合でも、発電用原子炉の緊急停止機能及び未臨界維持機能すなわち、原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットとATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ほう酸水注入系及びATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は同時にすべて喪失することなく確保できる。</p>	<p>(1) 手動による原子炉緊急停止 [44条]</p> <p>「手動による原子炉緊急停止」は、ATWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合に、手動にて原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）操作により、原子炉を緊急停止するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装及び炉外核計装による原子炉自動トリップ機能である。</p> <p>手動による原子炉緊急停止、原子炉自動トリップ機能とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。</p> <p>制御棒クラスタについては、原子炉容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>また、制御棒クラスタについては、フェイルセーフ設計となっており、火災によって制御棒駆動装置のケーブルが損傷した場合も、自重により落下することで炉心に挿入されることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>さらに、原子炉トリップスイッチ及び原子炉トリップレバーや断器と、原子炉安全保護盤は、異なる火災区画に設置されている。（第6図、第7図）</p> <p>以上より、単一の火災によって手動による原子炉緊急停止の機能、原子炉自動トリップ機能は同時に喪失することなく確保可能である。</p>	<p>設備の相違 重大事故等対処設備の相違</p> <p>記載箇所の相違 泊のほう酸水注入はP.共8-52に記載する。</p>

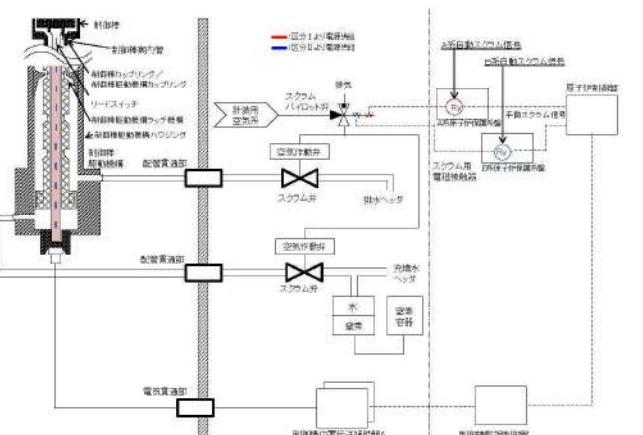
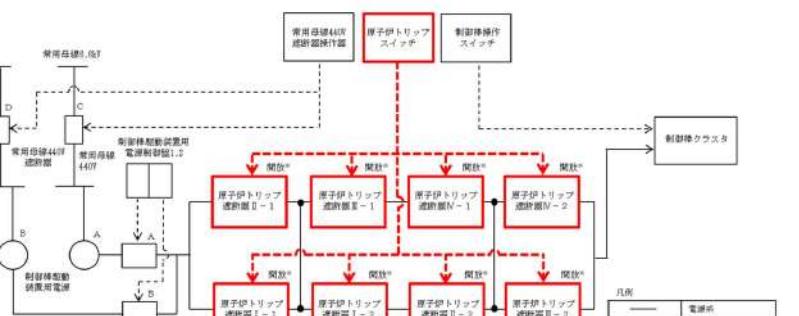
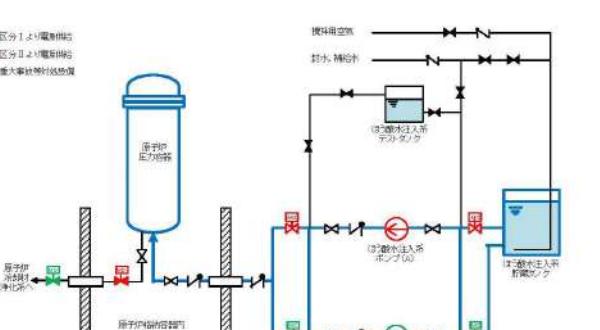
## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

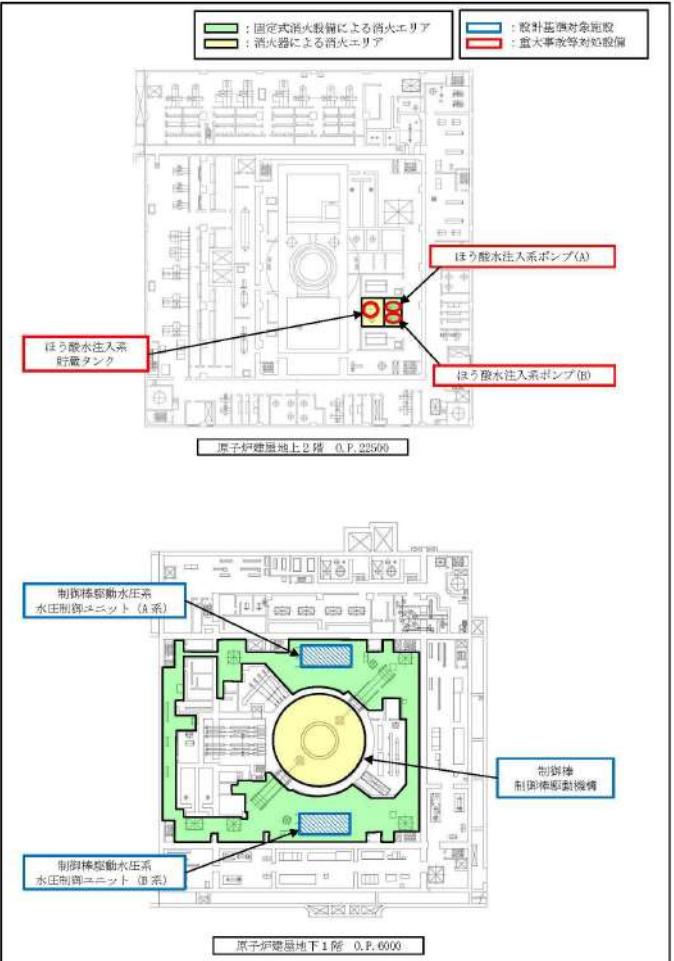
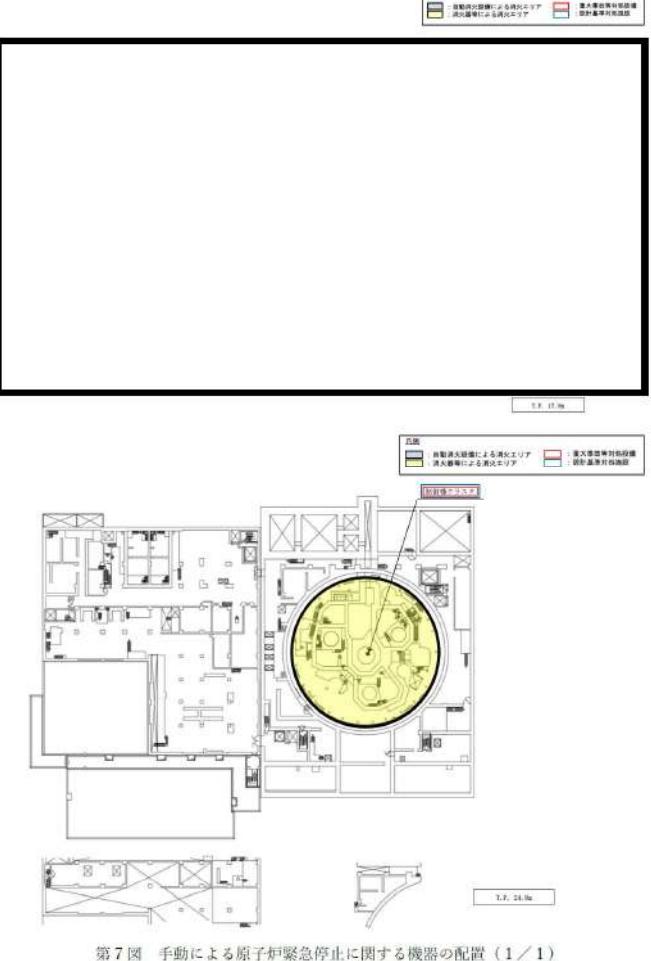
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、消火設備についてもそれぞれ分散して設置している。</p> <p>すなわち、2.2(1)①及び2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<p>すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<a href="#">記載内容の相違【①】</a>

#### 43 条 重大事故等對處設備

女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>第2図 制御棒駆動系、水圧制御ユニットの概要図</p>	 <p>第6図 手動による原子炉緊急停止 系統概要図 ※：現場の原子伊トリップ遮断器スイッチにより、開放することも可能。</p>	
 <p>第3図 ほう酸水注入系の概要図</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図例：  <span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 固定式消火栓による消火エリア  <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 消火器による消火エリア  <span style="background-color: blue; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 設計基準対象施設  <span style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 重大事故等対処設備</p> <p>主要機器配置図          ほう酸水注入系貯蔵タンク          ほう酸水注入系ポンプ(A)          ほう酸水注入系ポンプ(B)          原子炉建屋地上2階 O.P. 22560</p> <p>制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(A系)          制御棒駆動機構          制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(B系)          原子炉建屋地下1階 O.P. 6009</p>	 <p>図例：  <span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 固定式消火栓による消火エリア  <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 消火器による消火エリア  <span style="background-color: blue; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 設計基準対象施設  <span style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 重大事故等対処設備</p> <p>主要機器配置図          T.L. 17.9a</p>	

第4図 ほう酸水注入系と制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの配置

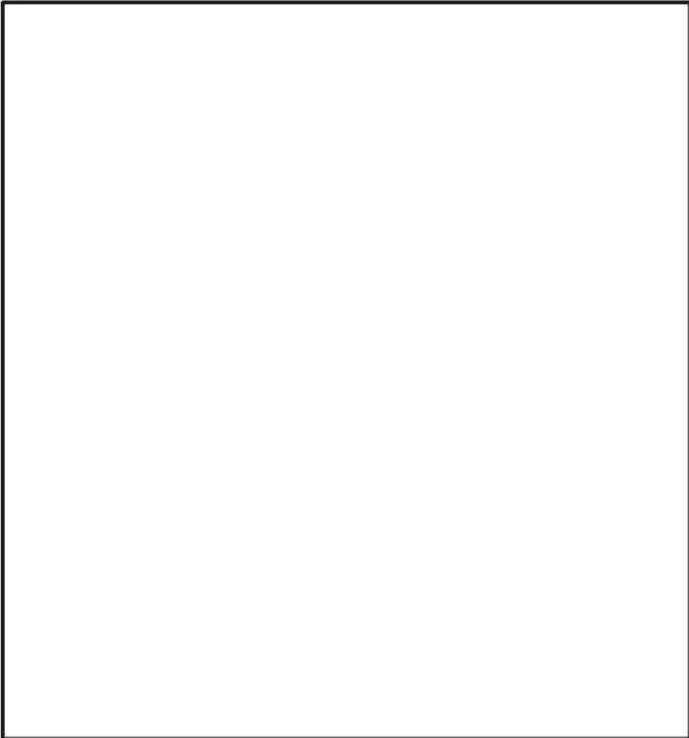
第7図 手動による原子炉緊急停止に関する機器の配置 (1 / 1)

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

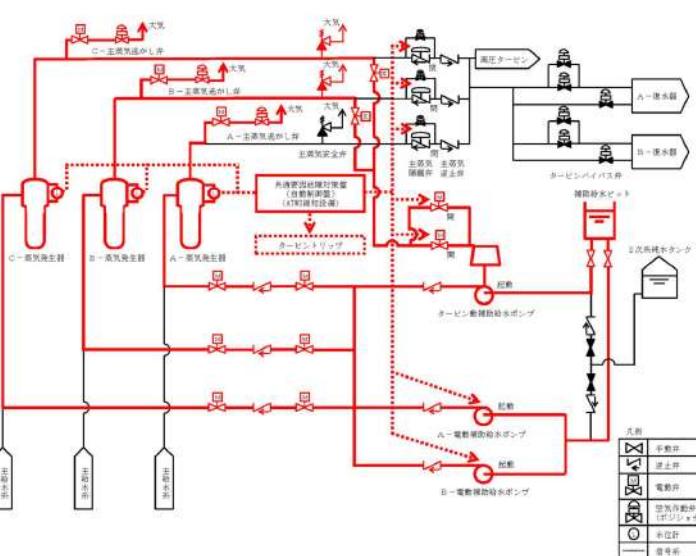
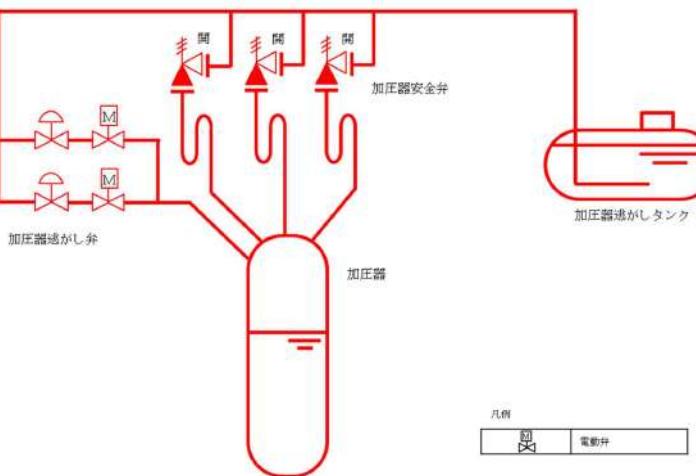
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5図 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の論理回路と自動減圧系及び 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の論理リセットボタンの 中央制御室における配置</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		

## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）【44条】</p> <p>「原子炉出力抑制（自動）」は、ATWSが発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合に、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の作動により原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持するための常設設備、</p> <p>「原子炉出力抑制（手動）」は、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合に、中央制御室から手動操作によりタービン手動トリップ、主蒸気隔離弁の閉操作及び補助給水ポンプの起動を行うことで原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持するための常設設備であり、当該設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備は制御棒クラスター、原子炉トリップ遮断器、原子炉安全保護盤、安全保護系のプロセス計装、炉外核計装による原子炉自動トリップ機能である。</p> <p>原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）、原子炉自動トリップ機能とも、火災の発生防止対策として難燃ケーブルの使用、過電流による過熱防止対策等を講じている。また、感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所に自動消火設備又は消火器を設置している。</p> <p>さらに、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁と、制御棒クラスター、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤は、異なる火災区画に設置されている。加えて、原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）は減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制する手段であり、原子炉自動トリップ機能とはそれぞれ異なる原理で原子炉出力を抑制する。（第8-1図、第8-2図、第9図）</p> <p>以上より、単一の火災によって原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）並びに原子炉自動トリップ機能は同時に喪失することなく確保可能である。すなわち、2.2(1)②において安全機能が同時に喪失しないと判断する。</p>	<span style="color:red;">設備の相違</span> <span style="color:red;">重大事故等対処設備の相違</span>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

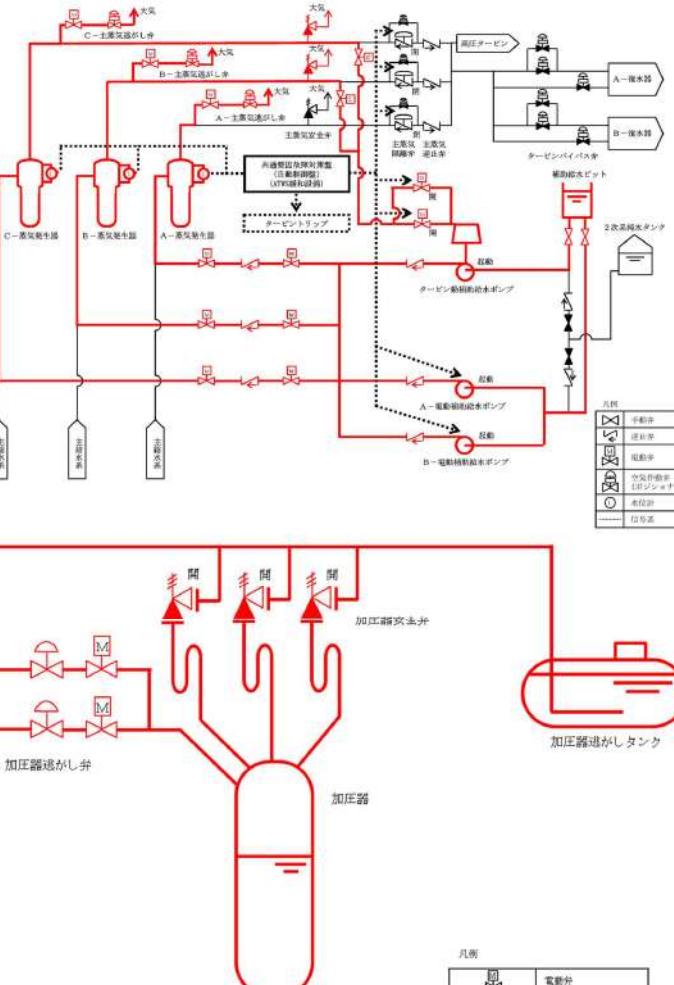
43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 	<b>設備の相違</b> <b>重大事故等対処設備の相違</b>

第8-1図 原子炉出力抑制（自動）系統概要図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

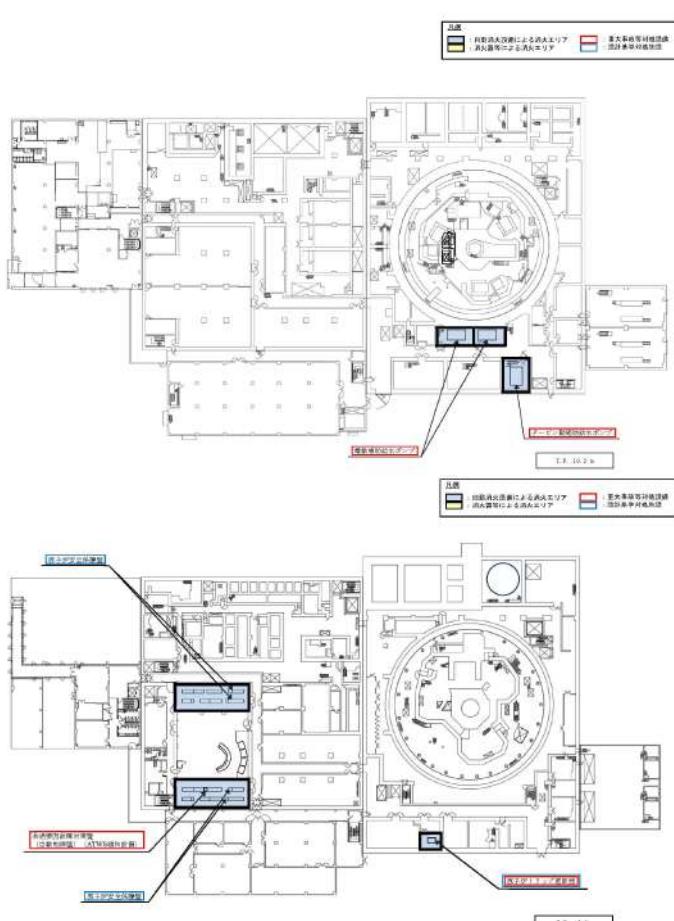
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<b>設備の相違</b> <b>重大事故等対処設備の相違</b>

第8-2図 原子炉出力抑制（手動）系統概要図

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 43条 重大事故等対処設備

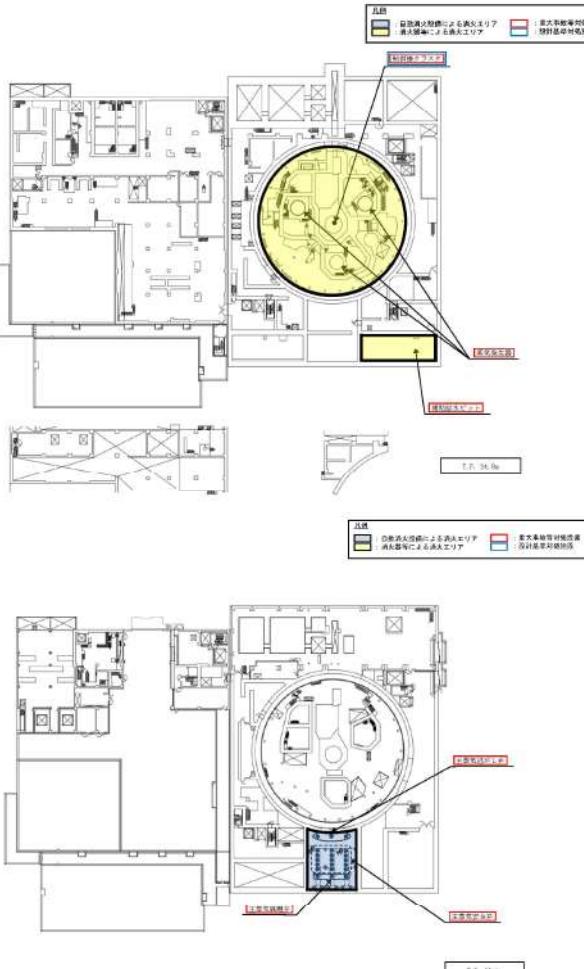
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<u>設備の相違</u> 重大事故等対処設備 の相違

第9図 原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に関する機器の配置（1／3）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

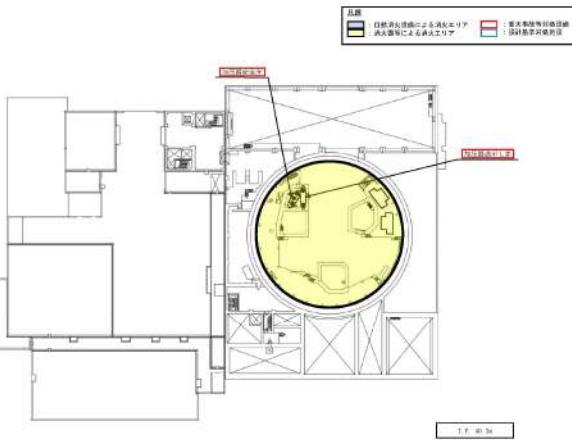
## 43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<u>設備の相違</u> <u>重大事故等対処設備の相違</u>

第9図 原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に関する機器の配置（2／3）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第9図 原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に関する機器の配置（3／3）	<u>設備の相違</u> <u>重大事故等対処設備の相違</u>